

平成26年度

千葉県男女共同参画白書



男女共同参画

千葉県

はじめに

本県では、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かちあい、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、「第3次千葉県男女共同参画計画」に基づき、男女がともに働きやすく、子育てしやすい環境づくりに向けた意識啓発など、様々な施策に取り組んでいるところです。

男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるためには、男女共同参画に関する状況を統計データ等により「見える化」するとともに、行政が取り組む施策について広く周知していくことが重要です。

そこで、本県の男女共同参画の推進状況と、平成25年度における全事業の実施状況や重点的取組事業に対する評価等を白書として取りまとめました。

本白書が、皆様にとって千葉県の状況や施策等についての理解と関心を深めていただくきっかけとなり、今後、家庭や地域、職場、学校など身近なところから男女共同参画の取組を進めていただく一助となれば幸いです。

平成27年2月

千葉県総合企画部長 鶴巻 郁夫

表紙【男女共同参画シンボルマーク】について



男女共同参画社会基本法制定10周年を迎える平成21年に、内閣府男女共同参画局が公募により決定したこのシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

第 1 部 本県における男女共同参画の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第 2 部 平成 2 5 年度に実施した本県の男女共同参画施策について、第 3 次計画の施策の方向に基づき、取りまとめています。

第 3 部 本県の男女共同参画センターの事業について掲載しています。

【はじめに】

第1部

【千葉県における男女共同参画の状況】

＜特集＞ 女性の活躍推進に向けて	1
I 人口	6
II 意識	9
III 政策・方針決定過程における女性の参画	14
IV 労働	22
V 福祉	34
VI 人権	38
VII 健康	45
VIII 教育	52
IX 国際	54

【県内市町村における男女共同参画の状況】

(1) 推進体制	56
(2) 男女共同参画担当課	57
(3) 男女共同参画に係る計画策定・条例制定状況	59
(4) 男女共同参画のための総合的な施設設置状況	61
(5) 審議会における女性委員の登用状況	63
(6) 市町村職員における女性管理職の登用状況	65

第2部

【第3次千葉県男女共同参画計画の概要】 67

【第3次千葉県男女共同参画計画に係る事業の実績】

第3次千葉県男女共同参画計画施策進行管理票	70
-----------------------	----

【第3次千葉県男女共同参画計画の評価について】

第3次千葉県男女共同参画計画の評価について	88
重点的取組等に対する評価	90

【第3次千葉県男女共同参画計画に記載されている指標の平成25年度実績】

	138
--	-----

【男女共同参画関係事業 平成25年度予算額及び決算額、25年度と26年度の予算額の比較】

	140
--	-----

第3部

【千葉県男女共同参画センター事業一覧】	142
---------------------	-----

第1部 【千葉県における男女共同参画の状況】 目次詳細

図表No.	データ名	ページ
<特集> 女性の活躍推進に向けて		
特-1	雇用形態（経年調査との比較、千葉県）	1
特-2	ライフイベントによる女性の就業形態の変化（平成23年）	2
特-3	女性の就労傾向	2
特-4	離職期間が長い女性の正社員雇用（経年調査との比較）	3
特-5	採用した理由（経年調査との比較）	3
特-6	女性の管理職の割合（経年調査との比較）	4
特-7	女性の活用が進まない理由	4
特-8	女性の活用についての考え	5
特-9	女性の活用をする前と比較しての経営上の効果	5
I 人 口		
1	人口の推移	6
2	人口ピラミッド	7
3	年齢3区分別人口の推移	8
4	高齢化率の推移（千葉県・全国）	8
5	65歳以上の年齢階級別男女の割合（千葉県）	8
II 意 識		
6	男女の平等意識（千葉県）	9
7	男女の平等意識（千葉県・全国）	10
8	男女の平等意識の推移（千葉県）	10
9	「男は仕事、女は家庭」の考え方の推移（全国）	11
10	「男は仕事、女は家庭」の考え方（千葉県）	11
11	家事等の役割分担（千葉県）	12
12	家事関連時間（週全体平均）（千葉県・全国）	12
13	曜日別家事関連時間（千葉県）	12
14	結婚・離婚についての考え方（千葉県）	13
III 政策・方針決定過程における女性の参画		
15	都道府県議会における女性議員割合の推移（全国）	14
16	千葉県議会における女性議員割合の推移	14
17	全国市議会における女性議員割合の推移	15
18	千葉県の市議会における女性議員割合の推移	15
19	全国町村議会における女性議員割合の推移	16
20	千葉県の町村議会における女性議員割合の推移	16
21	国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移	17
22	職種別県職員数（千葉県）	18
23	千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移	18
24	市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移（千葉県・全国）	19

図表No.	データ名	ページ
25	本務教員に占める女性教員の割合（千葉県・全国）	19
26	産業別男女別役員数の推移（千葉県）	20
27	一事業所あたりの女性管理職の割合（千葉県）	20
28	女性農業委員数の推移（千葉県）	21
29	農協・漁協における女性役員数とその推移（千葉県）	21
30	自治会長に占める女性の割合（千葉県・全国）	21

IV 労働

31	年齢階級別男女別有業率及び就業希望率（千葉県）	22
32	年齢5歳階級別労働力率の推移（千葉県 女性）	22
33	労働力率の推移（千葉県）	23
34	雇用者数の推移（千葉県）	23
35	共働き世帯数の推移（全国）	24
36	女性15歳以上人口の就業状況（千葉県・全国）	24
37	年齢階級別・雇用形態別雇用者数（千葉県 女性）	25
38	年齢階級別・雇用形態別雇用者数（千葉県 男性）	25
39	従業上の地位別・男女別就業者数の推移（千葉県）	26
40	男女労働者の1時間あたり平均所定内給与額格差（千葉県）	26
41	男女雇用者の給与額の推移と賃金格差の推移（千葉県）	27
42	事業所において、本人または配偶者が出産した従業員数と育児休業を取得した従業員数（千葉県）	27
43	男女別育児休業取得率（全国）	27
44	県職員における男性の育児休業取得率（千葉県）	28
45	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」優先度	28
46	家庭の事情での退職の具体的な理由（千葉県）	29
47	仕事と家庭生活の両立のために必要な環境整備（千葉県）	29
48	有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ（千葉県）	30
49	出生率低下の原因	31
50	家族経営協定締結数の推移（千葉県・全国）	32
51	男女別農業経営者数（千葉県・全国）	33
52	農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移（千葉県）	33

V 福祉

53	保育所数と定員数の推移（千葉県）	34
54	保育所の入所児童と待機児童数（千葉県）	34
55	延長保育を実施している保育所数の推移（千葉県）	35
56	放課後児童クラブの設置状況（千葉県）	35
57	母子世帯数・父子世帯数の推移（千葉県・全国）	36
58	65歳以上のいる一般世帯数・構成割合（千葉県・全国）	36
59	要支援・要介護認定者の状況（千葉県）	37

図表No.	データ名	ページ
Ⅵ 人 権		
60	県における相談受理件数	38
61	25年度相談形態別件数及び割合	38
62	専門相談件数	38
63	一時保護件数の年次推移	39
64	市町村における相談受理状況	39
65	千葉県警察本部におけるDV事案の相談受理状況	40
66	千葉県警察本部における措置状況	40
67	保護命令の発令状況	40
68	千葉県警察本部相談サポートコーナーで受理した性犯罪の相談件数の推移	41
69	強姦・強制わいせつの認知件数（千葉県）	41
70	売春防止法違反の送致状況（千葉県）	42
71	ストーカー事案の認知件数及び措置状況（千葉県）	42
72	千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数の推移（千葉県・全国）	43
73	女性の人権が侵害されていると感じること（千葉県）	44
Ⅶ 健 康		
74	合計特殊出生率の推移（千葉県・全国）	45
75	母の年齢階級別出生数の推移（千葉県）	45
76	乳児死亡率の推移（千葉県・全国）	46
77	新生児死亡率の推移（千葉県・全国）	46
78	周産期死亡率の推移（千葉県・全国）	47
79	年齢階級別人工妊娠中絶の状況（千葉県）	47
80	千葉県における主要死因の構成割合（女性・男性別）	48
81	各がんの早世件数の男女比較（千葉県）	49
82	各がんの早世係数の男女比較（千葉県）	49
83	男女別HIV感染者・AIDS患者届出状況（千葉県）	50
84	男女別、年齢別自殺者数（千葉県）	50
85	自殺者数の推移（千葉県）	51
Ⅷ 教 育		
86	高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移（千葉県）	52
87	大学における専攻分野別に見た学生数の推移（全国 女性・男性別）	53
Ⅸ 国 際		
88	ジェンダーギャップ指数	54
89	就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合	54
90	女性の年齢階級別労働力率の国際比較	55
91	育児期にある夫の1日当たりの家事、育児時間の国際比較	55

千葉県における 男女共同参画の状況

第1部

<特集>女性の活躍推進に向けて ～グラフからみる現状と課題～

少子高齢化で日本の生産年齢人口が減少する中、社会経済情勢は常に変化し続けている。このような変化に対応し、多方面での成長に繋げていくために注目されているのが、女性の活躍である。女性は単なる労働力としてだけではなく、多様な価値観を意思決定等に反映していくダイバーシティという観点からも、重要な役割を担っている。また、先進国において女性の就労率が高い国では、出生率も高いという結果も出ている。

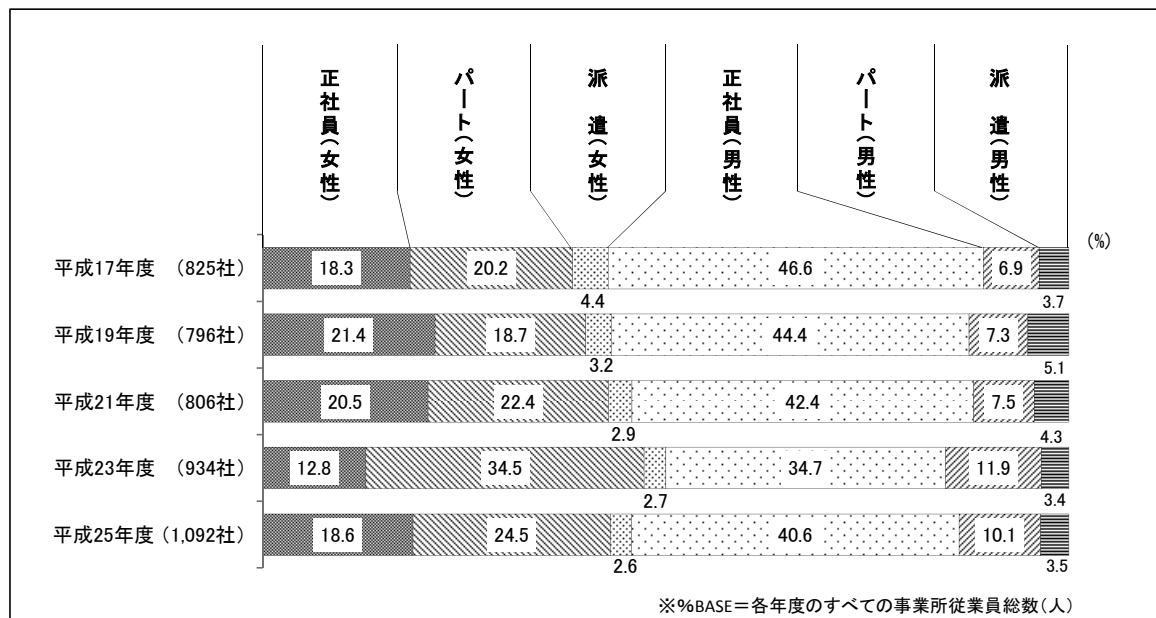
政府は成長戦略の中核として「女性の活躍推進」を掲げ、女性役員・管理職の増加等の取り組みを推進しているものの、目標を達成するには多くの課題がある。一例としては、仕事と家庭の両立が厳しく、結婚・出産後は退職せざるを得ない、といったことが挙げられる。そこで、本特集では雇用の場における現状や人々の意識を理解し、女性の活躍推進に係る課題等を整理していく。

1 就労傾向とライフイベント

(1) 男女の雇用形態について

回答事業所の従業員の雇用形態をみると、平成25年度は「正社員男性」が40.6%に対し、「正社員女性」は18.6%となっている。また、平成17年度から平成23年度までの経年調査と比較すると、緩やかながら男女とも「パート」が増加し、「正社員（男性）」は減少する傾向にあったが、今回の調査では男女とも「正社員」が増加している。

図表 特-1 雇用形態（経年調査との比較、千葉県）

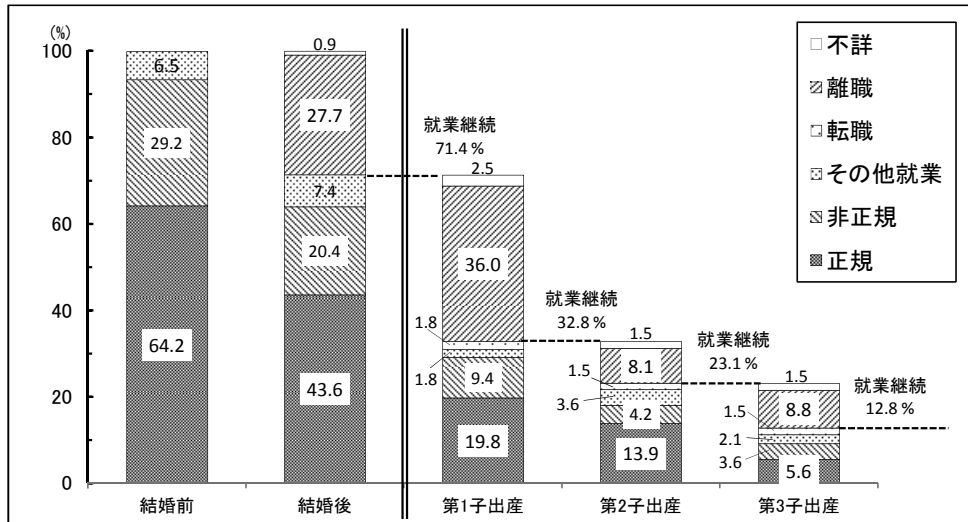


資料出所：千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)

(2) 出産・結婚による就業形態の変化

厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査」（平成23年）によると、結婚前に仕事ありの女性（農林漁業を除く）のうち、正規雇用は64.2%であるが、結婚後には43.6%に低下する。また、仕事ありの女性の27.7%が結婚後に離職している。

図表 特-2 ライフイベントによる女性の就業形態の変化(平成23年)



資料出所: 内閣府「男女共同参画白書」(平成25年6月)

(備考) 1. 厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査」(平成23年)より作成。

2. 結婚前に仕事ありの女性を100としている。

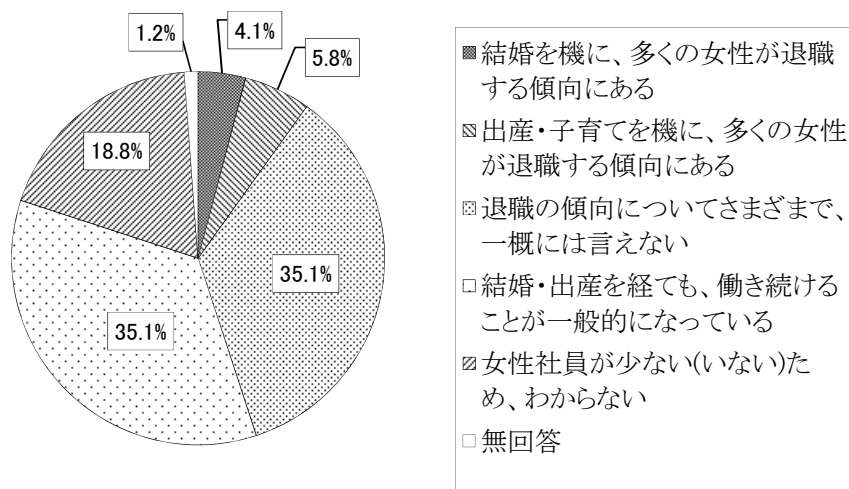
3. 調査では、結婚と出産について別個に問いを設けているが、ここでは、全体の傾向をみるために1つのグラフにまとめている。

4. 結婚前後の就業形態の変化は、第1回調査時(平成14年)から平成23年までの9年間に結婚した結婚前に仕事ありの女性を対象としている。

5. 出産前後の就業形態の変化は、第1回調査時(平成14年)から平成23年までの9年間に子どもが生まれた出産前に妻に仕事ありの夫婦を対象としている。

また、県内事業所における女性の就労傾向をみると、「退職の傾向についてさまざまで、一概には言えない」と「結婚・出産を経ても、働き続けることが一般的になっている」が35.1%と最も高い。

図表 特-3 女性の就労傾向(千葉県、n=1,092)



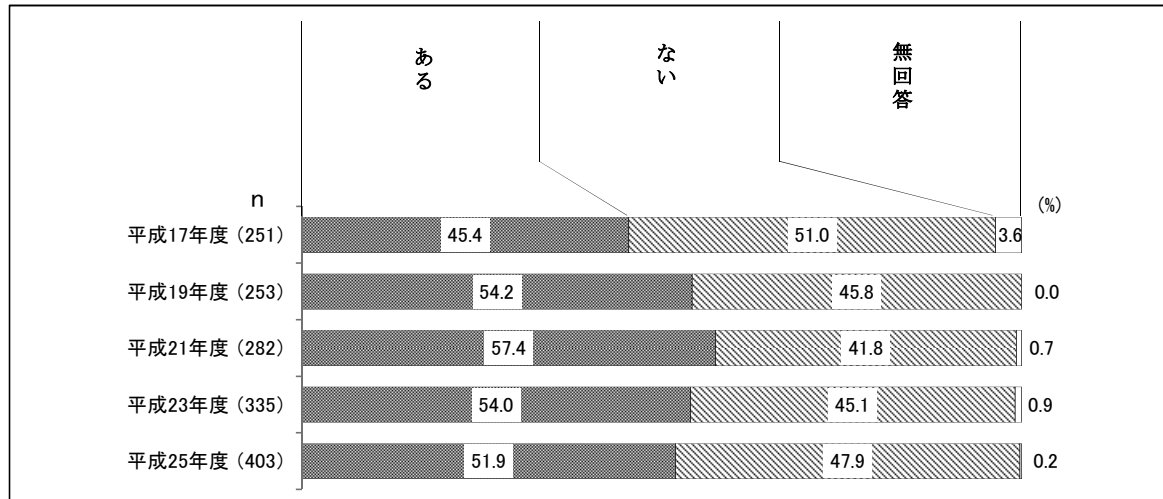
資料出所: 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)

(3) 離職期間が長い女性の正社員雇用

出産・子育てを機に退職し離職期間が長い女性の採用が「ある」と回答した事業所で、離職期間が長い女性の正社員雇用が「ある」と回答した事業所は51.9%、「ない」と回答した事業所は47.9%となっている。

経年調査と比較すると、「ある」は平成17年度から増加傾向にあったが、平成21年度の57.4%をピークに、前回調査から減少傾向となっている。

図表 特-4 離職期間が長い女性の正社員雇用(経年調査との比較)

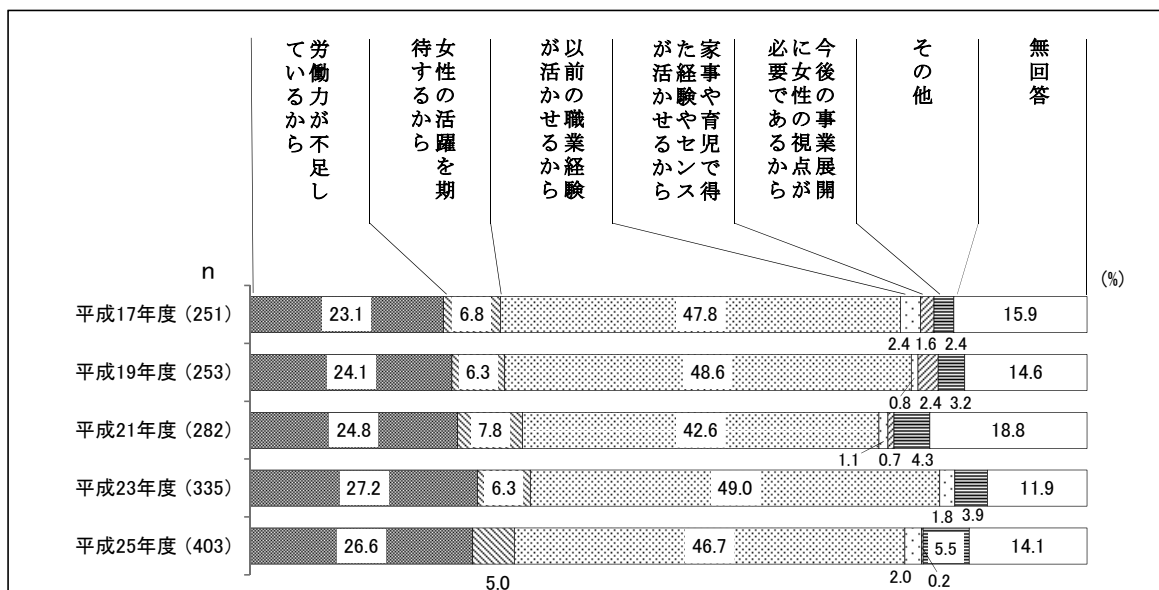


資料出所:千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)

また、出産・子育てを機に退職し離職期間が長い女性の採用が「ある」と回答した事業所の採用した理由をみると、「以前の職業経験が活かせるから」が46.7%と最も高く、次いで「労働力が不足しているから」が26.6%と続いている。

「以前の職業経験が活かせるから」は平成21年度でやや減少したものの、40%台後半ではほぼ横ばいに推移している。また、「労働力が不足しているから」は今回調査でやや減少したものの、この8年間でみると若干増加している。

図表 特-5 採用した理由(経年調査との比較)



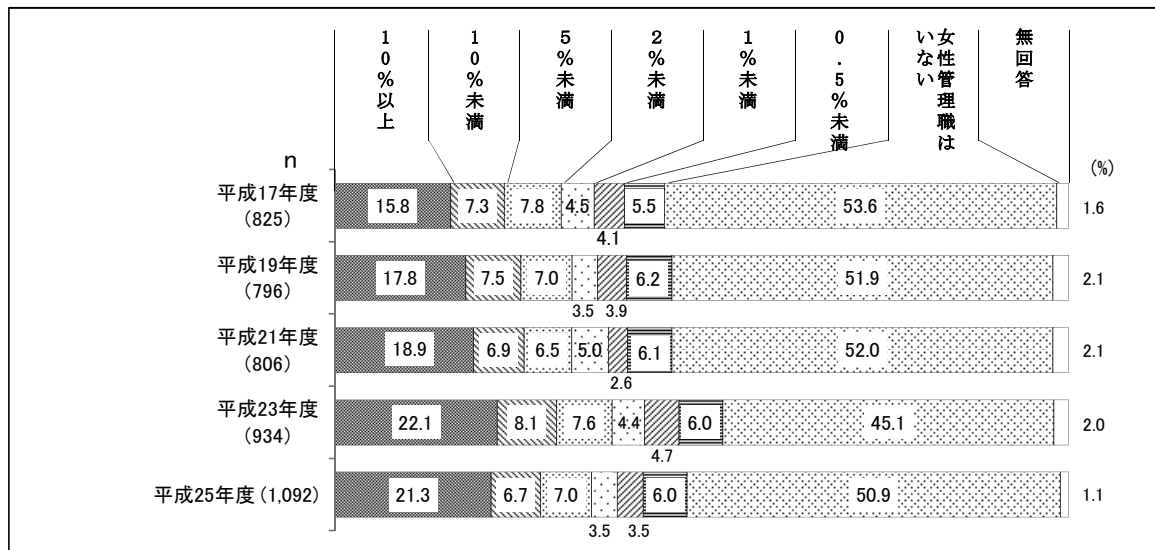
資料出所:千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)

2 管理職の登用について

(1) 女性管理職の割合

平成25年度の女性の管理職の割合をみると、全体の約半数は「女性の管理職はいない」(50.9%)を占めている。平成17年度からの経年調査でみると、女性の管理職のいる事業所の割合は前回調査まで増加傾向にあったものの、今回は減少となっている。

図表 特-6 女性管理職の割合(経年調査との比較)

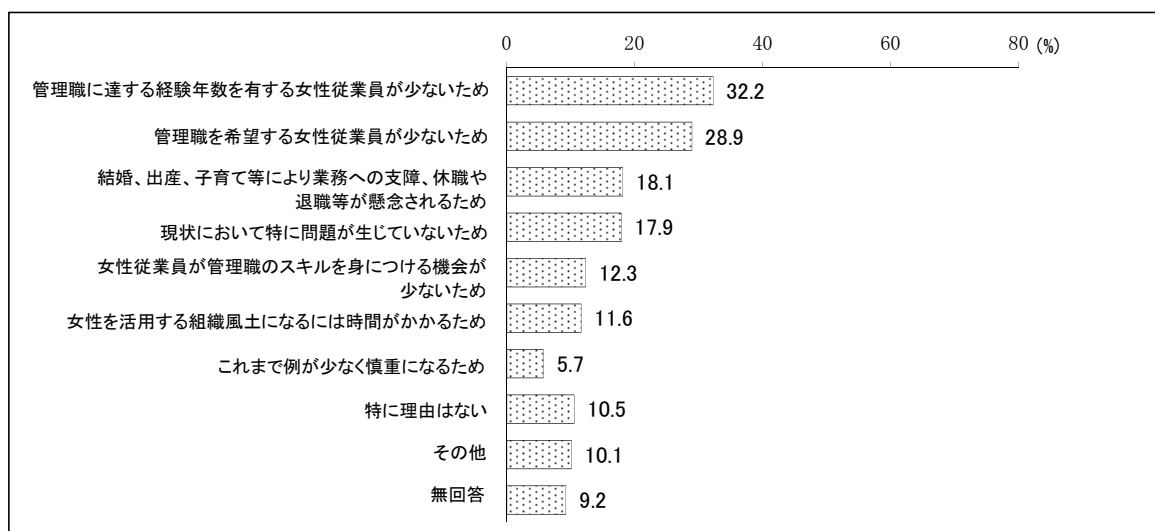


資料出所:千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)

(2) 女性の活用についての現状と考え方

女性管理職の活用が進まない理由をみると、「管理職に達する経験年数を有する女性従業員が少ないため」が32.2%で最も高く、次いで「管理職を希望する女性従業員が少ないため」(28.9%)、「結婚、出産、子育て等により業務への支障、休職や退職等が懸念されるため」(18.1%)、となっている。

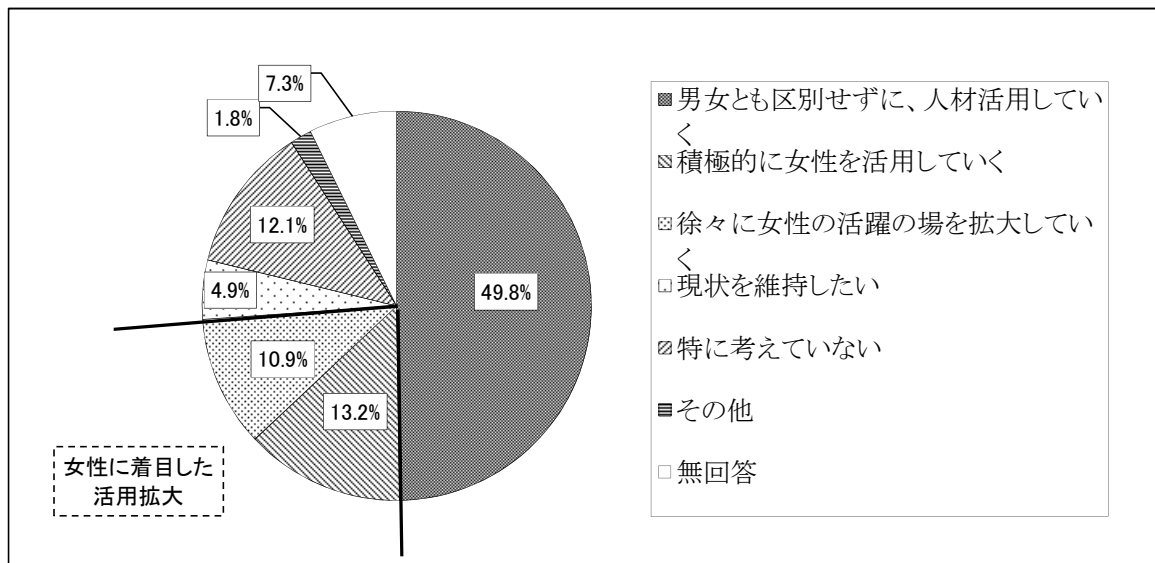
図表 特-7 女性の活用が進まない理由【複数回答:3つまで】(n=1,092)



資料出所:千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)

一方、女性の活用についての考えをみると、「男女とも区別せず、人材活用していく」(49.8%)が半数を占めている。

図表 特-8 女性の活用についての考え(n=1,092)

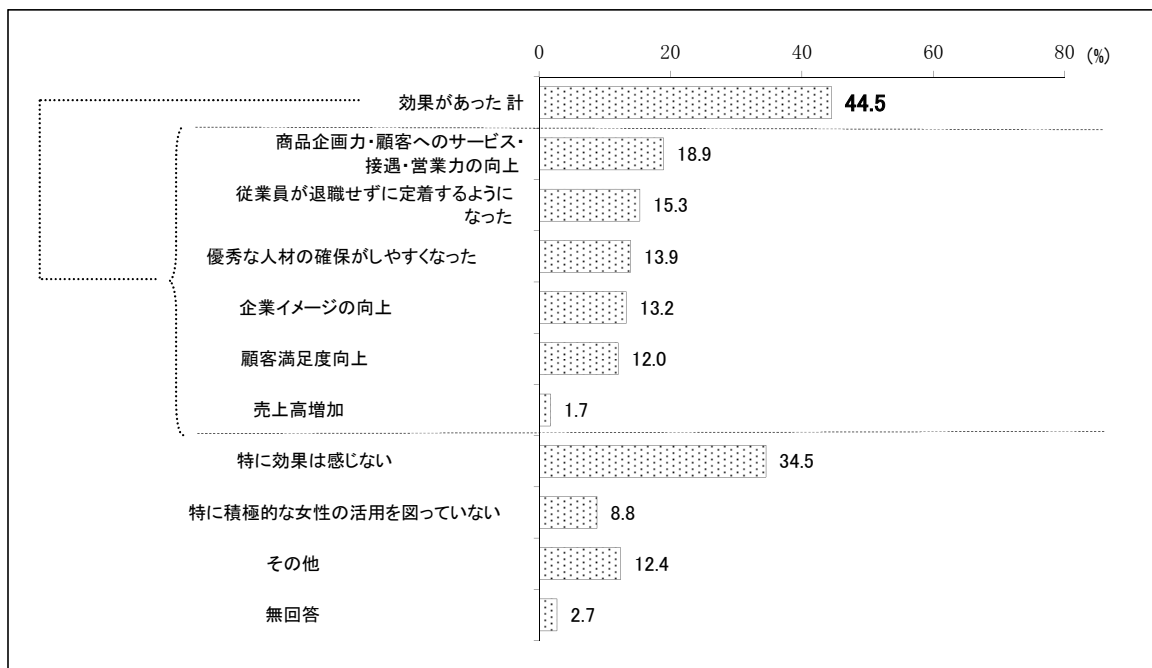


資料出所:千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)

(3)経営上の効果

女性管理職がいる事業所で、女性の活用をする前と比較しての経営上の効果をみると、44.5%が何らかの経営上の効果を感じており、その中では、「商品企画力・顧客へのサービス・接客・営業力の向上」が18.9%、次いで「従業員が退職せずに定着するようになった」が15.3%となっている。「特に効果は感じない」は34.5%であった。

図表 特-9 女性の活用をする前と比較しての経営上の効果【複数回答:3つまで】(n=524)



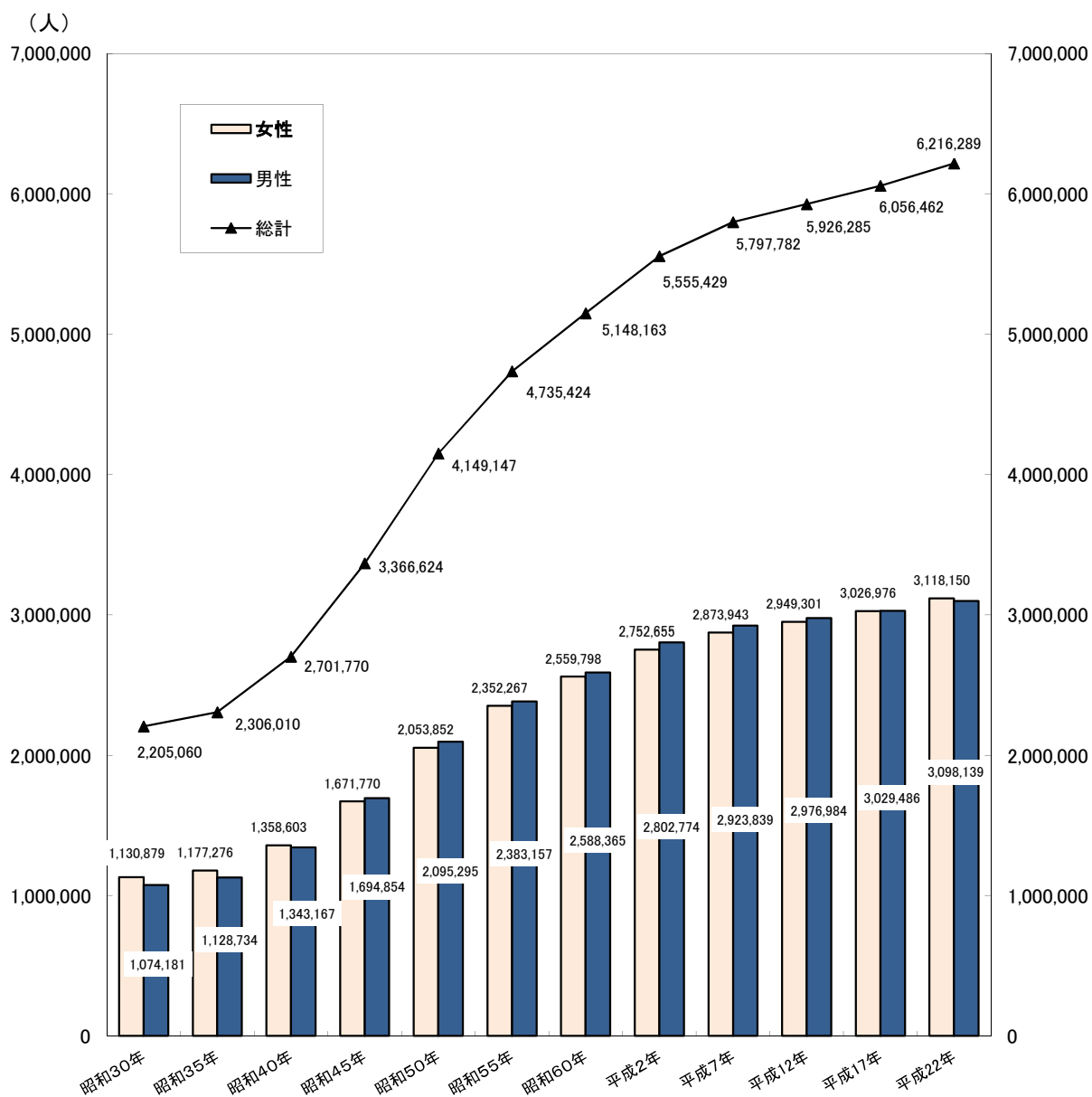
資料出所:千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年11月)

I 人口

1 千葉県における人口の推移

千葉県の人口は50年で2.7倍に増加しました。しかし近年は増加の幅が小さくなっています。

図表1 人口の推移

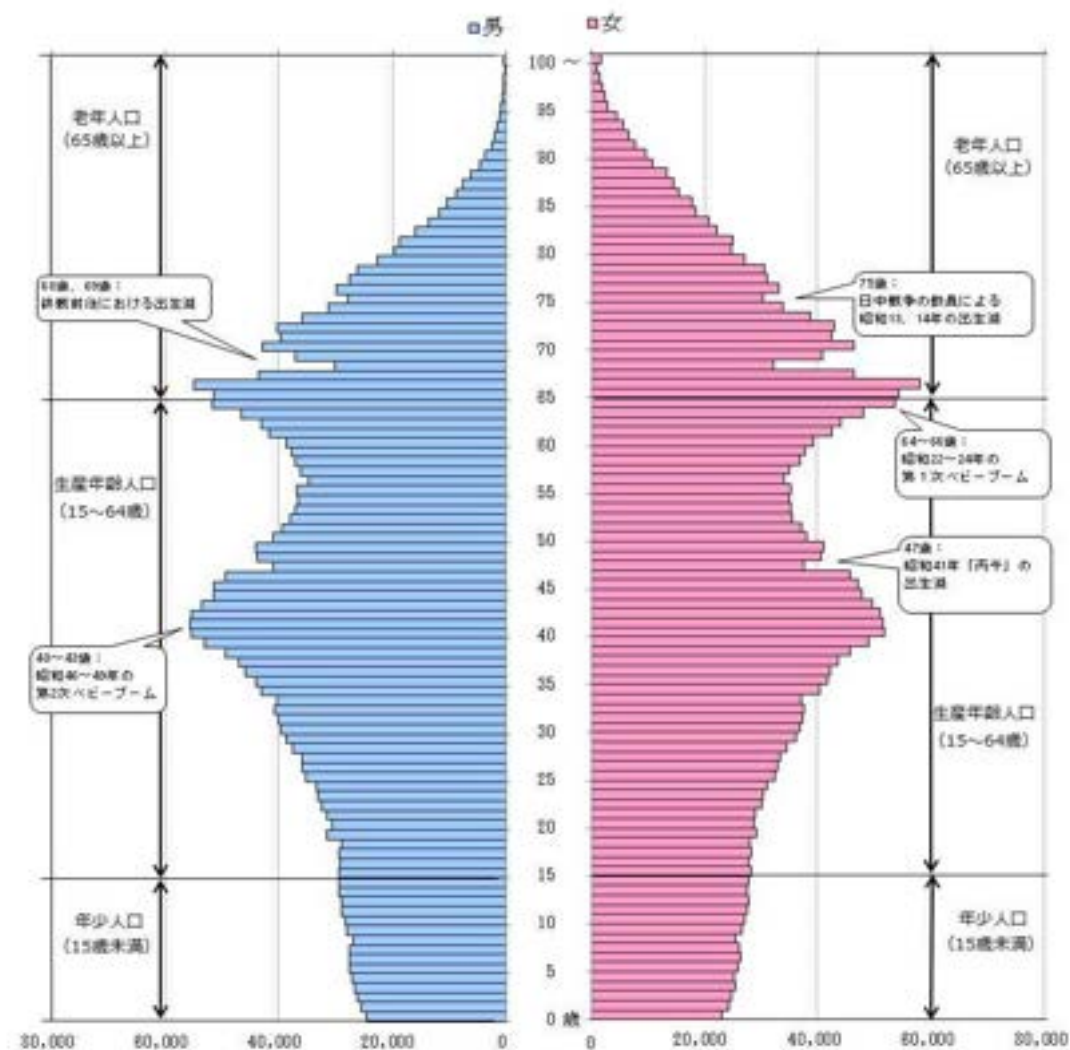


資料出所：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

2 人口の構成

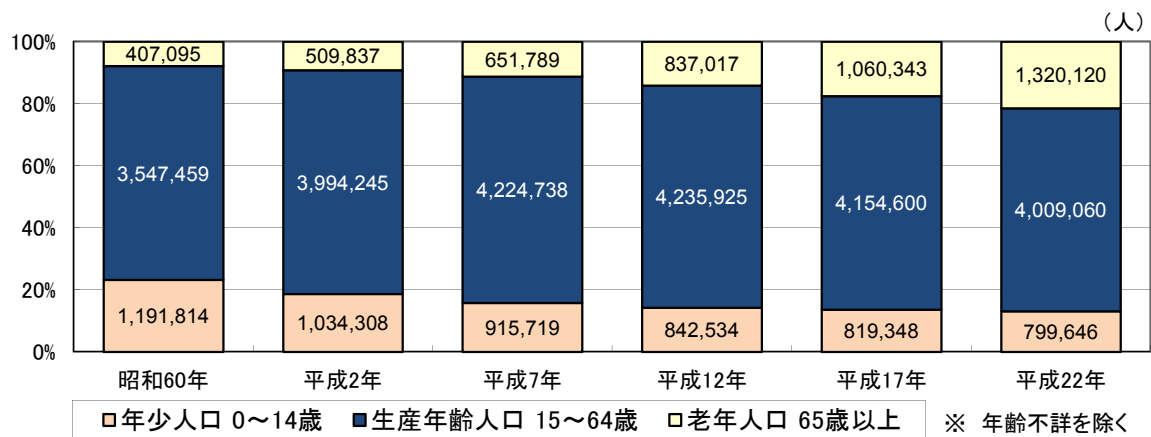
年少人口（0歳～14歳）は減少し、老年人口（65歳～）は増加しています。また、年少人口、生産年齢人口（15歳～64歳）では男女の差は見られませんが、老年人口では年齢階級が上がるにつれ女性の比率が増えています。

図表2 人口ピラミッド



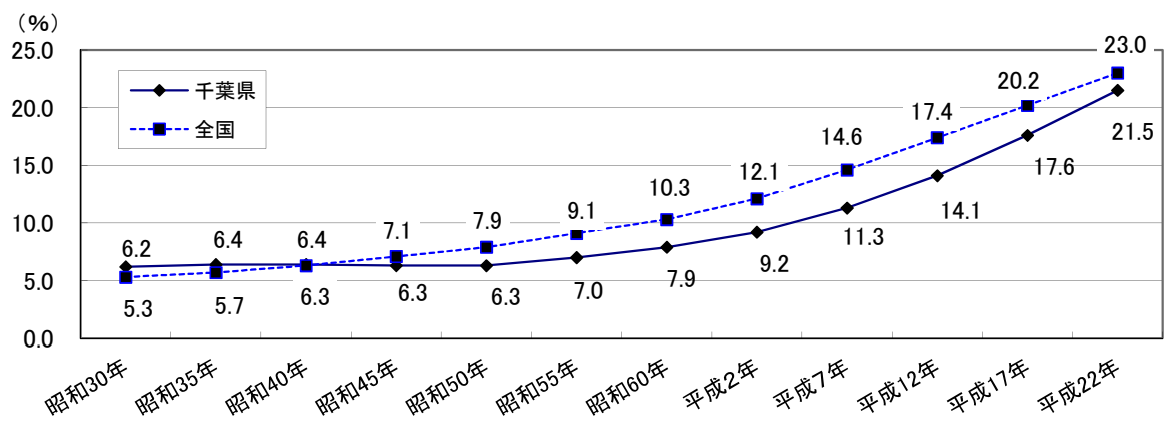
資料出所：千葉県統計課「千葉県年齢別・町丁字別人口」（平成26年4月1日現在）

図表3 年齢3区分別人口の推移

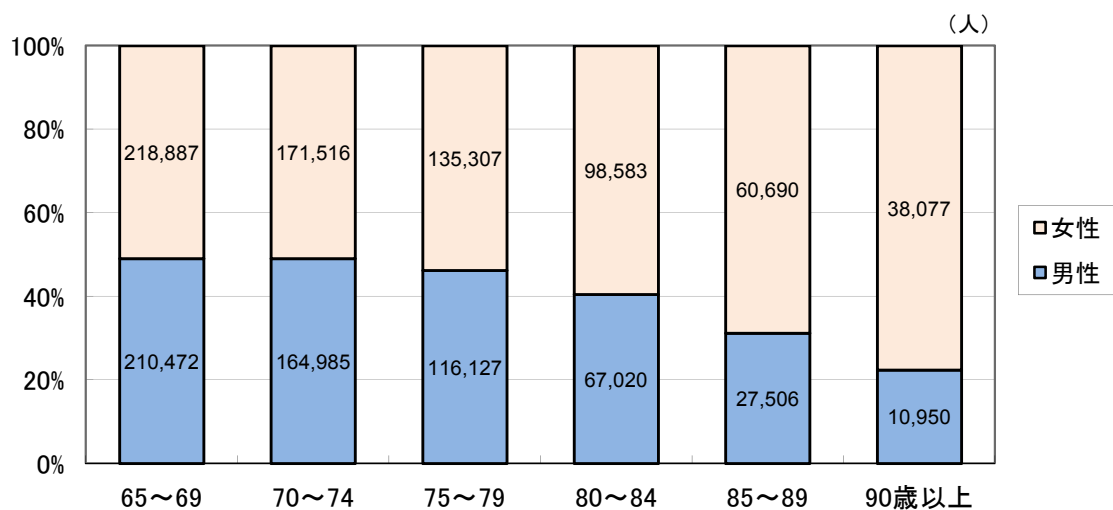


資料出所：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

図表4 高齢化率*の推移(千葉県・全国)



図表5 65歳以上の年齢階級別男女の割合(千葉県)



資料出所：総務省「国勢調査」(平成22年10月1日現在)

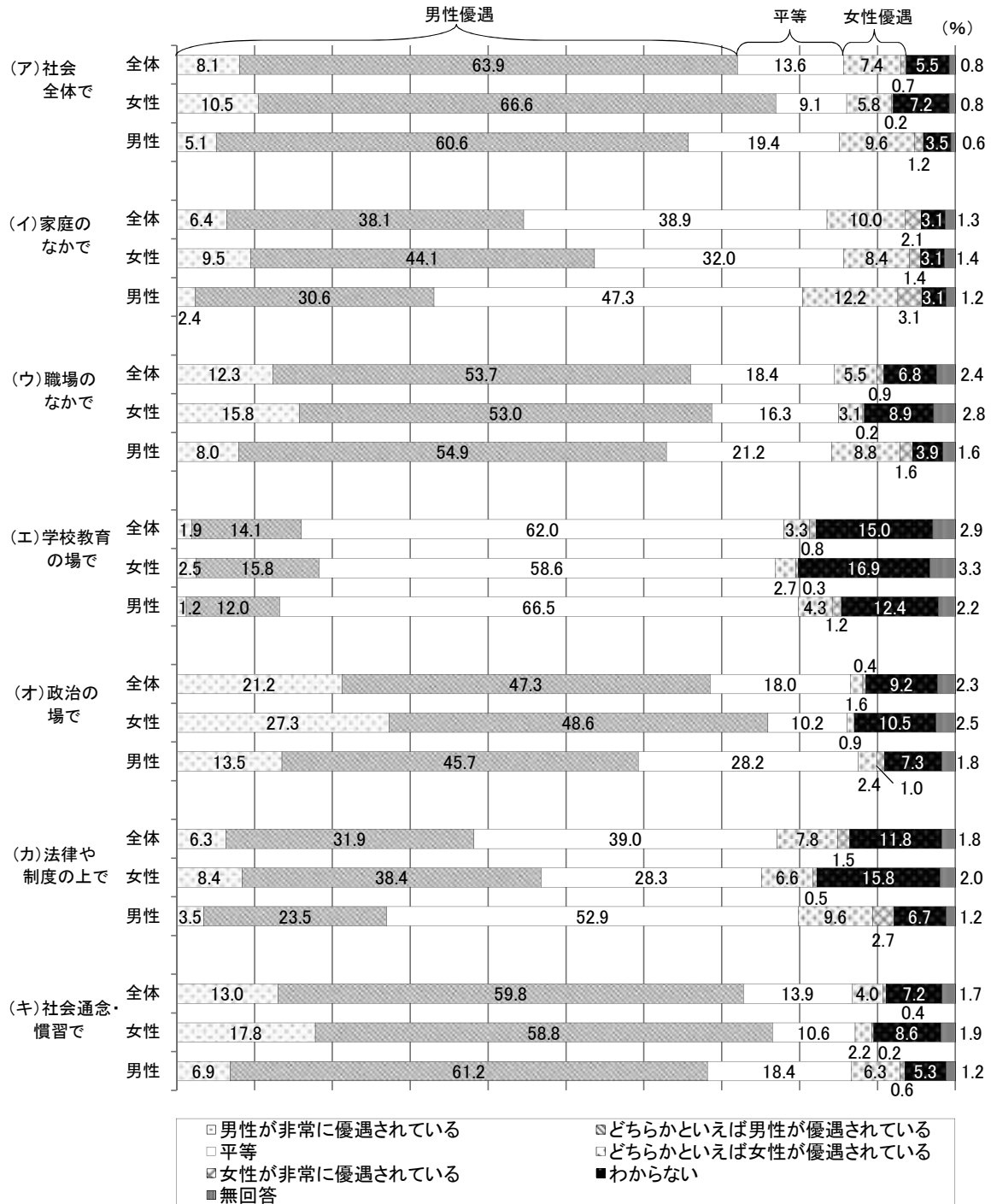
II 意識

1 男女の平等意識

県の調査によると、男女の平等意識は分野によって差があり、男性が優遇されていると感じている割合は全体的には徐々に減ってきてはいるものの、依然として高い傾向にあります。また、その傾向は男性よりも女性に強く表れています。

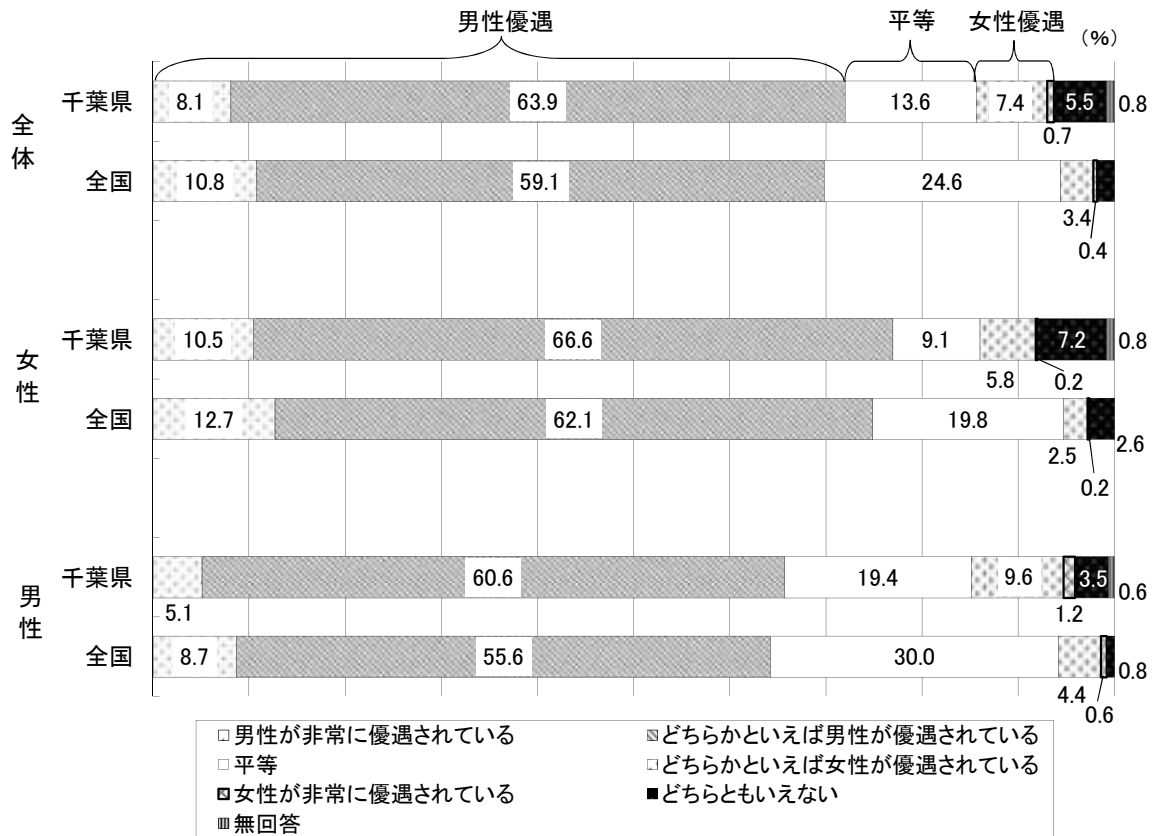
男女の平等意識については、内閣府が行った全国の調査でも同様の結果が出ています。

図表6 男女の平等意識(千葉県)



資料出所：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年10月)

図表7 男女の平等意識(千葉県・全国)



資料出所: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年10月)

千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年10月)

図表8 男女の平等意識の推移(千葉県)



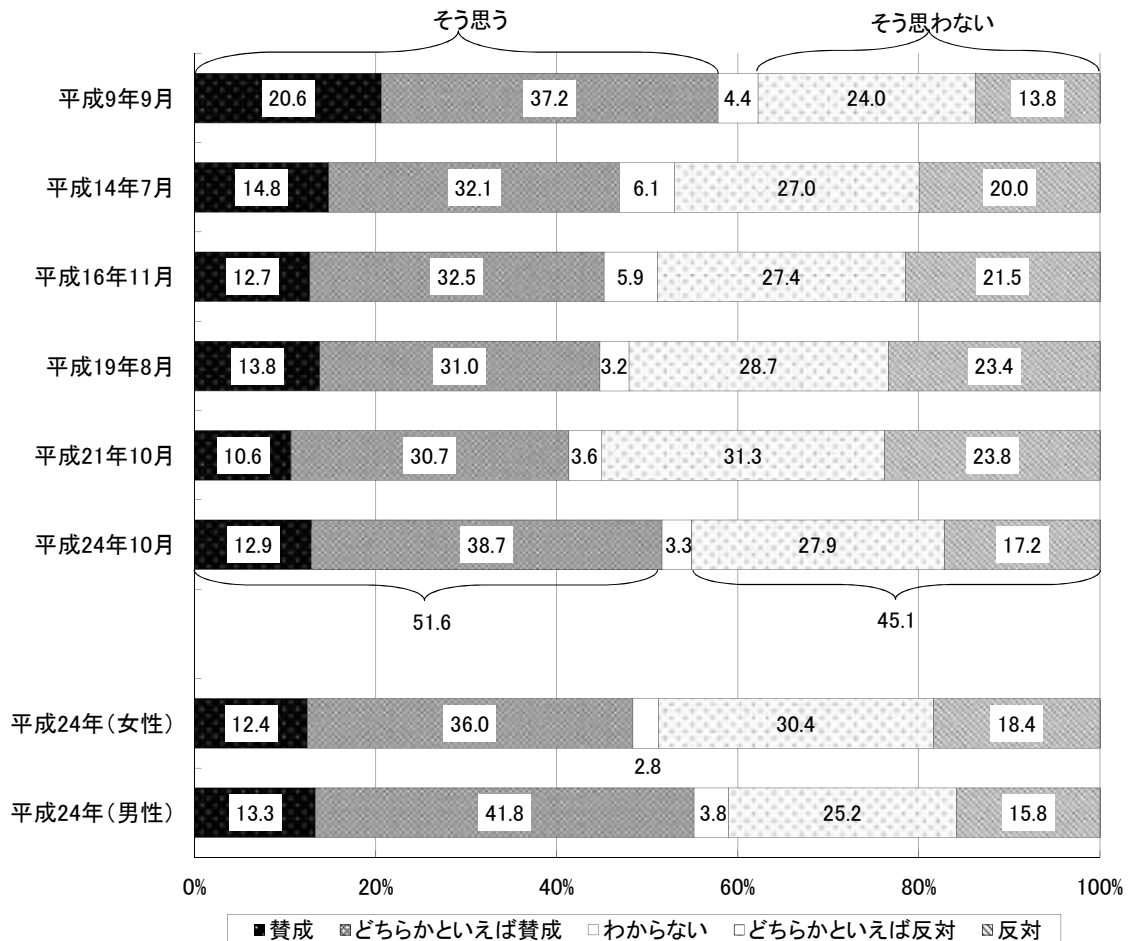
資料出所: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年10月)

2 男女の役割分担

「男は仕事，女は家庭」という固定的性別役割分担意識については、『そう思わない』と回答する割合が徐々に増え5割を超えていましたが，平成24年の内閣府調査では，『そう思う』と回答した割合が逆転し5割を超えました。

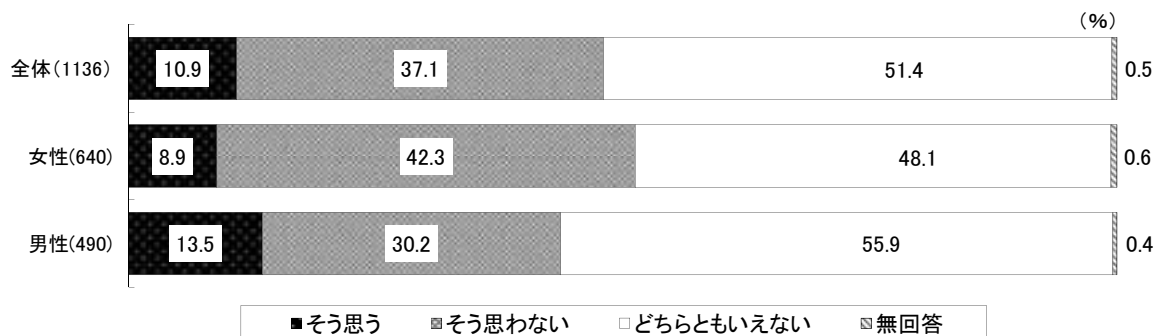
既婚者に日常的な家庭の仕事について，主に誰が分担しているかを聞いたところ，ほとんどすべての項目で『主に妻が行う』の割合が高くなっています。

図表9 「男は仕事，女は家庭」の考え方の推移(全国)



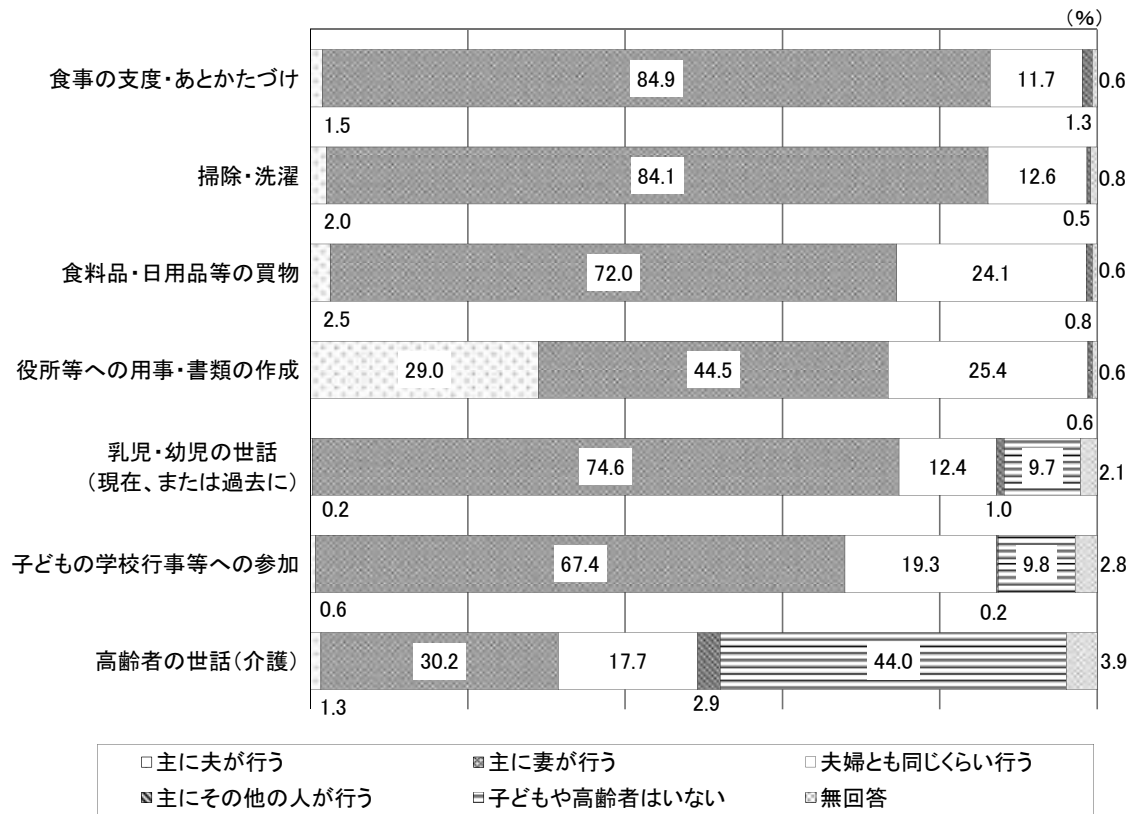
資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年10月)

図表10 「男は仕事，女は家庭」の考え方(千葉県)



資料出所：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年10月)

図表11 家事等の役割分担(千葉県)



資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年10月)

図表12

家事関連時間* (週全体平均)(千葉県・全国)

(単位:時間, 分)

	千 葉 県		全 国	
	女 性	男 性	女 性	男 性
家 事	2:47	0:19	2:40	0:19
介 護 ・ 看 護	0:04	0:01	0:05	0:02
育 児	0:30	0:05	0:24	0:05
買 い 物	0:41	0:19	0:36	0:17
合 計	4:02	0:44	3:45	0:43

図表13

曜日別家事関連時間* (千葉県)

(単位:時間, 分)

	女 性	男 性
平 日	4:04	0:34
土 曜 日	3:44	1:01
日 曜 日	4:05	1:13

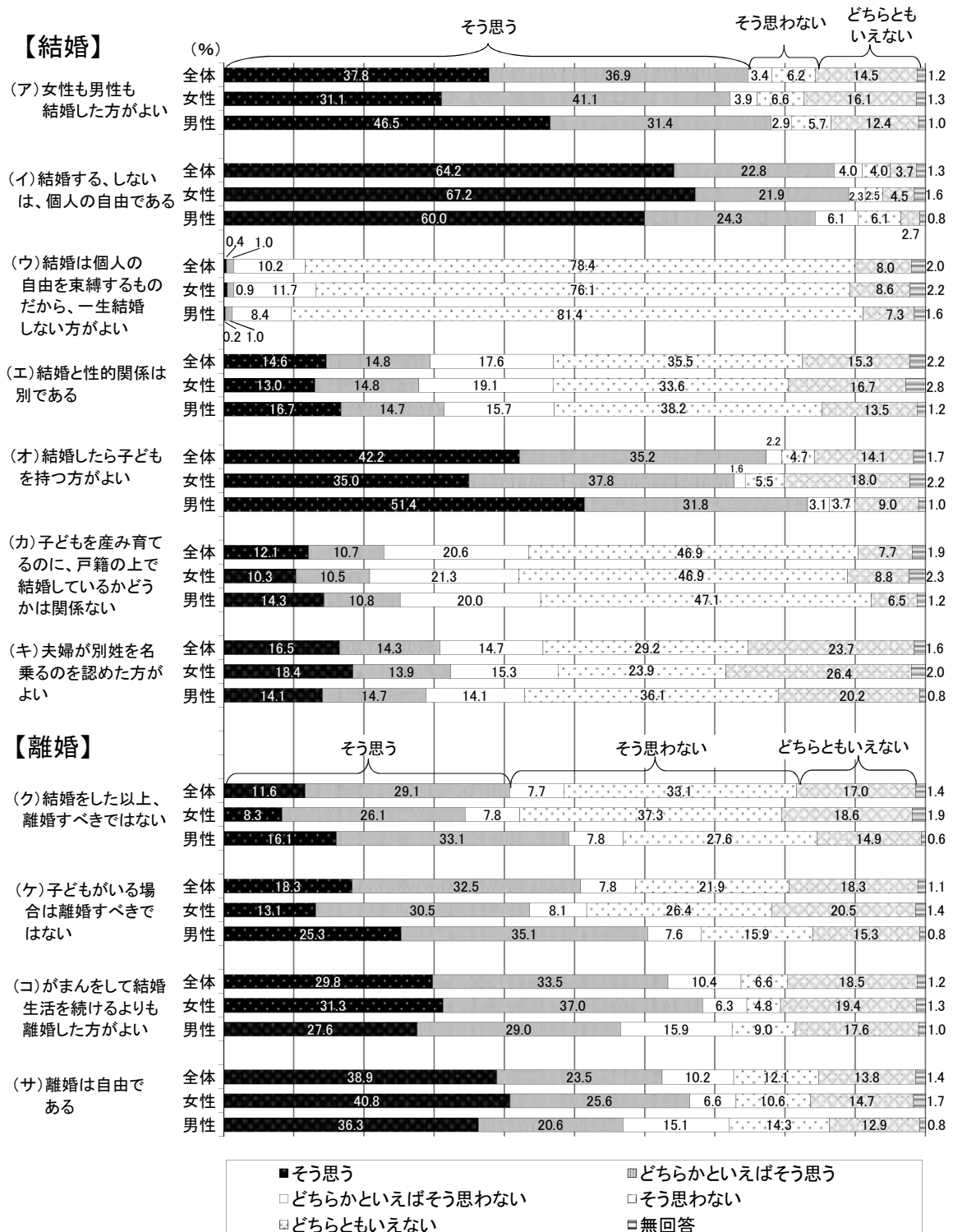
資料出所:総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

*ここでの「家事関連時間」とは、15歳以上の人で「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」を行っている時間を指す。

3 結婚・離婚についての考え方

結婚・離婚についての考え方を聞いたところ、結婚について肯定的な意見が多くあるものの、「個人の自由」との回答が9割近くと高くなっています。また離婚については、否定的な意見は半数以下であるものの、「子どもがいる場合は離婚すべきではない」という質問に対しては男女の意見に差がみられます。

図表14 結婚・離婚についての考え方(千葉県)



資料出所：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年10月)

Ⅲ 政策・方針決定過程における女性の参画

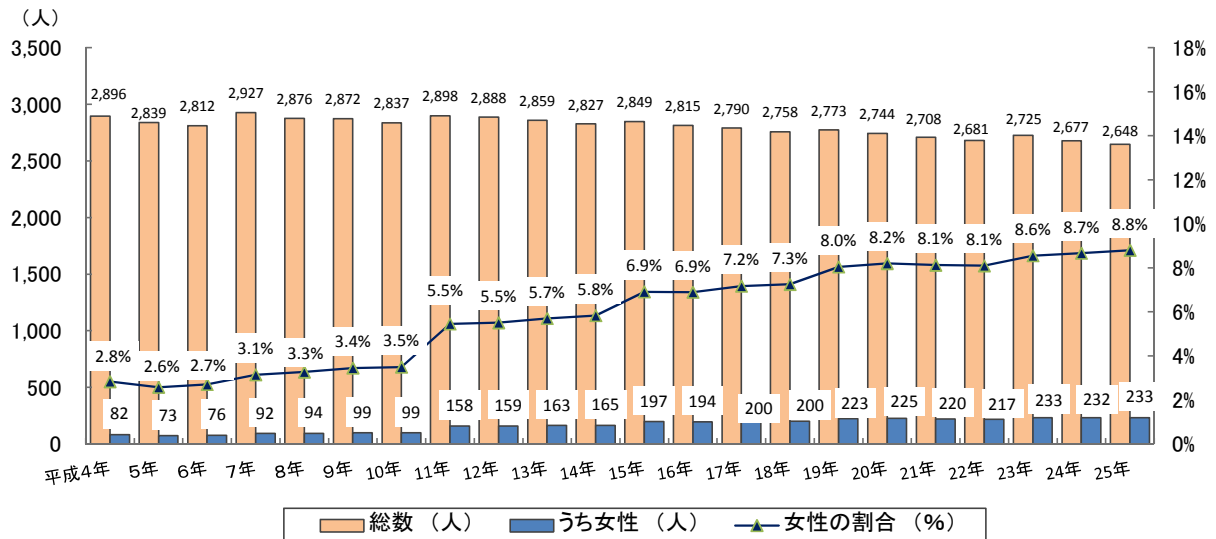
1 議会に占める女性の割合

(1) 都道府県議会の女性議員(全国・千葉県)

都道府県議会の女性議員比率は、年々向上してきてはいるものの、依然1割を下回り低い水準にあります。

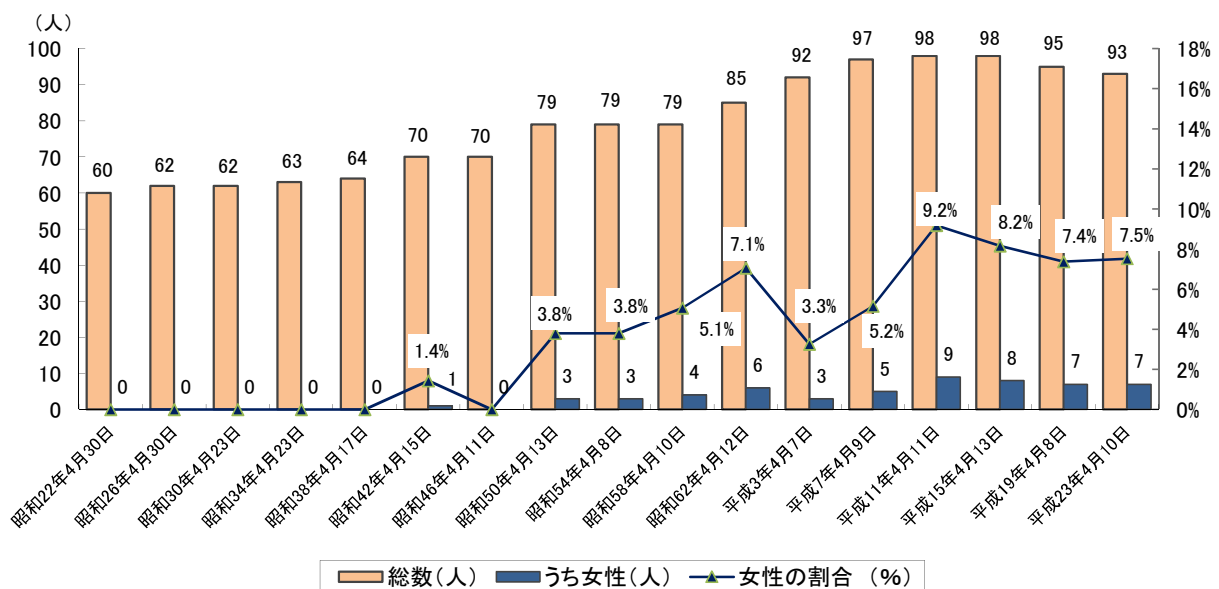
千葉県でも1割を下回り、近年は伸びが停滞して全国と比較しても低い状況となっています。

図表15 都道府県議会における女性議員割合の推移(全国)



資料出所:総務省(各年12月末現在)

図表16 千葉県議会における女性議員割合の推移

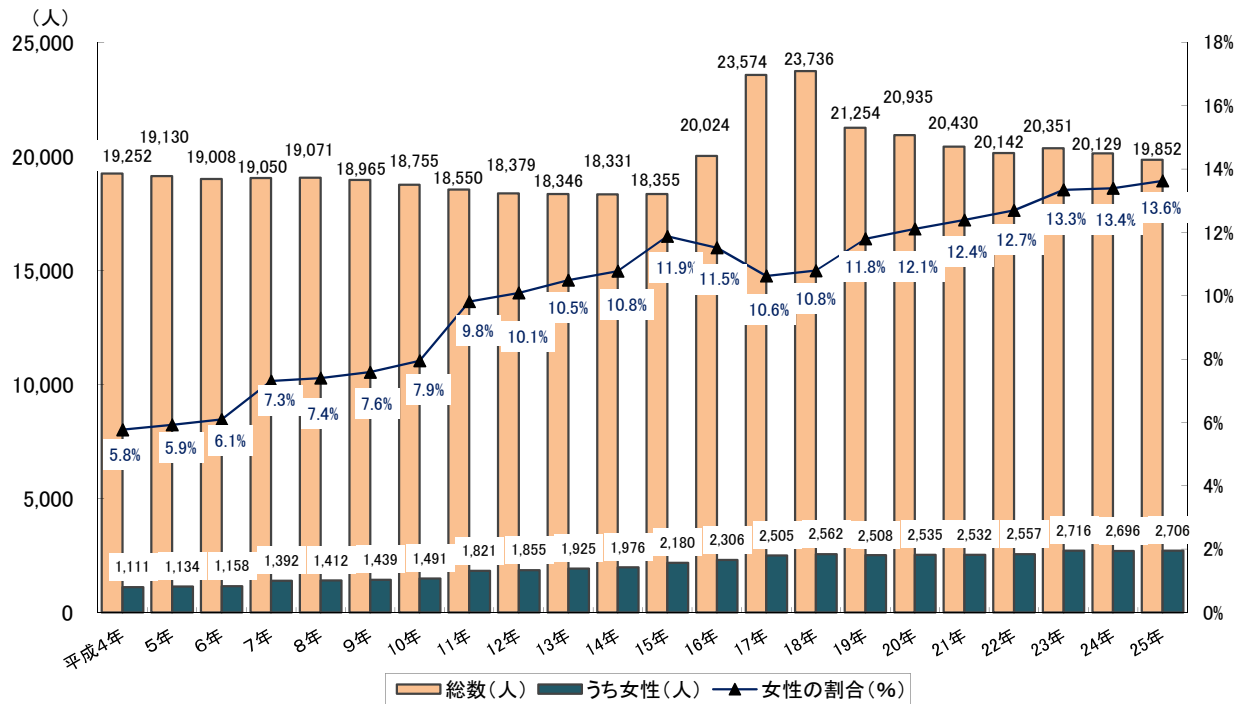


資料出所:千葉県選挙管理委員会

(2)市議会の女性議員(全国・千葉県)

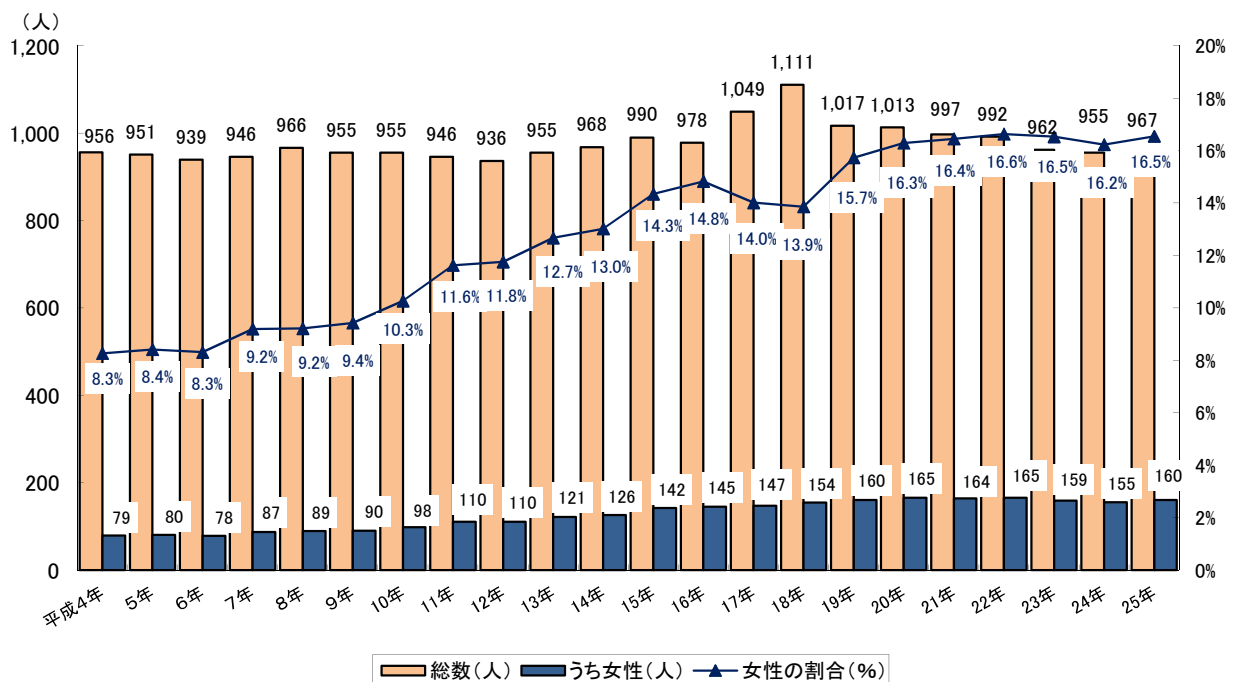
全国の市議会における女性議員は、増加傾向にありますますがまだ低い水準にあります。千葉県は、全国と比較すると多少上回っていますが、依然2割を下回りまだ低い状況です。

図表17 全国市議会における女性議員割合の推移



資料出所:総務省(各年12月末現在)

図表18 千葉県の市議会における女性議員割合の推移

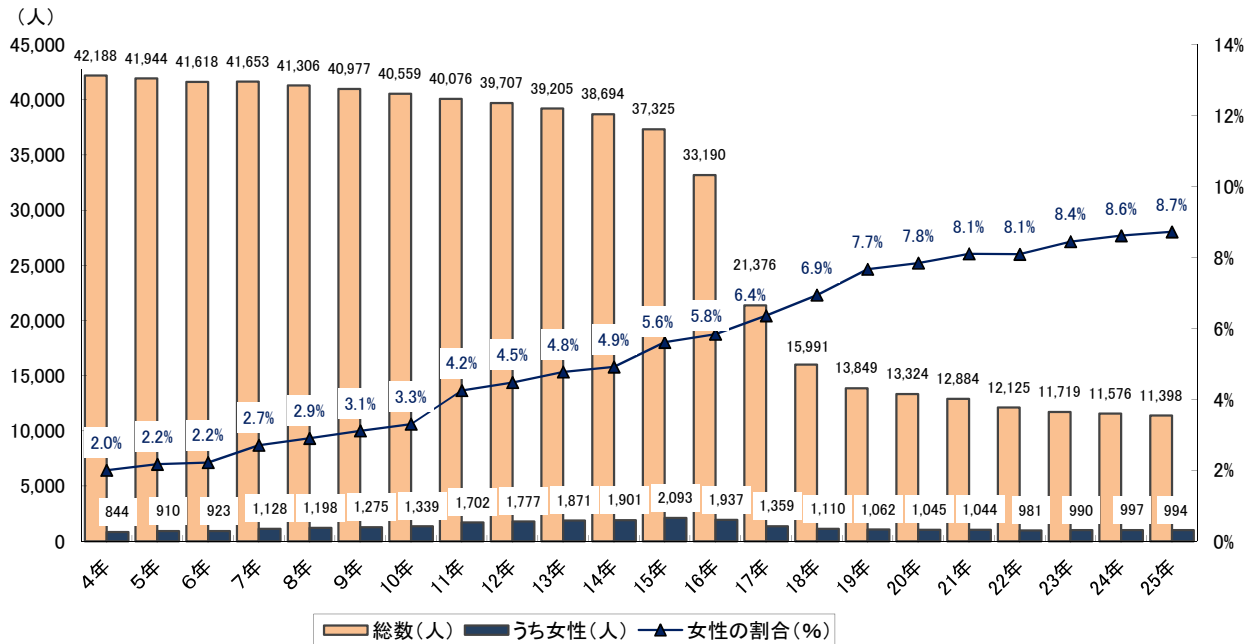


資料出所:千葉県市町村課「市町村資料集」(各年12月末現在)

(3) 町村議会の女性議員(全国・千葉県)

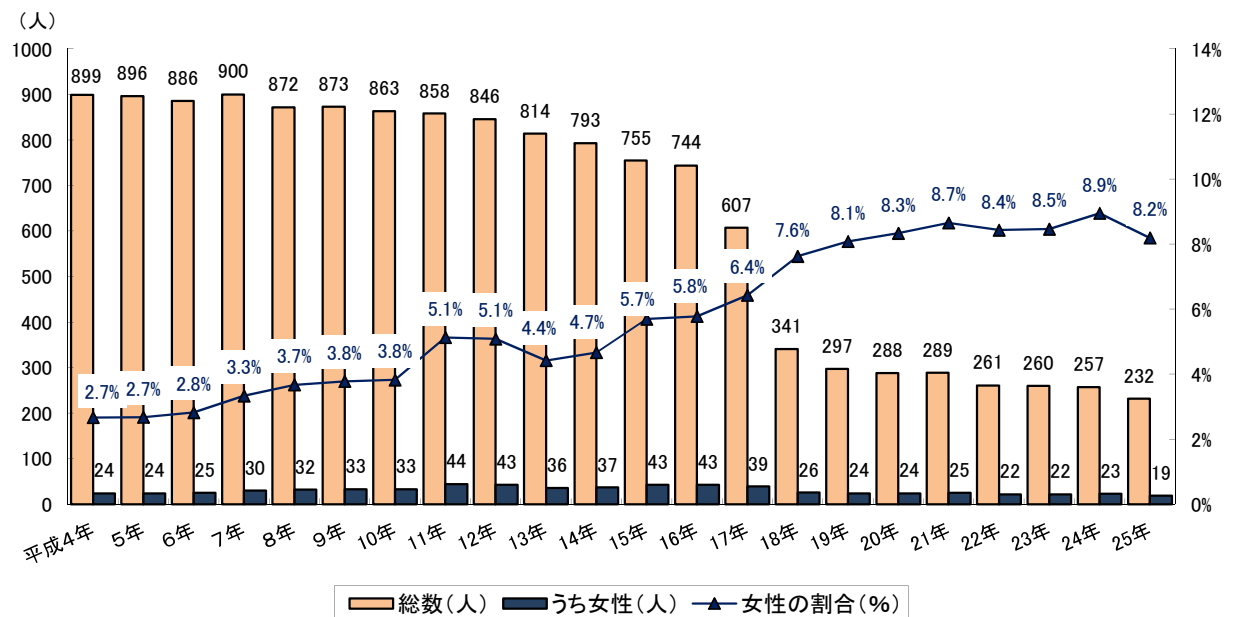
全国の町村議会における女性議員も毎年増加していますが、依然1割を下回り市議会と比べて低い水準にあります。平成25年12月末現在の千葉県の町村議会における女性議員は、前年より0.7ポイント減少し、全国と同様に1割を下回り低い状況にあります。

図19 全国町村議会における女性議員割合の推移



資料出所:総務省(各年12月末現在)

図表20 千葉県の町村議会における女性議員割合の推移



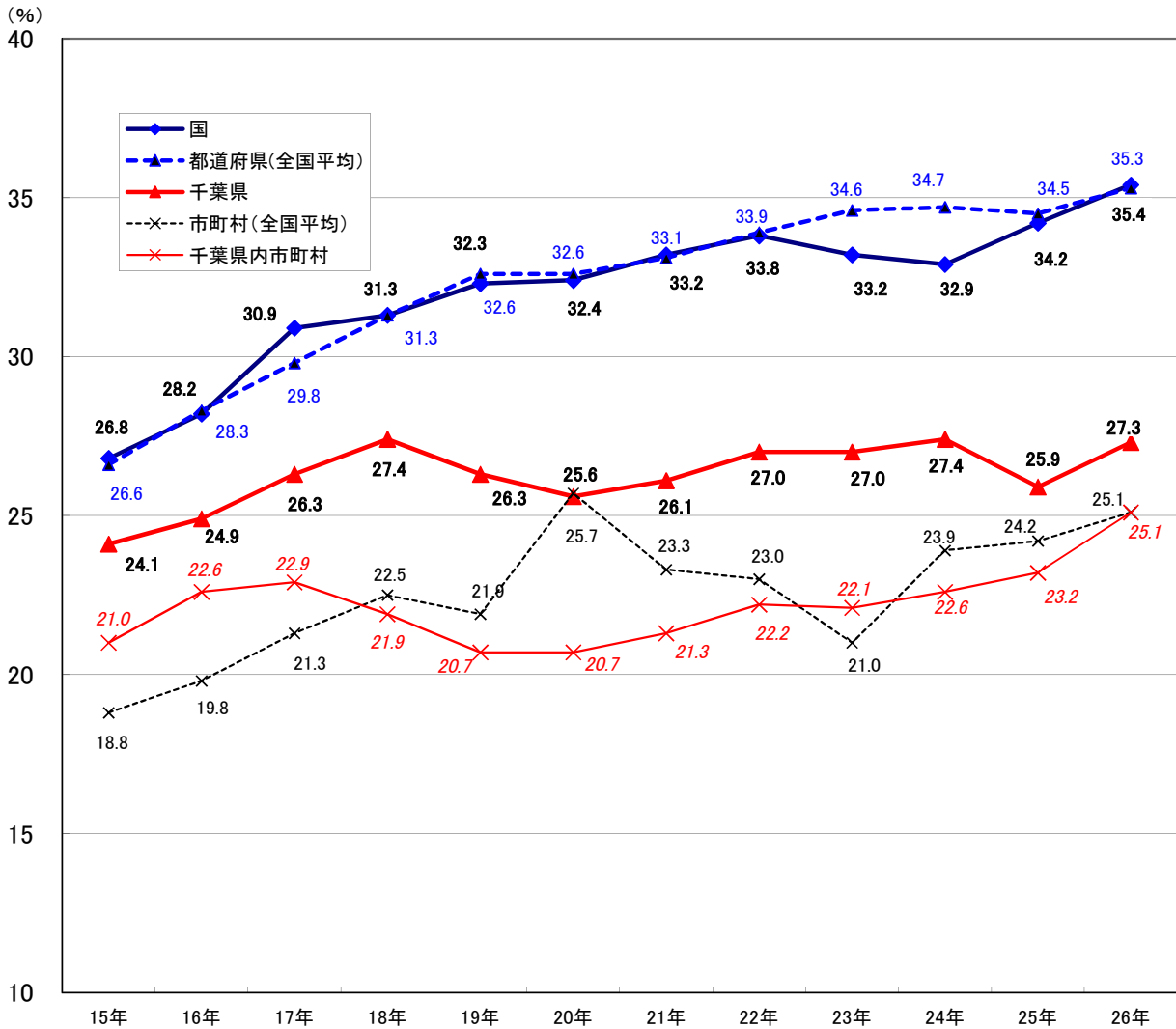
資料出所:千葉県市町村課「市町村資料集」(各年12月末現在)

2 審議会等に占める女性の割合

千葉県では、政策・方針決定の場へ女性の参画を進めるため、県の審議会等への女性委員割合の目標を40%として取り組んでいます。全国平均と比べて低い状況です。

平成26年4月1日現在の県の審議会等への女性委員の登用率は27.3%（25年度は25.9%）であり、また、市町村の女性委員の登用率は、25.1%（25年度は23.2%）となっております。

図表21 国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移



※国は各年9月30日現在、千葉県は平成14～17年は3月31日現在、平成18年からは4月1日現在、
千葉県内市町村については、平成14～15年は3月31日現在、平成16年からは4月1日現在
※都道府県は、目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合
市町村は、法律又は政令により設置された審議会等委員に対する女性登用の割合を表示

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
千葉県男女共同参画課

3 管理職等への女性の登用

(1) 県職員における女性管理職の状況

(ア) 千葉県の女性職員の職種別比率

平成26年4月1日現在の県職員数のうち女性職員は約4割です。
職種別にみると女性の割合が大きいものは、医療職、福祉職、教育職です。

図表22 職種別県職員数(千葉県) (単位:人, %)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総 数	63,975	64,430	64,407	63,830	63,984	63,854	63,650	63,617	63,240	64,025
女性	24,986	25,352	25,557	25,469	25,864	25,970	26,081	26,226	26,141	26,787
比率	39.1	39.3	39.7	39.9	40.4	40.7	41.0	41.2	41.3	41.8
行政職	13,948	13,615	13,261	12,737	12,275	11,807	11,434	11,199	11,031	10,969
女性	4,218	4,188	4,146	4,087	4,035	3,946	3,900	3,871	3,867	3,863
比率	30.2	30.8	31.3	32.1	32.9	33.4	34.1	34.6	35.1	35.2
公安職	10,792	11,096	11,279	11,334	11,293	11,467	11,465	11,576	11,607	11,692
女性	527	582	605	620	632	728	788	855	909	962
比率	4.9	5.2	5.4	5.5	5.6	6.3	6.9	7.4	7.8	8.2
教育職	35,686	36,166	36,302	36,196	36,867	37,041	37,185	37,289	37,122	37,872
女性	17,981	18,284	18,459	18,387	18,825	18,941	19,030	19,154	19,072	19,642
比率	50.4	50.6	50.8	50.8	51.1	51.1	51.2	51.4	51.4	51.9
研究職	521	501	487	463	442	431	433	429	423	416
女性	90	90	96	89	84	81	85	88	89	98
比率	17.3	18.0	19.7	19.2	19.0	18.8	19.6	20.5	21.0	23.6
医療職	2,796	2,813	2,846	2,882	2,891	2,889	2,912	2,907	2,845	2,859
女性	2,070	2,102	2,148	2,180	2,181	2,167	2,173	2,154	2,102	2,120
比率	74.0	74.7	75.5	75.6	75.4	75.0	74.6	74.1	73.9	74.2
海事職	103	101	95	81	80	81	79	75	71	70
女性	3	2	1	1	1	2	2	2	1	1
比率	2.9	2.0	1.1	1.2	1.3	2.5	2.5	2.7	1.4	1.4
福祉職	129	138	137	137	136	138	142	142	141	147
女性	97	104	102	105	106	105	103	102	101	101
比率	75.2	75.4	74.5	76.6	77.9	76.1	72.5	71.8	71.6	68.7

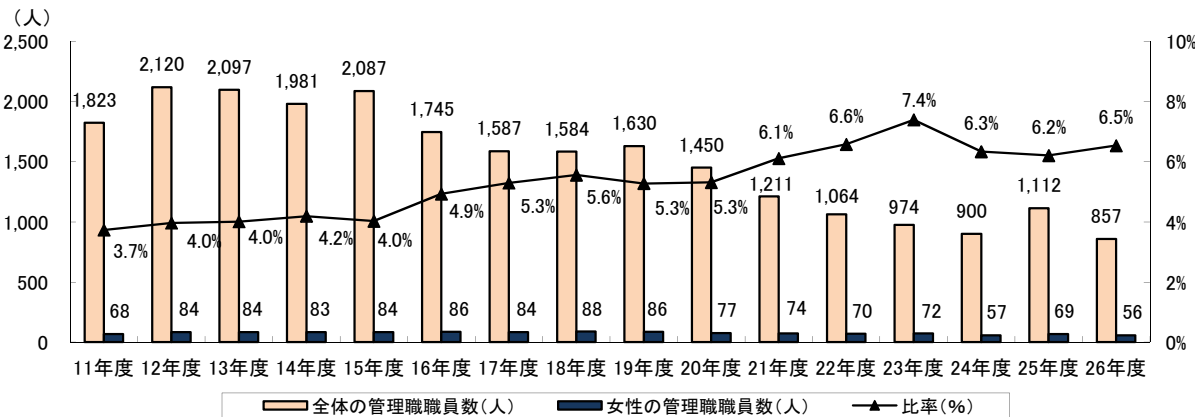
※県職員数(公営企業職員並びに市町村立学校職員給与負担法[昭和23年法律第135号]第1条及び第2条に規定する職員を含む)

資料出所:千葉県人事委員会(各年4月1日現在)

(イ) 女性職員の管理職への登用

千葉県職員における女性職員の管理職への登用率については、男女共同参画社会基本法が成立した平成11年度に比べ増加傾向にあります。依然低い水準で推移しています。

図表23 千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移



※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

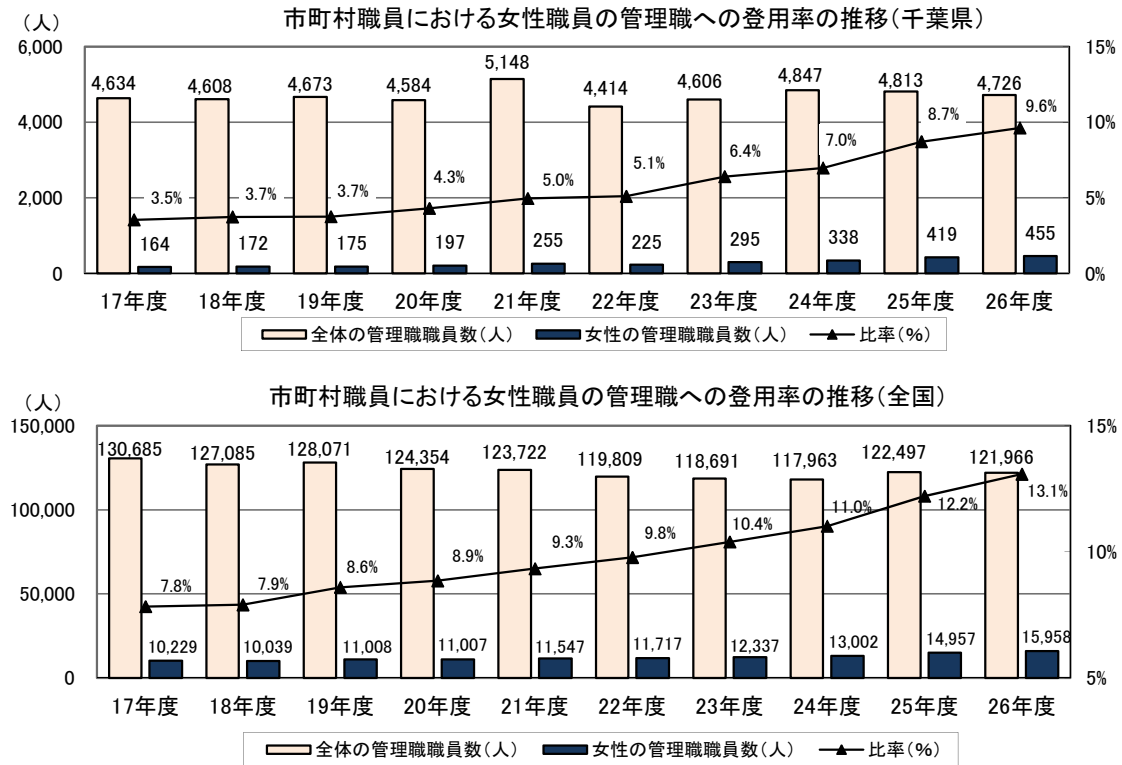
資料出所: 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

千葉県男女共同参画課

(2) 市町村職員における女性管理職の状況

市町村職員における女性職員の管理職への登用率については増加傾向にありますが、依然低い水準で推移しています。

図表24 市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移(千葉県・全国)



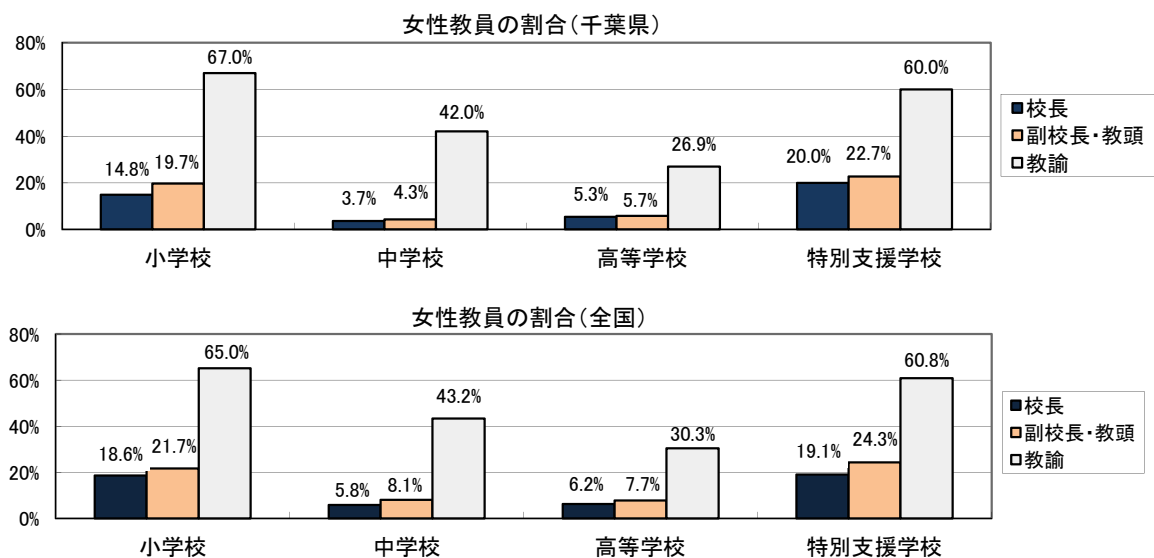
※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
千葉県男女共同参画課

(3) 学校職員における女性管理職の状況

平成25年度の公立学校の女性教員の校長・副校長・教頭といった管理職の割合は、学校の種別によりやや差がありますが低い状況であることが分かります。

図表25 本務教員に占める女性教員の割合(千葉県・全国)



資料出所：文部科学省「学校基本調査」(平成25年)

(4) 企業団体等における女性管理職の状況

(ア) 女性役員、役職者の状況

平成22年の「国勢調査」(総務省)によると、千葉県における女性の役員割合は、平成17年に比べてほとんど変わらず、分野によって差はありますが、全体としてまだ約2割程度です。

図表26 産業別男女別役員数の推移(千葉県)

(単位:人, %)

区分	平成17年				平成22年			
	女性	男性	合計	女性割合	女性	男性	合計	女性割合
総数	31,369	123,039	154,408	20.3%	29,200	117,404	146,604	19.9%
農業	298	769	1,067	27.9%	296	989	1,285	23.0%
林業	2	15	17	11.8%	2	28	30	6.7%
漁業	21	76	97	21.6%	22	76	98	22.4%
鉱業	11	99	110	10.0%	16	93	109	14.7%
建設業	5,443	22,931	28,374	19.2%	4,975	23,631	28,606	17.4%
製造業	3,488	19,277	22,765	15.3%	2,939	16,136	19,075	15.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	187	193	3.1%	10	164	174	5.7%
運輸・通信業	1,644	12,211	13,855	11.9%	1,636	11,690	13,326	12.3%
卸売・小売業・飲食店	8,530	28,450	36,980	23.1%	7,416	26,103	33,519	22.1%
金融・保険業	493	2,785	3,278	15.0%	413	2,603	3,016	13.7%
不動産業	2,518	6,085	8,603	29.3%	3,021	7,235	10,256	29.5%
サービス業	8,544	28,787	37,331	22.9%	8,024	27,339	35,363	22.7%
公務	—	—	—	—	—	—	—	—
分類不能	371	1,367	1,738	21.3%	430	1,317	1,747	24.6%

※表中の「—」は該当数字がないものを示す。

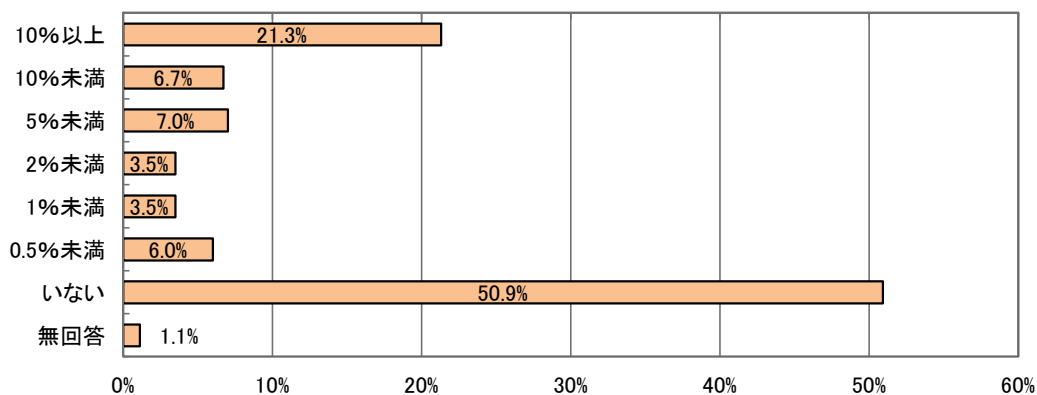
※ここでの「役員」とは、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などを指す。

※「公務」とは、他に分類されないもの。

資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(イ) 事業所あたりの女性管理職の割合

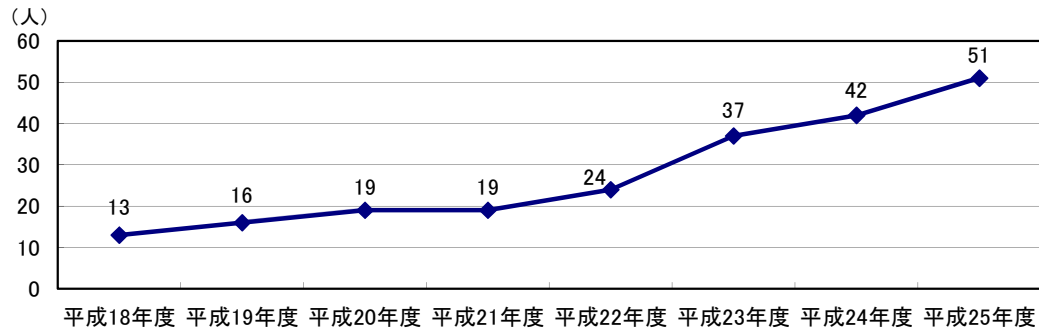
図表27 一事業所あたりの女性管理職の割合(千葉県)



資料出所:千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)

(5) 農業委員における女性委員の状況

図表28 女性農業委員数の推移(千葉県)



資料出所: 千葉県農地・農村振興課「農業委員会実態調査」(各年10月1日時点)

図表29 農協・漁協における女性役員数とその推移(千葉県)

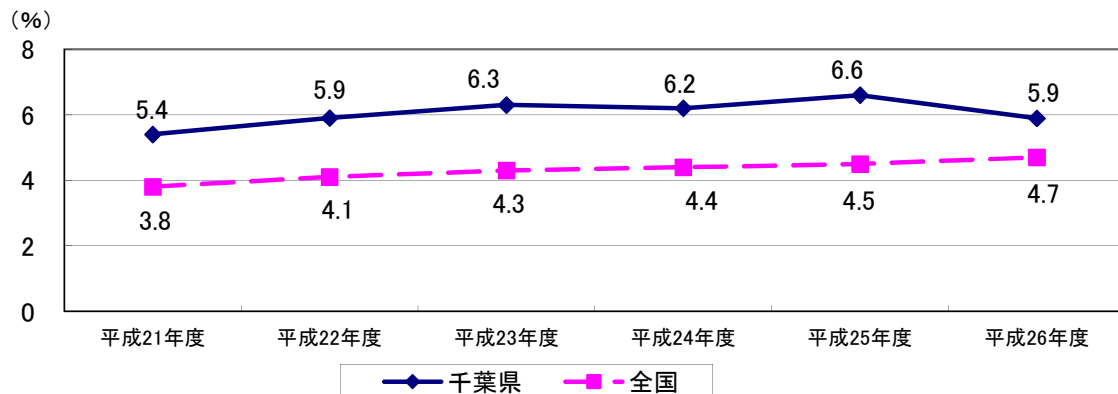
(単位: 人, %)

事業年度	農協役員数			漁協役員数		
	総数	うち女性役員数	女性割合	総数	うち女性役員数	女性割合
平成2年度	1,503	0	0.0%	566	1	0.2%
平成7年度	1,288	0	0.0%	561	2	0.4%
平成12年度	1,086	0	0.0%	443	2	0.5%
平成13年度	963	0	0.0%	451	1	0.2%
平成14年度	805	0	0.0%	443	2	0.5%
平成15年度	783	0	0.0%	434	2	0.5%
平成16年度	721	1	0.1%	433	2	0.5%
平成17年度	685	6	0.9%	424	2	0.5%
平成18年度	677	6	0.9%	417	2	0.5%
平成19年度	668	10	1.5%	415	2	0.5%
平成20年度	635	10	1.6%	406	2	0.5%
平成21年度	602	10	1.7%	394	1	0.3%
平成22年度	574	10	1.7%	330	1	0.3%
平成23年度	573	10	1.7%	325	1	0.3%
平成24年度	573	20	3.5%	323	1	0.3%
平成25年度	581	25	4.3%	325	1	0.3%

資料出所: 千葉県団体指導課「農業協同組合要覧」, 「水産業協同組合要覧」(各組合事業年度末時点)

(6) 自治会における女性会長の状況

図表30 自治会長に占める女性の割合(千葉県・全国)



資料出所: 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
千葉県男女共同参画課

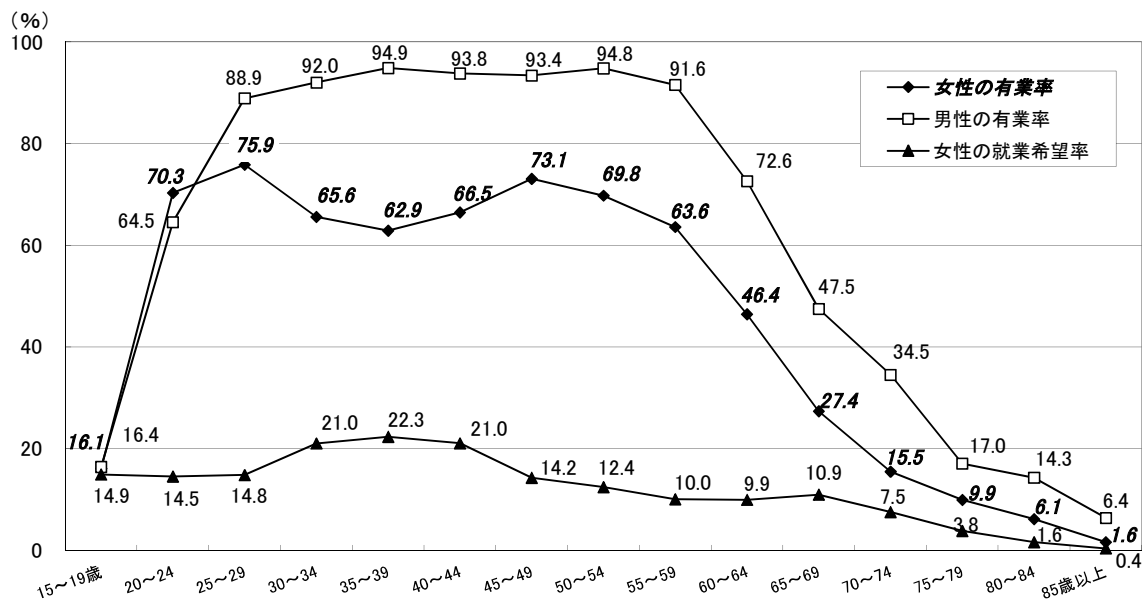
IV 労働

1 労働力率

(1) 男女別労働力率の推移

女性は30代で有業率が下がり、いわゆる「M字カーブ*」を描いています。一方、女性の就業希望率は30歳代から40歳代前半で高くなっています。
男性は20歳代後半から50歳代までほぼ変わりません。

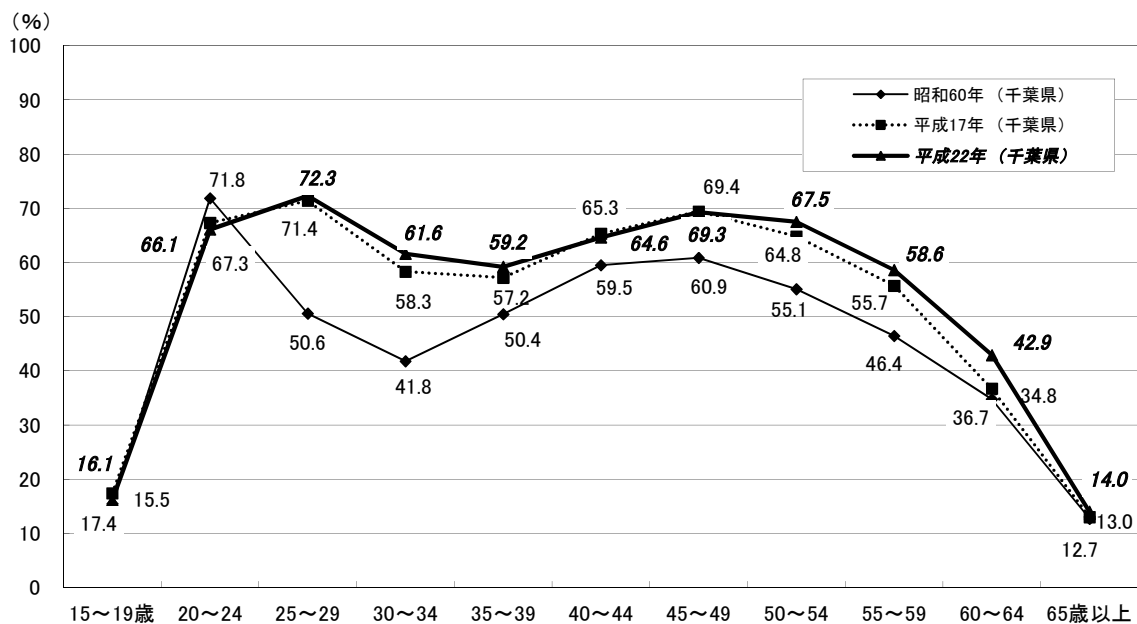
図表31 年齢階級別男女別有業率及び就業希望率(千葉県)



資料出所: 総務省「平成24年就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

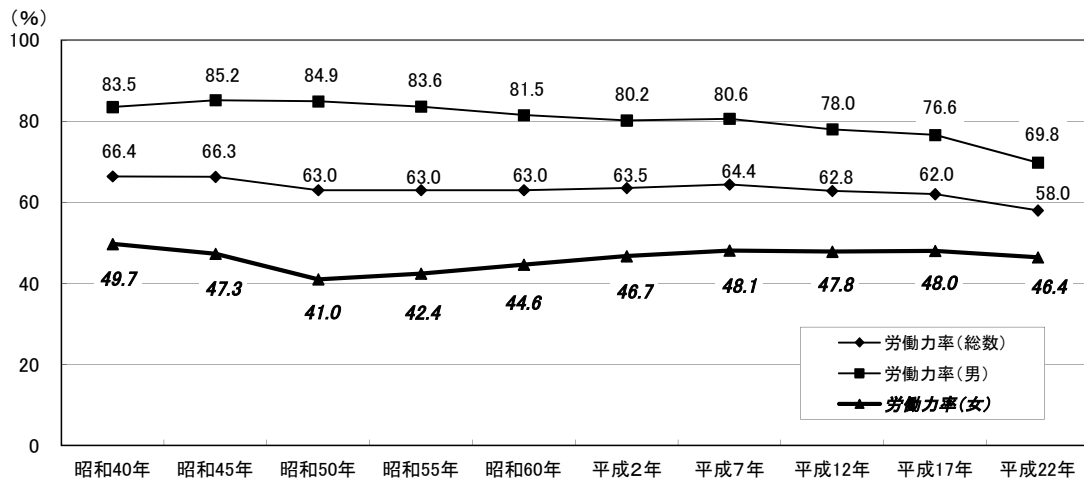
* 日本の女性労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になり、アルファベットのMのような形になる。

図表32 年齢5歳階級別労働力率の推移(千葉県 女性)



資料出所: 総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

図表33 労働力率の推移(千葉県)



* 労働力人口：満15歳以上の人口(生産年齢人口)のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口、就業者(休業者も含む)と完全失業者の合計

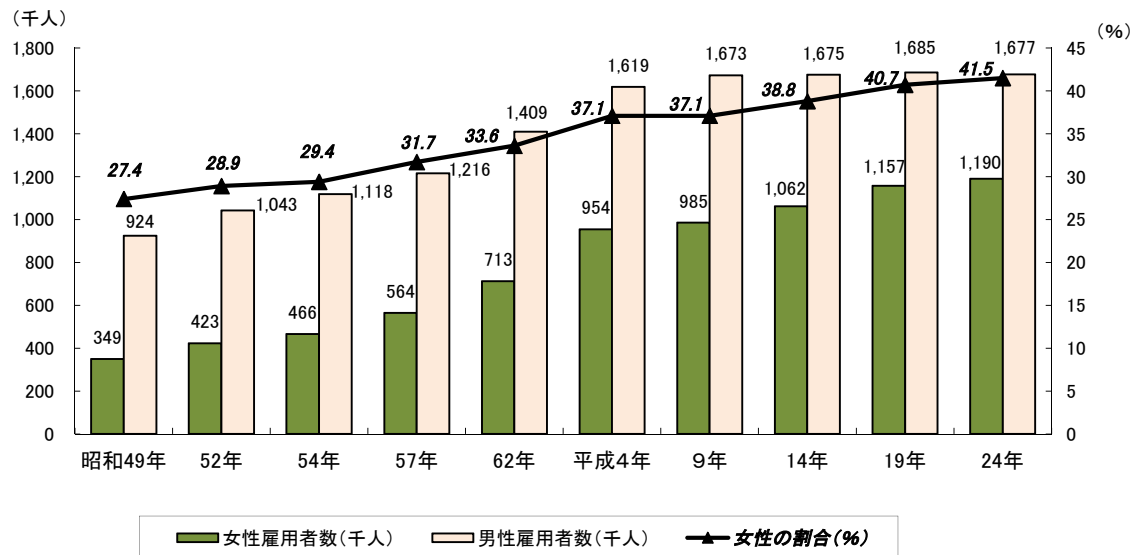
* 労働力率の算出方法が17年から変更。本データは平成17年からの算出方法で遡及して算出した結果で作成。
 <17年からの算出方法>労働力状態不詳を「労働力人口」、「15歳以上人口」の双方に含めない。
 <これまでの算出方法>労働力状態不詳を「労働力人口」には含めず、「15歳以上人口」には含む。

資料出所：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(2)雇用者数の推移

女性の雇用者数は、年々増加しています。
 また、雇用者総数に占める女性の割合も、年々増加しています。

図表34 雇用者数の推移(千葉県)

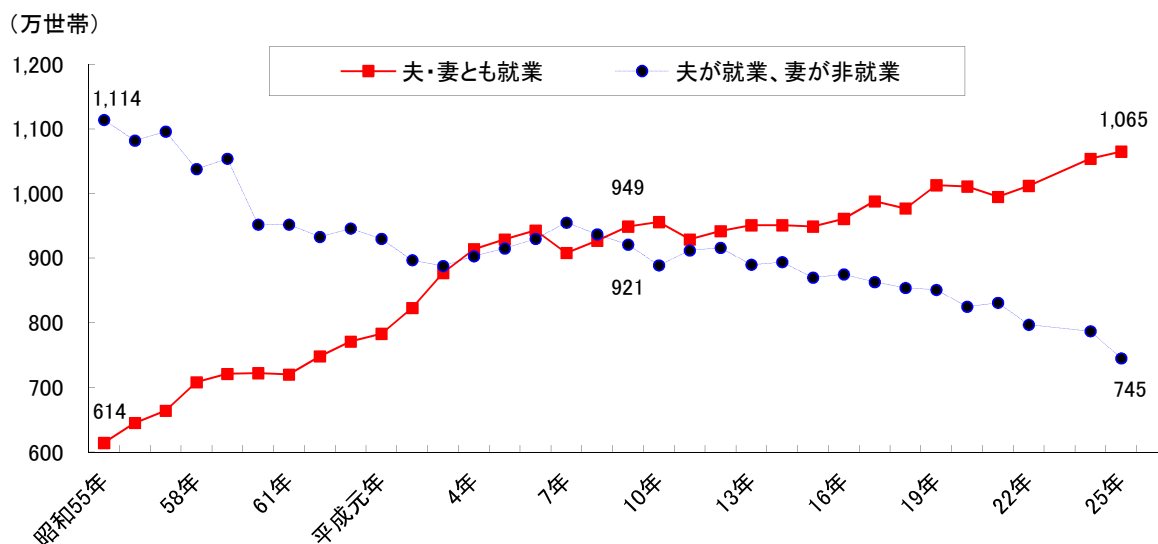


資料出所：総務省「就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

(3) 共働き世帯数

平成9年以降、共働き世帯数は夫のみ就業世帯数を上回り、その後も徐々に増加しています。

図表35 共働き世帯数の推移(全国)



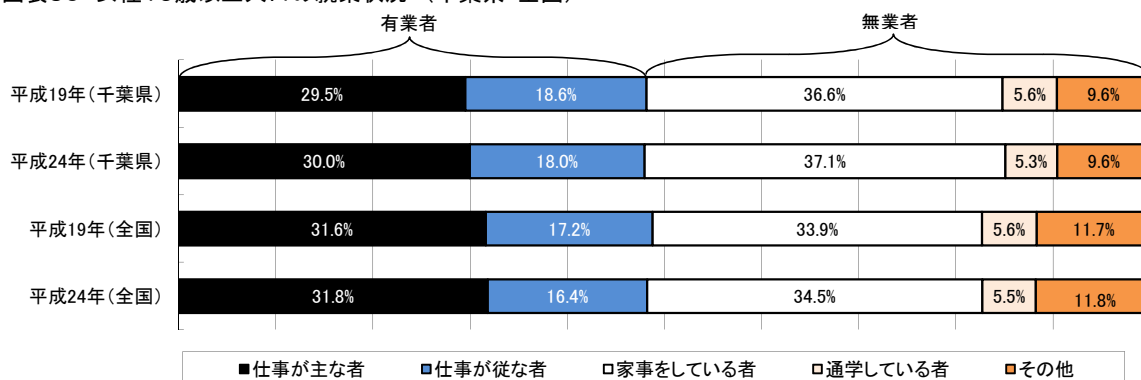
資料出所:総務省「労働力調査」(各年平均)

2 労働者の状況

(1) 女性の有業率、無業率

女性の有業率（15歳以上人口に占める有業者の割合）は平成19年と比べて大きな変化はありません。千葉県、全国ともに無業率が有業率を若干上回っています。

図表36 女性15歳以上人口の就業状況（千葉県・全国）



*有業者：ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者、及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者。なお、家族従業者は、収入を得ていなくても、ふだんの状態として仕事をしていれば有業者としている。

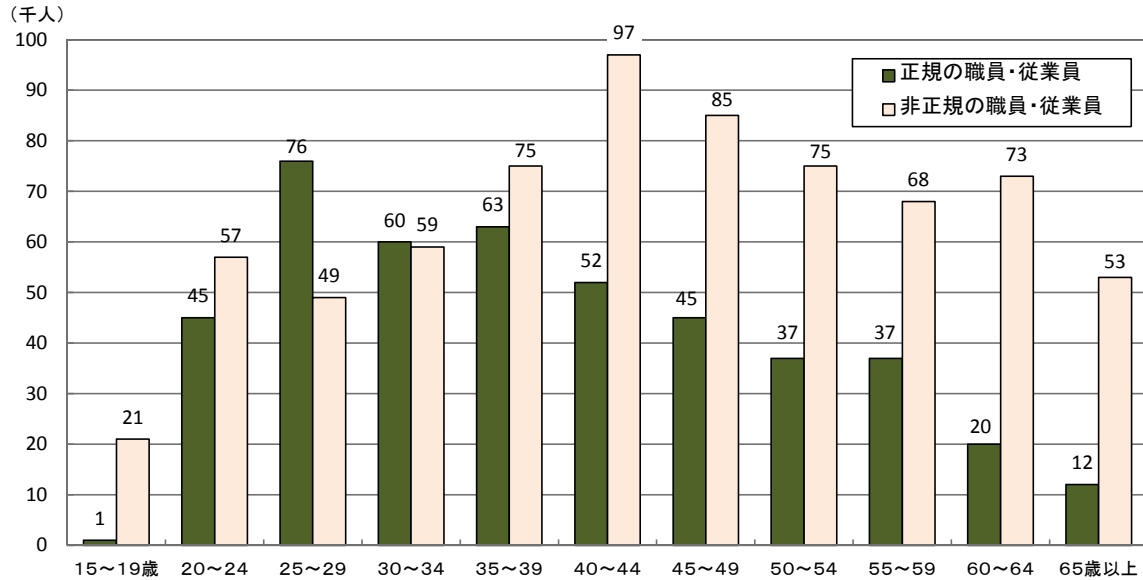
*無業者：ふだん収入を得ることを目的として仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び時々臨時的にしか仕事をしていない者。

資料出所:総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

(2)雇用形態別女性雇用者数

女性の雇用形態としては、30歳代の前半までは正規の職員・従業員が多くなっていますが、30歳代後半からは非正規の職員・従業員が正規の職員・従業員を上回っています。

図表37 年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県 女性)

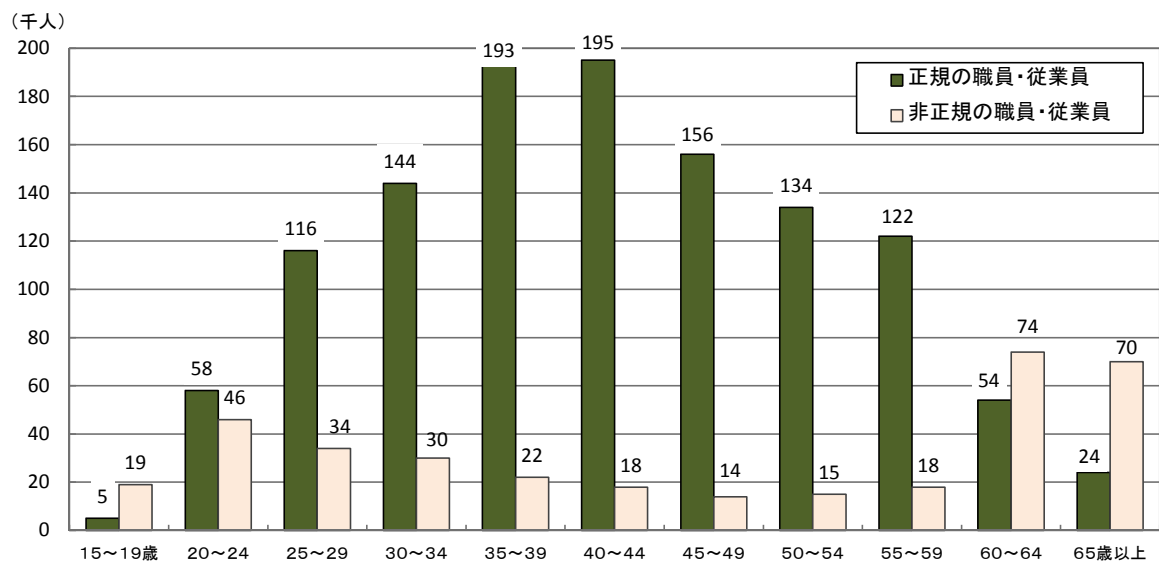


資料出所:総務省「平成24年就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

(3)雇用形態別男性雇用者数

男性については、50歳代までは正規の職員・従業員が圧倒的に多く、女性との雇用形態の違いが明らかです。

図表38 年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県 男性)



資料出所:総務省「平成24年就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

(4) 女性の従業上の地位

「国勢調査」によると、千葉県内の女性の就業者の従業上の地位は男性に比べて自営業主、役員が少なく、家族従業者、雇用者が多くなっています。

図表39 従業上の地位別・男女別就業者数の推移（千葉県）

（単位：人，％）

	平成17年					平成22年				
	女 性	割 合	男 性	割 合	計	女 性	割 合	男 性	割 合	計
自営業主	51,496	4.4	203,656	11.5	255,152	46,686	4.1	165,695	10.1	212,381
役員	31,369	2.7	123,039	6.9	154,408	29,200	2.6	117,404	7.1	146,604
家族従業者	92,523	7.9	25,854	1.5	118,377	68,232	6.0	19,691	1.2	87,923
雇用者	994,430	84.6	1,419,845	80.1	2,414,275	997,067	87.1	1,342,831	81.6	2,339,898
家庭内職者	5,404	0.5	540	0.0	5,944	3,433	0.3	401	0.0	3,834
就業者計	1,175,222	100.0	1,772,934	100.0	2,948,156	1,144,618	100.0	1,645,621	100.0	2,786,806

資料出所：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

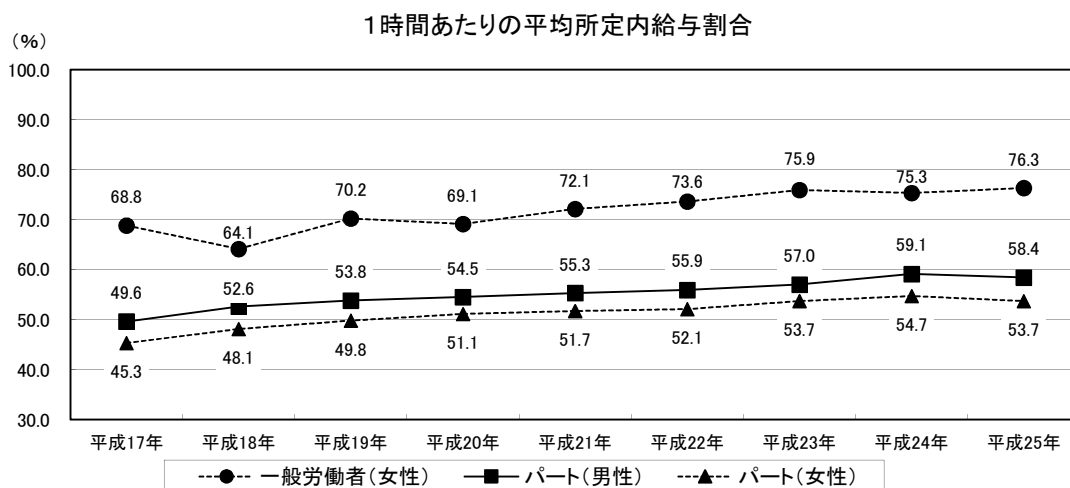
4 労働条件

(1) 賃金

パートタイム(短時間)労働者を除く女性一般労働者の所定内給与額は、年々増加する傾向にあるものの、男性の7割にとどまり、依然低い状況です。

また、パートタイム(短時間)労働者間においても男性と比べて、女性の方が低くなっています。

図表40 男女労働者の1時間あたり平均所定内給与額格差*（千葉県）



* 給与の指数は、男性一般労働者の1時間あたり平均所定額を100として、各区分の1時間あたりの平均所定内給与額の水準を算出したもの。

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成25年）

図表41 男女雇用者の給与額の推移と賃金格差の推移(千葉県)

	女性		男性		賃金の男女間格差*
	平均年齢	所定内給与額(千円)	平均年齢	所定内給与額(千円)	
平成7年	36.4	226.2	40.1	336.4	67.2
平成9年	37.4	232.2	40.3	342.7	67.8
平成11年	37.2	229.5	40.2	339.7	67.6
平成13年	37.6	243.6	40.7	345.0	70.6
平成15年	39.1	241.2	41.4	343.3	70.3
平成17年	39.4	239.2	41.9	353.9	67.6
平成19年	39.0	232.2	41.4	340.9	68.1
平成20年	40.1	228.2	41.6	334.4	68.2
平成21年	41.0	229.4	41.6	323.9	70.8
平成22年	40.3	237.1	41.7	328.0	72.3
平成23年	39.9	241.5	42.1	324.3	74.5
平成24年	40.6	235.3	42.2	320.2	73.5
平成25年	40.4	240.7	42.3	323.2	74.5

* 賃金の男女間格差は、男性を100とした場合の女性の割合。

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成25年)

(2)育児休業制度の状況

県の調査によると、事業所において育児休業を取得する従業員は、近年、女性は90%を超える取得率ですが、男性はまだまだ少ない状況です。

図表42 事業所において、本人または配偶者が出産した従業員数と育児休業を取得した従業員数(千葉県)

		本人または配偶者が 出産した従業員数	そのうち育児休業を 取得した従業員数	育児休業取得率
女性	平成18年3月	673人	560人	83.2%
	平成20年3月	624人	621人	99.5%
	平成22年3月	677人	597人	88.2%
	平成24年3月	1,239人	1,164人	93.9%
	平成26年1月	1,623人	1,493人	92.0%
男性	平成18年3月	1,348人	12人	0.9%
	平成20年3月	1,021人	17人	1.7%
	平成22年3月	1,155人	25人	2.2%
	平成24年3月	2,240人	85人	3.8%
	平成26年1月	2,555人	98人	3.8%

資料出所:千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態調査」(平成18年3月)

千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査(中間)」(平成20年3月)

千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査(最終)」(平成22年3月)

千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成24年3月)

千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)

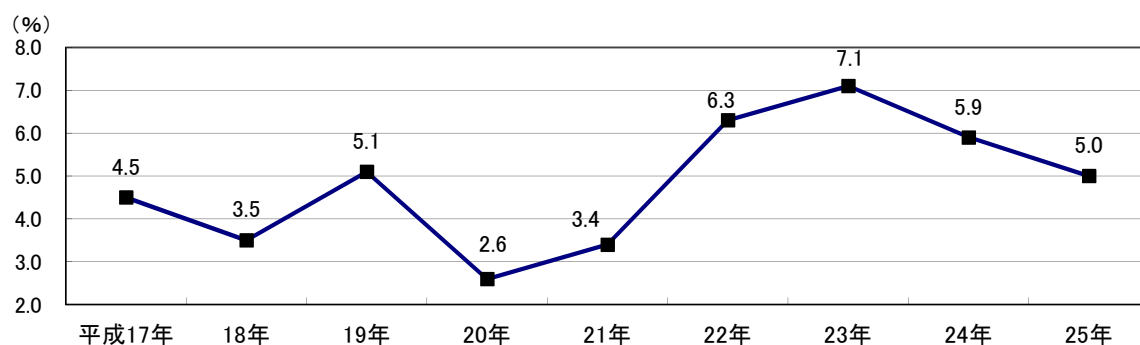
図表43 男女別育児休業取得率(全国)

	本人または配偶者が出産した従業員の育児休業取得率	H21	H22	H23※	H24	H25
女性	出産した者に占める割合	85.6%	83.7%	[87.8%]	83.6%	83.0%
男性	配偶者が出産した者に占める割合	1.72%	1.38%	[2.63%]	1.89%	2.0%

※平成23年度の[]内比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料出所:厚生労働省「平成25年度雇用均等基本調査」

図表44 県職員における男性の育児休業取得率(千葉県)



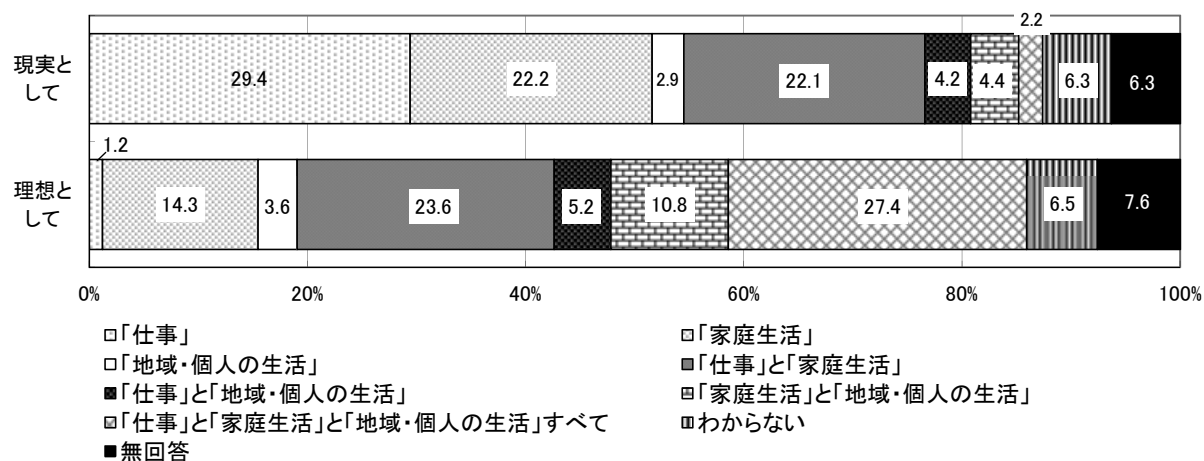
資料出所:千葉県総務課

5 各世代での望ましい働き方

(1) 仕事と生活の調和の理想と現実(千葉県)

生活の中の「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について聞いたところ、現実として<「仕事」を優先>(29.4%)が約3割、理想として<「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」すべて>(27.4%)が約3割となっています。

図表45 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」優先度

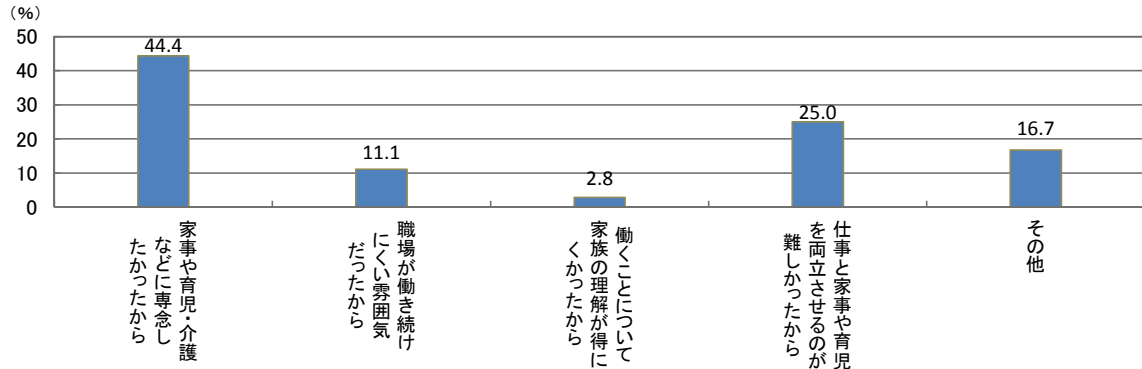


資料出所:千葉県報道広報課「第45回県政に関する世論調査」(平成24年度)

(2) 仕事を持っていない理由

「ワーク・ライフ・バランス県民意識調査」（平成22年3月）によれば、家庭の事情で退職した者の具体的な退職理由を見ると、「家事や育児・介護などに専念したから」が44.4%と最も高く、次いで「仕事と家事や育児を両立させるのが難しかったから」（25.0%）となっています。

図表46 家庭の事情での退職の具体的な理由(千葉県)



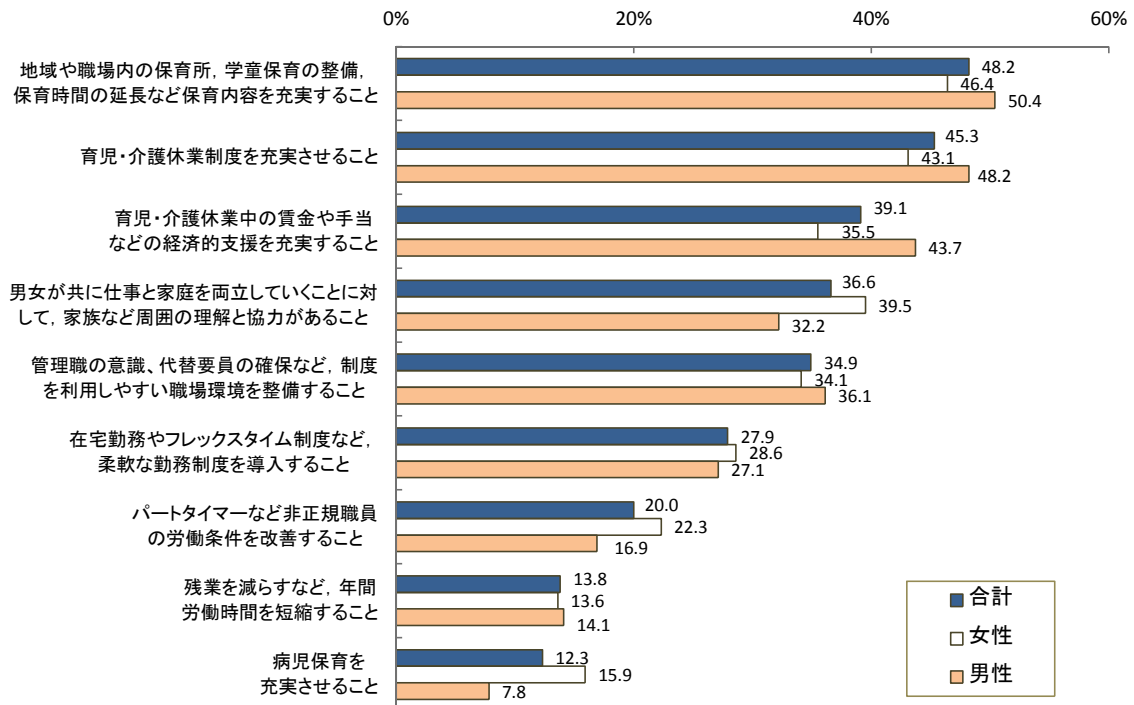
資料出所: 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス県民意識調査」(平成22年3月)

6 ワーク・ライフ・バランスの実現(働き方の見直し)

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な環境整備

県民意識調査によると、男女が仕事と家庭を両立していくために必要な環境整備については、「保育所等の整備・充実」や「育児介護休業制度の充実」が最も多く望まれています。

図表47 仕事と家庭生活の両立のために必要な環境整備(千葉県)

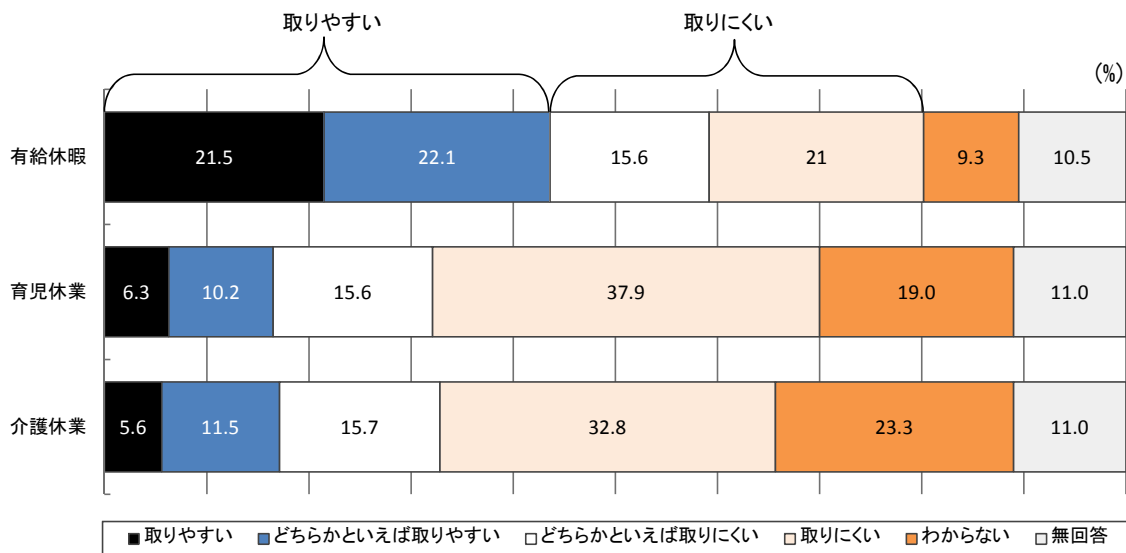


資料出所: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年10月)

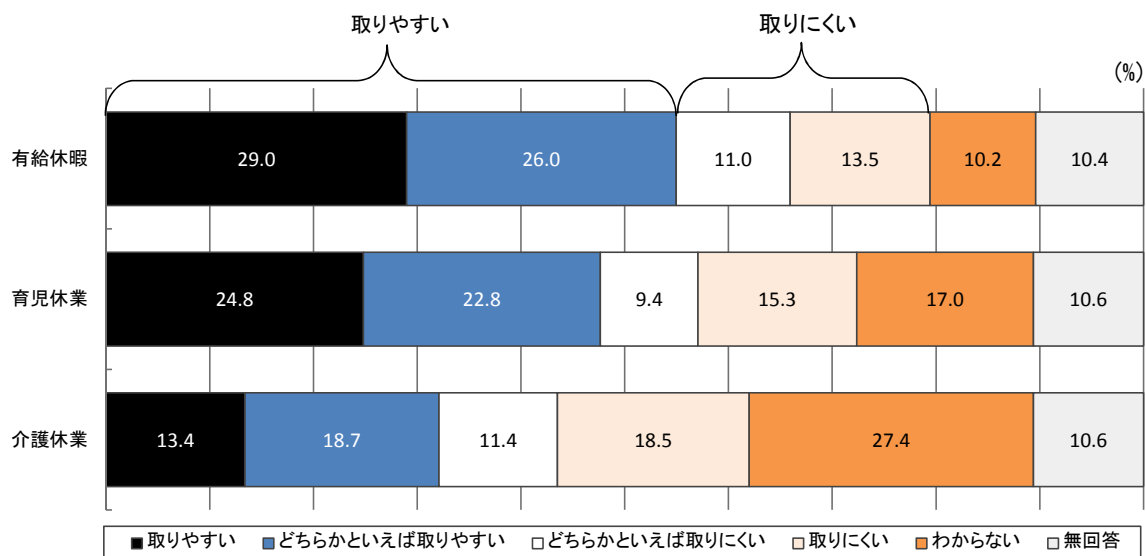
職場における休暇の取りやすさについては、男女とも「有給休暇」が一番高く、「育児休業」に関しては男女にかなり違いがあります。

図表48 有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ(千葉県)

【男性職員】



【女性職員】

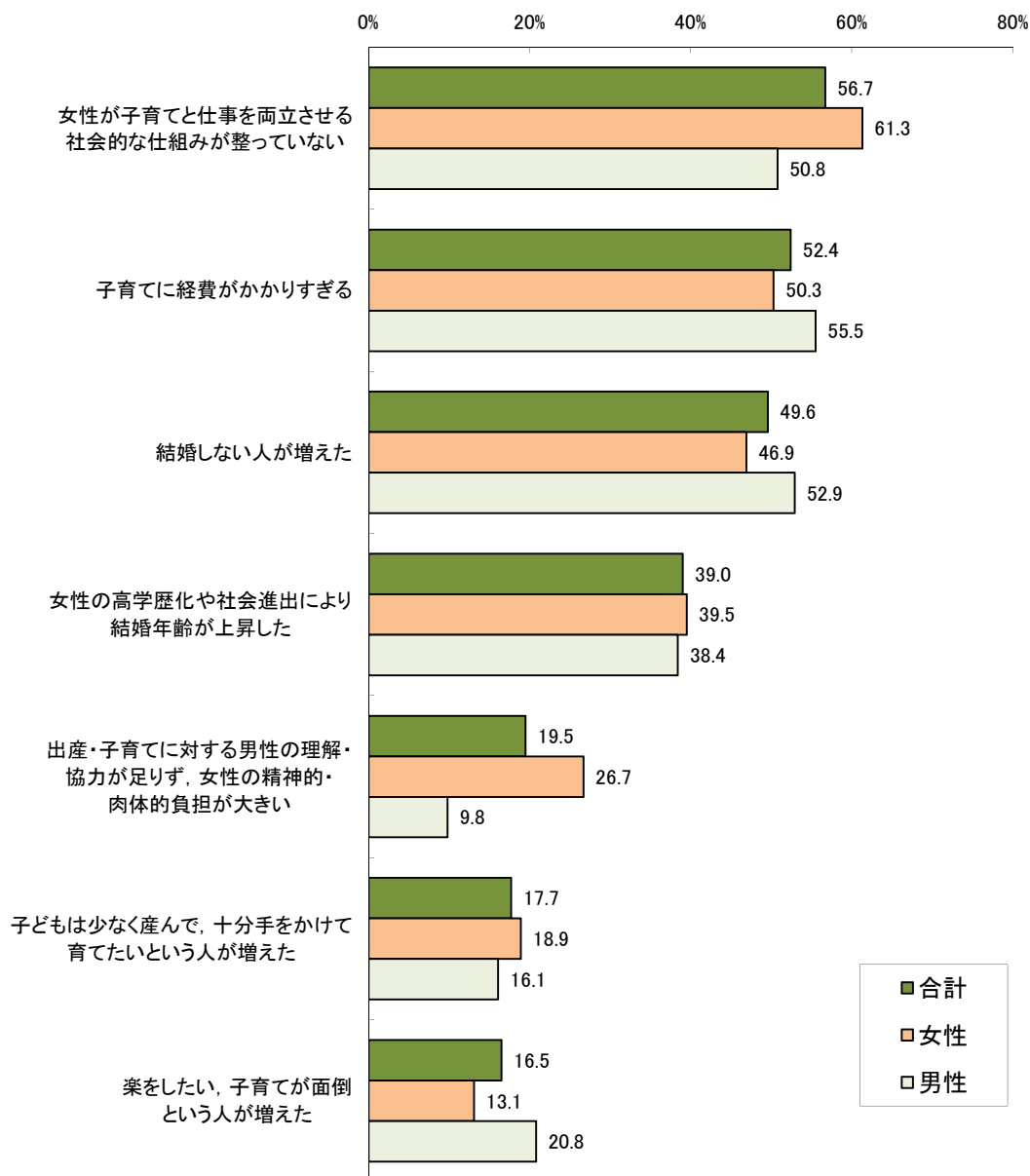


資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年10月)

(2) ワーク・ライフ・バランスと少子高齢化

県の調査において、出生率が低下している原因を尋ねた結果については以下のとおりです。社会制度や子育て支援が不十分であると感じている人が多く、どちらも5割を上回っています。

図表49 出生率低下の原因



資料出所：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年10月)

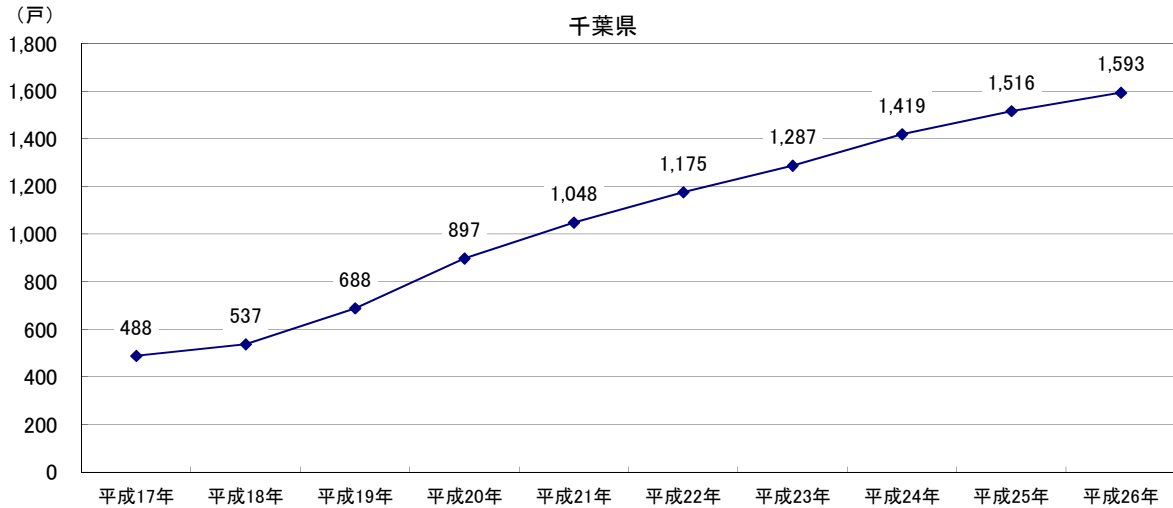
7 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援

(1) 家族経営協定締結数の推移

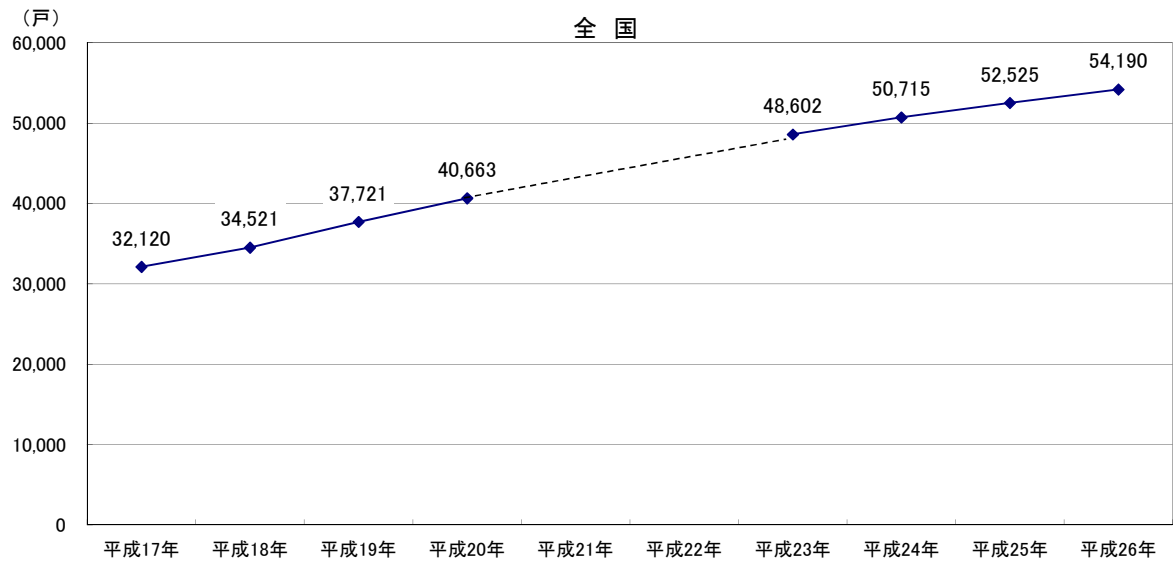
千葉県の家族経営協定*締結数は、年々増加しています。

*農林漁業経営を担っている家族全員が、意欲と生きがいをもった魅力ある経営を目指して経営の目標や報酬・休日等の就業条件、経営移譲計画、生活上の諸事項について話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶもの。

図表50 家族経営協定締結数の推移(千葉県・全国)



資料出所:千葉県担い手支援課(各年3月31日現在)



*平成19年度までは実態調査として実施してきたが、調査方法・内容などの見直しを行ったことに伴い、平成20年度、21年度は全国調査を行っていない。

資料出所:農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」(各年3月31日現在)

(2) 経営者数及び女性起業数

「2010年農林業センサス」によると、千葉県の農業経営者に占める女性の割合は6.0%（全国6.1%）となっています。

また、地域産物を利用した特産加工品づくりや、直売所での販売、農家レストランの経営などの農林漁業関連起業活動において、女性が主たる経営を担っている経営体は、高齢化等により活動を停止する経営体が増えたため、全体数は減少していますが、一方で新たに起業する経営体は増加しています。

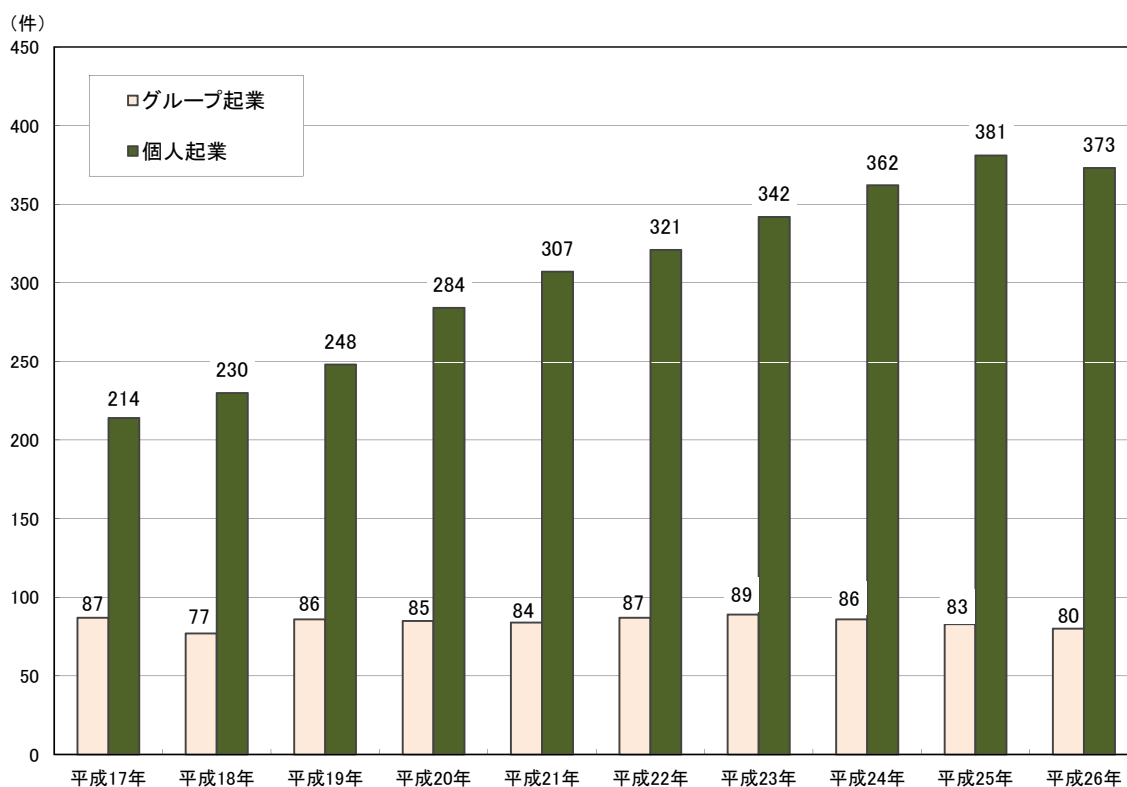
図表51 男女別農業経営者数(千葉県・全国)

(単位:人, %)

	総 数	女 性	男 性	女性割合
千葉県	54,462	3,293	51,169	6.0
全国	1,631,206	99,473	1,531,733	6.1

資料出所:農林水産省「2010年農林業センサス」(平成22年2月1日現在)

図表52 農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移(千葉県)



資料出所:千葉県担い手支援課(各年3月31日現在)

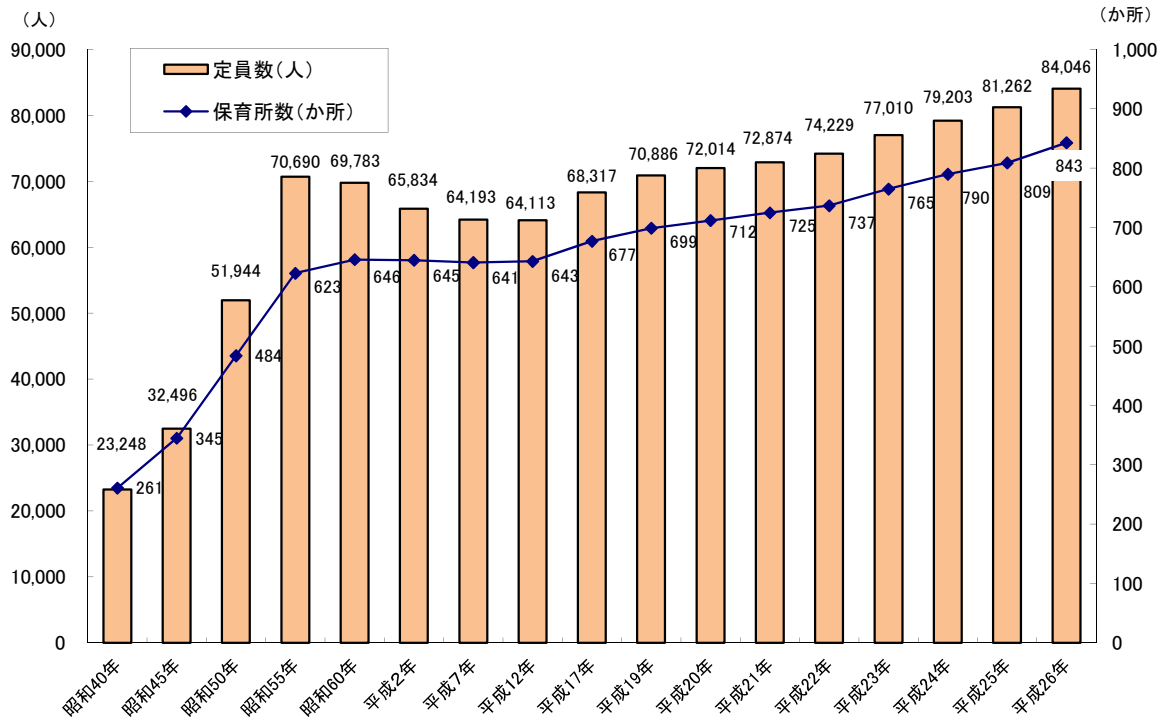
V 福祉

1 社会全体での子育て、介護支援の促進

(1) 保育所数と定員数

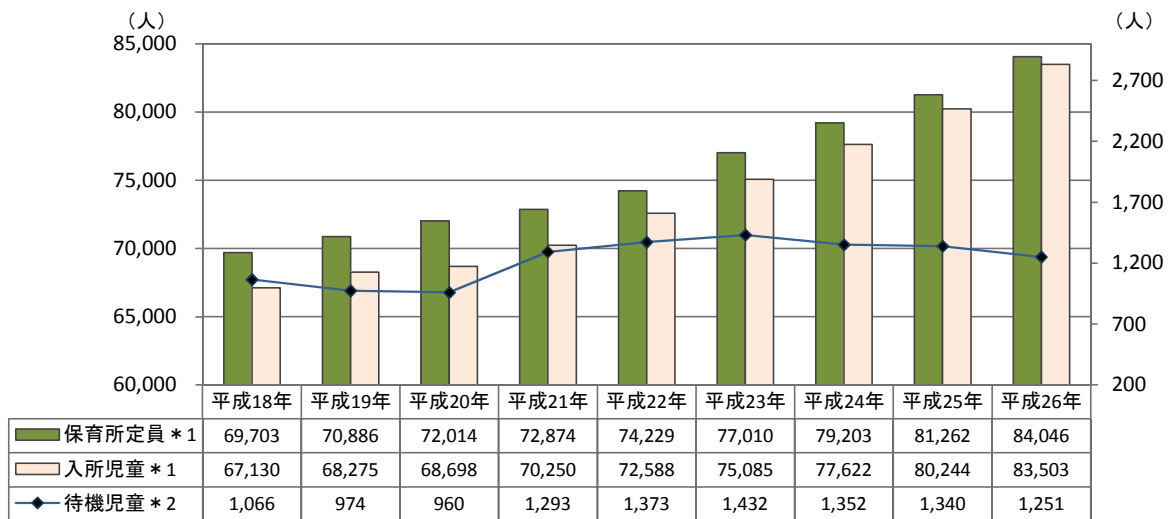
保育所数、定員数とも徐々に増加しています。しかしながら、入所を希望する児童数も増加し、待機児童数については1,200人を超え、都市部を中心に依然高い水準にあります。

図表53 保育所数と定員数の推移(千葉県)



資料出所: 千葉県児童家庭課「福祉行政報告例」(各年4月1日)

図表54 保育所の入所児童と待機児童数(千葉県)



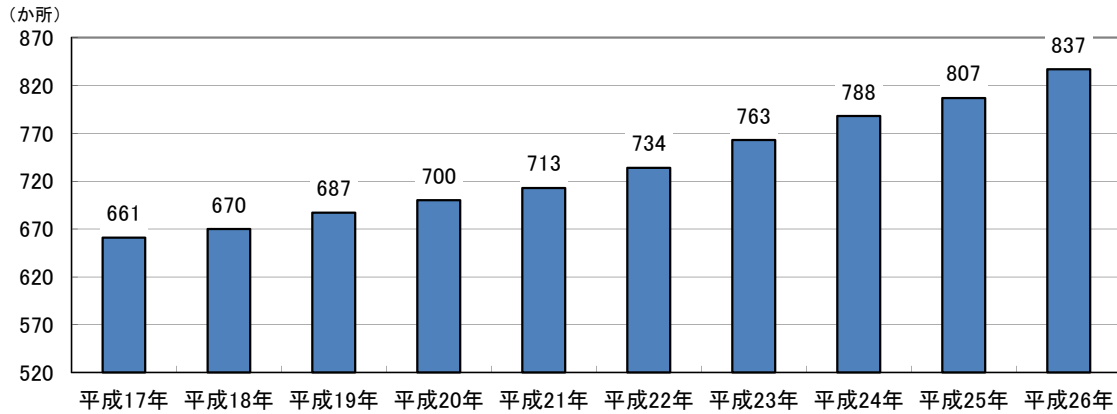
資料出所: 千葉県児童家庭課 * 1「福祉行政報告例」 * 2「保育所入所待機児童数調査」(各年4月1日)

(2) 延長保育の状況

延長保育*を実施している保育所数は年々増加しています。

*保護者の就労と子育ての両立を支援するため、児童福祉施設最低基準で定められている1日8時間の保育時間を超えて、その保育所の開所時間の前後に保育時間を延長して児童を預かること。

図表55 延長保育を実施している保育所数の推移(千葉県)



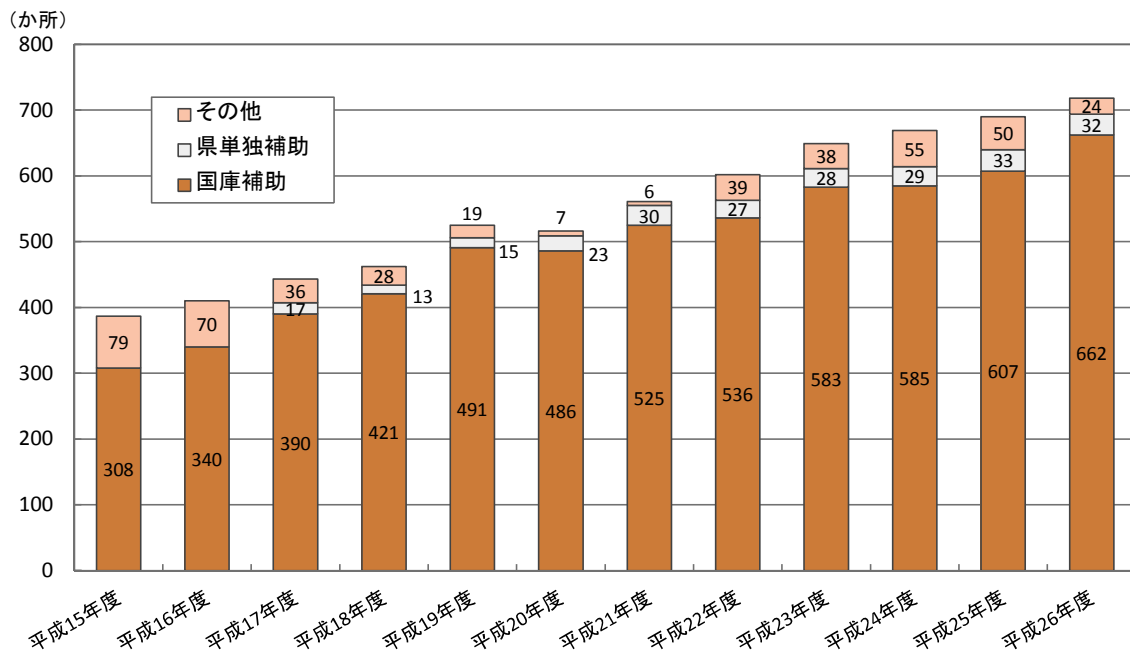
資料出所:千葉県児童家庭課「市町村保育状況調査」(各年4月1日)

(3) 放課後児童クラブの状況

千葉県(千葉市、船橋市及び柏市を除く)の放課後児童クラブ*の総数は、年々増加しています。

*市町村を実施主体とし、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等について、遊びを主体とした指導を行う組織で、学校の空き教室や児童館、保育所、団地の集会所など身近な既存の施設を活用し、放課後児童指導員を中心に運営されている。

図表56 放課後児童クラブの設置状況(千葉県)



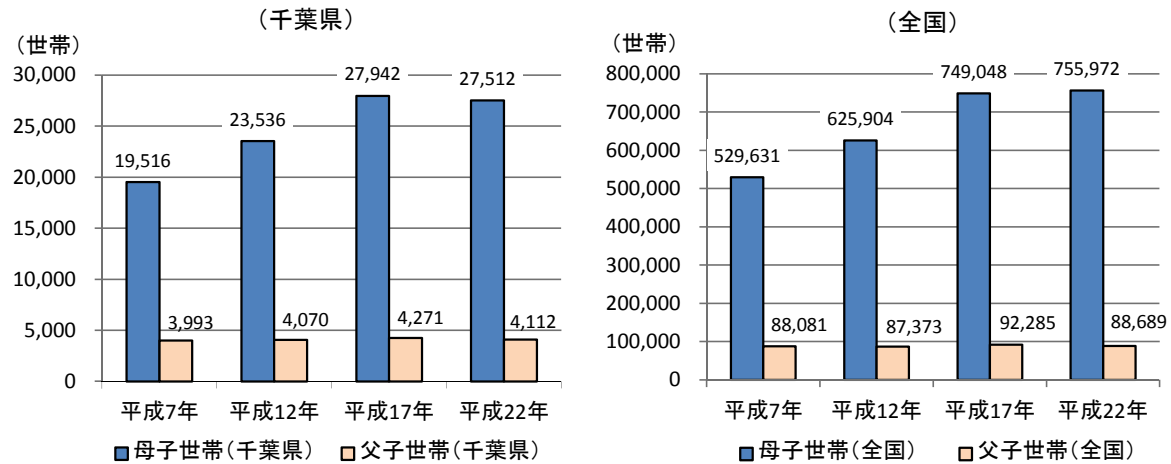
※千葉市、船橋市(平成15年度から)及び柏市(平成20年度から)を除く。

資料出所:千葉県児童家庭課、厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施状況調査」(各年5月1日)

2 ひとり親家庭等の状況

国勢調査によると千葉県と全国の母子世帯、父子世帯は平成17年までは増加していましたが、平成22年の調査では、ほぼ横ばい状態です。

図表57 母子世帯数・父子世帯数の推移(千葉県・全国)



資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

3 高齢者への生活の支援

(1) 家族形態別に見た高齢者のいる一般世帯割合

国勢調査によると平成22年の千葉県の65歳以上の高齢者がいる一般世帯は、以下のとおりです。全国と比較すると高齢者のいる世帯割合の増加が急であることが分かります。

図表58 65歳以上のいる一般世帯数・構成割合(千葉県・全国)

千 葉 県（千世帯以下切捨て）										
年 次	総 数	65歳以上の者のいる一般世帯								
		単独世帯			核家族世帯			三世代世帯	その他	
		女性	男性		夫婦のみの世帯	その他				
世 帯 数（単位：千世帯）										
平成12年	2,164	578	97	67	29	280	152	127	158	42
平成17年	2,304	716	136	91	45	385	208	177	145	48
平成22年	2,512	875	191	125	65	500	270	230	129	54
構 成 割 合（単位：%）										
平成12年	100.0	26.7	4.5	3.1	1.4	12.9	7.0	5.9	7.3	2.0
平成17年	100.0	31.1	5.9	4.0	2.0	16.7	9.1	7.7	6.3	2.1
平成22年	100.0	34.9	7.6	5.0	2.6	19.9	10.8	9.2	5.1	2.2

資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)をもとに作成

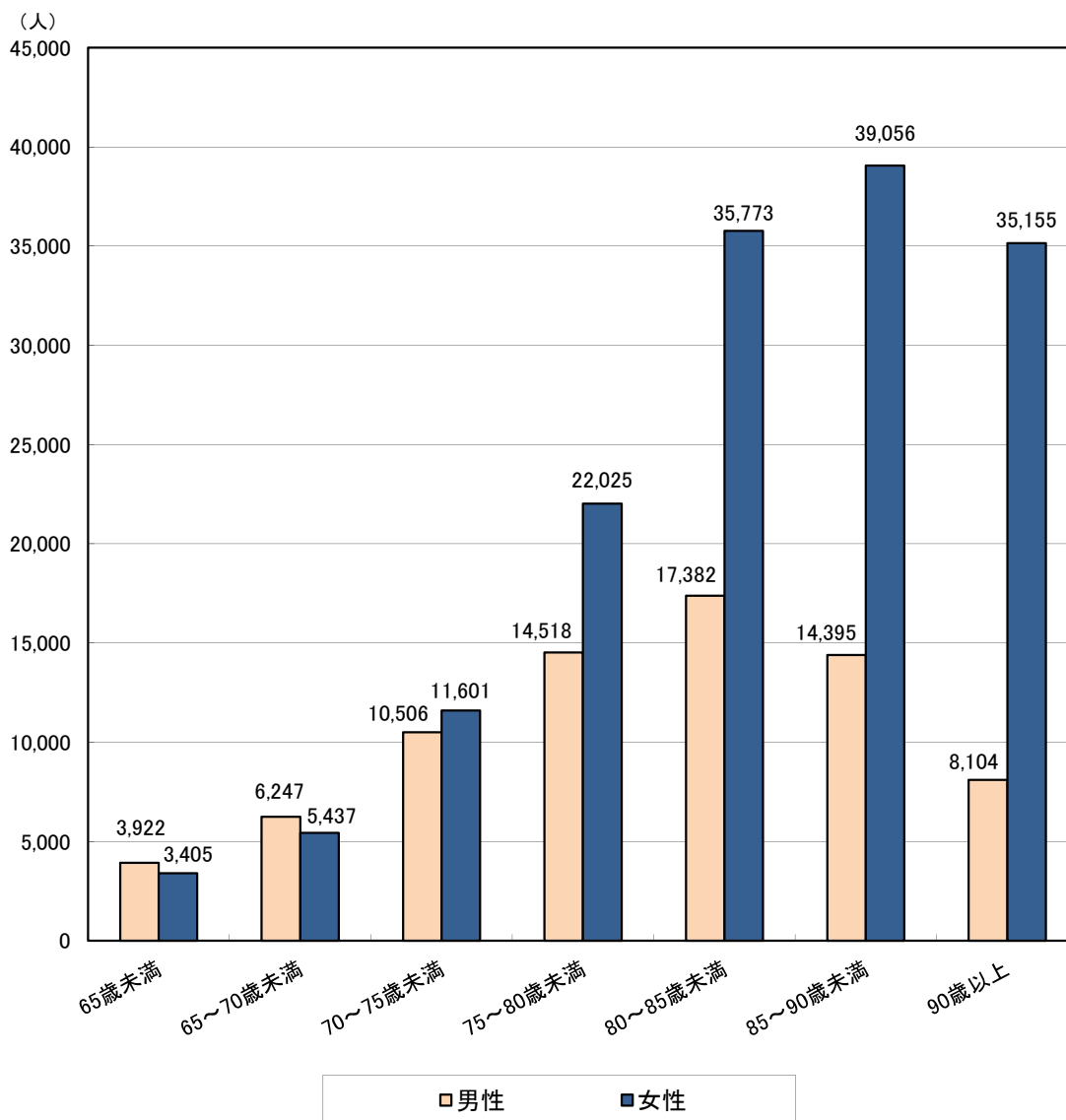
全 国										
年 次	総 数	65歳以上の者のいる一般世帯								
		単独世帯			核家族世帯			三世代世帯	その他	
		女性	男性		夫婦のみの世帯	その他				
世 帯 数（単位:千世帯）										
平成12年	46,782	15,044	3,032	2,290	741	6,797	3,976	2,821	3,096	2,118
平成17年	49,062	17,204	3,864	2,813	1,051	8,414	4,779	3,635	3,647	1,277
平成22年	51,842	19,337	4,790	3,405	1,385	10,011	5,525	4,486	3,174	1,360
構 成 割 合（単位:%）										
平成12年	100.0	32.2	6.5	4.9	1.6	14.5	8.5	6.0	6.6	4.5
平成17年	100.0	35.1	7.9	5.7	2.1	17.2	9.7	7.4	7.4	2.6
平成22年	100.0	37.3	9.2	6.6	2.7	19.3	10.7	8.7	6.1	2.6

資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)をもとに作成

(2) 年齢階級別の要支援・要介護認定者数

平成26年3月末の県内の要支援・要介護認定者数は、以下のとおりです。75歳以上になると男性に比べて女性の増加が目立ち、また男性は80歳代前半をピークに減少に転じるのに対し、女性では80歳代後半まで増え続け、90歳代になると減少していきます。

図表59 要支援・要介護認定者の状況(千葉県)



資料出所:千葉県健康福祉部保険指導課「介護保険事業状況報告」(平成26年3月末現在)

VI 人権

1 DV

(1)千葉県における相談、一時保護の状況

①相談件数及び一時保護件数の年次推移

千葉県における相談件数は2万件を超えています。そのうちDVについての相談は約6千件あり、相談件数全体の約3割を占めています。

図表60 県における相談受理件数

区分	女性サポートセンター (婦人相談所)※1		男女共同参画センター ()はうち男性件数※2		健康福祉センター		合 計		
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	DV相談の割合
21年度	9,877	2,166	6,208 (461)	946 (34)	2,674	2,081	18,759	5,193	27.7%
22年度	9,210	2,365	6,805 (351)	1,037 (4)	2,798	2,203	18,813	5,605	29.8%
23年度	8,378	2,422	6,760 (383)	1,217 (18)	2,454	1,937	17,592	5,576	31.7%
24年度	9,107	2,745	6,812 (414)	1,204 (11)	2,600	1,990	18,519	5,939	32.1%
25年度	10,838	2,788	6,810 (462)	1,241 (24)	2,516	1,852	20,164	5,881	29.2%

資料出所:千葉県男女共同参画課

※1 平成24年度以降、女性サポートセンターの相談受理件数は専門相談も含む。

※2 男性のDV相談件数は被害者のみ。

図表61 25年度相談形態別件数及び割合

		相談形態				合計	
		電話相談	うちDV	面接相談	うちDV	総数	うちDV
女性サポートセンター (婦人相談所)※	件数	10,739	2,698	99	90	10,838	2,788
	割合	99.1%	96.8%	0.9%	3.2%	100%	100%
男女共同参画センター	件数	5,732	729	1,078	512	6,810	1,241
	割合	84.2%	58.7%	15.8%	41.3%	100%	100%
健康福祉センター	件数	1,925	1,303	591	549	2,516	1,852
	割合	76.5%	70.4%	23.5%	29.6%	100%	100%
合 計	件数	18,396	4,730	1,768	1,151	20,164	5,881
	割合	91.2%	80.4%	8.8%	19.6%	100%	100%

資料出所:千葉県男女共同参画課

※女性サポートセンターの相談については、専門相談を含む。

図表62 専門相談件数

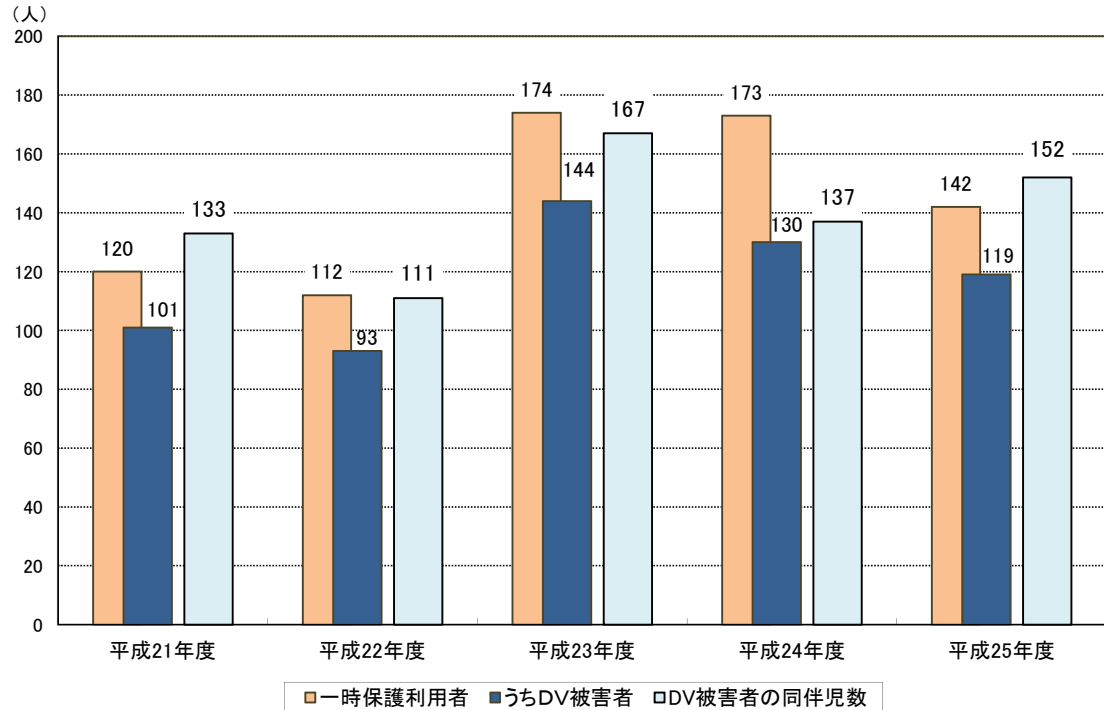
(単位:件)

	法律 相談	うちDV	心とからだ の健康 相談	うちDV	カウンセリング	うちDV	こころの 相談	うちDV
平成21年度	109	69	13	3	871	323	33	6
平成22年度	121	88	8	4	981	328	31	10
平成23年度	127	92	9	2	925	379	30	15
平成24年度	126	106	8	6	771	337	26	16
平成25年度	113	89	3	1	580	224	33	20

資料出所:千葉県男女共同参画課

専門相談は、男女共同参画センター(23年度までちば県民共生センター)、女性サポートセンターで実施

図表63 一時保護件数の年次推移



資料出所: 千葉県男女共同参画課

(2) 市町村における相談受理状況

平成26年4月現在, 54市町村全てにおいてDV相談窓口を整備しています。また, 市町村では, 相談窓口以外でもDV相談を受け付けており, DV相談の総数は増加しています。

図表64 市町村における相談受理状況

(単位: 件)

年度	総 数	相 談 方 法		処 理 状 況				
		電 話	来 所	相談情報 提供のみ	庁内機関 処理	他 機 関 へ の 引 継		
						婦人 相談所	警 察	その他
21年度	5,129	2,091 (40.8%)	3,038 (59.2%)	4,331 (84.4%)	598 (11.7%)	79 (1.5%)	28 (0.6%)	93 (1.8%)
22年度	5,021	2,158 (43.0%)	2,863 (57.0%)	4,286 (85.4%)	498 (9.9%)	66 (1.3%)	31 (0.6%)	140 (2.8%)
23年度	5,769	2,420 (41.9%)	3,349 (58.1%)	4,942 (85.7%)	538 (9.3%)	117 (2.0%)	31 (0.6%)	141 (2.4%)
24年度	6,860	3,163 (46.1%)	3,697 (53.9%)	5,894 (85.9%)	582 (8.5%)	136 (2.0%)	72 (1.0%)	176 (2.6%)
25年度	8,017	3,580 (44.7%)	4,437 (55.3%)	6,954 (86.7%)	730 (9.1%)	92 (1.1%)	56 (0.7%)	185 (2.3%)

資料出所: 千葉県男女共同参画課

(3) 千葉県警察本部におけるDV事案の取扱状況

千葉県警察における平成25年のDV事案の相談件数は1,894件で、前年と比べ減少しています。そのうち加害者との婚姻関係（元婚姻を含む）にあるものが8割を超え、被害者は女性が圧倒的に多くなっています。

また、事件化や防犯指導等の措置件数についても減少しています。

図表65 千葉県警察本部におけるDV事案の相談受理状況

(単位:件)

	総 数(対応票作成件数)	加害者との関係			被害者の性別		
18年	504	婚姻	452	89.7%	女性	499	99.0%
		内縁	52	10.3%	男性	5	1.0%
19年	778	婚姻	692	88.9%	女性	768	98.7%
		内縁	86	11.1%	男性	10	1.3%
20年	1,051	婚姻	914	87.0%	女性	1,041	99.1%
		内縁	137	13.0%	男性	10	0.9%
21年	1,225	婚姻	1,066	87.0%	女性	1,207	98.5%
		内縁	159	13.0%	男性	18	1.5%
22年	1,156	婚姻	986	85.3%	女性	1,139	98.5%
		内縁	170	14.7%	男性	17	1.5%
23年	1,178	婚姻	1,034	87.8%	女性	1,155	98.0%
		内縁	144	12.2%	男性	23	2.0%
24年	2,235	婚姻	1,939	86.8%	女性	2,079	93.0%
		内縁	296	13.2%	男性	156	7.0%
25年	1,894	婚姻	1,681	88.8%	女性	1,787	94.4%
		内縁	213	11.2%	男性	107	5.6%

資料出所: 千葉県警察本部

図表66 千葉県警察本部における措置状況(複数計上)

(単位:件)

	事件化	防犯指導	加害者へ 指導警告	他機関 引継	保護命令 制度教示	援助	その他	計
18年	20	405	81	146	278	180	36	1,146
19年	29	657	150	237	529	233	124	1,959
20年	46	804	264	269	700	258	170	2,511
21年	43	969	323	190	819	205	348	2,897
22年	62	938	344	142	661	241	267	2,655
23年	42	988	314	153	602	314	359	2,772
24年	240	1,925	1,017	227	1,212	541	611	5,773
25年	163	1,861	851	173	832	490	606	4,976

資料出所: 千葉県警察本部

(4) 保護命令の発令状況

平成13年10月の「DV防止法」の施行により、被害者の安全確保のため、裁判所は、被害者の申立てにより加害者を被害者から引き離す「保護命令」が出せることになりました。

平成13年10月～26年3月までの千葉地方裁判所管内の保護命令の発令件数*は、892件で全国第4位となっています。

図表67 保護命令の発令状況

(単位:件)

順位	地方裁判所管内	保護命令発令件数
1	大阪	2,834
2	東京	1,348
3	神戸	1,315
4	千葉	892
5	札幌	818

資料出所: 最高裁判所事務総局民事局（千葉県男女共同参画課）

* DV防止法施行から平成26年3月までの累計

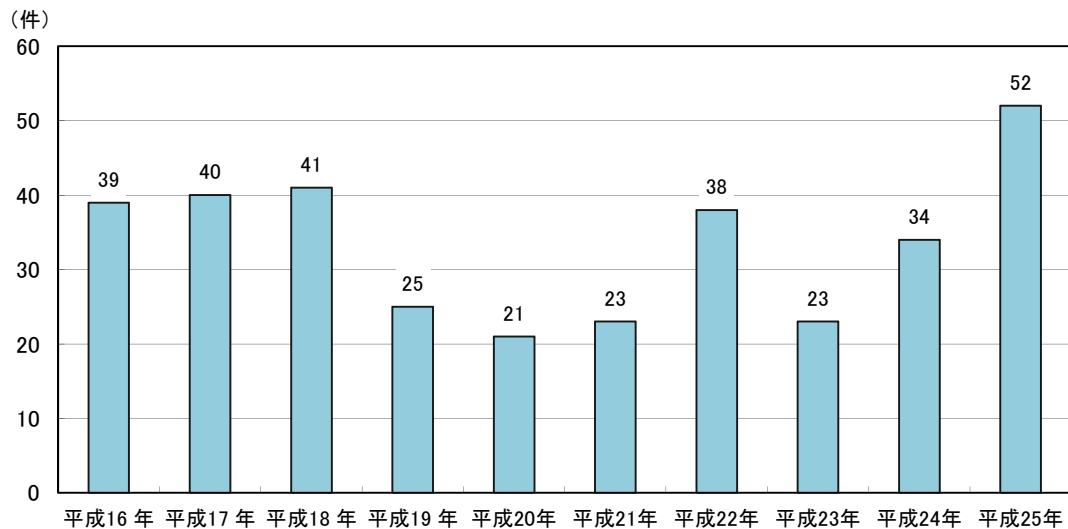
2 性犯罪(女性に対する性的暴行事案等)

(1) 相談件数

「千葉県警察本部相談サポートコーナー」で受理した性犯罪の相談件数は、下のグラフのとおりです。

性犯罪の相談は、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、性犯罪の潜在性が高いといわれています。

図表68 千葉県警察本部相談サポートコーナーで受理した性犯罪の相談件数の推移

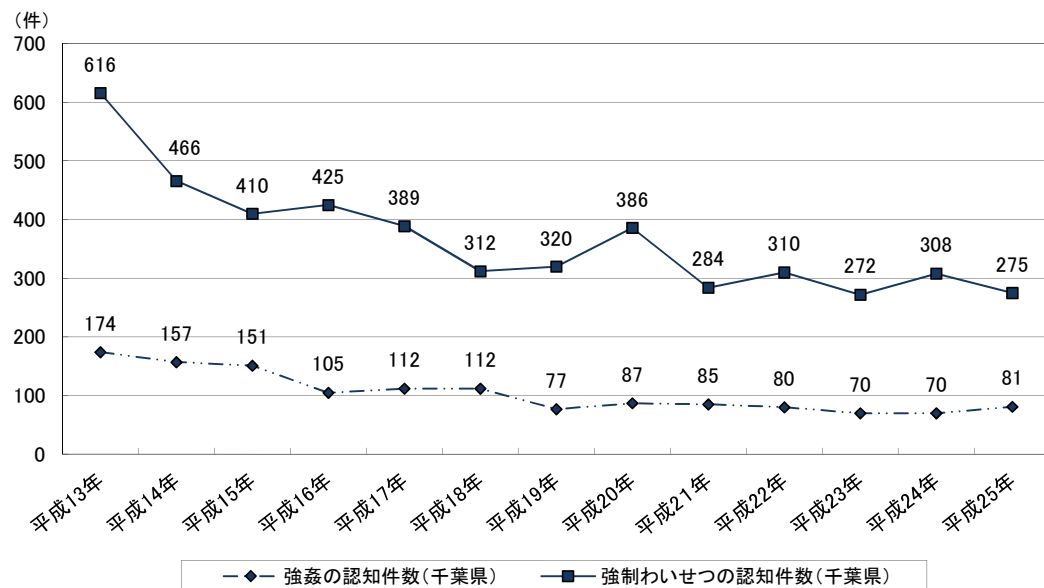


資料出所: 千葉県警察本部

(2) 性犯罪の認知件数

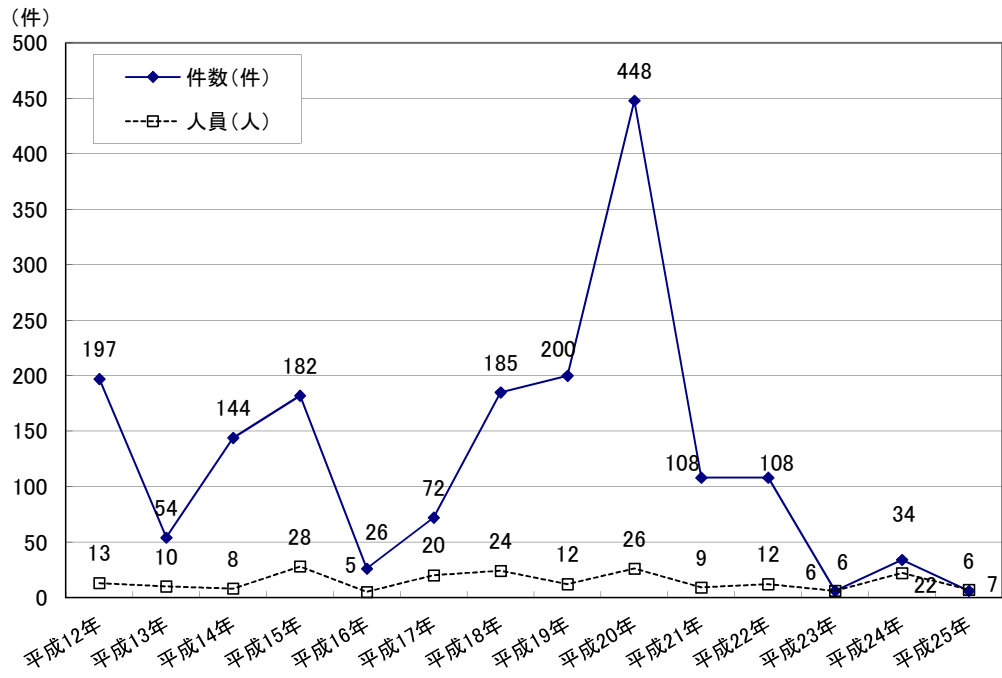
千葉県における平成25年の強制わいせつ事件の認知件数は275件で、前年と比べ減少しており、強姦の認知件数は81件で、前年と比べ増加しています。

図表69 強姦・強制わいせつの認知件数(千葉県)



資料出所: 千葉県警察本部

図表70 売春防止法違反の送致状況(千葉県)



資料出所:千葉県警察本部

3 ストーカー

千葉県における平成25年のストーカー事案の認知件数は550件であり、前年と比べ大幅に減少しています。また、検挙件数や行政措置等の件数も減少しています。

図表71 ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県) (単位:件)

	認知件数	検 挙			ストーカー規制法による行政措置 (警告・援助)	ストーカー規制法によらない措置 (防犯指導・警ら等)
		計	ストーカー規制法	他法令		
平成17年	349	22	11	11	85	129
平成18年	318	32	8	24	86	277
平成19年	450	30	6	24	118	304
平成20年	637	49	14	35	81	374
平成21年	760	48	6	42	100	399
平成22年	643	69	8	61	84	848
平成23年	456	42	1	41	43	552
平成24年	971	124	18	106	159	1140
平成25年	550	110	31	79	115	677

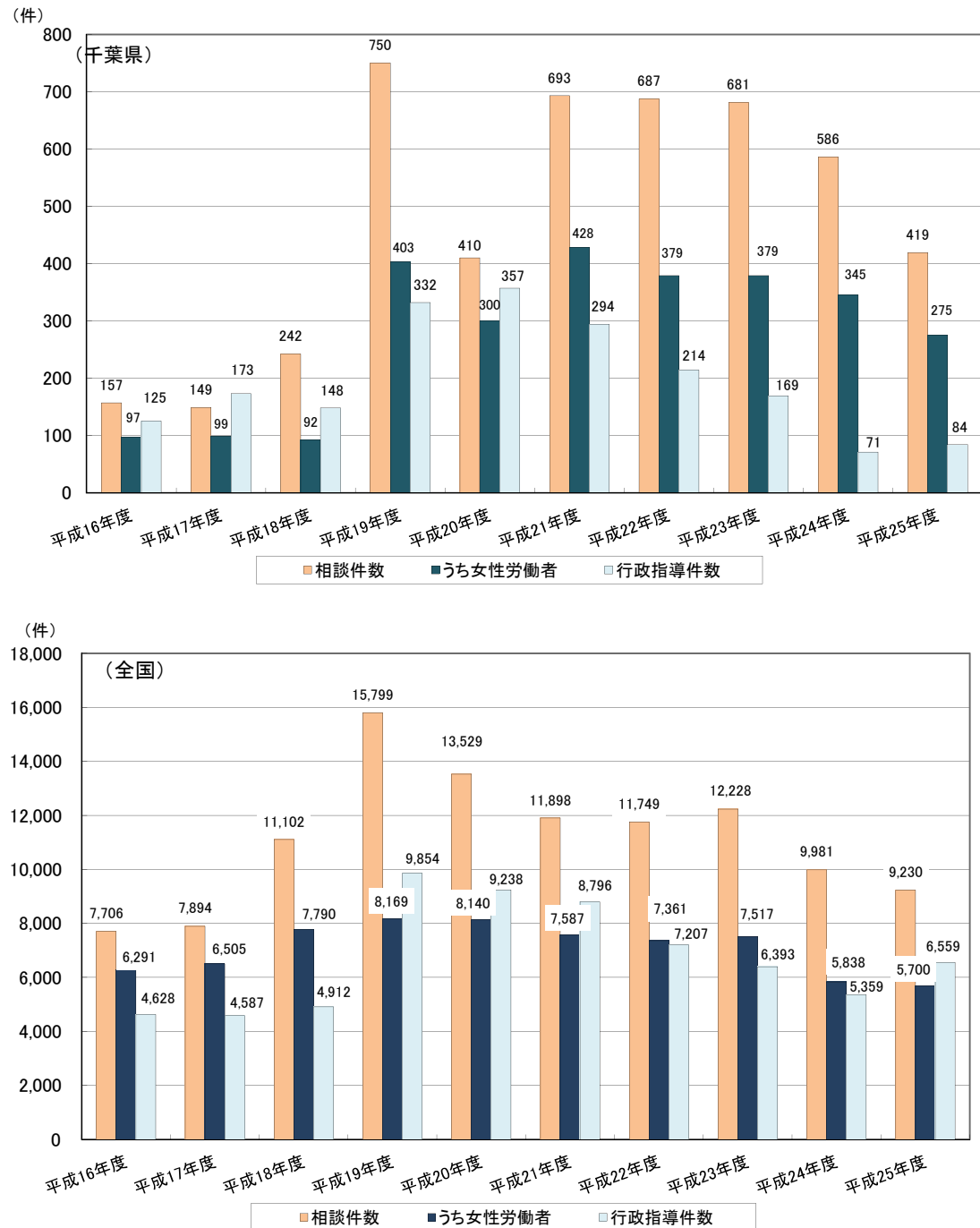
資料出所:千葉県警察本部
※ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

4 セクシュアル・ハラスメント

(1) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数

平成19年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主に義務づけられてきた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上必要な措置が拡充されるとともに、紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。そのため、平成19年度に相談件数が急増し、その後は減少傾向にあります。

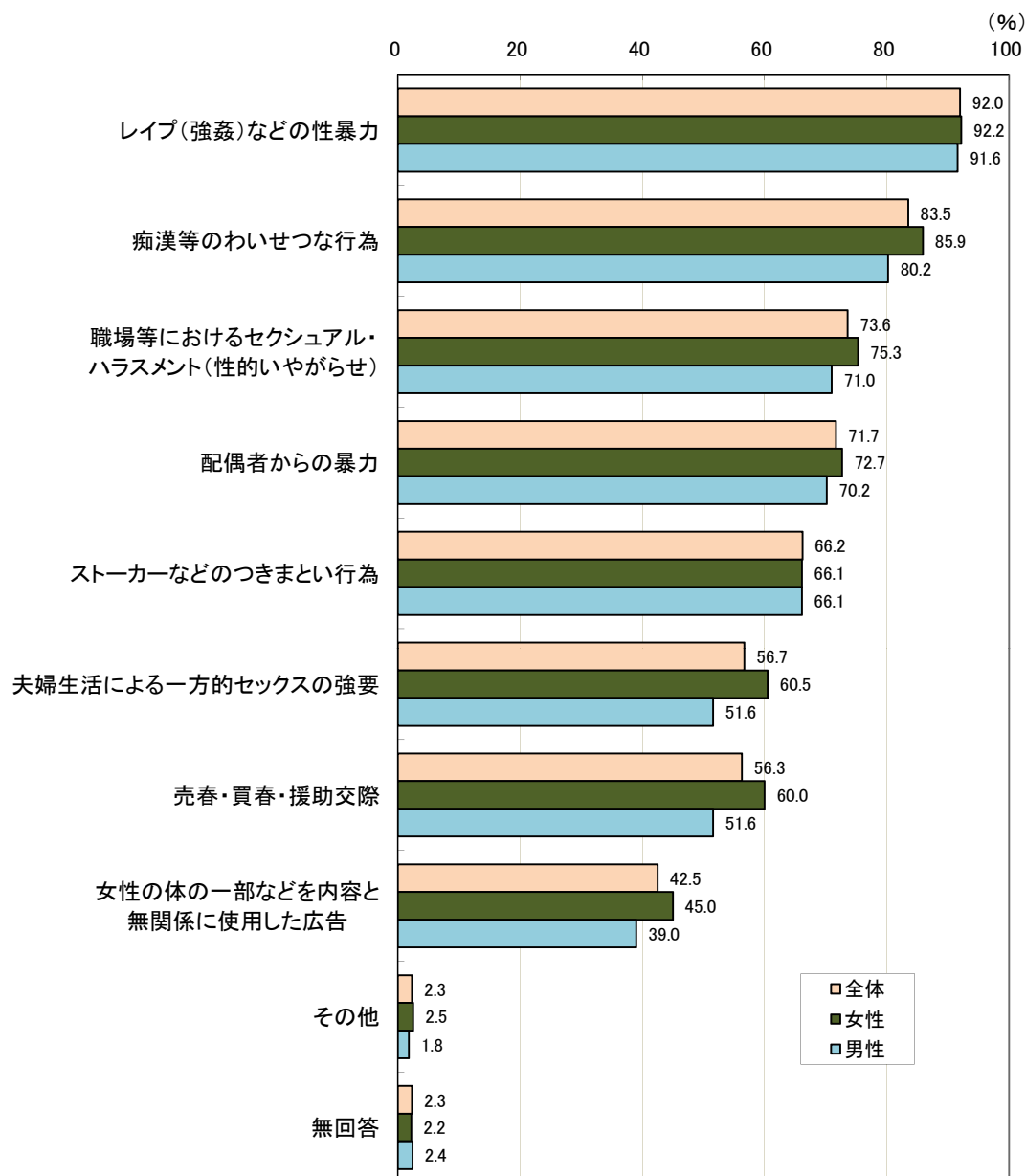
図表72 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数の推移(千葉県・全国)



5 女性の人権が侵害されていると感じること

「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査（平成21年）」において、女性の人権が侵害されていると感じるのはどのようなことを聞いたところ、男女とも「レイプ（強姦）などの性暴力」と回答している割合が最も高く、次いで「痴漢等のわいせつな行為」、「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」、「配偶者からの暴力」となっています。

図表73 女性の人権が侵害されていると感じること(千葉県)



資料出所: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成21年10月)

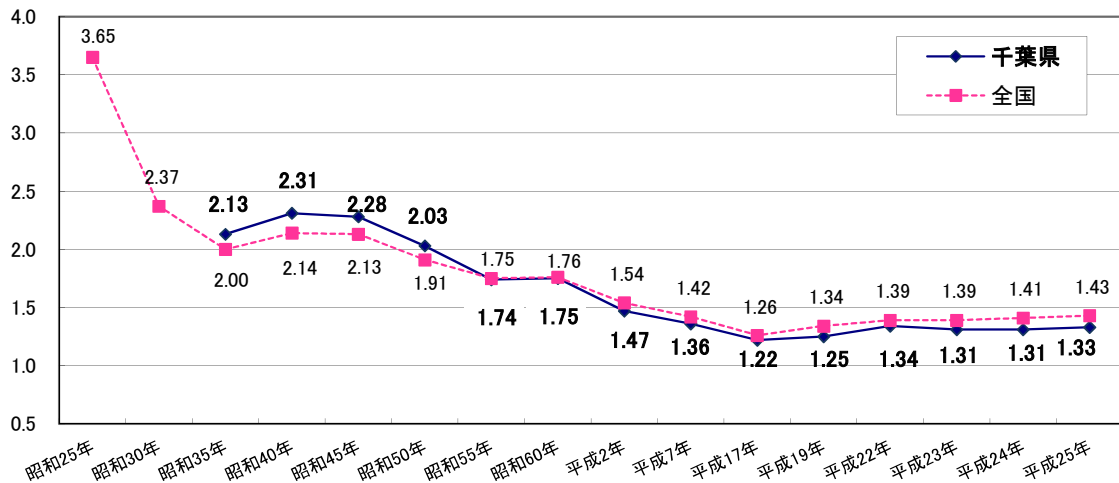
VII 健康

1 出産等に関する状況

(1) 合計特殊出生率の推移

「人口動態統計」によると、合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均)は減少傾向にありますが、平成25年は、千葉県(1.33)では前年と同率であり、全国(1.43)では前年と比べわずかながら増加しています。

図表74 合計特殊出生率の推移(千葉県・全国)

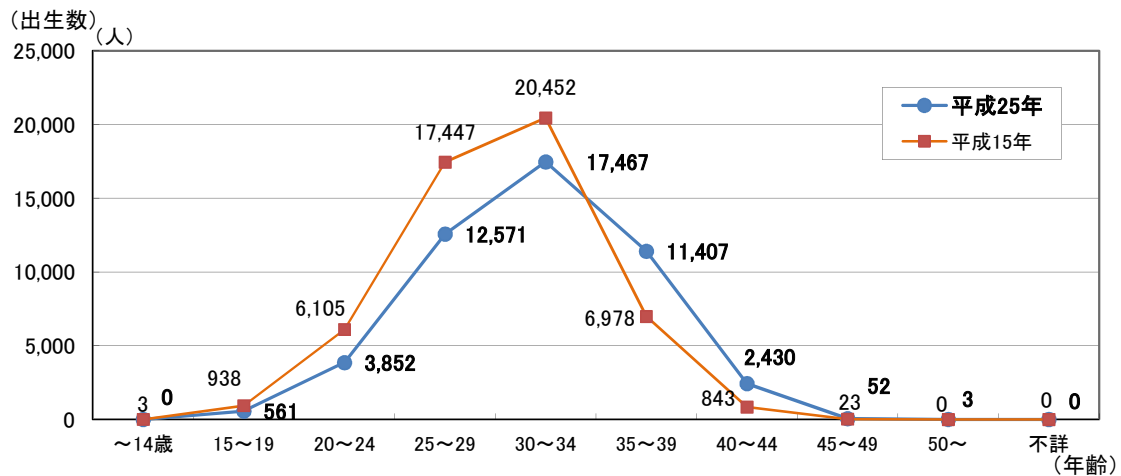


資料出所: 千葉県健康福祉指導課「千葉県衛生統計年報」, 厚生労働省「人口動態統計」

(2) 母の年齢階級別出生数の推移

母親の出産年齢と出生数について10年前と比較したところ、平成15年、25年とも30歳から34歳の階級が最も多くなっておりますが、20歳～34歳の階級で減少している一方、35歳から44歳の階級が増加しており、出生数の減少と併せて出産年齢が上がっていることが分かります。

図表75 母の年齢階級別出生数の推移(千葉県)

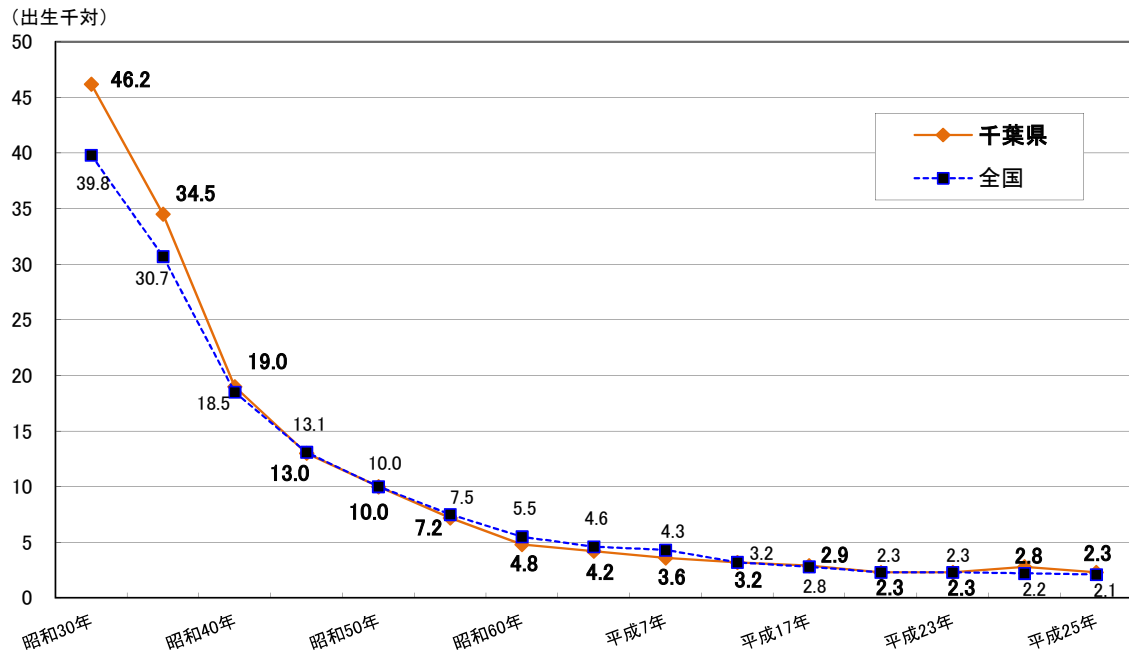


資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」

(3) 乳児・新生児死亡率の推移

平成25年の「人口動態統計」によると、昭和50年ごろまで千葉県の乳児死亡率と新生児死亡率はともに急速に低下し、その後も少しずつ低下しています。

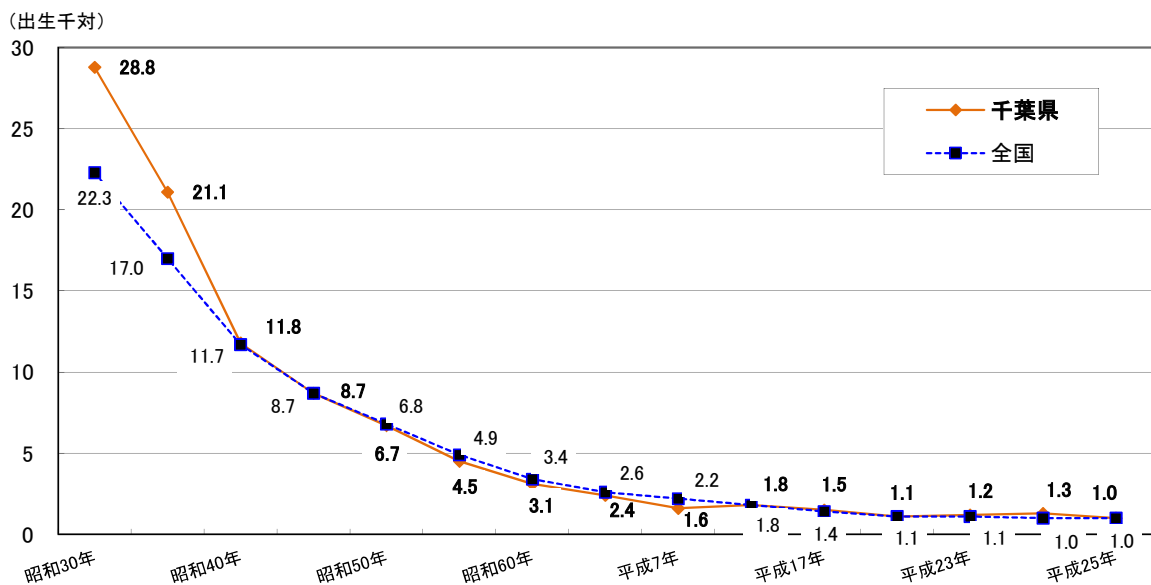
図表76 乳児死亡率の推移(千葉県・全国)



乳児死亡: 生後1年未満の死亡

資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」

図表77 新生児死亡率の推移(千葉県・全国)



新生児死亡: 生後4週間未満の死亡

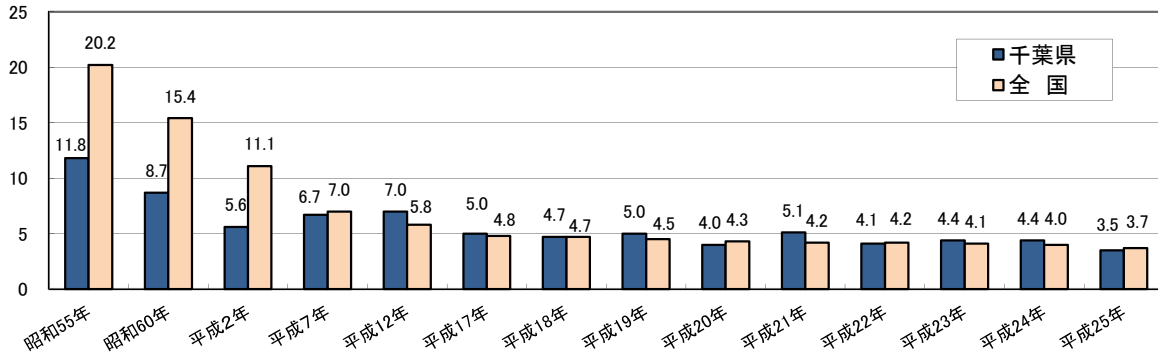
資料出所: 千葉県健康福祉政策課「千葉県衛生統計年報」、厚生労働省「人口動態統計」

(4) 周産期死亡率の推移

平成25年の「人口動態統計」によると、千葉県の周産期死亡率（3.5）は前年（4.4）と比較し低下していますが、ここ数年はほぼ横ばいです。

図表78 周産期死亡率の推移(千葉県・全国)

(出生千人対)



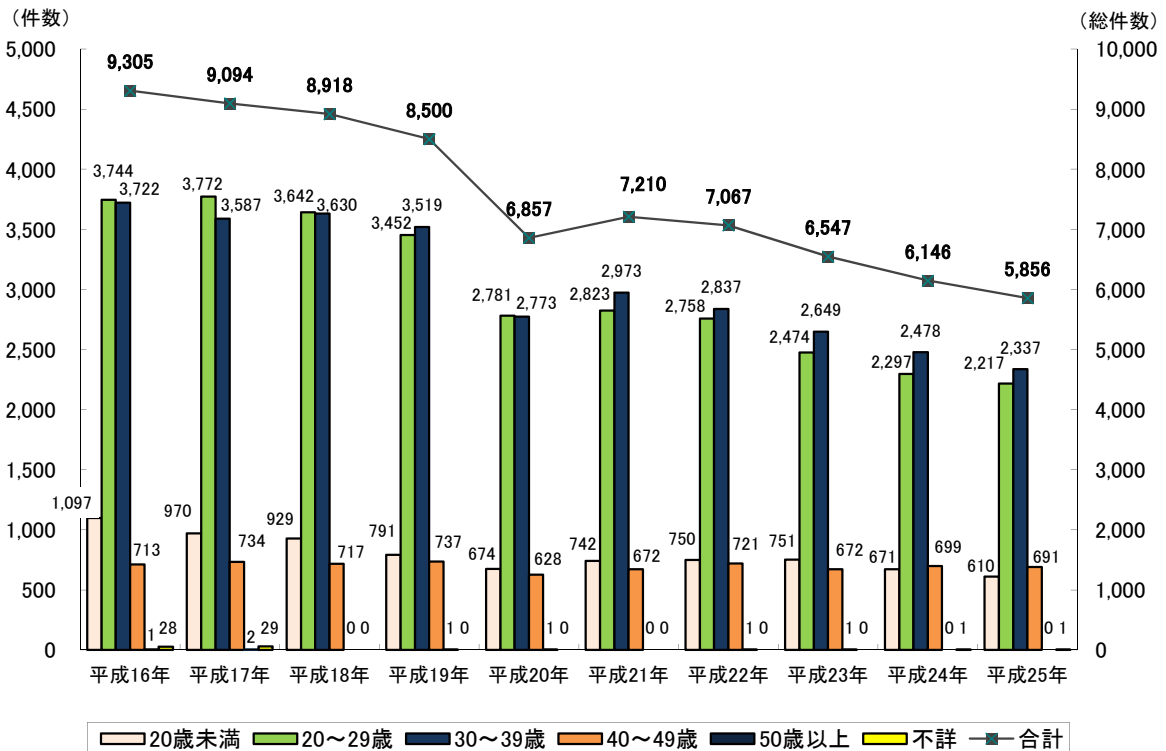
周産期死亡率*：【年間周産期死亡数】÷【年間出産数(出生数+妊娠満22週以降の死産数)】×1,000
 出産1000に対する周産期死亡(妊娠22週以後の死産数に早期新生児死亡を加えたもの)の割合で、国又は地方の産科医療の水準を表す指標の一つとされている。

資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

(5) 人工妊娠中絶の状況

「衛生行政報告例」により、千葉県における年齢階級別人工妊娠中絶の状況をみると、平成16年から中絶件数は減少しています。

図表79 年齢階級別人工妊娠中絶の状況(千葉県)



資料出所：厚生労働省「衛生行政報告例」

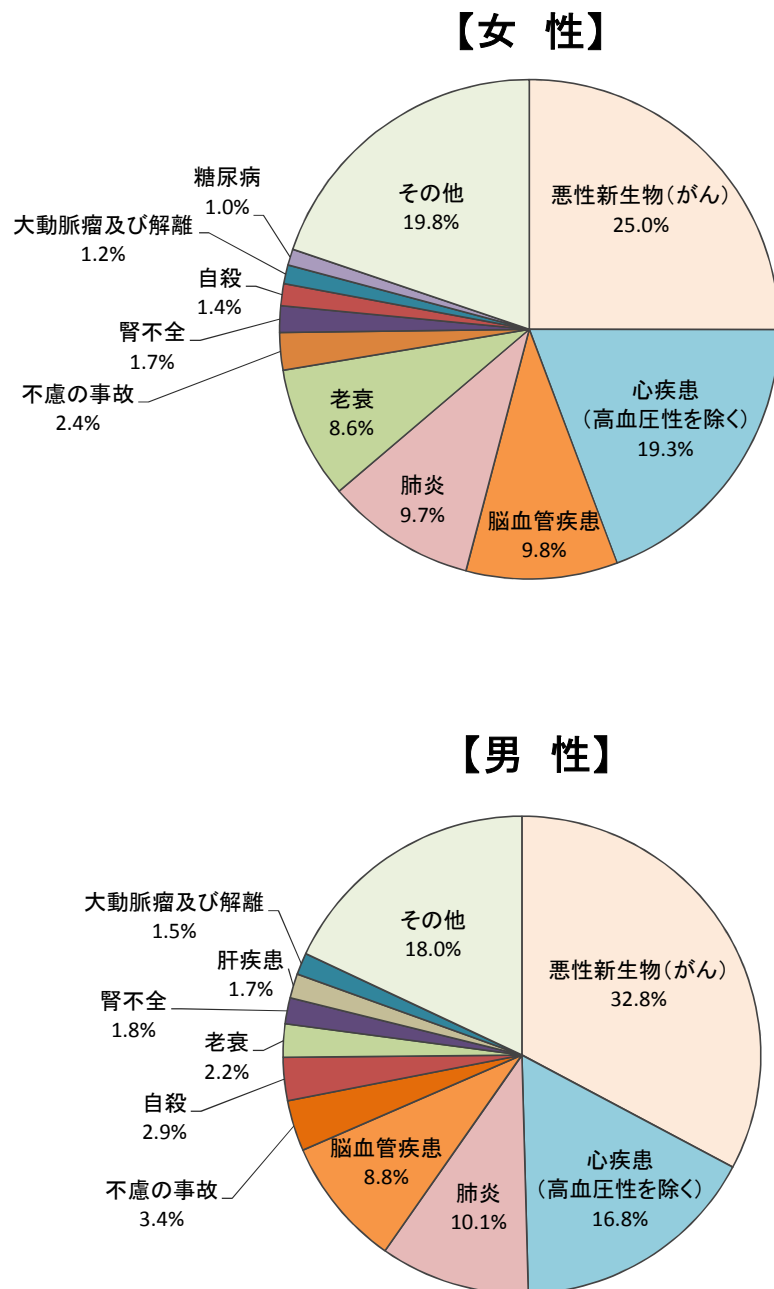
2 こころとからだの健康

(1)主な死因の構成割合

平成25年の男女別の死因をみると、男女ともに「悪性新生物（がん）」「心疾患」による死亡が多く、この2つでほぼ半数を占めています。

性別で見ると、男性は女性に比べ、「不慮の事故」，「自殺」が多く、また、女性は「老衰」が多くなっています。

図表80 千葉県における主要死因の構成割合(女性・男性別)



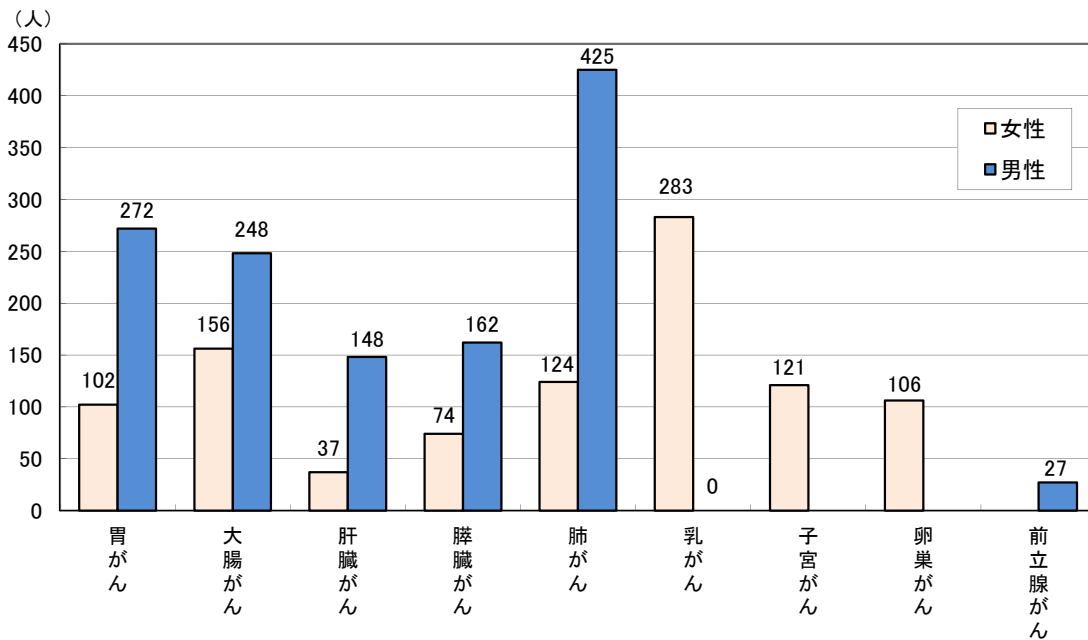
資料出所:厚生労働省「人口動態統計」(平成25年)

(2) 各がんの早世死亡数等

がんについて、平成25年の早世死亡の件数（65歳未満の死亡数）と早世係数（あるがんの全死亡に占める早世の比率）を男女で比較すると、女性は、乳がんが件数において最も多く、子宮がん、卵巣がんとともに女性に特有ながんでは、早世係数が他のがんと比較して高くなっています。

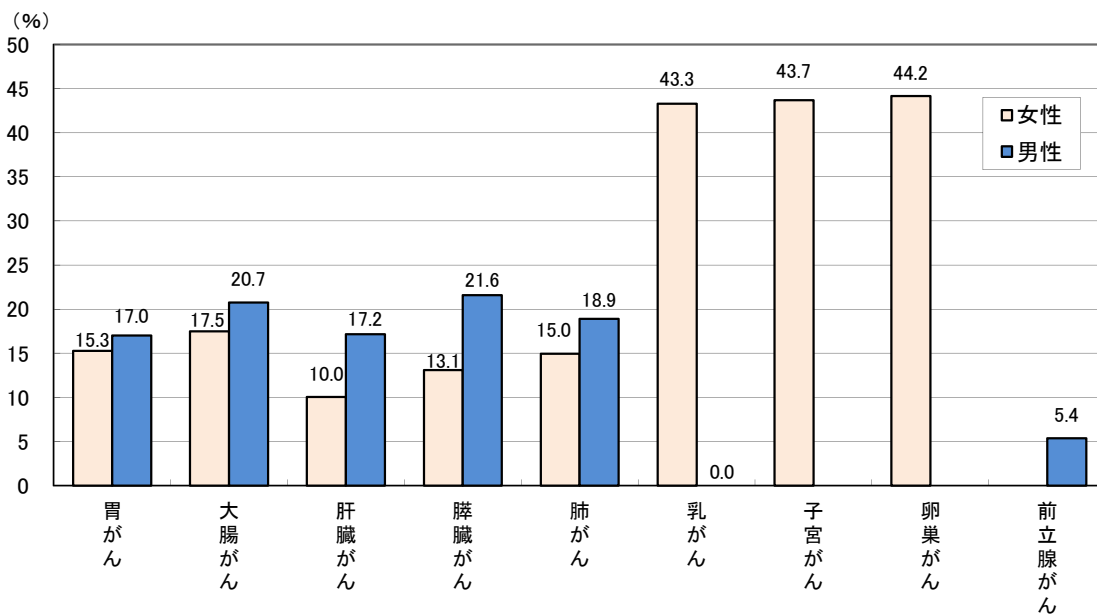
一方、男性では、女性に比べ肝臓がん、膵臓がんが件数及び早世係数のいずれにおいても大きく上回っており、胃がん、大腸がん、肺がんについては早世死亡の件数が多いものの、早世係数に大きな男女差はみられません。

図表81 各がんの早世件数の男女比較(千葉県)



資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」(平成25年)

図表82 各がんの早世係数の男女比較(千葉県)

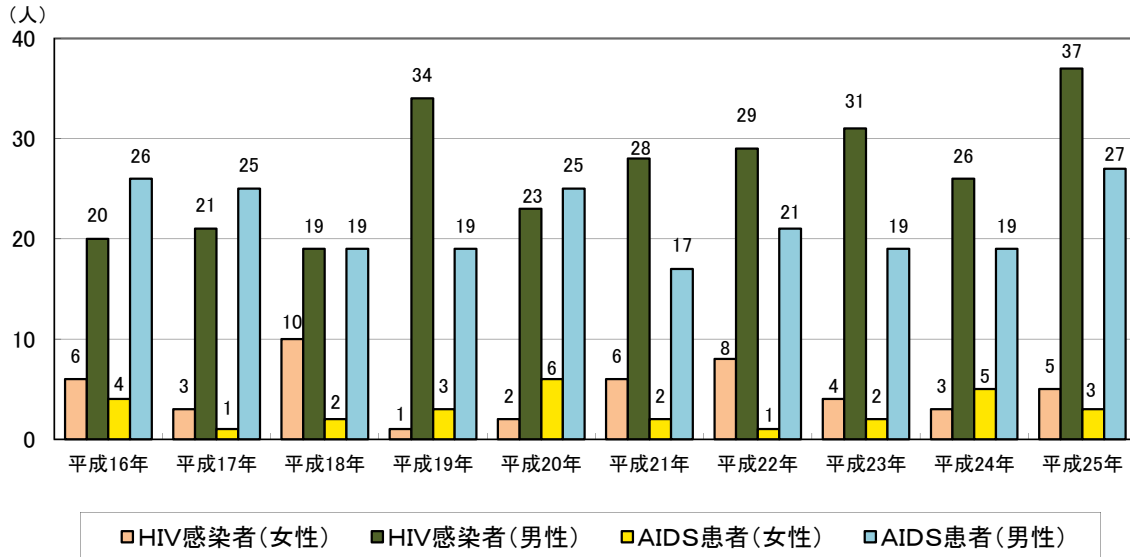


資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」(平成25年)

(3) HIV感染者・AIDS患者の数

HIV感染者・AIDS患者の新規届出件数は男性が多く、平成25年は男性が全体の約9割となっています。

図表83 男女別HIV感染者・AIDS患者届出状況(千葉県)



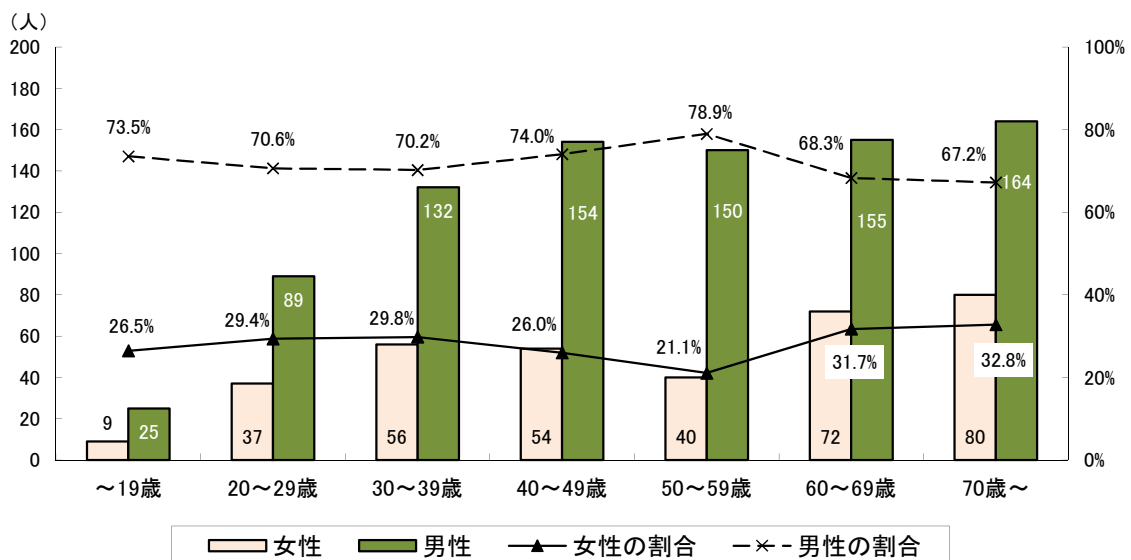
資料出所:千葉県疾病対策課

(4) 自殺者の年齢階級別推移

自殺者を男女別にみると、圧倒的に男性の方が多く、各年齢層で多くみられます。女性は、60・70歳代以降で3割になり、他の年代に比べ増えています。

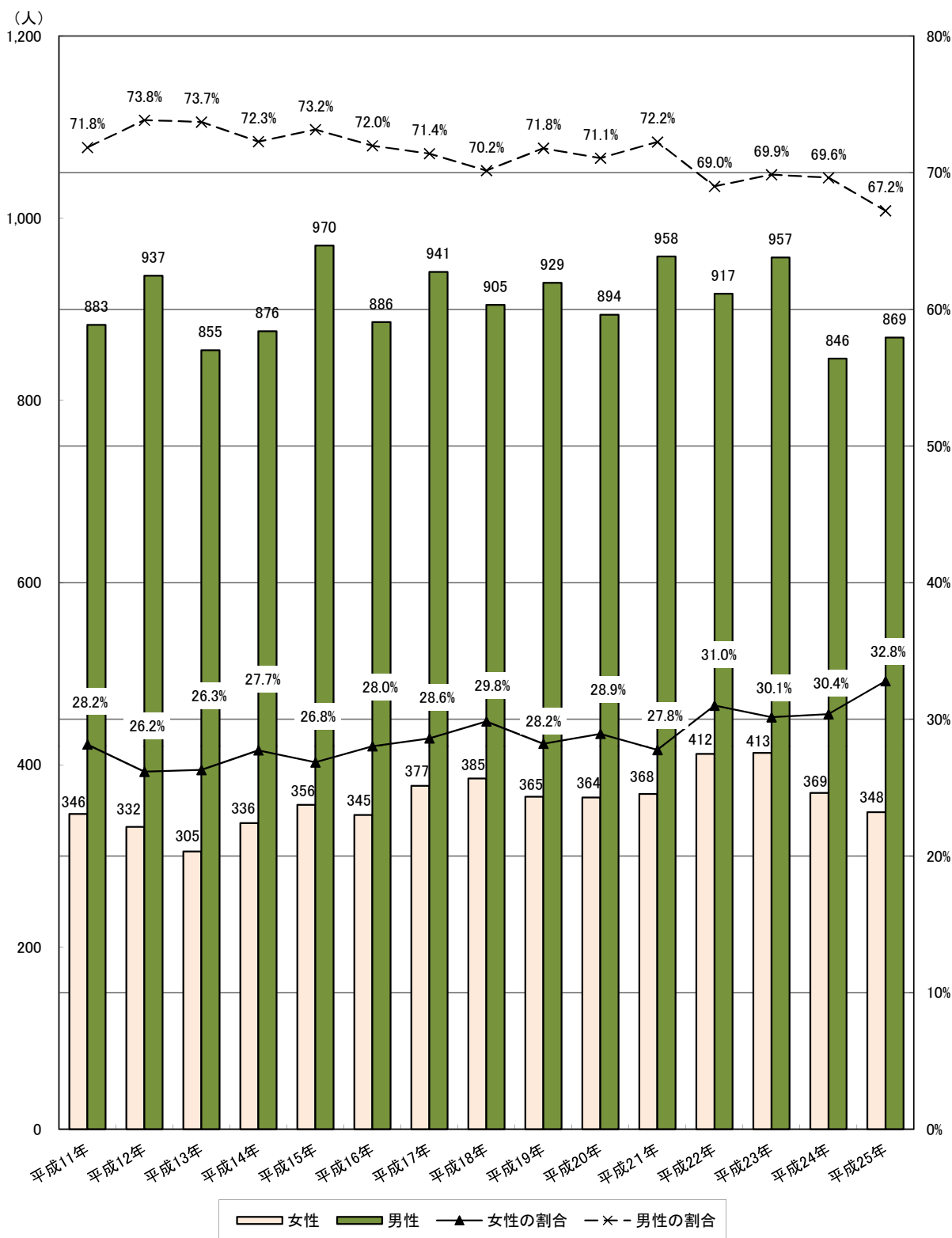
また、自殺者総数の推移をみると、平成11年以降横ばいの傾向にあります。

図表84 男女別、年齢別自殺者数(千葉県)



資料出所:厚生労働省「人口動態統計」(平成25年)

図表85 自殺者数の推移(千葉県)



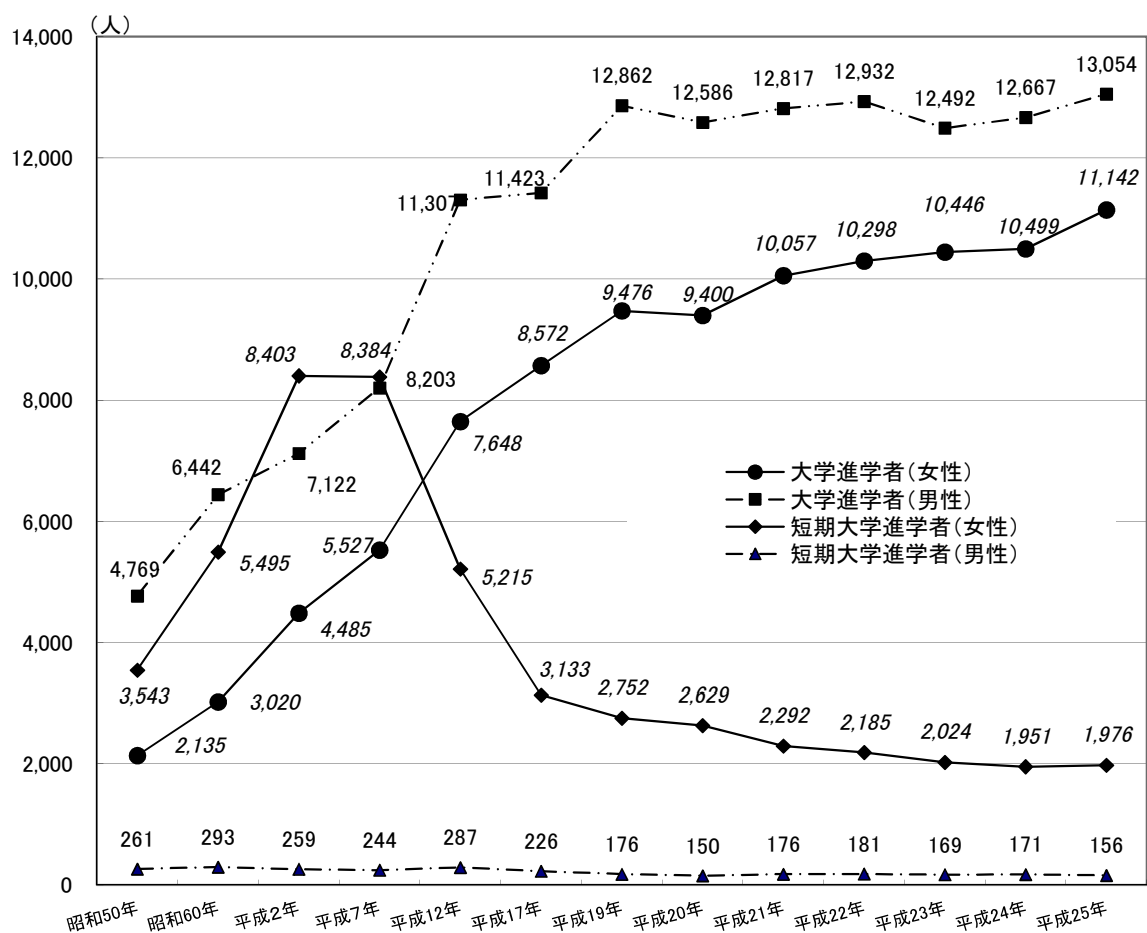
資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

VIII 教育

1 大学等への進学状況

近年、大学への進学者数は上昇しており、特に女性の進学者数が増えています。

図表86 高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移(千葉県)

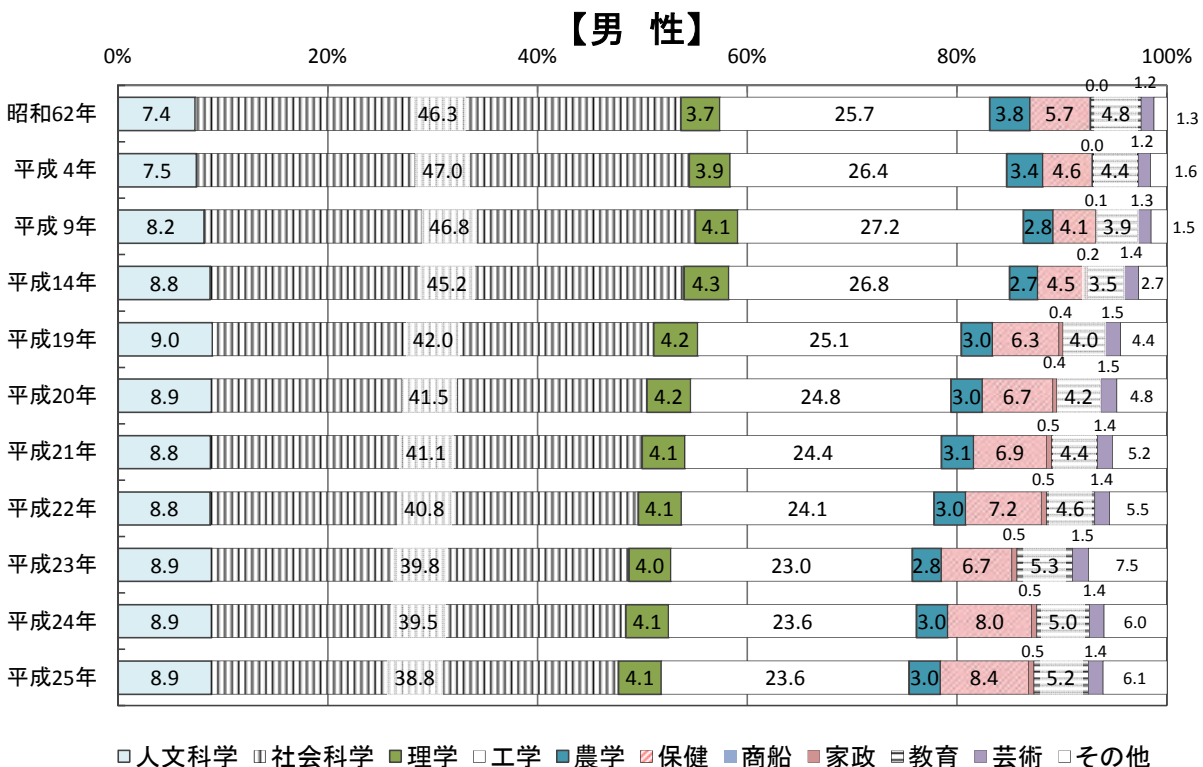
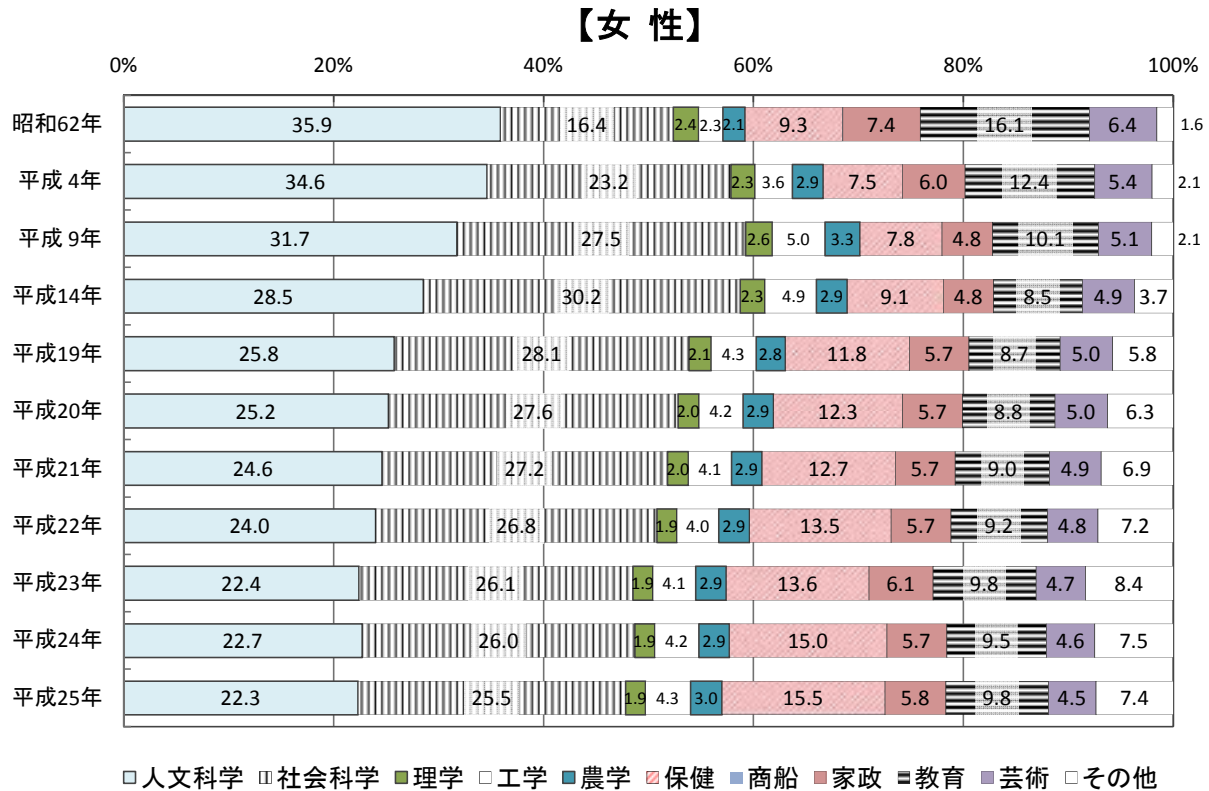


資料出所: 文部科学省「学校基本調査」(各年3月)

2 専攻分野の状況

大学進学の特攻分野別にみた学生数の推移をみると、女性には保健分野が増加しています。男性については昭和62年以降、保健分野が増加し、社会科学分野が緩やかに減少しています。

図表87 大学における専攻分野別に見た学生数の推移(全国)



資料出所：文部科学省「学校基本調査(高等教育機関)」(各年3月)

IX 国際

1 政策方針決定過程への女性の参画

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定した男女格差を図る指数G G I（ジェンダーギャップ指数*）では、2014年日本は142か国中104位であり、特に経済及び政治の分野において、遅れが目立っています。

就業の分野では、就業者の女性割合は他国と比べほぼ同じ水準ですが、管理的職業従事者の女性割合は、他国が3～4割に対し、日本と韓国は1割程度に留まっています。

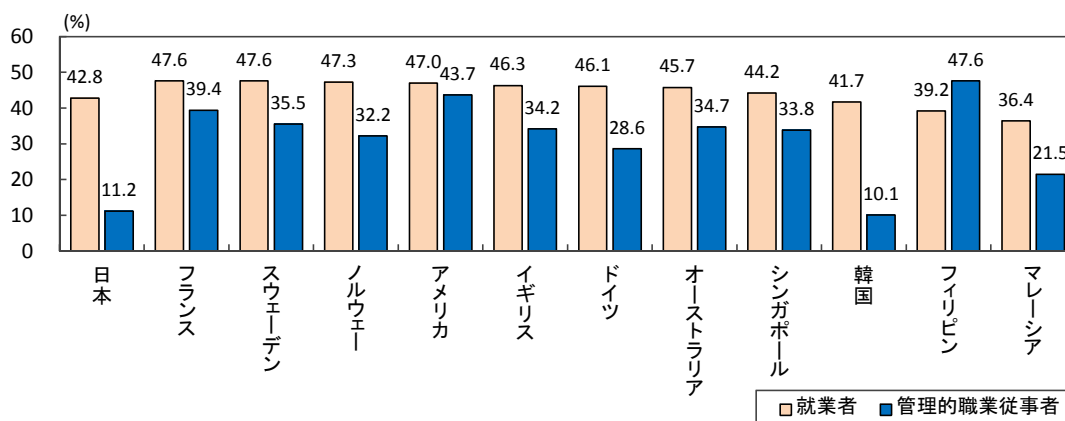
図表88 ジェンダーギャップ指数

2014年の順位	国名	総合スコア	経済	教育	健康	政治	2013年
1	アイスランド	0.8594	0.8169	1.0000	0.9654	0.6554	1
2	フィンランド	0.8453	0.7859	1.0000	0.9789	0.6162	2
3	ノルウェー	0.8374	0.8357	1.0000	0.9695	0.5444	3
4	スウェーデン	0.8165	0.7989	0.9974	0.9694	0.5005	4
5	デンマーク	0.8025	0.8053	1.0000	0.9741	0.4306	8
6	ニカラグア	0.7894	0.6347	0.9996	0.9796	0.5439	10
7	ルワンダ	0.7854	0.7698	0.9289	0.9667	0.4762	－
8	アイルランド	0.7850	0.7543	0.9979	0.9739	0.4140	6
9	フィリピン	0.7814	0.7780	1.0000	0.9796	0.3682	5
10	ベルギー	0.7809	0.7577	0.9921	0.9789	0.3948	11
12	ドイツ	0.7780	0.7388	0.9995	0.9739	0.3998	14
16	フランス	0.7588	0.7036	1.0000	0.9796	0.3520	45
20	アメリカ	0.7463	0.8276	0.9980	0.9747	0.1847	23
24	オーストラリア	0.7409	0.8010	1.0000	0.9737	0.1887	24
26	イギリス	0.7383	0.7140	0.9996	0.9699	0.2698	18
36	オーストリア	0.7266	0.6704	1.0000	0.9789	0.2573	19
59	シンガポール	0.7046	0.7899	0.9413	0.9671	0.1201	58
87	中国	0.6830	0.6555	0.9855	0.9404	0.1506	69
104	日本	0.6584	0.6182	0.9781	0.9791	0.0583	105
117	韓国	0.6403	0.5116	0.9648	0.9730	0.1117	111

資料出所：世界経済フォーラム「The Gender Gap Report 2014」

* 経済分野、教育分野、健康分野及び政治分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

図表89 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合



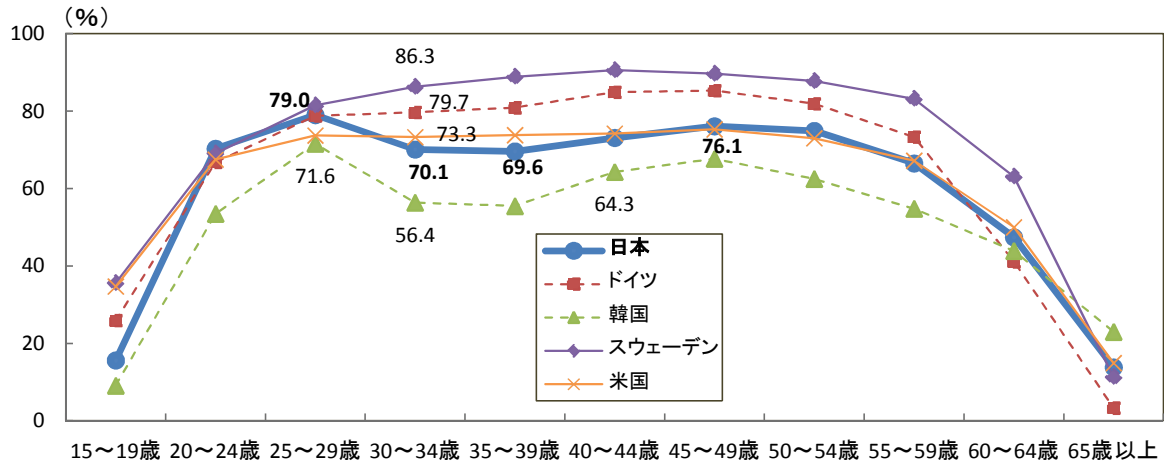
資料出所：内閣府「男女共同参画白書」(平成26年6月)

- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成25年)、独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2014」より作成。
 2. 日本は平成25年度、その他の国は2012(平成24)年のデータ。
 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

2 就業の分野における男女共同参画

日本では依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くおり、これをいわゆる「M字カーブ*」といいます。同様のM字カーブが見られる国は韓国以外にはありません。

図表90 女性の年齢階級別労働力率の国際比較



資料出所：内閣府「男女共同参画白書」(平成26年6月)

(備考) 1. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

2. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成25年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。

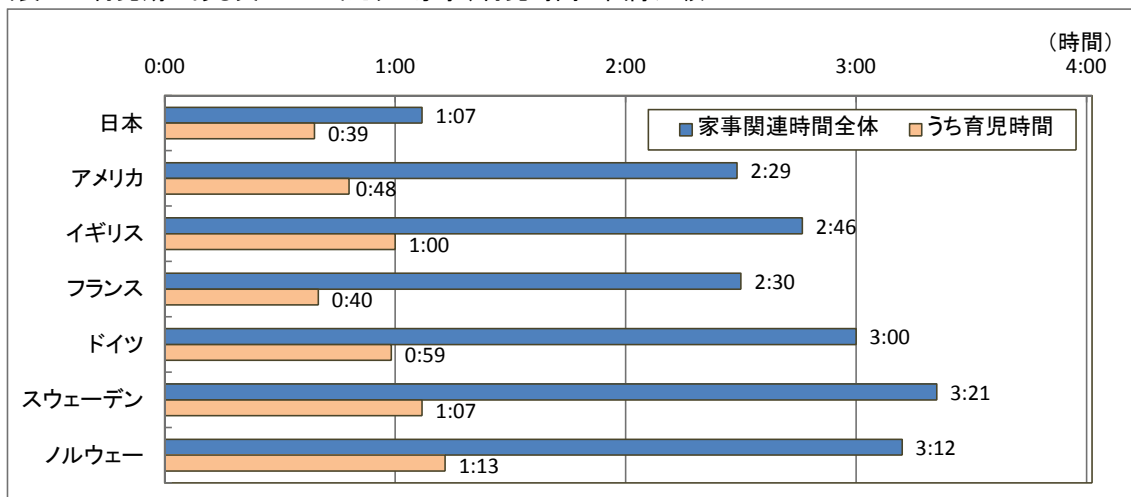
3. 日本と米国は2013(平成25)年、その他の国は2012(平成24)年の数値。

* 日本の女性労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になり、アルファベットのMのような形になる。

3 家庭における男女共同参画

我が国の男性が家事や育児に費やす時間は、世界的にみても最低の水準です。

図表91 育児期にある夫の1日当たりの家事、育児時間の国際比較



資料出所：内閣府男女共同参画局

(備考) 1. Eurostat「How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men」(2004)、Bureau of Labor

Statistics of the U.S.「America Time-Use Summary」(2013)及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。

2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の「家事」、「看護・介護」、「育児」及び「買い物」の合計時間である。

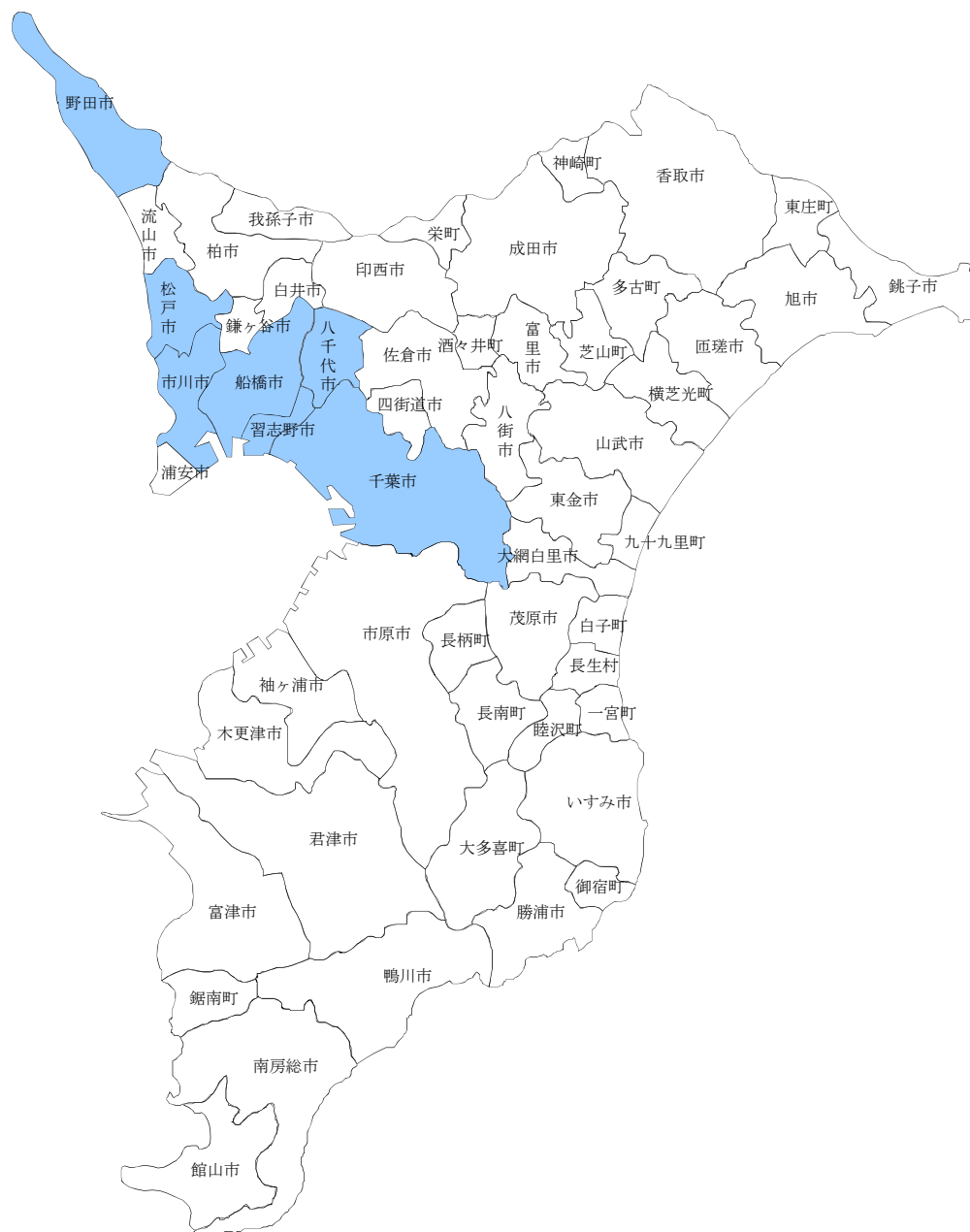
県内市町村における 男女共同参画の状況

市 町 村 の 状 況

平成26年度 市町村推進体制

平成26年4月1日現在

- ① 男女共同参画・女性等を名称に冠した男女共同参画業務担当課設置 7市
- ② 上記以外で男女共同参画の担当部署が組織上位置付けられている 47市町村



県内市町村における男女共同参画の状況

平成26年度 千葉県市町村男女共同参画担当課

(平成26年4月1日現在)

市町村名	担当課名	住所	TEL
千葉市	市民局生活文化スポーツ部 男女共同参画課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5060
銚子市	総務市民部 地域協働課 男女共同参画班	〒288-8601 銚子市若宮町1-1	0479-24-8794
市川市	総務部 男女共同参画課	〒272-0034 市川市市川1-24-2	047-322-6700
船橋市	企画財政部 男女共同参画センター	〒273-0003 船橋市宮本2-1-4	047-423-0757
館山市	市長公室 企画課	〒294-8601 館山市北条1145-1	0470-22-3147直
木更津市	企画部 企画課	〒292-8501 木更津市潮見1-1	0438-23-7485
松戸市	総務部 男女共同参画課	〒271-0091 松戸市本町14-10	047-364-8778
野田市	児童家庭部 男女共同参画課	〒278-8550 野田市鶴奉7-1	04-7125-1111代
茂原市	企画財政部 企画政策課	〒297-8511 茂原市道表1	0475-20-1516
成田市	企画政策部 企画政策課 男女共同参画係	〒286-8585 成田市花崎町760	0476-20-1500
佐倉市	市民部自治人権推進課 人権・男女平等参画推進班	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97	043-484-1948直
東金市	企画政策部 企画課	〒283-8511 東金市東岩崎1-1	0475-50-1122
旭市	市民生活課 市民生活支援班	〒289-2595 旭市ニの1920	0479-62-5396
習志野市	市民経済部 男女共同参画センター	〒275-0016 習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼5F	047-453-9307
柏市	地域づくり推進部 協働推進課 男女共同参画室	〒277-8505 柏市柏5-10-1	04-7167-1127直
勝浦市	企画課	〒299-5292 勝浦市新官1343-1	0470-73-6656
市原市	企画部 人権・国際課	〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	0436-23-9826
流山市	総合政策部 企画政策課 男女共同参画室	〒270-0192 流山市平和台1-1-1	04-7150-6064
八千代市	生涯学習部 男女共同参画課	〒276-0033 八千代市八千代台南1-11-6	047-485-7088
我孫子市	総務部 秘書広報課 男女共同参画室	〒270-1192 我孫子市我孫子1858	04-7185-1752
鴨川市	企画政策課 政策推進係	〒296-8601 鴨川市横渚1450	04-7093-7828
鎌ヶ谷市	市民活動推進課 男女共同参画室	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1141
君津市	市民環境部 市民生活課	〒299-1192 君津市久保2-13-1	0439-56-1483
富津市	企画財政部 企画政策課	〒293-8506 富津市下飯野2443	0439-80-1223
浦安市	市長公室 企画政策課 人権・男女共同参画係	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1	047-351-1111
四街道市	経営企画部 政策推進課	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地	043-421-6161
袖ヶ浦市	市民健康部 市民活動支援課	〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438-62-3102

県内市町村における男女共同参画の状況

市町村名	担当課名	住所	TEL
八街市	総務部 企画課 企画統計班	〒289-1192 八街市八街ほ35-29	043-443-1114
印西市	市民部 市民活動推進課	〒270-1396 印西市大森2364-2	0476-42-5111 (内)344
白井市	総務部 企画政策課 男女共同参画室	〒270-1492 白井市復1123	047-492-1111
富里市	総務部 企画課	〒286-0292 富里市七栄652-1	0476-93-1118
南房総市	企画部 市民協働課	〒299-2492 南房総市富浦町青木28	0470-33-1005
匝瑳市	企画課 企画調整班	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793-2	0479-73-0081
香取市	総務企画部 市民活動推進課 市民協働班	〒287-8501 香取市佐原口2127	0478-50-1261
山武市	総務部 企画政策課 政策・シティセールス推進室	〒289-1392 山武市殿台296	0475-80-1131
いすみ市	企画政策課	〒298-8501 いすみ市大原7400-1	0470-62-1382
大網白里市	地域づくり課 市民協働推進班	〒299-3292 大網白里市大網115-2	0475-70-0342
酒々井町	住民協働課 活動推進班	〒285-8510 酒々井町中央台4-11	043-496-1171 (内)362
栄町	住民活動推進課 協働推進班	〒270-1592 栄町安食台1-2	0476-33-7705直
神崎町	まちづくり課	〒289-0292 神崎町神崎本宿163	0478-72-2114
多古町	企画財政課 企画空港対策係	〒289-2292 多古町多古584	0479-76-5409
東庄町	総務課	〒289-0692 東庄町笹川14713-131	0478-86-6082
九十九里町	企画財政課 企画係	〒283-0195 九十九里町片貝4099	0475-70-3121
芝山町	総務課 企画政策係	〒289-1692 芝山町小池992	0479-77-3921
横芝光町	企画財政課	〒289-1793 横芝光町宮川 11902	0479-84-1218
一宮町	まちづくり推進課	〒299-4396 一宮町一宮2457	0475-42-2113
睦沢町	総務課 総務班	〒299-4492 睦沢町下之郷1650-1	0475-44-2500
長生村	総務課 庶務係	〒299-4394 長生村本郷1-77	0475-32-2111
白子町	総務課 情報統計係	〒299-4292 白子町関5074-2	0475-33-2110
長柄町	総務課 総務企画班	〒297-0298 長柄町桜谷712	0475-35-2111
長南町	総務課 企画財政室 企画広報班	〒297-0192 長南町長南2110	0475-46-2113
大多喜町	総務課	〒298-0292 大多喜町大多喜93	0470-82-2111
御宿町	企画財政課 企画係	〒299-5192 御宿町須賀1522	0470-68-2512
鋸南町	総務企画課 企画財政室	〒299-2192 鋸南町下佐久間3458	0470-55-4801

平成26年度 男女共同参画に係る計画策定・条例制定状況

1 市町村における男女共同参画計画策定状況

計画策定市町村 37市町(策定率68.5%)

(平成26年4月1日現在)

	市町村名	計画名	計画期間
1	千葉市	ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン(後期計画)	平成23年度～平成27年度
2	銚子市	銚子市男女共同参画計画(第2次)	平成25年度～平成29年度
3	市川市	市川市男女共同参画基本計画	平成14年度～平成37年度
4	船橋市	第2次船橋市男女共同参画計画	平成24年度～平成28年度
5	館山市	第3期館山市男女共同参画推進プラン	平成25年度～平成29年度
6	木更津市	木更津市男女共同参画計画(第3次)	平成24年度～平成28年度
7	松戸市	松戸市男女共同参画プラン 第4次実施計画	平成25年度～平成29年度
8	野田市	第2次野田市男女共同参画計画	平成22年度～平成26年度
9	茂原市	男女ハートフル共生プラン ～茂原市男女共同参画計画(第2次)～	平成23年度～平成27年度
10	成田市	第2次成田市男女共同参画計画	平成23年度～平成27年度
11	佐倉市	佐倉市男女平等参画基本計画(第3期)	平成21年度～平成30年度
12	東金市	東金市男女共同参画プラン	平成23年度～平成27年度
13	旭市	旭市男女共同参画計画	平成26年度～平成30年度
14	習志野市	習志野市第2次男女共同参画基本計画	平成26年度～平成31年度
15	柏市	柏市男女共同参画推進計画	平成13年度～平成27年度
16	勝浦市	勝浦市男女共同参画計画	平成20年度～平成29年度
17	市原市	いちほら男女共同参画社会づくりプラン	平成19年度～平成27年度
18	流山市	流山市第2次男女共同参画プラン	平成22年度～平成26年度
19	八千代市	やちよ男女共同参画プラン	平成23年度～平成32年度
20	我孫子市	我孫子市男女共同参画プラン(第2次)	平成21年度～平成30年度
21	鴨川市	鴨川市男女共同参画計画	平成22年度～平成27年度
22	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画	平成23年度～平成32年度
23	君津市	君津市男女共同参画計画(第3次)	平成25年度～平成29年度
24	富津市	富津市男女共同参画計画	平成18年度～平成27年度
25	浦安市	第2次うらやす男女共同参画プラン	平成24年度～平成33年度
26	四街道市	第3次四街道市男女共同参画推進計画	平成26年度～平成33年度
27	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市男女共同参画計画(第3次)	平成26年度～平成30年度
28	八街市	八街市男女共同参画計画	平成18年度～平成27年度
29	印西市	第2次印西市男女共同参画プラン	平成26年度～平成30年度
30	白井市	白井市男女平等推進行動計画	平成23年度～平成27年度
31	富里市	富里市男女共同参画計画(第2次)	平成25年度～平成34年度
32	南房総市	第2次南房総市男女共同参画推進計画	平成26年度～平成30年度
33	匝瑳市	匝瑳市男女共同参画計画	平成22年度～平成26年度
34	香取市	香取市男女共同参画計画	平成22年度～平成31年度
35	山武市	第2次山武市男女共同参画計画	平成26年度～平成30年度
36	いすみ市	いすみ男女共同参画プラン	平成24年度～平成28年度
37	横芝光町	横芝光町男女共同参画計画	平成21年度～平成30年度

2 市町村における男女共同参画条例制定状況

条例制定市町村 7市(制定率13.0%)

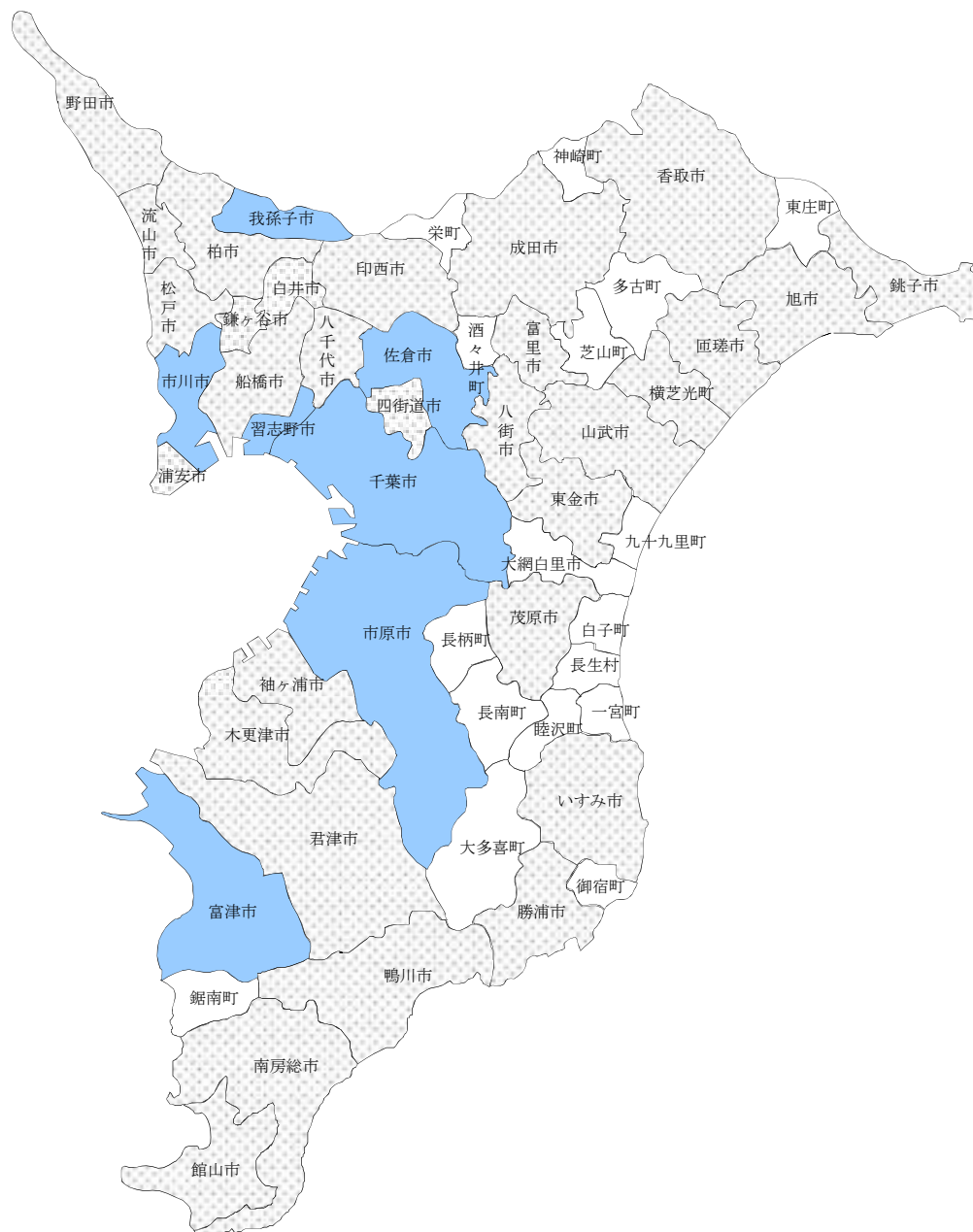
(平成26年4月1日現在)

	市町村名	条例名称	施行日
1	千葉市	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	平成15年4月1日
2	市川市	市川市男女共同参画社会基本条例	平成19年4月1日
3	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進条例	平成15年4月1日
4	習志野市	習志野市男女共同参画推進条例	平成16年7月1日
5	市原市	市原市男女共同参画社会づくり条例	平成17年4月1日
6	我孫子市	我孫子市男女共同参画条例	平成18年7月1日
7	富津市	富津市男女共同参画のまちづくり条例	平成21年4月1日

平成26年度 男女共同参画に係る計画策定・条例制定状況

平成26年4月1日現在

- ① 男女共同参画に係る条例制定市町村 7市
- ② 男女共同参画計画策定市町村 37市町(①7市含む)
- ③ 男女共同参画計画未策定市町村 17市町村



平成26年度 男女共同参画のための総合的な施設設置状況

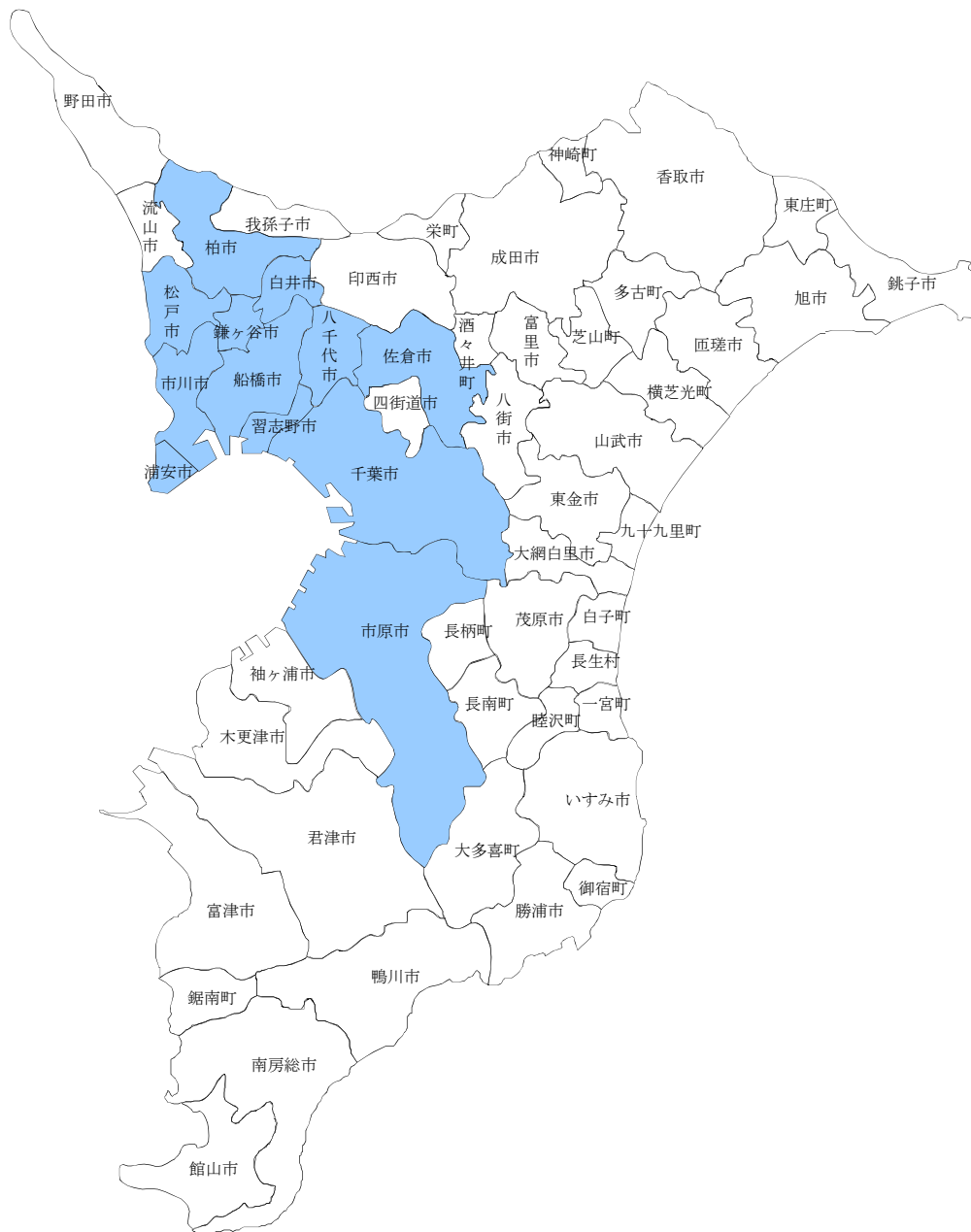
(平成26年4月1日現在)

市町村名	名 称 (愛称・通称)	所 在 地 等		
		郵便番号 住 所	電話番号	ホームページ
			FAX番号	
千葉市	千葉市男女共同参画センター	260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2	043-209-8771 043-209-8776	http://www.chp.or.jp/danjo/index.html
市川市	市川市男女共同参画センター（ウイズ）	272-0034 市川市市川1-24-2	047-322-6700 047-322-6888	http://www.city.ichikawa.lg.jp
船橋市	船橋市男女共同参画センター	273-0003 船橋市宮本2-1-4	047-423-0757 047-423-3007	http://www.city.funabashi.chiba.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html
松戸市	松戸市女性センター（ゆうまつど）	271-0091 松戸市本町14-10	047-364-8778 047-364-7888	http://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu-guide/kaikan_hole/uuu_matsudo/index.html
佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター（ミウズ）	285-0837 佐倉市王子台1-23 レイクピアウスイ3F	043-460-2580 043-460-2582	http://mews.shiteikanri-sakura.jp
習志野市	習志野市男女共同参画センター（ステップならしの）	275-0016 習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼5F	047-453-9307 047-453-9327	http://www.city.narashino.lg.jp/
柏市	柏市インターネット男女共同参画推進センター（参画eye）			http://danjo.city.kashiwa.lg.jp/
市原市	市原市男女共同参画センター	290-0081 市原市五井中央西2-22-4	0436-20-3100	
八千代市	八千代市男女共同参画センター	276-0033 八千代市八千代台南1-11-6	047-485-6505 047-485-7398	http://www.city.yachiyo.chiba.jp/102500/page000021.html
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター	273-0101 鎌ヶ谷市富岡1-1-3	047-401-0891 047-401-0892	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/danjo_center/
浦安市	浦安市男女共同参画センター（ルピナス）	279-0004 浦安市猫実1-1-2 （浦安市文化会館2F）	047-351-1111 047-353-1145	http://www.city.urayasu.chiba.jp/dd.aspx?menuid=1722
白井市	白井市青少年女性センター	270-1415 白井市清戸766-1	047-492-2022 047-492-2021	http://www.shiroisyakyo.jp/contents/business-guide/welfare-center/

平成26年度 男女共同参画のための総合的な施設設置状況

平成26年4月1日現在

施設設置市町村 12市



平成26年度 審議会等における女性委員の登用状況

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

平成26年4月1日現在

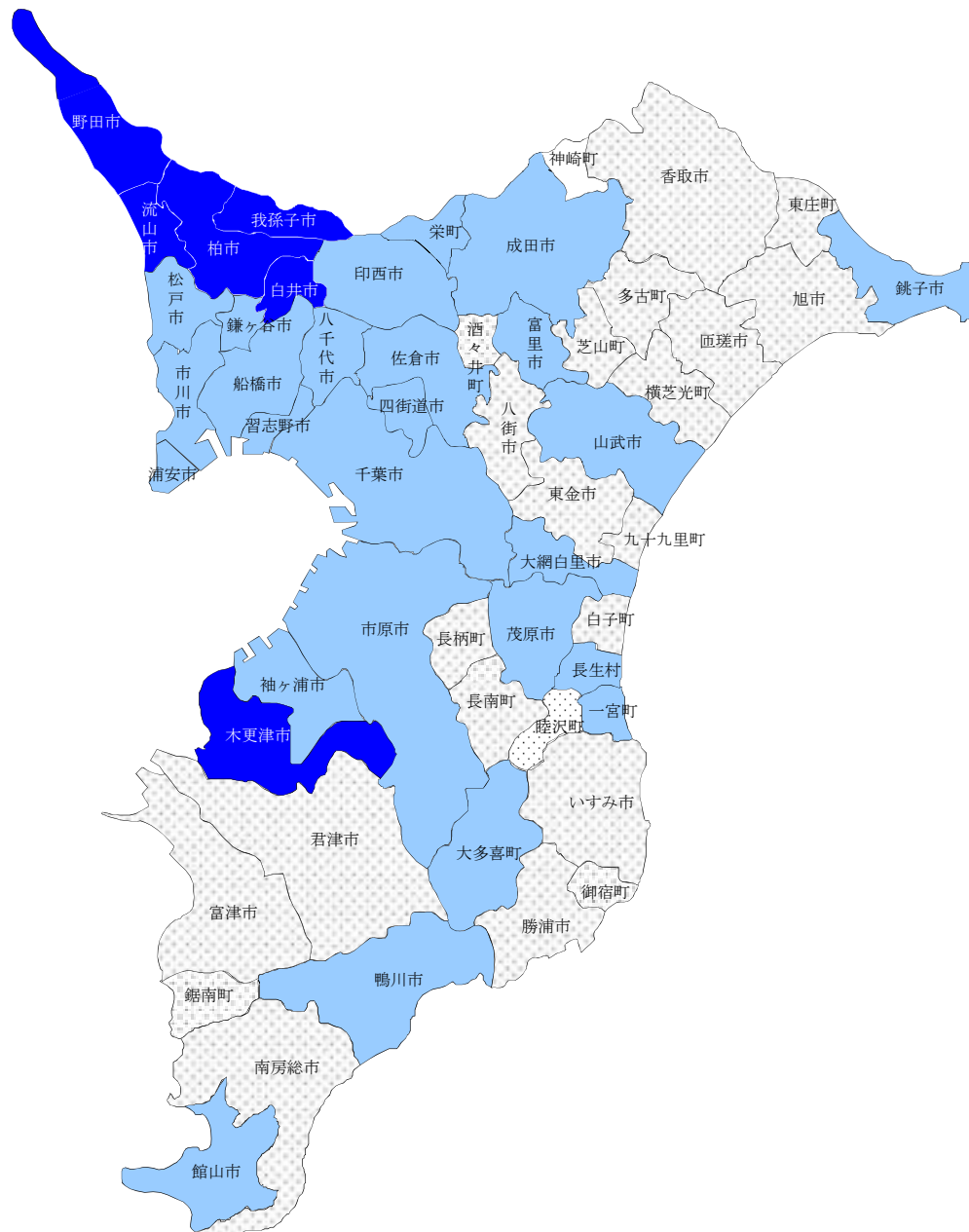
市町村名	審議会等 数	うち 女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率 (%)
千葉市	99	92	1,425	398	27.9
銚子市	17	13	231	49	21.2
市川市	51	44	772	222	28.8
船橋市	41	34	733	196	26.7
館山市	32	32	386	112	29.0
木更津市	47	41	715	215	30.1
松戸市	44	40	653	187	28.6
野田市	48	45	752	336	44.7
茂原市	33	25	465	98	21.1
成田市	42	36	553	137	24.8
佐倉市	34	32	529	140	26.5
東金市	28	20	340	68	20.0
旭市	30	24	341	64	18.8
習志野市	40	35	532	147	27.6
柏市	56	41	689	245	35.6
勝浦市	17	13	160	25	15.6
市原市	38	32	579	132	22.8
流山市	35	31	520	166	31.9
八千代市	40	36	494	139	28.1
我孫子市	34	32	398	128	32.2
鴨川市	30	15	179	39	21.8
鎌ヶ谷市	30	21	345	84	24.3
君津市	34	25	444	65	14.6
富津市	24	15	330	53	16.1
浦安市	18	17	265	79	29.8
四街道市	37	33	423	104	24.6
袖ヶ浦市	35	33	506	148	29.2
八街市	30	18	307	61	19.9
印西市	37	33	435	105	24.1
白井市	49	44	517	158	30.6
富里市	26	20	268	59	22.0
南房総市	28	16	429	59	13.8
匝瑳市	24	19	333	66	19.8
香取市	27	20	410	82	20.0
山武市	27	23	412	96	23.3
いすみ市	24	13	294	57	19.4
大網白里市	17	13	219	51	23.3
酒々井町	15	12	173	26	15.0
栄町	21	18	196	54	27.6
神崎町	8	2	76	5	6.6
多古町	19	16	233	40	17.2
東庄町	15	9	175	31	17.7
九十九里町	20	14	234	39	16.7
芝山町	14	6	120	15	12.5
横芝光町	12	9	167	28	16.8
一宮町	36	10	185	39	21.1
睦沢町	13	8	116	15	12.9
長生村	21	14	263	56	21.3
白子町	7	5	63	10	15.9
長柄町	22	16	238	43	18.1
長南町	17	14	184	26	14.1
大多喜町	19	14	158	37	23.4
御宿町	15	5	143	19	13.3
鋸南町	11	5	77	14	18.2
	1,588	1,253	20,184	5,067	25.1

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

平成26年度 審議会等における女性委員の登用状況

平成26年4月1日現在

- ① 女性比率30%以上 6市
- ② 女性比率20%～30% 25市町
- ③ 女性比率10%～20% 22市町村
- ④ 女性比率10%未満 1町



平成26年度 市町村職員における女性管理職の在職状況

平成26年4月1日現在

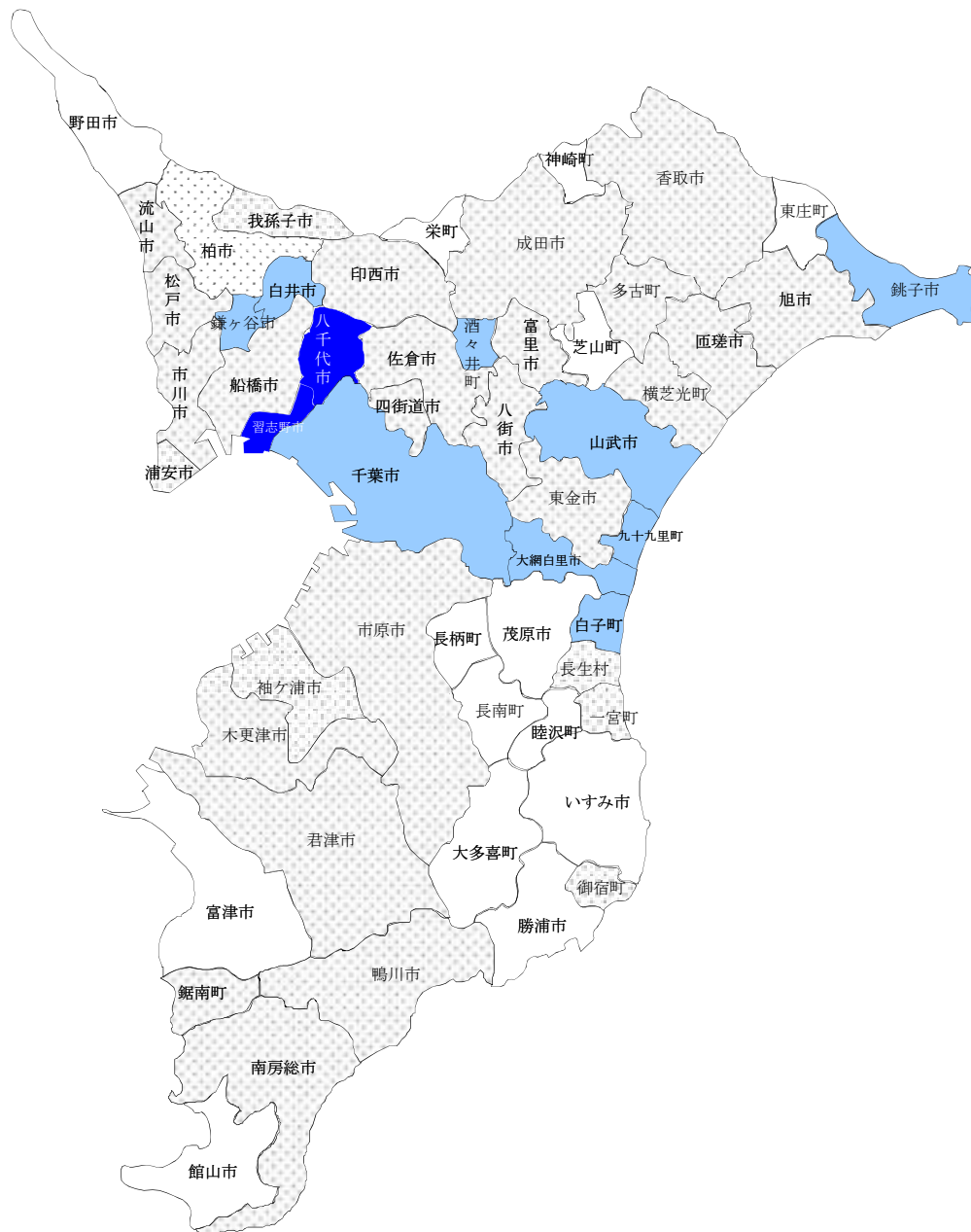
市町村名	管理職の在職状況					
	管理職 総数	うち女性 管理職数	女性比率(%)	うち一般行政職		
				管理職 総数	うち女性 管理職数	女性比率 (%)
千葉市	854	135	15.8	645	104	16.1
銚子市	45	5	11.1	34	3	8.8
市川市	218	16	7.3	187	16	8.6
船橋市	211	9	4.3	152	7	4.6
館山市	38	0	0.0	38	0	0.0
木更津市	152	9	5.9	114	7	6.1
松戸市	322	31	9.6	179	12	6.7
野田市	93	0	0.0	77	0	0.0
茂原市	72	0	0.0	66	0	0.0
成田市	108	4	3.7	78	3	3.8
佐倉市	102	10	9.8	84	9	10.7
東金市	40	2	5.0	40	2	5.0
旭市	28	1	3.6	25	1	4.0
習志野市	246	65	26.4	120	9	7.5
柏市	221	12	5.4	120	6	5.0
勝浦市	17	0	0.0	14	0	0.0
市原市	151	7	4.6	122	6	4.9
流山市	82	3	3.7	62	0	0.0
八千代市	144	35	24.3	92	19	20.7
我孫子市	95	5	5.3	86	5	5.8
鴨川市	30	1	3.3	25	1	4.0
鎌ヶ谷市	81	12	14.8	64	10	15.6
君津市	88	7	8.0	62	7	11.3
富津市	65	0	0.0	45	0	0.0
浦安市	147	11	7.5	125	10	8.0
四街道市	107	4	3.7	87	3	3.4
袖ヶ浦市	97	6	6.2	48	2	4.2
八街市	44	4	9.1	39	3	7.7
印西市	103	5	4.9	103	5	4.9
白井市	45	5	11.1	45	5	11.1
富里市	54	4	7.4	33	2	6.1
南房総市	58	3	5.2	56	3	5.4
匝瑳市	46	3	6.5	31	0	0.0
香取市	48	4	8.3	46	4	8.7
山武市	53	6	11.3	49	5	10.2
いすみ市	29	0	0.0	25	0	0.0
大網白里市	88	13	14.8	59	2	3.4
酒々井町	19	3	15.8	9	1	11.1
栄町	21	0	0.0	17	0	0.0
神崎町	14	0	0.0	14	0	0.0
多古町	24	1	4.2	19	0	0.0
東庄町	17	0	0.0	16	0	0.0
九十九里町	17	2	11.8	13	2	15.4
芝山町	12	0	0.0	12	0	0.0
横芝光町	24	3	12.5	17	1	5.9
一宮町	19	1	5.3	19	1	5.3
睦沢町	13	0	0.0	13	0	0.0
長生村	17	1	5.9	17	1	5.9
白子町	32	5	15.6	22	1	4.5
長柄町	13	0	0.0	12	0	0.0
長南町	16	0	0.0	16	0	0.0
大多喜町	13	0	0.0	11	0	0.0
御宿町	13	1	7.7	11	1	9.1
鋸南町	20	1	5.0	15	0	0.0
	4,726	455	9.6	3,530	279	7.9

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

平成26年度 女性管理職の登用状況

平成26年4月1日現在

- ① 女性比率20%以上 2市
- ② 女性比率10%～20% 9市町
- ③ 女性比率1%～10% 29市町村
- ④ 女性管理職なし 14市町



第 3 次 千葉県男女共同参画 計画の概要

第 2 部

1 計画策定の趣旨

千葉県男女共同参画計画（第2次）策定から5年が経過し、本格的な人口減少社会の到来、世界同時不況による経済の低迷と閉塞感の高まりなど、近年の社会情勢は大きく変化しており、非正規労働者の増加や貧困・格差の拡大など新たに対応していかなければならない課題が生じている。また、女性の労働市場への参画促進や多様なライフスタイルの実現などに重点的に取り組む必要がある。

さらに、地域社会（地域コミュニティ）においても、人間関係の希薄化、未婚の増加等による単身世帯の増加が進む中、地域を支えるネットワーク力が弱まっている。

本県では、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、さらにこれらの新たな課題や社会状況の変化に対応するため、第3次千葉県男女共同参画計画を策定した。

2 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画。
- (2) 「千葉県総合計画」や県の関連諸計画との整合性を図る。

3 計画の期間

- 基本計画：平成37年（2025年）までの15年間
- 事業計画：平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間

男女共同参画社会とは

男性と女性が、お互いを尊重し、責任も分かち合い、能力や得意分野を発揮しあって生き生きと活躍できる社会。

【家庭では】

- 介護・家事などを分担し合い、よく会話し、信頼し合っています。



【学校では】

- 個性や能力が伸び伸びと育まれ、自由な進路選択がなされています。



【職場では】

- 仕事の成果や能力が適正に評価され、仕事と生活を両立できる環境が整っています。



【地域では】

- 一人ひとりが地域との関わりを大切に考え、共助の精神が根付いています。



計画の体系

【基本理念】

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際協調」）

基本目標

基本的な課題

施策の方向

目標

男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します

I 男女がともに人として尊ばれる社会づくり

1 男女共同参画への意識づくり

- ① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進 **重点**
- ② 男女共同参画に関する調査研究・情報の収集・整備・提供

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の推進
- ② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- ① 性に基づくあらゆる暴力の根絶
- ② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
- ③ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

II 男女がともに輝く環境づくり

4 労働の場における男女共同参画の促進

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ② 農林水産業における男女共同参画の促進
- ③ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援
- ④ 再就職希望者に対する支援
- ⑤ 多様な働き方に対する支援

5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

- ① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進 **重点**
- ② 子育て・介護への支援 **重点**
- ③ 働く男女の健康確保のための環境整備
- ④ 家庭生活における男女共同参画の促進
- ⑤ 地域活動における男女共同参画の促進 **重点**

6 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

- ① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 **重点**
- ② 女性の能力発揮への支援

III 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり

7 生涯を通じた健康づくりの促進

- ① 生涯を通じた男女の健康支援の推進
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援

8 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- ① 高齢者・障害者の自立した生活に対する支援
- ② ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ③ 外国人が安心して暮らせる環境づくり

重点的取組

(1) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画が、女性、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々にとって必要であることを理解してもらうため積極的に広報啓発活動を推進します。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進（子育て・介護への支援を含む）

男女ともに仕事と子育て・介護などが両立できるためのワーク・ライフ・バランスを促進します。

(3) 地域活動における男女共同参画の促進

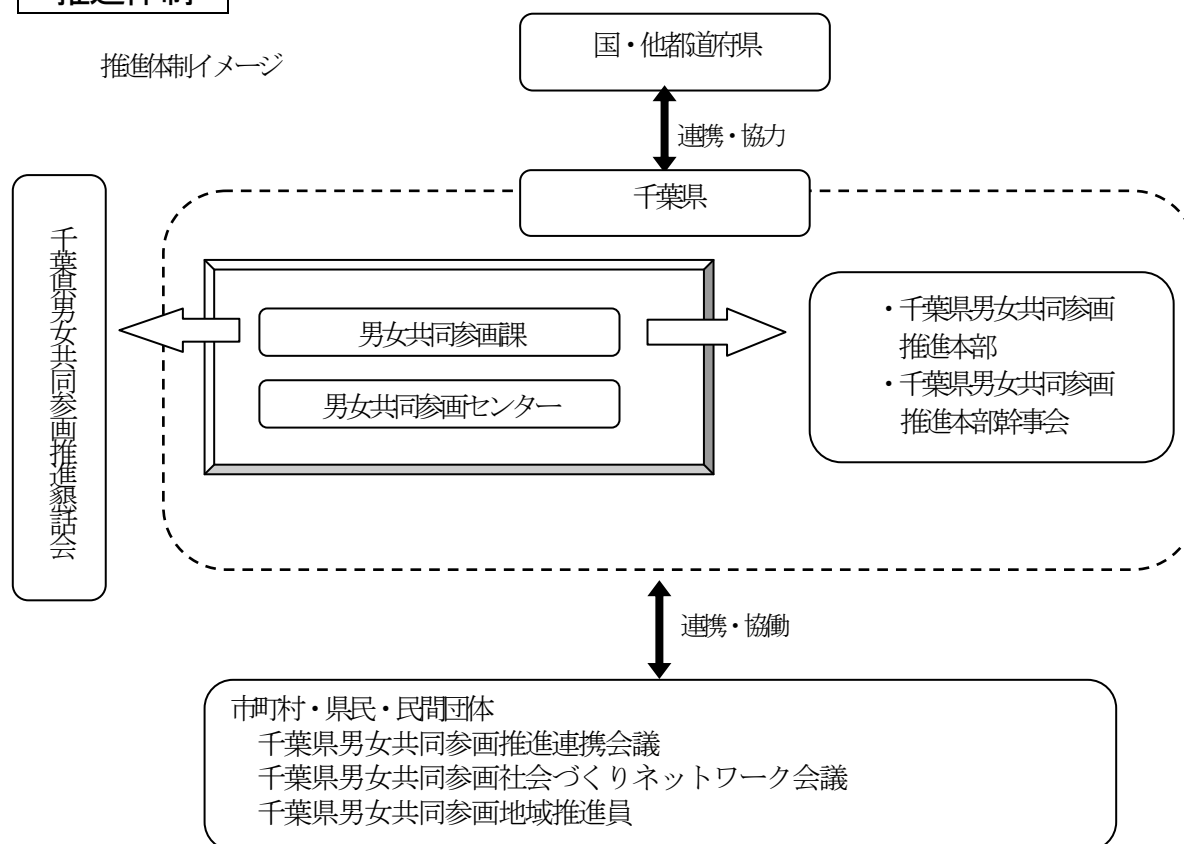
誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくための、男女双方の積極的な地域活動の参画を促進します。

(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

県の審議会等における女性委員の積極的登用など、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

推進体制

推進体制イメージ



第3次千葉県男女共同参画 計画に係る事業の実績

第3次千葉県男女共同参画計画 施策進行管理票

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
目標Ⅰ 男女がともに人として尊ばれる社会づくり					
基本的な課題Ⅰ 男女共同参画への意識づくり					
施策の方向① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進					
1	○	男女共同参画センターにおけるフェスティバルの開催、情報誌の発行 【男女共同参画課】	【フェスティバル＆ネットワーク会議】 センターフェスティバルと男女共同参画社会づくりネットワーク会議を合同で開催し、男女共同参画についての啓発と県民の交流を図る。 【情報誌】 情報誌として、e/パートナーちばを9月末と3月末の年2回(各15,000部)発行する。センター事業や各地域での取組等さまざまなテーマを切り口とした内容の情報を広報することで、多くの人に男女共同参画の意識を持つことの重要性を認識してもらい、男女共同参画社会づくりの推進を図る。	【フェスティバル＆ネットワーク会議】 センターフェスティバルと男女共同参画社会づくりネットワーク会議を合同で開催した。(8月4日 参加者数549名) 【情報誌】 情報誌として、e/パートナーちばを9月末と3月末の年2回(各15,000部)発行した。	2,272
					1,938
2	○	各種講座・研修会の開催 【男女共同参画課】	男女共同参画の意識啓発のためのパネルディスカッション、人材育成セミナー及び関係機関と連携した専門的講座を開催する。 ○男女共同参画シンポジウム ○男女共同参画に関する専門講座 ・大学等との連携・専門講座 ・地域団体等との連携・専門講座	○男女共同参画シンポジウム 6/23 220人(託児1人) ○男女共同参画に関する専門講座 ・社会福祉協議会との共催セミナー 12/7,60人(託児1人) ・千葉大学との共催セミナー 1/17,235人(託児52人)	691
					660
3	○	ホームページ、メールマガジン等による情報発信 【男女共同参画課】	「ちばの男女共同参画情報マガジン」を毎月2回発行する。また市町村が開催するイベント等を男女共同参画課ホームページに掲載する。	登録者約1100人に対し、メールマガジン月2回発行。	0
					0
4	○	関係機関等が行う研修会等の取組に対する支援 【男女共同参画課】	市町村及び関係機関等が行う男女共同参画に関する研修会において、講師派遣の依頼があれば講師を派遣する。	市町村や関係回機関等から依頼を受け、当課職員を講師として派遣。自治研修センターや教育庁、市町村など、計7回232人が受講	0
					0
5	○	あらゆる人々への意識啓発の展開 【男女共同参画課】	男女共同参画計画未策定の町村を対象に県内3箇所で開催予定。	計画未策定の2町において、住民を対象とした講演会を実施(酒々井町、神崎町)。	255
					163
6	○	男女共同参画センターにおける相談事業の実施 【男女共同参画課】	女性及び男性のための総合相談(一般相談・専門相談)及びDV被害女性の相談及びカウンセリングを実施する。	女性及び男性のための総合相談(一般相談・専門相談)及びDV被害女性の相談及びカウンセリングを実施した。	20,496
					20,198
7	○	男女共同参画苦情処理制度の活用 【男女共同参画課】	男女共同参画に関する県の施策に係る苦情申出があった場合、迅速に処理する。	平成25年度においては申し出なし	257
					23
8	○	千葉県男女共同参画推進連携会議の充実 【男女共同参画課】	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の自主的な取組を推進する。	連携会議 合同部会1回 実施日:平成25年9月17日 全体会1回 実施日:平成26年1月31日 産業部会2回(千葉県経営者協会との共催/雇用労働課との共催) 実施日:平成25年7月3日/平成25年8月30日 教育部会1回 実施日:26年2月21日 地域部会1回 実施日:26年3月6日 合計 参加団体174 参加者数386名	540
					335
9	○	千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実 【男女共同参画課】	8月に男女共同参画センターフェスティバルと同時開催する。	男女共同参画センターフェスティバルと同時開催した(8月4日 参加者数84名)。	0
					0
10	○	千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実 【男女共同参画課】	・地域推進設置市町村数: 44市町村 70名程度(H25年度末) ・県内7地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 15事業程度	・地域推進員設置市町村数: 43市町村 71名(H26.3.31) ・県内7地域で地域推進員によるフォーラム等を実施。14事業 参加者1,775名	2,027
					1,395
施策の方向② 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供					
11		男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査等による県民意識の実態把握 【男女共同参画課】	平成25年度は実施予定なし(次回26年度を予定)	平成25年度は実施せず	0
					0

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
12		県政に関する世論調査及びインターネットアンケート調査等の活用 【男女共同参画課】	平成25年度は実施予定なし	平成25年度は実施せず	0 0
13		ネットワークを活用した情報収集、提供 【男女共同参画課】	国や国立女性教育会館、県等が主催するセミナーやフォーラム等の情報を収集し、男女共同参画を目的とした民間団体に対し提供する。 また、男女共同参画を目的とした民間団体の広報啓発活動に対する後援を行い、団体のネットワークを活用し活動を支援する。	男女共同参画を目的とした民間団体等のネットワークづくりを促進する仕組み「男女共同参画関係団体・グループ情報」を11月から開始した。当該情報の掲載団体等に対して、国や国立女性教育会館、県等が主催するセミナーやフォーラム等の情報を収集し提供した。 併せて、当該団体等の広報啓発活動に対する支援を行った。 また、男女共同参画に関する書籍やDVDを購入、情報コーナーで貸出を実施し、県民に対する意識啓発および団体等の活動支援を行った。	911 833
基本的な課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実					
施策の方向① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の推進					
14		啓発用ビデオの貸出し 【健康福祉政策課】	人権についての正しい知識と認識を深めてもらうため人権啓発ビデオを貸出し啓発を行う。	人権についての正しい知識と認識を深めてもらうため、人権啓発ビデオの貸出しを行った。123件(計192本)	300 299
15		人権啓発指導者養成講座の開催 【健康福祉政策課】	人権啓発・教育に関し指導的な立場の人を対象として、必要な知識と技能を修得することができるよう、人権啓発指導者養成講座を開催する。	人権啓発・教育に関し指導的な立場の人を対象として、必要な知識と技能を修得することができるよう、人権啓発指導者養成講座を10月に開催した。	1,806 1,806
16		学校人権教育研究協議会の開催 【(教)指導課】	教育事務所の人権教育担当指導主事を対象とした「担当指導主事協議会」を年6回、市町村の人権教育担当者を対象とした「全体協議会」を年1回開催予定。また、教育事務所を中心に、7地区において「地区別協議会」を開催する予定。	教育事務所の人権教育担当者を対象とした「担当指導主事協議会」を年6回(うち1回は現地フィールドワーク)、市町村教育委員会の人権教育担当者を対象とした「全体協議会」を年1回開催。教育事務所ごとに公立幼稚園、小中学校の管理職を対象として開催した「地区別協議会」の参加者数は、全地区合計で1,152名。	363 303
17		学校人権教育推進校協議会の開催 【(教)指導課】	推進校協議会を5回実施し、そのうち講演会を2回実施の予定。	推進校協議会を年5回実施(うち2回は講演会を開催)。	90 32
18		学校人権教育指導資料の刊行 【(教)指導課】	指導資料の発行(3,500部)と指導資料編集会議を開催(2回)の予定。	指導資料の発行(3,500部)指導資料編集会議を2回開催。	743 552
19		学校人権教育研究指定校事業の実施 【(教)指導課】	県立船橋法典高校を研究校に指定。また、前年度の研究指定校だった関宿高校の研究成果を学校人権教育研究協議会高等学校協議会で発表、その成果の共有を図る予定。	県立船橋法典高校を研究校に指定。前年度の研究指定校だった県立関宿高校が研究成果を高等学校協議会で発表し、成果の情報共有を図った。	100 100
20		セクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の実施 【(教)教職員課】	12～1月頃に1回、各県立学校全生徒、全職員を対象にアンケートを実施し、学校でのセクハラ防止を図る。	アンケート結果については、現在集計中。 集計後、県のHP等で結果を公表予定。	0 0
21		セクシュアル・ハラスメント防止に関するリーフレットの配付 【(教)教職員課】	セクハラ防止を含めた不祥事根絶パンフレットを改訂し各県立学校等に配付する。	不祥事根絶パンフレットを各県立学校に配付した。市町村立小中学校にも、各教育事務所、市町村教育委員会を通じて配付した。	0 0
22		子どもと親のサポートセンターにおける教育相談 【(教)指導課】	不登校やいじめ等の問題に悩む児童生徒や保護者の教育相談に応じる。	平成25年度の相談件数は電話、来所、メール等を合わせて15,901件であった。	55,534 52,618
23		スクールカウンセラー等の派遣 【(教)指導課】	千葉市を除く県内全公立中学校326校と県立高等学校70校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談の充実を図る。	千葉市を除く県内全公立中学校326校と県立高等学校70校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談の充実を図った。	456,200 448,573
24		社会人権教育指導者養成講座の開催 【(教)生涯学習課】	人権に対する正しい理解と認識を深め、各市町村教育委員会の人権教育推進の中核として活躍できる資質を養うために、4回の講座を実施する。	人権に対する正しい理解と認識を深め、各市町村教育委員会の人権教育推進の中核として活躍できる資質を養うために、4回の講座を実施した。	180 177
施策の方向② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実					
25		高校生インターンシップの推進 【(教)指導課】	高校生が、望ましい職業観、勤労観、及び職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力、態度を育成するため、企業の現場などで、在学中の学習内容や進路などに関した就業体験(インターンシップ)を実施する。	各校での取組のほかに、指導課内では県庁内インターンシップの受入調整等を通じて、高校生の望ましい職業観・勤労観の育成、主体的に進路を選択する能力・態度の育成を図った。	0 0

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
26		高等学校進路指導研究協議会の開催 【(教)指導課】	5月と11月の年2回、公立高等学校及び私立高等学校の進路指導主事、又はこれに代わる者を対象として、高等学校進路指導の現状と課題について研究協議を行い、進路指導のあり方、キャリア教育の推進を図るとともに、教職員の進路指導に関する指導力の向上を図る。	5月と11月の年2回、公立高等学校及び私立高等学校の進路指導主事、又はこれに代わる者を対象として、高等学校進路指導の現状と課題について研究協議を行い、進路指導の在り方を探るとともに教職員の進路指導に関する指導力の向上を図った。	30
					28
基本的な課題 3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重					
施策の方向① 性に基づくあらゆる暴力の根絶					
27		DV相談カード等の作成 配布 【男女共同参画課】	被害者への相談窓口の周知を図るため、DV相談カード、相談ステッカーを作成し、市町村や県の関係機関等に配布する。また、県内高等学校在学中の生徒(1年生)を対象にデートDV相談カードを配布する。 その他、外国人向け啓発リーフレットを作成するとともに、家庭に向けた啓発用パンフレットの作成を検討する。	被害者への相談窓口の周知を図るため、DV相談カード、相談ステッカーを作成し、市町村や県の関係機関等約7,300箇所に配置した。また、県内高等学校在学中の生徒(1年生)60,000人を対象にデートDV相談カードを配布した。その他、外国人向け啓発リーフレットを6か国語(各言語ごとに10,000部)作成するとともに、家庭に向けた啓発用パンフレットの作成を検討した。	1,230
					1,093
28		街頭キャンペーンの実施等 による県民への意識啓発 【男女共同参画課】	女性に対する暴力をなくす運動期間中に、啓発リーフレットの配布や、街頭キャンペーンを実施する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、以下の内容を実施した。 ・街頭キャンペーン2回開催(千葉市、船橋市) ・DV防止啓発リーフレットを約91,000枚配布(街頭キャンペーン、各自治会の回覧板、市町村窓口等)	400
					468
29		セミナーの開催等によるDV 予防教育の推進 【男女共同参画課】	DV予防教育の一環として、「若者のためのDV予防セミナー」を県内の高等学校等のうち参加を希望した学校に対して実施する。	「若者のためのDV予防セミナー」に参加を希望した県内高等学校及び大学に39回実施した。参加人数は14,582人。	1,200
					1,170
30		配偶者暴力相談支援センターにおける相談 【男女共同参画課】	県内15か所の配偶者暴力相談支援センターにおける電話及び面接相談を実施するとともに、引き続き女性サポートセンター、男女共同参画センターにおいて専門相談を実施する。	県内15か所の配偶者暴力相談支援センターにおいて年々多様化するDV被害者の相談に対応した。また、女性サポートセンター、男女共同参画センターでは、法律相談などの専門相談も実施した。(総相談件数 20,164件)	31,397
					30,498
31		女性サポートセンターにおける一時保護 【男女共同参画課】	DV被害者である女性及び同伴者の安全確保のため、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。	DV被害者である女性及び同伴者の状況に応じ、一時保護を実施した。また新たに学習指導員を配置し、同伴児童に対する学習支援の充実を図った。	122,119
					112,752
32		DV職務関係者への研修 【男女共同参画課】	DV相談等を担当する市町村等の職員に対し研修を行い、適切な支援、対応方法を身につけさせる。4月、6月、9月に各2回実施予定	4月から7月に「DV・児童虐待相談新任研修(新任・応用)」を4回、9月に「DV・児童虐待相談担当者研修(経験者)」を1回、12月に「配偶者暴力相談支援センター職員研修」を1回実施した。	388
					240
33		DV被害者の生活再建支援 【男女共同参画課】	一時保護を受けたDV被害者が、退所後に裁判所や役所、病院等へ行く際の同行や、転宅先での環境整備の手伝い等を民間支援団体に委託して実施するとともに、支援にあたるサポーターの資質向上のため、研修を実施する。 また、DV被害者の孤立感の解消や生き方を見直すきっかけづくりのため、自立に向けた法律や就労など実践的内容の講座や、被害者への支援者や仲間との出会いの場を提供する。	一時保護を受けたDV被害者が、退所後に裁判所や役所、病院等へ行く際の同行や、転宅先での環境整備の手伝い等を民間支援団体に委託して実施。また、支援にあたるサポーターに対する研修を実施した。 コーディネート業務:9件 同行支援:8回 研修:2回 DV被害者の自立に向け、法律や就労など実践的内容の講座を開催した。 自立支援講座:12回 グループワーク:6回	1,951
					1,476
34		DV被害者の身辺保護の徹底 【(警)子ども女性安全対策課】	○配偶者暴力等の被害者に対し、被害防止のための助言指導や適切な各種援助を実施するとともに、一時保護のための関係機関への引き継ぎを適切に行い、被害者に対する二次的被害の防止を含めた保護対策の徹底を図る。必要に応じたプロジェクト体制の確立を図り、組織による迅速かつ適切な対応を図る。	○配偶者暴力等の被害者に対し、被害を自ら防止するための各種制度を告示し、338件(平成25年中)の援助申出書の提出を受けた。また、当課連絡担当官を通じて、被害者の避難先等、関係する他県警に対しても共助依頼を実施し、相談者に対する二次的被害の防止を含めた保護対策の徹底を図った。	1,272 (ストーリー予算含む)
					766 (ストーリー決算含む)
35		児童相談所虐待防止体制の強化 【児童家庭課】	児童虐待等電話相談、携帯電話による連絡体制の整備、保護者不在児童等健康診断料、児童虐待家庭支援専門員の配置、一時保護所に心理療法担当職員を配置、被虐待児等訪問心理療法等事業、被虐待児等へのグループ指導事業、保護者へのカウンセリング指導、家族関係支援事業、ふれあい心の友訪問事業	児童虐待等電話相談、携帯電話による連絡体制の整備、保護者不在児童等健康診断料、児童虐待家庭支援専門員の配置、一時保護所に心理療法担当職員を配置、被虐待児等訪問心理療法等事業、被虐待児等へのグループ指導事業、保護者へのカウンセリング指導、家族関係支援事業(36回助言)	65,198
					69,558

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
36		児童相談所専門機能の強化 【児童家庭課】	アドバイザー養成研修、児童相談所職員派遣研修、児童相談所専門性強化研修、児童虐待対応法律アドバイザーの設置、児童虐待対応専門委員の設置、児童虐待対応協力医師設置	アドバイザー養成研修(4回)、児童相談所職員派遣研修、児童相談所専門性強化研修、児童虐待対応法律アドバイザーの設置(128回助言)、児童虐待対応専門委員の設置(27回助言)、児童虐待対応協力医師設置(42回助言)	12,863
					7,044
37		児童虐待対策関係機関の強化 【児童家庭課】	児童虐待防止対策担当管理職研修、DV・児童虐待相談職員研修(新任向け、経験者向け)、母子保健担当者研修、児童虐待対応地域リーダー養成研修	児童虐待防止対策担当管理職研修(1回)、DV・児童虐待相談職員研修(新任向け4回、経験者向け1回)、母子保健担当者研修(6回)、児童虐待対応地域リーダー養成研修(6か所)	2,438
					1,410
38		子ども虐待防止地域力の強化 【児童家庭課】	児童虐待未然防止のため、オレンジリボンキャンペーンの実施	児童虐待未然防止のため、オレンジリボンキャンペーンの実施(街頭キャンペーン県内1か所) 啓発ステッカー、リーフレット・カードの作成配布(ステッカー1,240部、リーフレット147,000部、カード147,500部)	1,200
					3,753
39		児童相談所支援システムの充実 【児童家庭課】	児童相談業務の負担軽減や情報共有のため、児童相談所支援システムの機器賃借及び運用管理、改修を実施する。(通年)	児童相談業務の負担軽減や情報共有のため、児童相談所支援システムの機器賃借及び運用管理、改修を実施した(通年)。	7,104
					7,513
40		社会福祉審議会社会的養護検討部会の開催 【児童家庭課】	児童福祉法に基づき、児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議、被措置児童等虐待の防止等に関する審議を行う。	児童福祉法に基づき、児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議、被措置児童等虐待の防止等に関する審議を行った(3回)。	1,900
					582
41		家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催 【男女共同参画課】	家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止等を図るため、関係機関・団体による相互の連携強化を図る。11月に1回実施予定	9月13日に「家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議」を開催した。	0
					0
42		市町村DV担当課長会議の開催 【男女共同参画課】	DV対策に係る共有認識を図り、より円滑な被害者の支援につなげるため、市町村DV担当課長及び県内配暴センターによる会議を県内4地域で開催する。	市町村のDV基本計画の策定及び配暴センター整備にかかる働きかけを行う等の目的で、DV担当課長等会議を県内4地域で開催した。	0
					0
43		市町村児童虐待防止ネットワーク機能の強化 【児童家庭課】	市町村の要保護児童対策地域協議会等の機能強化等を図るため、必要に応じ専門家を派遣する。	市町村の要保護児童対策地域協議会等の機能強化等を図るため、必要に応じ専門家を派遣した。(10回派遣)	645
					370
44		千葉県要保護児童対策協議会の開催 【児童家庭課】	関係機関の円滑な連携や協力を確保するための情報交換及び共有化、各関係機関の役割の明確化等を目的とした協議会を開催する。	協議会の開催(2回)	78
					50
45		犯罪被害者等からの相談等の充実 【生活安全課】	・犯罪被害者支援員養成講座、相談担当職員研修会、犯罪被害者週間啓発キャンペーン等の実施	・犯罪被害者支援員養成講座(延べ9日間、104名) ・相談担当職員研修会(2日間、43名) ・犯罪被害者週間啓発キャンペーン(11/26 犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」開催、参加者210名)	2,475
					2,324
46		民間被害者支援団体への相談業務委託 【(警)警務課】	○被害者等からの相談対応について、被害者支援に関し適正かつ確実な活動を行っている民間被害者支援団体(公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター)に業務委託するとともに、同センターと連携し、病院・裁判所等への付き添い支援及び被害者支援に関する県民への広報啓発活動等を適切に推進する。	○公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターに被害者支援業務を委託し、電話相談、カウンセリング、裁判所等への付き添い支援等、計2,721回(平成25年度中)実施した。	3,953
					3,953
47		社会全体で犯罪被害者を支える意識を醸成するための広報活動等の推進 【(警)警務課】	○社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進するため、中・高・大学等において犯罪被害者遺族による講演会を開催し、被害者支援に関する理解と配慮、協力意識の涵養を図る。	○県内の中学校、高校、大学及び警察署犯罪被害者支援連絡協議会等において犯罪被害者遺族等による講演会を開催した。 平成25年度中 ・講演回数 17回 ・聴講者数 約5,300人	118
					101
施策の方向② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり					
48		人権問題講演会やメディア等による啓発活動 【健康福祉政策課】	差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」を達成するため、講演会・研修会の主催や、マスメディアの活用等により啓発を行う。	差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」を達成するため、人権問題講演会や「ちばハートフル・ヒューマンフェスタ2013」の開催、雑誌・新聞への人権啓発広告掲載、ラッピングモノレールの運行等啓発を行った。	22,506
					15,292

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
49		風俗環境の浄化及び違法風俗営業店の排除 【(警)風俗保安課】	○違法風俗店等の指導・取締りを推進していく。	○風俗関係事犯の取締りを実施した。 平成25年中・検挙件数 314件 ・検挙人員 384人(うち女性129人) 【主な検挙事例】 ・客引き事案を端緒とした指定暴力団員ら10人を検挙した賃借権詐欺事件 ・台湾人女性による台湾ルート銀行法違反事件 ・税理士による風営法違反に関連したタイ人スナックにおける不法就労事件	0
					0
50		人身取引(トラフィッキング)対策 【(警)風俗保安課】	○積極的広報と被害者の早期保護に努める。	○人身取引事犯の的確な把握、被害者の保護及び取締りの推進などの周知徹底を図った(平成25年中の人身取引事犯の認知なし。)	0
					0
51		書店・コンビニエンスストア・自動販売機等への立入調査の実施 【県民生活・文化課】	条例に基づく携帯電話等販売事業者、書店、コンビニ、カラオケボックス等への立入調査を実施する。	携帯電話等販売店57、書店54、インターネットカフェ等22、カラオケボックス81、合計214店舗について立入調査	65
					41
52		フィルタリングの利用促進に向けた広報・啓発の強化 【県民生活・文化課】	九都県市共同啓発事業として保護者向け広告を作成する。	ポスター1,000部、リーフレット30,000部	280
					166
53		青少年を取り巻く有害環境の浄化 【(警)少年課】	○少年警察ボランティアと連携した有害環境浄化活動の推進を図る。	○少年警察ボランティア(少年補導員・少年指導委員)活動を推進した。 平成25年度中 ・有害環境浄化活動 42回 ・街頭補導活動 848回 ・広報啓発活動 151回 ○サイバーボランティア活動を推進した。 平成25年度中 ・サイバーパトロール活動 166回	4,808
					4,705
54		性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化 【(警)少年課】	○インターネット上のサイトを介した児童買春や淫行、まん延する児童ポルノ等の児童の性的搾取事犯の取締りを強化する。	○少年の福祉を害する犯罪の検挙活動を推進した。 平成25年中 ・検挙件数 372件 ・検挙人員 395人 ・被害児童数 352人	233
					163
55		青少年相談員活動費補助 【県民生活・文化課】	青少年相談員活動費補助	各市町村において計216,186人の参加があった。	21,465
					21,370
56		青少年相談員の研修会等の開催 【県民生活・文化課】	青少年相談員の資質向上を図るため、課題研修・全体研修を行う。	各地区(11地区)の課題研修会に729人が、基本研修会に計937人が参加	770
					125
57		各地区青少年のつどい大会の運営 【県民生活・文化課】	各地区青少年のつどい大会の運営	各地区(11地区)のつどい大会に計2,923人が参加	308
					308
58		非行防止リーフレットの作成 【県民生活・文化課】	新中学生の保護者と新高校生全員に配布する非行防止リーフレットを作成する。	新高校生向け62,000部 新中学生の保護者向け65,000部	694
					826
59		学校における非行防止教室の開催等による非行防止・立ち直り支援活動の推進 【(警)少年課】	○学校における非行防止教室の開催など、保護者、関係機関・団体と連携した非行防止・立ち直り支援活動を推進する。	○非行防止教室を開催した。 平成25年中 ・開催回数 331回/・児童生徒数 91,629人 【内訳】 小学校 150回 26,323人 中学校 121回 38,978人 高校 44回 22,352人 その他 16回 3,976人 ○少年センターにおける継続補導等を実施した。 平成25年中・補導少年総数 255人 ○「非行少年を生まない社会づくりの推進」における手を差し伸べる立ち直り支援活動を推進した。 平成25年中・支援対象少年 93人	211
					262
60		交番等の整備による相談しやすい環境づくり 【(警)地域課】	○交番及び駐在所の建て替えによる施設の整備を実施する。 交番・駐在所3箇所を予定	○交番の新設(駐在所からの転換)及び建て替えによる施設の整備3か所を実施した。	93,122
					87,030

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
61		企業向けセミナーでセクシュアル・ハラスメント対策の周知 【雇用労働課】	企業の人事労務担当者や一般県民を対象に、「労働大学講座」の一科目として、職場のハラスメント対策講座を実施し、そのなかでセクシャルハラスメントについても扱う。	企業向けセミナー「労働大学講座」の一講座として、ハラスメント対策の講座を実施し、セクシュアル・ハラスメントについて扱った。	75
					67
62		県職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 【総務課】	セクハラ相談業務	セクハラ相談業務	504
					476
		【(教)教育総務課】 【(教)教職員課】	県教育委員会では、セクハラ防止に関する要綱の制定、相談員の配置等、セクハラ防止に努めているところであるが、今後とも職場におけるセクハラを防止し、職員がその能力を十分発揮できるような良好な職場環境を確保していく。 ・セクシャルハラスメント相談窓口の配置(専門の臨床心理士を配置)	・ハラスメント相談窓口を継続配置した。 (専門の臨床心理士を配置)	881
					475
		【(警)警務課】	○セクハラ相談員に対する研修会や警察学校初任科生等に対する学校教養を実施し、セクハラ防止対策を推進する。 ○「セクハラ防止旬間」を実施し、全所属において集中した教養と防止対策を推進する。	○県本部にセクハラ担当員、全所属にセクハラ相談員を指定するとともに、セクハラ相談員を招集し、「セクハラ防止対策」、「セクハラ相談対応要領」について研修を実施した。 平成25年4月18日実施/出席者93人 ○警察学校初任科生等に対する学校教養を実施した。平成25年度 ・実施回数 5回/受講者数93人 ○「ハラスメント防止旬間(7月31日から8月9日までの間)」を設け、全所属において集中した教養と防止対策を推進した。 ○「ハラスメント防止対策要綱」の新規制定に伴い、ハラスメント防止対策員を指定するとともに要綱の改正点、ハラスメント相談対応要領について研修を実施した。 平成26年3月28日実施/出席者120人	0
					0
63	インターネット上の違法情報に関する取締りの強化 【(警)サイバー犯罪対策課】	○「安全で安心できるサイバー空間の確保」に向けた組織の総合力を発揮し、 ・サイバー犯罪に対する取締りの強化 ・インターネット上の違法有害情報の排除総合対策の推進 ・サイバー犯罪の抑止に向けた官民学一体となった取組の推進 ・関係機関と連携した広報啓発活動の推進等各種施策を推進する。	○捜査体制を強化し、戦略的な取締りを推進した 平成25年中/・検挙件数294件・検挙人員278人 ○産・学・官の情報共有を図るネットワークである「サイバー防犯ネットワーク」や各種メディアを活用した広報啓発活動及び関係機関等と連携したネット安全教室等の実施によりネットリテラシーの向上に努めた。	0	
				333	
64	教育用コンピュータ整備の推進 【(教)指導課】	普通科の県立高等学校のコンピュータ教室の校内LANサーバの更新や整備を行う予定。	本年度更新予定の普通科の県立高等学校のコンピュータ教室、校内LANサーバの更新や整備を行った。	261,617	
				247,437	
65	教育情報ネットワーク事業の推進 【(教)指導課】	統合した千葉県学校教育情報ネットワークの管理運用及び産業系県立高等学校の校内LANサーバの更新や整備を行っている。	県立学校で生徒・教員が使うインターネット環境と成績処理等で教員が使う学校情報ネットワークを統合し、安定した運用を行った。	314,369	
				298,364	

目標Ⅱ 男女がともに輝く環境づくり

基本的な課題 4 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

66		ポジティブ・アクション推進セミナーの開催【雇用労働課】	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の一環として企業の人事労務担当者や県民を対象として、ポジティブ・アクション推進セミナーを1回実施予定。 企業の人事労務担当者や一般県民を対象に、「労働大学講座」の一科目として、ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、そのなかでポジティブアクションについても扱う。	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の一環として、県内主要経済団体、職域団体等と連携して、男女共同参画課との共催でポジティブ・アクション推進セミナー(女性の活躍促進による経済活性化研究会)を1回開催した。 企業の人事労務担当者や一般県民を対象に、「労働大学講座」の一科目として、ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、そのなかで女性の両立支援についても扱った。	施策コード61.69の予算に含む
					ワーク・ライフ・バランス・セミナー: 施策コード69の予算に含む 労働大学講座: 施策コード61と同額
67		労働相談の実施【雇用労働課】	専門の相談員が労働問題全般について、労働問題解決に向け具体的なアドバイスを行う。	労働相談実績 ○一般労働相談(1,491件) ○特別労働相談(23件) ・弁護士による特別労働相談 ・働く人のメンタルヘルス特別労働相談	7,794
					7,963

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
68		“社員いきいき！元気な会社”宣言企業の募集と公表 【雇用労働課】	子育て中の社員が働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」として広く紹介する。	社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」として広く紹介した。 25年度宣言企業21社公表 延べ535社公表	350
					54
69		事例発表会(セミナー)の開催 【雇用労働課】	ワーク・ライフ・バランスの有効性や、女性の活躍促進について普及・啓発を図るため、経済団体を対象とした勉強会の開催、企業の人事労務担当者や県民を対象としたセミナーを開催予定。	ワーク・ライフ・バランスの有効性や、企業における女性の活躍推進について普及・啓発を図るため、企業の人事担当者を対象としたセミナーを開催した。 ○ワーク・ライフ・バランスセミナー 社会保険労務士等の専門家の講演、企業の事例発表を主としたセミナーを3回開催した。 ○女性の活躍促進による経済活性化研究会 女性の活躍促進の施策において、先進的な団体から講師を招き、県内経済団体、職域団体向けにセミナーを1回開催した。	480
					389
施策の方向② 農林水産業における男女共同参画の促進					
70		農山漁村女性団体ネットワークの活動支援 【担い手支援課】	女性団体ネットワークのリーダー会議を開催し、県との共催による交流会等を開催する。また、女性団体ネットワークの構成団体の活動支援を通し、女性の社会参画を推進する。	農山漁村女性団体ネットワークのリーダー会議を4回開催し、会議の活動方針、県との共催による交流会の内容等を協議した。交流会には会員62名・関係機関38名が参加し、女性の社会参画の立場からみた農林水産施策をテーマとした講演や、活動事例紹介などで会員の意識醸成を図った。また、農業委員改選のある26市町村に、女性農業委員の登用要望書を提出した。	220
					181
71		地域ごとに設置した推進組織の活動支援 【担い手支援課】	男女共同参画推進のため、各地域において各種会議やセミナー等を開催する。	県内10農業事務所において地区推進会議を合計14回、セミナーを14回開催した。セミナーでは、農業委員や団体役員等、地域で活躍している女性が事例発表や講演を行い、延べ579名が参加した。	670
					347
72		農山漁村いきいきアドバイザーの活動支援 【担い手支援課】	アドバイザーの資質向上とアドバイザー間の情報交換を図るため、県域及び各地域において研修会等を開催する。また、アドバイザーと連携し、家族経営協定の締結等、女性の経営参画促進のための働きかけを行う。	地区推進会議の構成員として行う、関係機関等との連携活動を支援した。また、各地区で行われた男女共同参画関係の行事での講師、事例紹介等の活動の支援を行った。	76
					76
73		経営参画及び女性リーダーの育成に向けた研修会の開催 【担い手支援課】	パートナーシップ型経営を目指す農業者に対し、労働生産性や生産販売管理能力の向上につながる研修を実施する。また、新たな起業家育成や起業家のレベルアップを図るため、研修を実施する。	女性農業者の経営参画促進及び起業家や起業志向者を対象とした技術向上研修等を各地区で合計18研修(延べ47回)開催した。	1,450
					1,194
74		次世代女性農業者育成のための研修会の開催 【担い手支援課】	若手女性農業者が共同経営者として経営に参画できるよう、経営能力及び技術の向上につながる研修を実施する。また、地域活動等への参画意識を向上させるため、広域の交流会を開催する。	若手女性農業者を育成するため、各地域において合計12研修(延べ59回)開催し、経営参画するために必要な知識・技術の習得、情報交換等の交流を支援した。	900
					625
75		女性リーダーによる参画推進活動への支援 【担い手支援課】	女性農業者による主体的な研修会の開催等、企画運営能力及び社会参画能力の向上を図るため講演会等を開催する。	女性農業者の社会参画を促進するため、講演会、フォーラム等11行事(延べ15回)開催した。	344
					268
76		林業関係女性活動グループの支援 【森林課】	林業女性グループによる、地域活動・生産活動等を支援する。(林業普及指導事業の一部)	2グループの作品づくりや研修等の活動について指導等の支援を行った。	76
					30
77		指導的林業者育成支援 【森林課】	林業経営に関して他の模範となるような知識・技術を持ち、他の林業後継者の指導にも意欲のある女性を指導林家・林業士として認定する。また、林業技術の普及及び林業の向上のための支援を行う。(林業普及指導事業の一部)	林業士3名認定 (内女性林業士1名)	150
					98
78		漁村女性の起業・家族経営協定締結に向けての研修会の開催 【水産課】	男女共同参画研修会の開催(1回)	男女共同参画研修会を開催した。(1回)	45
					45

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
79		女性漁業者の資質向上を図るための活動支援 【水産課】	全国女性漁業士交流会への参加支援(年1回)	全国女性漁業士交流会へ女性漁業士2名が参加することに支援した(1回)。	54
					11
施策の方向③ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援					
80		中小企業者及び起業者に対する融資 【経営支援課】	金融機関、千葉県信用保証協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の関係機関と連携して随時実施。 施策実施にあたって県民だよりや千葉日報、ラジオCMを活用した定期的な広報を行う。	融資実績は、28,074件(前年比102.5%)、261,863百万円(前年比101.4%)であった。	160,000,000
					161,200,000
81		中小企業者及び起業者に対する経営相談の実施 【経営支援課】	チャレンジ企業支援センターにおいて、公認会計士、中小企業診断士等の専門家及び職員による指導、助言を行う窓口相談を実施するとともに、経営課題解決のために民間専門家を派遣する事業を実施する。	中小企業者及び起業者に対する経営相談の場として、窓口相談等事業 2,256件 専門家派遣事業 495日行った。	23,631
					22,515
82		中小企業者及び起業者に対する創業、経営革新、事業継続計画及びITセミナーの開催【経営支援課】	チャレンジ企業支援センターにおいて、中小企業者が抱える経営上の課題等の解決のためのセミナーを開催する。 (経営革新&BCPセミナー2回、創業セミナー1回予定)	創業セミナーを1回実施。経営革新セミナー及びBCP(事業継続計画)セミナーを2回合同開催した。	675
					514
施策の方向④ 再就職希望者に対する支援					
83		個別相談の実施 【雇用労働課】	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環として女性の再就職相談を実施する。	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環として女性の再就職相談を実施した。	52,047
					52,043
84		就業支援セミナーの開催 【雇用労働課】	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環として、男女共同参画センターにおいて託児付きの子育てお母さん再就職支援セミナーを12回実施するほか、市町村との共催で実施予定。	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環として、男女共同参画センターにおいて託児付きの子育てお母さん再就職支援セミナーを12回実施 市町村との共催で22回	施策コード83 の決算に含む
					施策コード83 の決算に含む
85		関連情報の提供 【雇用労働課】	平成22年度に作成したチャレンジママの再就職ガイドの配布とちば女性チャレンジサイトの充実を予定。	平成22年度に作成したチャレンジママの再就職ガイドをリニューアルした「チャレンジママの再就職支援ガイド」をセミナー等で配布した。また、ちば女性チャレンジサイトに市町村情報を掲載する等、充実させた。	0
					0
86		離職者等を対象とした職業訓練 【産業人材課】	離職者等を対象とした職業訓練コース199コース 定員4600人	離職者等を対象とした職業訓練コース198コース 定員3616人	1,406,890
					860,365
施策の方向⑤ 多様な働き方に対する支援					
87		働き方ガイドブックの作成配布 【雇用労働課】	平成22年度に作成したシニア及びママ向けの働き方ガイドブックを更新して作成配布する予定。(在庫状況による)	平成22年度に作成したシニア及びママ向けの働き方ガイドブックをリニューアルした「チャレンジママの再就職支援ガイド」を作成、配布した。	0
					0
88		内職求人情報の提供 【雇用労働課】	事業所からの内職求人情報のWebページ掲載申込みを受けて、情報を掲載するとともに電話等の問い合わせに対し情報を提供する。	事業所からの内職求人情報のWebページ掲載申込みを受けて、情報を掲載するとともに電話等の問い合わせに対し情報を提供した。	0
					0
89		ちば女性チャレンジサイトによる情報提供 【雇用労働課】	ちば女性チャレンジサイトにおいて、市町村の協力を得ながら、地域情報の充実を図る。	ちば女性チャレンジサイトに市町村情報を掲載する等、充実させた。	0
					0
90		個別相談の実施 【雇用労働課】	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環としてシニアの再就職相談に応じる。市町村等との共催による出張相談も実施予定。	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環としてシニアの再就職相談に応じた。また、出張相談も実施した。	0
					0
91		就業支援セミナーの開催 【雇用労働課】	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環として市町村等と共催で中高年向け再就職支援セミナーを開催する。シニアの多様な働き方をテーマにしたセミナーも開催予定。	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環として市町村等と共催で中高年向けの再就職セミナーを29回開催した。また、シニアの多様な働き方をテーマにしたセミナーは5回開催した。	施策コード83の 予算に含む
					施策コード83の 予算に含む
92		関連情報の提供 【雇用労働課】	平成22年度に作成したシニアの働き方ガイドブックの配布とシニア向けホームページの構築。	平成22年度に作成したシニアの働き方ガイドブックをリニューアルし、セミナー等で配布し、シニア向けホームページも構築した。	0
					0

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
基本的な課題5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進					
施策の方向① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進					
93	○	普及セミナーの開催 【雇用労働課】	ワーク・ライフ・バランスの有効性や、女性の活躍促進について普及・啓発を図るため、経済団体を対象とした勉強会の開催、企業の人事労務担当者や県民を対象としたセミナーを開催予定。	ワーク・ライフ・バランスの有効性や、企業における女性の活躍推進について普及・啓発を図るため、企業の人事担当者を対象としたセミナーを開催した。 ○ワーク・ライフ・バランスセミナー 社会保険労務士等の専門家の講演、企業の事例発表を主としたセミナーを3回開催した。 ○女性の活躍促進による経済活性化研究会 女性の活躍促進の施策において、先進的な団体から講師を招き、県内経済団体、職域団体向けにセミナーを1回開催した。	施策コード69の 予算に含む
					施策コード69の 予算に含む
94	○	両立支援アドバイザーの 企業派遣 【雇用労働課】	企業に対する指導や助言・講演等を行うため、県が養成した両立支援アドバイザーを派遣する。	企業に対する指導や助言・講演等を行うため、県が養成した両立支援アドバイザーを派遣した。 助言：4社（延べ4回）派遣	320
					64
95	○	“社員いきいき！元気な会社”宣言企業の募集・公表 【雇用労働課】	子育て中の社員が働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で“社員いきいき！元気な会社”宣言企業”として広く紹介する。	社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で“社員いきいき！元気な会社”宣言企業”として広く紹介した。 25年度宣言企業21社公表 延べ535社公表	350
					54
96	○	企業向けセミナーにおける 改正育児・介護休業法の 周知徹底 【雇用労働課】	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の一環として、企業の人事労務担当者や県民を対象としたセミナーを実施し、周知を図る予定。	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の一環として、企業の人事労務担当者や県民を対象として、千葉労働局から改正育児介護休業法の周知を図った。	0
					0
97	○	県職場における男性職員の 育児参加の促進 【総務課】	所属長の声かけ等により、男性の育児に関係する休業・休暇を取得しやすい環境整備を促進する。各種制度の活用に向け、子育て応援ホームページ等により周知する。	所属長の声かけ等に加え、男性職員の育児休業取得が進まない要因を探るため、全職員を対象とした職員アンケートを行った。	0
	○	【(教)教育総務課】	県教育委員会における男性職員の育児参加を促進するため、制度の周知徹底と育児参加の意識向上により一層努める。	副課長会議、新規採用職員研修等各研修会の場を活用し、男性職員の育児休業制度について周知を図った。	0
					0
	○	【(警)警務課】	継続的に子育て支援に関する各種制度を県警ポータルサイトに掲示するなどし、職員への周知徹底を図る。	「子育て支援に係る休暇制度一覧」及び具体的事例等を交えて制度をよりわかりやすく紹介する「ファミリーサポートニュース」を発行し、県警ポータルサイトに掲示している。	0
0					
施策の方向② 子育て・介護への支援					
98	○	幼稚園における預かり保育の 推進 【学事課】	学校法人立等の幼稚園において、教育時間の前後や休業期間中(土日祝・長期休業中)に園児を幼稚園内で過ごす「預かり保育」に係る人件費を補助する。	通常日預かり保育に対する補助・・・289園へ計208,191千円 長期休業日等預かり保育に対する補助・・・212園へ計31,758千円 合計289園へ239,949千円を交付	247,400
					239,949
99	○	保育所施設整備の助成 【児童家庭課】	待機児童解消のための民間保育所の創設や、賃貸物件による設置等に要する費用の一部を補助する。	68施設に対し助成を行い、3,088人の定員増を図った。	4,267,000
					3,627,773
100	○	保育士拡充への助成 【児童家庭課】	保育所等に入所する児童の処遇向上等を図るため、国の基準を上回って職員を配置した保育所等に対し、その雇用に伴う経費に対して助成する。	延べ290施設に対し助成した。	288,000
					280,624
101	○	放課後児童クラブの助成 【児童家庭課】	市町村が実施又は助成する放課後児童クラブに対して、運営費の一部を補助する。	51市町村 648クラブに対し補助した。	1,394,000
					1,373,901
102	○	子どもの医療費助成の 充実 【児童家庭課】	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。 ・助成対象 入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで ・自己負担 入院1日、通院1回につき300円 ・所得制限 児童手当特例給付に準拠（平成25年8月から新児童手当に準拠予定） ・支給方法 現物給付	給付実績 ・延べ件数 7,277,384件 ・延べ日数 10,778,123日 （県基準）入院：中学校3年生まで、通院：小学校3年生まで ・所得制限 平成25年7月まで児童手当特例給付に準拠（同年8月から新児童手当に準拠）	6,610,000
					5,711,623

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
103	○	障害児・者やその家族に対する支援 【障害福祉課】	発達障害者支援センターにて、発達障害児(者)、家族からの相談に応じ、助言や関係機関との調整を行います。	発達障害者支援センターにて、発達障害児(者)、家族からの相談に応じ、助言や関係機関との調整を行った(延べ支援件数1,201件)。	47,000
					46,998
施策の方向③ 働く男女の健康確保のための環境整備					
104		全国安全週間の実施の広報 【雇用労働課】	全国安全週間に合わせて市町村及び県の関係機関に趣旨の周知と広報の協力を依頼した。 千葉県産業安全衛生会議の関係機関と協力して広報している。	全国安全週間に合わせて市町村及び県の関係機関に趣旨の周知と広報の協力を依頼を行った。 千葉県産業安全衛生会議の関係機関と協力して広報を行った。	0
					0
105		労働安全衛生に係る意識高揚の促進 【雇用労働課】	全国労働衛生週間に合わせて市町村及び県の関係機関に趣旨の周知と広報の協力を依頼した。千葉県産業安全衛生会議の関係機関と協力して活動している。	全国労働衛生週間に合わせて市町村及び県の関係機関に趣旨の周知と広報の協力を依頼した。 千葉県産業安全衛生会議の関係機関と協力して周知徹底を図った。	0
					0
106		働く人のメンタルヘルス特別相談の実施 【雇用労働課】	労働者の不安やストレスなどの心の健康に関する相談に、メンタルヘルスの専門家が対応する。	労働者の不安やストレスなどの心の健康に関する相談に、メンタルヘルスの専門家が対応した(相談件数6件)。	施策コード67 の予算に含む
					施策コード67 の予算に含む
107		関係機関と連携した自殺対策のための体制整備 【健康づくり支援課】	千葉県自殺対策連絡会議を通じ労働関係も含めた関係機関の連携、支援のための人材育成を図る。	・連絡会議等自殺対策推進事業 自殺対策連絡会議で、計画の進捗状況や本県における取組状況を報告したほか、各団体の課題について協議した。また、共通相談マニュアルを作成した。 ・うつ病等の早期発見・早期治療のための研修及び相談支援に当たる人材の育成事業 一般診療科医師に対するうつ病等の研修を実施したほか、保健所、市町村、各機関の相談対応者への研修を実施した。	2,697
					1,540
施策の方向④ 家庭生活における男女共同参画の促進					
108		子育て支援講座、親子講座の開催 【(教)生涯学習課】	さわやかちば県民プラザで3講座44回開催予定。 内訳 「子育て広場すくすく」23回 「おはなし夢空間」11回 「子ども科学教室」10回	さわやかちば県民プラザで3講座44回実施した。 内訳 「子育て広場すくすく」23回 「おはなし夢空間」11回 「子ども科学教室」10回	63
					63
施策の方向⑤ 地域活動における男女共同参画の促進					
109	○	千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実 【男女共同参画課】	・地域推進設置市町村数: 44市町村 70名程度(H25年度末) ・県内7地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 15事業程度	・地域推進員設置市町村数: 43市町村 71名(H26.3.31) ・県内7地域で地域推進員によるフォーラム等を実施。14事業 参加者1,175名	2,027
					1,395
110	○	ちばNPO月間(11/23～12/23)の実施 【県民生活・文化課】	NPO・県・市等が連携して、楽しみながら市民活動に親しめる企画を盛り込んだ「市民活動フェスタ」や、特定非営利活動促進法の施行日である12月1日を「NPOの日」として県内各地のNPOが一斉に市民活動のPRを行う「NPOの日(12月1日)」一斉PR活動を実施するほか、ちばNPO月間の前後で開催される県内市町村の市民活動関連イベントを「ちばNPO月間賛同行事」として位置づけ、広報します。	①ちば県民活動フェスティバル2013の開催、参加者:10,000人 ②「NPOの日(12月1日)」一斉PR活動として県内の市民活動団体と県が協力して、PR用リーフレットの配布 ③ ちば県民活動PR月間賛同行事として「ちば県民活動PR月間」期間中に開催される市町村の普及啓発イベントに広報支援を行った。 賛同市町村17市町村、参加者 約87,370人	2,763
					967
111	○	ホームページ、ニュースレター(月刊誌)、メールマガジンを活用した広報啓発 【県民生活・文化課】	ホームページ「千葉県NPO・ボランティア情報ネット」の運営、「NPO・ボランティア活動ニュースレター」の発行、メールマガジン「ちばNPO・ボランティア情報マガジン」の配信により、NPO・ボランティア団体に向けて情報支援を行う。	・ニュースレター年12回発行。 ・メールマガジン年17回配信。	337
					160
112	○	県民NPO講座・出前説明会の開催 【県民生活・文化課】	県職員を様々な所へ派遣しNPO・ボランティアに関する説明を行うことにより、県民にNPO・ボランティア活動やNPO法制度についての一層の普及啓発を図り、活動への参加を促進する。	年間30件開催、参加者合計1,948人(内訳) NPO法人設立関係 11件(3件が設立) NPOの基礎知識など 19件	102
					0

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
113	○	「民が民を支える地域資源循環システム」の普及促進 【県民生活・文化課】	平成24年度に県民活動促進事業により構築したウェブサイト等を引き続き活用するなどし、「民が民を支える地域循環システム」の仕組みの周知や活用促進を図る。	平成24年度に実施した県民活動促進事業により構築したウェブサイト等を活用するため、サイト等の使用を希望する団体に使用を許諾することで、民が民を支える仕組みの普及継続を図った。	0
					0
114	○	地域づくり情報広場における情報提供 【政策企画課】	各地域で活動している地域づくり団体の特色ある取組を中心に地域活動等の情報提供をインターネットを通じて行う。	地域づくり情報広場に、特色ある地域活動団体を252組掲載した。また、本サイトへの平成25年度中のアクセス件数は72,974件となった。	0
					0
115	○	団塊の世代や高齢者等の地域活動への参画支援 【高齢者福祉課】	○学習について、地域活動に係る内容を主に行う。 ○指定管理者による運営協議会に出席し、管理運営について連携を図る。 ○指定管理者、市町村及び県による市町村連絡会議の開催により、情報共有を図る。 ○各学園にコーディネーターを配置し、卒業生の地域活動の参加を支援する。 ○各学園に卒業生団体を組織化する。	○学習について、地域活動に係る内容を主に行った。 ○指定管理者による運営協議会に出席し、管理運営について連携を図った。 ○指定管理者、市町村による市町村連絡会議の開催により、情報共有を図った。 ○各学園にコーディネーターを配置し、卒業生の地域活動の参加を支援した。 ○各学園に卒業生団体を組織化するように努めた。	0
					0
116	○	観光人材の育成支援 【観光企画課】	観光魅力の増大やリピーター、滞在時間の増加により地域の活性化を図っていくため、地域観光の担い手である「観光人材」の育成を目的として、実践型講座を開催する予定。	観光人材育成支援講座については、全体会1回、地域ごとの分科会(君津・我孫子・香取)を3回実施した。また、観光ボランティアガイド養成講座については、大学生を対象に全4回の入門講座を開講した。	2,276
					1,947
117	○	商店街リーダーの育成支援 【経営支援課】	若手商業者の育成を目的とした講座「商い未来塾」の実施及び塾修了者による「商い倶楽部」の実施により、商業者相互のネットワークづくりを推進する取組に対し補助する。	若手商業者の育成を目的とした講座「商い未来塾」を10回実施。また塾修了者による「商い倶楽部」を実施し、商業者相互のネットワークづくりを推進した。	1,700
					1,419
118	○	男女共同参画の視点に立った地域の防災対策の促進 【防災政策課】	国における「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の見直し等の状況を踏まえ、「災害時要援護者避難支援の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き」について、所要の見直しを行う。	国が平成25年8月に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の内容等を踏まえ、「災害時要援護者避難支援の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き」について、所要の見直しを検討した。	0
					0
119	○	災害対策コーディネーターの養成・活動支援 【防災政策課】	①災害対策コーディネーター養成事業 災害発生時における、ボランティア組織のリーダーとなる人材を育成するため、災害対策コーディネーターを養成するための講習会を開催する。 ②災害対策コーディネータースキルアップ事業 広域的な連携・協力関係を築き、全体的なレベルを底上げするため、専門的な講座の開催や具体的な取組事例発表などにより、より実践的な防災知識の習得を目指す。	①災害対策コーディネーター養成事業 県事業として佐倉市内で1回、市町村事業として3回(市原市2回、茂原市1回)開催し、165人が新たに災害対策コーディネーターとして登録者され、うち女性登録者は35人であった。 ②災害対策コーディネータースキルアップ事業 ※未実施	1,000
					893
基本的な課題 6 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進					
施策の方向① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進					
120	○	県が設置する審議会等への女性登用促進 【男女共同参画課】	事前協議の実効性を高めるために、協議開始時期を早めたり、登用状況を公表するほか、女性人材リストの活用を図る。	・女性人材リストの活用や、関係団体に女性人材が推薦されるよう働きかけを強める等、個々の審議会等の状況に応じた事前協議を実施した(42件) ・新たに、改選の4カ月前を目途に女性登用を促すための通知文書を担当課あてに送付するなど、働きかけを強めた。	0
					0
121	○	県の女性人材リストの充実 【男女共同参画課】	全掲載者にデータ確認を依頼し、データの更新を図るほか、市町村等から情報収集することにより掲載者を増やす。人材リストの活用を図るため、委員選任の事前協議時に各課に対して活用を促す。	全掲載者にデータ確認を依頼し、データの更新を図った。県の審議会の委員改選時等に女性人材リストの利用を働きかけ、積極的に情報提供をした。市町村との女性人材情報の共有化について、実施に向けた協議を進めた。	0
					2,226
122	○	女性職員の役付登用の促進 【総務課、関係各課】	平成25年度においても、女性職員の積極的な登用を促進する。	平成26年4月の定期人事異動において、役付職員に占める女性の割合は24.7%となり、昨年度より1.4ポイント増加した。	0
					0

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
123	○	女性教職員の役付登用の促進 【(教)教職員課】	県の施策を積極的に展開するため、職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を図る。 また、研修による意識改革や人材開発に努めるとともに、積極的に女性を登用していく。 管理職候補となる主任層への女性職員の積極的な登用について校長会等を通じて伝えていく。	校長・副校長・教頭の女性登用数は、平成23年度345名、平成24年度357名、平成25年度361名と毎年増加してきている。平成25年度の割合は12.4%で前年比0.2ポイント増となり、全国平均15.0%に徐々に近づいてきている。 H25年度末に主幹教諭として17名の女性職員が配置され、今後の学校運営への関わりに大きな期待が寄せられる。	0
					0
124	○	女性警察職員の役付登用の促進 【(警)警務課】	○男女同一の昇任試験を実施し、幹部への登用を図る。	○平成26年4月1日現在 女性幹部 310人(産休・育休を含む。)	0
					0
125	○	男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰 【男女共同参画課】	労働の場における男女共同参画の促進のため、進んだ取り組みを行っている事業所を公募により募集、選考委員会の選考を経て知事が決定し表彰する。	3社を奨励賞として表彰(表彰された企業は、H26年度の千葉県男女共同参画推進連携会議産業部会において取組発表を行う予定)。	30
					27
126	○	ポジティブ・アクション推進セミナーの開催 【雇用労働課】	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の一環として企業の人事労務担当者や県民を対象として、ポジティブ・アクション推進セミナーを1回実施予定。 企業の人事労務担当者や一般県民を対象に、「労働大学講座」の一科目として、ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、そのなかでポジティブアクションについても扱う。	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の一環として、県内主要経済団体、職域団体等と連携して、男女共同参画課との共催でポジティブ・アクション推進セミナー(女性の活躍促進による経済活性化研究会)を1回開催した。 企業の人事労務担当者や一般県民を対象に、「労働大学講座」の一科目として、ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、そのなかで女性の両立支援についても扱った。	施策コード69の 予算に含む
					ワーク・ライフ・バランス・セミナー:施策コード69の予算に含む 労働大学講座:施策コード61と同額
127	○	農山漁村女性団体ネットワークの活動支援 【担い手支援課】	女性団体ネットワークのリーダー会議を開催し、県との共催による交流会等を開催する。また、女性団体ネットワークの構成団体の活動支援を通じ、女性の社会参画を推進する。	農山漁村女性団体ネットワークのリーダー会議を開催し、県との共催による交流会の内容を協議した。交流会には会員62名・関係機関38名が参加し、6団体の活動紹介と、女性の社会参画の立場からみた農林水産施策をテーマに講演を行い、活動事例紹介などで会員の意識醸成を図った。 また、農業委員改選のある26市町村に対し、女性農業委員の登用要望書を提出した。	220
					181
128	○	地域ごとに設置した推進組織の活動支援 【担い手支援課】	男女共同参画推進のため、各地域において各種会議やセミナー等を開催する。	県内10農業事務所において地区推進会議を合計14回、セミナーを14回開催した。セミナーでは、農業委員や団体役員等、地域で活躍している女性が事例発表や講演を行い、延べ579名が参加した。	670
					347
129	○	農山漁村いきいきアドバイザーの活動支援 【担い手支援課】	アドバイザーの資質向上とアドバイザー間の情報交換を図るため、県域及び各地域において研修会等を開催する。また、アドバイザーと連携し、家族経営協定の締結等、女性の経営参画促進のための働きかけを行う。	地区推進会議の推進委員として行う関係機関との連携活動を支援した。また、各地区で行われた男女共同参画関係の行事での講師、事例紹介等の活動の支援を行った。	76
					76
130	○	女性農業委員等の登用促進 【農地・農村振興課 団体指導課】	農業委員会選挙実施予定の市町村長等への要請や各種会議において、女性の地域社会への一層の参画を図るために女性委員登用は不可欠であることを周知する等、関係団体と連携し、女性農業委員登用の機運を高める。 また、農業協同組合の女性役員の登用について、各種会議や千葉県農業協同組合中央会を通じて要請していく。	農業委員会選挙の実施予定市町村のうち29市町村長・市町村議会議長に対し女性農業委員の登用について要請や各種会議での周知等を行った。 農業協同組合の女性役員の登用について、検査やヒアリング等において要請を行った。	0
					0
施策の方向② 女性の能力発揮への支援					
131		自己啓発・人材養成セミナーの開催 【男女共同参画課】	男女共同参画センターで各種講座を開催する中で、自己開発・人材養成のためのセミナーを1セミナー開催する。 ○人材養成セミナー ・女性リーダー養成講座	○人材養成セミナー ・女性リーダー養成講座(全5回) 7/26～12/12、40名(延べ人数)	394
					346

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
目標Ⅲ 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり					
基本的な課題7 生涯を通じた健康づくりの促進					
施策の方向① 生涯を通じた男女の健康支援の促進					
132	●	生涯を通じた健康づくりへの支援 【健康づくり支援課】	・特定健診・特定保健指導実施のための人材育成研修を8回実施予定。 ・企業等と連携し、ヘルシーメニューコンテスト等イベントの開催を通じ、県民の野菜類摂取量の増加を目指すとともに、家族ぐるみの正しい生活習慣の実践を働きかける。	・特定健診・特定保健指導実施のための人材育成研修を11回実施した。 ・子どもが野菜を多く摂取でき、忙しく働く親世代が短時間で調理できるレシピを応募してもらった「カンタン!!野菜たっぷり!!ヘルシー料理コンテスト」を企業等と連携して行い、家族ぐるみでの野菜摂取量の増加と正しい生活習慣の実践を働きかけた(応募総数107件)。	2,591
					2,101
			・健康相談(男性・女性) ・健康教室 ・保健・医療従事者等研修会	・女性のための健康相談-326人 ・男性のこころと身体の健康相談-171人 ・健康教室-22回 2,692人 ・保健・医療従事者等研修会-5回、224人	1,056
					720
			健康ちば推進県民大会を千葉市内の会場で実施予定。	健康ちば推進県民大会を千葉市生涯学習センターで実施した(参加者:231人)。	4,306
					3,595
133		専門医師等による個別相談の実施 【児童家庭課】	県健康福祉センター(保健所)において、慢性疾患等にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童に対し、医療や日常生活上の相談を実施する。 ・実施場所 県内4健康福祉センター ・内容 アレルギー相談、低身長相談、発達相談等	2センター 21回 延63人	1,663
					1,120
134		喫煙防止等の健康教育の実施 【児童家庭課】	県健康福祉センター(保健所)において、思春期にある子どもや保護者、学校関係者を対象とした喫煙防止等の健康教育を実施する。	12センター 42回 延 4011人	3,155 (134～137 の予算計)
135		思春期保健対策を推進する関係者による連携会議等の開催 【児童家庭課】	県健康福祉センター(保健所)において、思春期保健対策を推進する関係者による情報共有や研修、支援体制の構築を行う連携会議等を実施する。	7センター 11回 延236人	
136		思春期ピア・エデュケーションの推進 【児童家庭課】	健康福祉センターにおいて、若者に年齢が近い身近な先輩の立場で悩みを共有しながら正しい知識を伝達するピア・エデュケーターを養成し、高校生等の健康教育の場でピアエデュケーション活動を行う。	未実施	
137		思春期健康教育スキルアップセミナーの開催 【児童家庭課】	実施予定なし	未実施	
138		講師による保健室経営の全体研修の開催 【(教)学校安全保健課】	7月26日「養護教諭が行う健康相談活動」を開催予定。12月4日「事例研究協議」を開催予定。参加者は養護教諭100名の予定。	7月26日千葉県教育会館にて「養護教諭が行う健康相談活動」の第一回として開催した。参加者は養護教諭93名。事業の効果により、家庭や地域における女性・男性の役割などにも変化を与えている。	56
					75
139		事例研究による班別協議の実施 【(教)学校安全保健課】	7月26日「養護教諭が行う健康相談活動」を開催予定。12月4日「事例研究協議」を開催予定。参加者は養護教諭100名の予定。	12月4日県総合教育センターにて「養護教諭が行う健康相談活動」第二回として開催した。参加者は養護教諭84名。事業の効果により、家庭や地域における女性・男性の役割などにも変化を与えている。	20
					14
140	●	総合的な自殺対策の推進 【健康づくり支援課】	自殺対策に係る普及啓発を中心に地域自殺対策緊急強化基金なども活用しながら自殺対策を効果的に推進します。 (※予算は6月補正で対応予定。)	・利用しやすい相談窓口の開設 夜間や休日に対面相談を受けることができる窓口を船橋駅前に開設した。 ・自殺対策普及啓発事業委託 自殺防止の啓発を図るため、交通機関等にポスターを掲示したほか、千葉駅前ほかで啓発品を配布する街頭啓発活動を実施した。 ・自殺対策緊急強化基金補助金 市町村及び民間団体が行う啓発、相談事業に対する補助金を交付した。	0
					186,741

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
141	●	総合的ながん対策の推進 【健康づくり支援課】	がん対策に係る普及啓発を中心に県民、医療・福祉関係者、民間企業、行政が協力しながら、総合的・計画的にがん対策を推進します。	がん対策に係る普及啓発を中心に県民、医療・福祉関係者、民間企業、行政が協力しながら、総合的・計画的にがん対策を推進した。 ・がん予防展2回(延べ10,107人来場) ・がん講演会2回(357人参加) ・がん検診推進員育成講習会13回(475名受講) ・乳がん啓発ピンクリボンキャンペーン2回等	196,875
					190,720
142		青少年を中心とした講習会の開催 【疾病対策課】	保健所において、エイズ予防・性感染症等に関する講習会を開催し、正しい知識の普及を図る。 25年度は81回開催予定	講習会 90回開催 受講者 14,449人 資料 12,853部配布	1,716
					933
143		保健所及び休日街頭検査の実施 【疾病対策課】	保健所において、月に1～2回の頻度で、日中検査(13保健所)、夜間検査(9保健所)を実施。また、休日に街頭HIV検査を実施(平成25年度は4回実施予定)	保健所総検査数3,171件 うち陽性8件 休日街頭検査 年4回実施	16,598
					11,322
144		情報誌の発行 【疾病対策課】	各保健所、各市町村、各医療機関、県関係課、教育機関(小・中・高・大学)、日赤に対し、エイズ予防啓発・HIV抗体検査・エイズ相談に関する広報を実施。平成25年度は2回発行予定(各3000部)	エイズ情報No.74,75について各3,000部配布	200
					200
145		県立病院における女性専用外来の実施 【病院局 経営管理課】	東金病院、佐原病院において女性専用外来診療を実施する。	女性専用外来として、東金病院844人、佐原病院32人の受診があった。	49,117
					40,765
146		不正大麻けし撲滅運動 【業務課】	5月1日から6月30日の運動期間に合わせ、ベイFMや報道発表を行うことによる広報活動とポスター掲示、リーフレット配布による啓発活動を行う。	5月1日から6月30日の運動期間に合わせ、ベイFMや報道発表を行うことによる広報活動とポスター掲示、リーフレット配布による啓発活動を行った。	0
					0
147		「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 【業務課】	6月20日から7月19日の運動期間に合わせ、6月20日の千葉駅前キャンペーンを初め県内各地において啓発活動を行う。	6月20日から7月19日の運動期間に合わせ、6月20日のそごう千葉店前を初め県内各地において啓発活動を行った。	2,136
					1,437
148		麻薬覚せい剤乱用防止運動 【業務課】	10月から11月の運動期間に合わせ、薬物乱用防止功労者表彰式及び講習会を行う予定。	10月から11月の運動期間に合わせ、薬物乱用防止功労者表彰式及び講習会を行った。	2,342
					2,226
149		千葉県薬物乱用防止広報強化月間の実施 【業務課】	2月の強化月間にリーフレットの家庭回覧や薬物乱用問題関係機関会議を開催している。	2月の強化月間にリーフレットの家庭回覧や薬物乱用問題関係機関会議を開催した。	842
					693
150		薬物乱用防止教育研修会の開催 【(教)学校安全保健課】	7月23日習志野文化ホールにて薬物乱用防止教育研修会を実施予定。対象は県内公立学校等の教職員及び教育関係機関担当者。内容は講演、実践発表及び行政説明。実践発表は中学校と高等学校を予定。	7月23日習志野文化ホールにて薬物乱用防止教育研修会を開催した。参加者は県内公立学校等の教職員及び教育関係機関担当者1393名。内容は講演、実践発表及び行政説明。児童生徒が自らの健康について理解することにより、生涯健康で暮らせる社会の基盤づくりに寄与した。	270
					0
151		薬物乱用防止標語の募集 【(教)学校安全保健課】	県内小学5年6年、中学、高等学校から募集をし、優秀作品については表彰をする。募集期間4月15日から7月5日。	県内小・中・高あわせて564校から、62,132点の作品の応募があった。教育庁内で審査の結果優秀作品の表彰を行った。	24
					0
152		薬物事犯に対する取締り強化 【(警)薬物銃器対策課】	○薬物需要の根絶に向けて、薬物乱用者の検挙活動を推進するとともに、暴力団等が関与する薬物密輸・密売事犯の取締りを推進する。	○薬物需要の根絶に向けて取締り活動を推進した。 平成25年中 ・薬物事犯検挙人員 623人 ○薬物供給の遮断に向けて関係機関との連携により水際対策を強化した。 平成25年中 ・密輸事犯検挙件数 79件/・検挙人員 84人 ・押収規制薬物 約230キログラム	0
					0

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
153		若年層を重点とした広報啓発活動の推進 【(警)薬物銃器対策課】	○従来からの小中高生や大学生等を対象とした薬物乱用防止教室を積極的に実施するほか、6月1日から7月31日までの2ヶ月間を「薬物乱用防止広報強化期間」に設定、関係機関・団体と連携して、積極的な広報啓発活動を推進する。	○小中高生や大学生等に対する薬物乱用防止教室・講話を実施した。 平成25年中 ・開催校 460校/・開催回数 492回 ・受講者数 65,852人 ○民間企業や教育関係者に対する薬物乱用防止講習会を実施した。 平成25年中・実施回数 30回/・受講者数 2,986人 ○駅頭を始め、商業施設やイベント会場において薬物乱用防止キャンペーンを実施した。 平成25年中・実施回数 38回 ○6月、7月の2ヶ月間を薬物乱用防止広報強化期間として設定し、関係機関と連携したキャンペーンを開催するなど、積極的な広報啓発活動を推進した。 ○社会問題化した脱法ドラッグの乱用防止に対する対策として県の関係部局と連携し、販売店舗への立入指導や広報用ポスターの作成、配布した。	0
					0
154		エイズリーフレットの作成・配布 【(教)学校安全保健課】	エイズ教育の充実を図るため、エイズ教育用リーフレットを作成し、県内公立小学校4年生の児童に配布する。	エイズ教育用リーフレットを作成し、県内公立小学校4年生の児童に配布した。	600
					369
155		性教育研修会の実施 【(教)学校安全保健課】	8月22日習志野文化ホールにて性教育研修会を実施予定。対象は県内公立学校等の教職員及び教育関係機関担当者。内容は学校の取組みをテーマに文部科学省講演、実践発表を予定。実践発表は中学校と高等学校を予定。	8月22日習志野文化ホールにて性教育研修会を実施。参加者は県内公立学校等の教職員及び教育関係機関担当者1,235名。内容は文部科学省教科調査官による性に関する指導の在り方についての講演、実践発表。実践発表は中学校と高等学校。	670
					322
施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援					
156		母子保健推進協議会、母子保健運営協議会の開催 【児童家庭課】	母子保健施策の効果的な推進のため、13健康福祉センターにおいて母子保健推進協議会を開催する。 児童家庭課における母子保健運営協議会は、適宜開催とする。	13センター 13回 延293人	5,431 (156～157の予算計)
157		母子保健に関する研修会・講習会等の開催 【児童家庭課】	市町村・健康福祉センターの母子保健従事者を対象に母子保健に関する専門的な知識を習得するための研修会を実施する。また、健康福祉センターにおいて、管内の母子保健推進員や新生児妊産婦訪問従事者研修会を実施する。	児童家庭課分 母子保健指導者研修会 1回 66人 母子保健推進員研修会: 1回 203人 センター分 母子保健推進員研修会 11センター 11回 延649人 新生児・妊産婦訪問指導員研修会 6センター 6回 延189人 乳幼児救急法講習会 9センター 9回 延290人 その他 5センター 5回 延202人	2,956 (156～157の決算計)
158		不妊相談センターにおける相談の実施 【児童家庭課】	不妊に悩む夫婦等に、松戸、印旛、長生、君津健康福祉センターにおいて不妊治療に関する情報提供や医療面・精神面での相談を行う。	実施場所 ・4健康福祉センターで実施 (松戸、印旛、長生、君津) 相談体制 ・産婦人科医師、助産師、保健師 相談延べ人員 ・928人(電話70人、面接858人) 相談件数(1,145件) ・医療機関情報:981件 ・治療の悩み:117件 ・治療以外の悩み:46件 ・その他:1件	2,079
					1,459
159		特定不妊治療費に対する助成 【児童家庭課】	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療費の一部を助成する。 ・対象治療 体外受精又は顕微授精 ・給付内容 1回の治療につき15万円まで(一部治療は7万5千円まで)、1年目のみ3回まで、2年目以降年2回まで、通算5年、通算10回 ・所得制限 前年の夫婦の合計所得が730万円未満	助成件数 ・実件数 2,346件 ・延べ件数 4,048件 ＜参考＞ ・1回の治療につき、15万円まで(一部治療は7万5千円まで) ・1年度あたり2回まで(1年目のみ3回まで) ・通算して5年間を助成 ・前年度夫婦合計所得が730万円未満	702,600
					532,647
160		周産期母子医療センターの運営費及び医療機関の施設・設備に対する補助 【医療整備課】	周産期母子医療センターの運営費及び医療機関の施設・設備に対する補助	運営費補助:7病院 設備整備補助:2病院	676,334
					505,298

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
161		千葉県周産期医療審議会 における検討 【医療整備課】	母体の県外搬送及び新生児搬送シス テム構築の検討を行う	本年度開催なし。	755
					0
162		母体搬送ネットワーク及び 母体搬送コーディネートに よる搬送体制の充実 【医療整備課】	総合周産期母子医療センターにコーディ ネーターを配置し、母体搬送の円滑化を 図る。	亀田総合病院(昼間)及び八千代医療 センター(夜間)に委託した。	20,825
					19,463
基本的な課題 8 誰もが安心して暮らせる環境の整備					
施策の方向① 高齢者・障害者の自立した生活に対する支援					
163		高齢者相談の実施 【高齢者福祉課】	高齢者に関する虐待、介護、悩み事に対 する電話相談に応じる。	高齢者に関する虐待、介護、悩み事に対 する電話相談に応じた。相談件数3 01件	4,623
					4,567
164		千葉県総合支援協議会の 各専門部会による相談 支援 【障害福祉課】	相談支援専門部会 5回 権利擁護専門部会 5回 療育支援専門部会 5回 就労支援専門部会 5回 精神障害者地域移行推進部会 5回	相談支援専門部会 4回 権利擁護専門部会 3回 療育支援専門部会 4回 就労支援専門部会 4回 精神障害者地域移行推進部会 4回	976
					274
165		障害者就業・生活支援セン ターによる生活・就労支援 【障害福祉課】	障害者就業・生活支援センターにおいて、 障害者の就業に伴う生活上の相談に応 じ、助言や関係機関との調整を行います。	障害者就業・生活支援センターにおいて 、障害者の就業に伴う生活上の相談 に応じ、助言や関係機関との調整を 行った。	109,312
					101,897
166		障害者の態様に応じた 多様な委託訓練 【産業人材課】	知識・技能習得訓練コース 300人 実践能力習得訓練コース 60人 デュアル訓練コース 20人 e-ラーニングコース 10人 特別支援学校早期委託訓練コース 20人 在職者訓練 10人 合計 420人	知識・技能習得訓練コース 193人 実践能力習得訓練コース 16人 デュアル訓練コース 7人 e-ラーニングコース 2人 特別支援学校早期委託訓練コース 18人 在職者訓練 1人 合計 237人	84,408
					48,328
167		交通安全リーダーの育成と 自主的な交通安全活動の 推進 【生活安全課】	参加・体験型高齢者交通安全リーダー研 修を年3回実施(1回目は平成25年4月1 5日、2回目は9月26日、3回目は未定)	参加・体験型高齢者交通安全リーダー 研修を年3回実施した。(1回目は平成 25年4月15日、2回目は9月26日、3回 目は11月27日)	517
					452
168		歩道や自転車歩行者道の バリアフリー化の推進 【道路環境課】	H24に引き続き、用地買収・補償を進め る	用地買収・補償を実施	175,000
					33,417
169		高齢者・障害者が利用しや すい建築物の整備促進 【建築指導課】	千葉県福祉のまちづくり条例適合証を交 付予定。	千葉県福祉のまちづくり条例適合証を 7件交付した。	0
					0
170		ちばバリアフリーマップに よる県内施設のバリアフ リー情報の紹介 【健康福祉指導課】	引き続き「ちばバリアフリーマップ」を県H P上で提供する。施設情報の更新等を行 い、内容の充実を図る。	「ちばバリアフリーマップ」の施設情報 の追加・更新を行い、バリアフリー情報 の充実を図った。情報掲載件数(累 計):H25年度末 1,631件(57件追加)	1,411
					1,264
171		観光関連施設の整備・充実 の促進 【観光企画課】	引き続き、市町村・民間事業者が行う公衆 トイレ・駐車場・観光案内所・観光案内看 板等の整備に要する経費の一部を補助 する予定。	県内22市町村及び民間事業者が実施 する観光公衆トイレ・駐車場・観光案内 所・観光案内板等の整備に要する経費 の一部を助成した(整備箇所数:47箇 所)。	140,000
					104,681
施策の方向② ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応					
172		児童扶養手当の支給 【児童家庭課】	支給対象(見込) 19,963人	支給対象 18,419人	730,000
					683,353
173		母子寡婦福祉資金の貸付 【児童家庭課】	貸付件数(見込) 1,000件	貸付件数 329件	671,289
					177,033
174		ひとり親家庭等医療費 の助成 【児童家庭課】	助成対象(見込) 45,894人	助成対象 35,689人	364,000
					335,778
175		母子家庭等就業・自立支援 センターによる支援 【児童家庭課】	就業支援講習会6回(120名) 就業相談・養育費相談	就業支援講習会4回(64名) 就業相談・養育費相談	15,556
					11,769

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
176		母子家庭等自立支援給付金の支給 【児童家庭課】	支給対象(見込) 341人	自立支援訓練給付金30件(市27・町村3) 高等技能訓練促進費155件(市152・町村3) 修了一時金51件(市50・町村1)	244,281
					3,013
177		ひとり親家庭向けメールマガジンの発行 【児童家庭課】	検討中	未実施	360
					0
178		母子家庭の母等に対する職業訓練 【産業人材課】	離職者等を対象とした職業訓練事業へ統合	—	—
					—
179		「ジョブカフェちば」における就職支援 【雇用労働課】	若年者の就業支援について、「ジョブカフェちば」を拠点として、適職診断、個別相談、就職セミナーから「ハローワーク船橋ヤングコーナー」等による職業紹介に至るまで総合的な就業支援サービスを展開するとともに、企業が若者に自社の魅力をアピールする場の提供などの中小企業の採用活動支援を併せて実施する。	若年者の就業支援について、「ジョブカフェちば」を拠点として、適職診断、個別相談、就職セミナーから「ハローワーク船橋ヤングコーナー」等による職業紹介に至るまで総合的な就業支援サービスを展開するとともに、企業が若者に自社の魅力をアピールする場の提供などの中小企業の採用活動支援を併せて実施した。 年間総利用者数:37,671人	138,012
					130,437
180		「ちば地域若者サポートステーション」における自立支援 【雇用労働課】	若年無業者(ニート等)を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士による個別相談、自立支援プログラム(セミナー・職業体験等)等を実施する。また、学校連携事業による訪問支援(訪問相談、出張セミナー等)を実施する。	若年無業者(ニート等)を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士による個別相談、自立支援プログラム(セミナー・パソコン講座等)等を実施した。 年間相談件数:4,267件、年間プログラム参加者:述べ 4,312 人	7,415
					7,386
181		県営住宅における入居の優遇措置 【住宅課】	県営住宅の入居にあたって、ひとり親世帯及びDV被害者等を一般世帯より優遇する措置を講じている。	H25年度県営住宅入居状況(H26.3.31現在) 母子世帯数→209世帯 父子世帯数→3世帯 DV被害者母子世帯数→5世帯 計 217世帯	0
					0
182		高齢者虐待防止対策の推進 【高齢者福祉課】	○高齢者虐待の相談・通報の受理、対応等を行う市町村及び地域包括支援センター等の職員を対象とした研修会を4回開催する。 ○困難事例について専門職が連携して助言を行う「高齢者虐待対応市町村支援事業」を実施する。 ○在宅介護サービス事業所の管理者等を対象とした研修を実施する。 ○被虐待者を保護する居室の広域的確保について研究する。	○研修会の開催 6回 ○高齢者虐待対応市町村支援事業 困難事例相談 8件 研修会講師派遣 1件 ○在宅介護サービス事業所管理者を対象とした研修会 1回 ○虐待事例集の作成	2,334
					1,748
施策の方向③ 外国人が安心して暮らせる環境づくり					
183		多文化共生社会づくりの推進 【国際課】	「国際交流・協力等ネットワーク会議」、「多文化共生社会づくり連絡協議会」及び「市町村担当者会議」を各1回開催する。	「国際交流・協力等ネットワーク会議」、「多文化共生社会づくり連絡協議会」及び「市町村国際化施策担当者会議」を各1回開催した。	185
					120
184		外国人県民向けの情報提供 【国際課】	外国人向けの情報を掲載した総合サイト「ちば国際情報ひろば」のページ更新及び外国語版メールマガジンの発行、外国人向け生活ガイドブック「ハローちば」の改訂を行う。また、外国人県民が安全で快適な生活が送れるよう「外国人テレホン相談」を実施する。	外国人県民が安全で快適な生活が送れるよう「外国人テレホン相談」(4言語)を常時開設し、1,049件の相談に応じた。また、外国人向けの情報を掲載した総合サイト「ちば国際情報ひろば」のページ更新(176回)及び外国語版メールマガジン(月2回)の発行、外国人向け生活ガイドブック「ハローちば」(7言語版)の改訂等を行った。	3,390
					2,514
185		外国語ホームページによる情報提供 【報道広報課】	前年度に引き続き、外国人県民に対して県政に関する必要な情報が提供できるよう、英語、中国語、韓国語・朝鮮語版ホームページについて、よりよい内容の更新を行っていく。 ・外国語ホームページ更新状況 →情報更新の都度随時更新(報道広報課、国際課等)	外国人県民に対して県政に関する必要な情報が提供できるよう、英語、中国語、韓国語・朝鮮語のページの更新を行った。 ・平成25年度の外国語ホームページ更新状況→情報更新の都度随時更新(報道広報課、国際課等) ・平成25年度の外国語ホームページアクセス件数(公式ホームページ) 英語:137,692件 中国語:24,462 件 韓国・朝鮮語:15,229件	3,709
					2,898
186		外国人集住地域総合対策等の推進 【(警)組織犯罪対策課】	○「サバイバル日本語講座やちよ」へ参画し、定住外国人に対する地域への所属感、信頼感を高める。 ○「八千代市外国人集住地域総合対策連絡協議会」を開催し、関係機関との情報交換を行い連携を図る。	○「夏休み日本語講座やちよ」等へ参画し、定住外国人に対する地域への所属感、信頼感を高めた。 ○「八千代市外国人集住地域総合対策連絡協議会」を開催し、関係機関との情報交換を行った。 ○「災害時外国人サポーター養成講座」に参加し、災害時における外国人対応要領等の情報交換を行った。	0
					0

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成25年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
187		外国人児童生徒への教育相談員の派遣 【(教)指導課】	派遣希望がある県立学校25校すべてに生徒の母語が理解できる外国人児童生徒等教育相談員として延べ41名を派遣する予定。	派遣希望があった県立学校23校すべてに生徒の母語が理解できる外国人児童生徒等教育相談員として延べ43名を派遣した。	9,774
					8,066
推 進 体 制					
188		千葉県男女共同参画推進本部・幹事会の開催 【男女共同参画課】	市町村担当者との合同研修会1回 幹事会1回開催予定	市町村担当者との合同研修会及び幹事会を1回開催した。	0
					0
189		千葉県男女共同参画推進懇話会の開催 【男女共同参画課】	2回開催予定。平成24年度の千葉県男女共同参画計画及び千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)の評価について報告する。また、次年度実施予定の県民意識調査についての意見を伺う予定。	・9月と3月で2回開催。 ・第1回では、県で作成する予定の暴力防止啓発パンフレットについての意見をいただいた。 ・第2回目では、内閣府男女共同参画局から国の施策等について、講義をしていただいたほか、県の次年度の施策等について、意見交換を行った。	1,019
					577
190		男女共同参画センターの機能強化 【男女共同参画課】	・女性リーダー養成講座の日数を拡充する。 ・センターフェスティバルとネットワーク会議を同時開催する。	・女性リーダー養成講座(全5回)を実施 H25.7.26～12.12 参加者 5名 ・センターフェスティバル2013&ネットワーク会議を実施 H25.8.4 参加者 549名(延べ人数)	1,517
					1,414
191		千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実 【男女共同参画課】	・地域推進員設置市町村数: 44市町村 70名程度(H25年度末) ・県内7地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 15事業程度	・地域推進員設置市町村数: 43市町村 71名(H26.3.31) ・県内7地域で地域推進員によるフォーラム等を実施。14事業 参加者 1,175名	2,027
					1,395
192		市町村における推進体制づくりの支援 【男女共同参画課】	市町村職員を対象とした研修会を年2回開催する。 市町村からの要請に基づき講師を派遣する。平成25年4月時点では町村等から1件の派遣要請がある。	市町村職員を対象とした研修会を年2回開催した。 市町村からの要請に基づき講師を4回派遣し、研修会を実施した。(袖ヶ浦市、館山市、君津郡市広域市町村圏組合、君津市生涯学習センター)	90
					73
193		市町村における男女共同参画計画策定の支援 【男女共同参画課】	男女共同参画計画・DV対策計画の未策定市町村を支援するため、アドバイザーを派遣する。 6回程度	市が実施する研修会等にアドバイザーを派遣した。4市実施(旭市、南房総市、印西市、四街道市)。うち、四街道市は降雪のため中止。	210
					99
194		千葉県男女共同参画推進連携会議の充実 【男女共同参画課】	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の自主的な取組を推進する。	連携会議 合同部会1回実施日:平成25年9月17日 全体会1回実施日:平成26年1月31日 産業部会2回 (千葉県経営者協会との共催/雇用労働課との共催) 実施日:平成25年7月3日/平成25年8月30日 教育部会1回 実施日:26年2月21日 地域部会1回 実施日:26年3月6日 合計 参加団体174 参加者数386名	540
					335
195		千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実 【男女共同参画課】	8月に男女共同参画センターフェスティバルと同時開催する。	男女共同参画センターフェスティバルと同時開催した(8月4日 参加者数84名)。	0
					0
196		千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実 【男女共同参画課】	・地域推進員設置市町村数: 44市町村 70名程度(H25年度末) ・県内7地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 15事業程度	・地域推進員設置市町村数: 43市町村 71名(H26.3.31) ・県内7地域で地域推進員によるフォーラム等を実施。14事業 参加者 1,175名	2,027
					1,395
197		国及び各都道府県との男女共同参画に関する情報交換 【男女共同参画課】	内閣府が開催する各種研修会等に積極的に参加する等により、国との情報共有・情報交換を図る。また、各都道府県との情報交換も積極的に行う。	内閣府が開催する各種研修会 ・男女共同参画に関する基礎研修(平成25年5月23～24日) 各都道府県との情報交換 16都道府県主管課(室)長会議(電子メールにより意見交換)	0
					0

第3次

千葉県男女共同参画計画の 評価について

第3次千葉県男女共同参画計画の評価について

第3次千葉県男女共同参画計画における平成25年度事業の評価方法

➤ 評価対象

原則として重点的取組

➤ 評価の観点

- ・男女共同参画の視点が施策に反映されているか
- ・男女共同参画の視点から施策の改善すべき点はないか

➤ 評価の流れ

自己評価	事業担当課が事業の実施結果について自己評価を行い、評価シートに記載
------	-----------------------------------



外部委員 意見	自己評価結果をもとに、評価委員と事業担当課による意見交換※を行い、男女共同参画の視点からの委員意見を評価シートに記載
------------	--

※ 意見交換について

事業担当課の自己評価結果について、男女共同参画の視点から、改善に向けて良いアイデアがあるか等について、外部委員と事業担当課が意見交換を行う。



事業名	男女共同参画センターにおけるフェスティバルの開催、情報誌の発行
担当課	男女共同参画課(男女共同参画センター)

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	2,272			決算額(千円)	1,938		
事業の概要・目的	【フェスティバル2013&ネットワーク会議】 県民に男女共同参画への理解を深めていただくことを目的とした「千葉県男女共同参画センターフェスティバル」と、民間団体と県民の交流・学習の場を提供し、男女共同参画社会づくりに向けた機運を高めることを目的とした「ネットワーク会議」を併せて開催する。 【情報誌】 情報誌として、「eパートナーちば」を9月末と3月末の年2回(各15,000部)発行する。センター事業や各地域での取り組み等さまざまなテーマを切り口とした内容の情報を広報することで、多くの人に男女共同参画の意識を持つことの重要性を認識してもらい、男女共同参画社会づくりの推進を図る。						
	数値目標など						
	指標名等	-					
	目標	-	実績	-			

千葉県男女共同参画センター
8月4日(日)
大日向雅美さん 講演会
みんなと子どもを育むために

無料券あり



2 事業の実施結果

【フェスティバル2013&ネットワーク会議】
 午前は、恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授の大日向雅美さんの講演会
 午後は、ワークショップ(8団体)とネットワーク会議を開催した。
【情報誌】
 「eパートナーちば」を9月末(15,000部)と3月末(各12,000部)の年2回発行した。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
実施結果・効果	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

【フェスティバル2013&ネットワーク会議】
 若い男性の参加者を増やすために、「パパと赤ちゃんとのベビーダンス(講師:一般社団法人日本ベビーダンス協会)」や「パパを楽しんでいますか? 子育ては期間限定のプロジェクトX(講師:ファザーリングジャパンちば)」等のワークショップを開催したことにより、20~30代の男性の参加者が増えた。(25年度 13名、24年度 2人)
 また、ネットワーク会議を同時開催とすることで、参加者数を増やすことができた。(25年度 84名、24年度 63名)今後も、講演内容やワークショップを工夫し、あらゆる人が参加しやすい内容にしていく必要がある。
【情報誌】
 「相談室だより〜夫婦間のモラル・ハラスメント」「ミーティング上手になる! コミュニケーション講座の開催」など幅広い世代、ニーズに合わせた内容を掲載した。また、男性に関わる記事を多く掲載し、男性の参画を啓発することができた。
 今後も内容や紙面構成を工夫し、より幅の広い世代に読んでもわかるように、更に工夫していく必要がある。

事業名	各種講座・研修会の開催		
担当課	男女共同参画課(男女共同参画センター)		

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	691			決算額(千円)	660		
事業の概要・目的	男女共同参画社会の実現を目指し、県民意識の醸成や人材の養成を図るため、県民ニーズに対応した各種講座を企画運営する。						
数値目標など							
指標名等	－						
目標	－	実績	－				

2 事業の実施結果

【男女共同参画シンポジウム】内閣府男女共同参画週間関連事業として実施 男女がともに支え合いながら、最後までいきいきと自分らしく生きていくため にはどうすればよいかをテーマに、講演会、パネルディスカッションを行った。	
【関係機関と連携した専門講座】 ○社会福祉法人千葉県社会福祉協議会と連携して、「介護とワーク・ライフ・バランス」をテーマに、実践的なセミナーを行った。 ○千葉大学と共催し、特に成長が著しい乳幼児期における親子の育ちと関わり方を保育学の視点考える講演会、現役パパ・ママによる自身の子育てや生き方などを語るパネルディスカッションを行った。	
【女性リーダー養成講座】 職場や地域でリーダーとして活躍する人材の養成を目的として講座を行った。（全5回）	

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<改善した点>

本県の男女共同参画施策の推進拠点である男女共同参画センターの学習研修事業の高度専門化、人材育成事業の強化を図るため、「関係機関と連携した専門講座」を新たに実施するとともに、「女性リーダー養成講座」の実施内容を充実した。

<課題・今後の改善すべき点>

女性リーダー養成講座については、受講者が少なかったため、より多くの女性が参加できるよう募集内容等の見直しを行う必要がある。

事業名	ホームページ、メールマガジン等による情報発信
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	「ちばの男女共同参画情報マガジン」を毎月2回発行する。また市町村が開催するイベント等を県のホームページに掲載する。						
数値目標など							
指標名等	メールマガジン配信回数						
目標	月2回発行	実績	月2回発行				

2 事業の実施結果

登録者約1100人に対し、メールマガジンを月2回発行

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<改善した点>

・目次をタイトル、日付、開催市町村名に統一した。また、主催を明記し読者がより見やすいフォームの変更を図った。

<課題・今後改善すべき点>

・男女共同参画に関する情報をこれまで以上に周知するために、読者の数を増やす取組が必要である。

事業名	関係機関等が行う研修会等の取組に対する支援
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	男女共同参画について理解を深めるため、県職員・教職員に対する研修をはじめ、市町村や企業、各種団体などの依頼により、県職員を講師として派遣する。						
数値目標など							
指標名等	－						
目標	－	実績	－				

2 事業の実施結果

市町村や教育庁などから研究講師派遣の依頼を受け、当課職員を講師として派遣した。のべ7回、女性92名・男性140名、合計232名に対し、男女共同参画についての講義を実施した。事後アンケートでは、「普段あまり意識していなかったもので、これからは意識していきたいと考えた。」「男性だけでなく、女性も責任を持って頑張らなければならない。」等の感想が出された。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

＜改善した点＞

講義に使用するデータをできる限り新しいものとした。また、参加者により、資料の提示方法を変えるなど参加者のニーズにできる限り合わせるように常に定時資料に改善を加えた。

＜課題・今後改善すべき点＞

本事業について、積極的な広報に努め、周知徹底を図ることが必要である。また、実施後のアンケート等から受講者のニーズをしっかりと分析し、より依頼団体が増え、理解度が上がるよう工夫することが必要である。

事業名	地域における男女共同参画推進事業
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	255			決算額(千円)	163		
事業の概要・目的	女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等の視点からも男女共同参画を捉え、誰もが暮らしやすい地域づくりの取組を促進するため、市町村との共催により、家庭生活や地域活動等における男女共同参画の促進をテーマとした講演会等を開催する。						
数値目標など							
指標名等	講演会開催回数						
目標	3箇所	実績	2箇所				

2 事業の実施結果

計画未策定の2町において、住民を対象とした講演会を実施（酒々井町、神崎町）。 ①酒々井町：「人は一人では生きられない」 地域における人と人とのつながりについての講演会を行った。 ②神崎町：「今、期待されるおじいちゃん、おばあちゃんの孫育て」 子どもたちが健やかに育つ社会づくりについての講演会を行った。							
---	--	--	--	--	--	--	--

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<改善した点>

県が主となって計画したことにより、今年度は2町での実施に至った。

<課題・今後改善すべき点>

今後、未策定市町村へのさらなる働きかけをしていく必要がある。住民の男女共同参画に対する意識を高めるため、より身近に感じられるようなテーマの選定が求められる。また、参加者を募るため、チラシ等の広報方法についての検討も必要とされる。

事業名	千葉男女共同参画センターにおける相談事業の実施
担当課	男女共同参画課(男女共同参画センター)

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	2
当初予算額(千円)	20,496			決算額(千円)	20,198		
事業の概要・目的	一人ひとりがそれぞれ自立し、自分らしく生きていけるように、女性及び男性の総合相談窓口として一般相談及び専門相談を実施する。また、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害女性の相談・カウンセリングに応じる。						
数値目標など							
指標名等	－						
目標	－	実績	－				

2 事業の実施結果

相談総件数は、6,810件(うちDV相談件数1,360件)あった。平成24年度の件数(総件数6,812件、DV件数1,302件)と比較すると総件数に変化はないが、DV相談件数が増加している。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点>

・経験の短い相談員を中心に、DV相談に関する研修等各種研修への参加を促し、相談員のスキル向上を図った。

<課題・今後改善すべき点>

DV相談件数が増加傾向にあることもあり、今後ともDV相談への適切な対応及び各種機関との連携を図る。また、引き続き研修等で相談員の専門性を高める。

事業名	男女共同参画苦情処理制度の活用
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	2
当初予算額(千円)	257			決算額(千円)	23		
事業の概要・目的	男女共同参画社会基本法等の趣旨に則り、男女共同参画に関する県の施策について、県民等から苦情の申出があった場合、千葉県男女共同参画苦情処理委員が公正・中立な立場から調査を行い、適切かつ迅速に処理する。						
数値目標など							
指標名等	－						
目標	－	実績	－				

2 事業の実施結果

25年度については申し出がなかった。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
実施結果・効果	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<課題・今後改善すべき点>

事業の内容について、一層の周知を図ることが必要である。各種会議等でパンフレットを配布するなど、制度の広報に努める。

事業名	千葉県男女共同参画推進連携会議の充実
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	540			決算額(千円)	335		
事業の概要・目的	県と連携しながら民間における男女共同参画の自主的な取組を推進することを目的に、産業・地域・教育分野における県域組織で構成された男女共同参画推進連携会議により、県と団体・団体相互の意見・情報交換や研修会、講演会等を開催するとともに、団体及び参加団体へ幅広く働きかけを行う。						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	全体会 1回 合同部会1回 各部会 各1回～2回	実績	全体会 1回 合同部会1回 各部会 各1回～2回				

2 事業の実施結果

女性の活躍や男性の育児、災害に強い地域等をテーマとして、全体会を1回、産業部会2回、地域部会1回、教育部会1回、地域及・教育合同部会を1回開催した。 国や県の男女共同参画に関する情報を、メーリングリストにより12回の情報提供を行った。また、2団体が連合会議の活動についてのチラシ配布、会報掲載による広報を行う等、加入団体同士の連携強化を図った。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<改善した点>

各部会で、「女性の活躍促進」「パワーハラスメント」「男女共同参画視点から考える地域防災」など、社会的に注目されているテーマを取り上げ、加入団体の更なる意識啓発を図った。

<課題・今後改善すべき点>

各部会の講演会等への参加者が少ない等課題があるので、開催日時や曜日、場所を考慮し、企画を早めにするなどして、できるだけ広報に時間がかけられるように改善していく必要がある。

また、参加団体を増やす取組も必要である。

事業名	千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県内の男女共同参画社会を目指す各団体の組織力を高め、異分野で活動する団体が、協力し合いながら、男女共同参画社会づくりに関わる団体間のネットワークを構築する。						
数値目標など							
指標名等	－						
目標	－	実績	－				

2 事業の実施結果

男女共同参画センターフェスティバル2013&ネットワーク会議 実施日：平成25年8月4日（日） 今年よりフェスティバルと同時開催とし、ワークショップ出展団体からの発表をもとに、民間団体と県民との交流を図った。 コーディネーター：西山恵美子さん（独）国立女性教育会館客員研究員 参加者：84名	
---	--

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<改善した点>

フェスティバル等同時開催としたことで参加者数が増え（H25年度84名、H24年度63名）、また、フェスティバルのワークショップに参加した若い男性も「ネットワーク会議」に出席するなど、幅広い世代の方々に参加してもらうことができた。

事業名	千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	2,027			決算額(千円)	1,395		
事業の概要・目的	本県における男女共同参画への取組状況や課題は地域によって異なることから、男女共同参画社会づくりを効果的に推進するためには、それぞれの地域特性を踏まえた取組が不可欠であるため、地域における県民や行政とのパイプ役となり、地域に根ざした活動を行う「男女共同参画地域推進員(以下、「推進員」という。))」を、各市町村から推薦を受けて知事が委嘱することにより、県民、市町村、県が一体となった男女共同参画の推進を目指す。						
数値目標など							
指標名等	千葉県男女共同参画地域推進員設置市町村数						
目標	全市町村	実績	43市町村 (H26.3.31)				

2 事業の実施結果

平成25年度末には、43市町村、71名の推進員を委嘱している。
 【活動内容】県内7地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施(14事業 参加者数 1,175名)

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点>

「啓発のための新聞づくりの作成」や「中学校への出前講座の実施」など、地域に根ざした取組、若い世代への意識啓発が行えた。

<課題・今後改善すべき点>

市町村からの推薦をもとに地域推進員を委嘱しているところであるが、H26.3.31現在、11市町村において地域推進員が未設置である。

また、中高年女性が多く、若年世代や男性が少ないため、地域推進員未設置市町村に対し、地域推進員の推薦を働きかけるとともに、全ての市町村に対し若年世代や男性についても積極的な推薦を依頼していくことが必要である。

事業名	普及セミナーの開催
担当課	雇用労働課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	施策コード69の予算に含む			決算額(千円)	施策コード69の予算に含む		
事業の概要・目的	企業の経営者や人事労務担当者に対し、両立支援のための雇用管理の改善やワーク・ライフ・バランスの推進についての具体的な取組方法や企業の取組事例を紹介し、働きやすい職場づくりや両立支援制度を利用しやすい取組を促進する。また、県民に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させるため、対象の世代ごとに視点を変えたセミナーを実施する。						
数値目標など							
指標名等	－						
目標	－	実績	－				

2 事業の実施結果

ワーク・ライフ・バランスセミナー：社会保険労務士等の専門家の講演、企業の事例発表を主としたセミナーを開催した。(3回開催 参加者数228名)
女性の活躍促進による経済活性化研究会：女性の活躍促進について先進的な取組をしている団体から講師を招き、県内経済団体、職域団体等向けに、女性の活躍による経済活性化について研究会を開催した。(1回開催 12団体 40名参加)
労働大学講座：労働大学講座の1講座として、ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催した。(1回開催 参加者数85名 テーマ・ワーク・ライフ・バランス・ハイパフォーマンスを目指す職場改革のために)

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	ホームページ、メルマガ、各種媒体で情報提供を行った。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	参加者の男女別の集計を行った。
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	ワーク・ライフ・バランスセミナーであり、男女ともに有益な情報提供である。
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	専門家の意見、事例発表等を通じて、男女共同参画の啓発となった。
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	ワーク・ライフ・バランス推進のための意識啓発のセミナーとなった。
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

＜改善した点＞
ワーク・ライフ・バランスセミナーの内容を初級編、上級編、業種別と内容を分けて開催し、参加者の多様なニーズ・レベル等に合わせたセミナーとした。また、経済団体・職域団体等と連携したセミナーの広報を実施することにより、参加者の増加を図ることができた。
＜課題・今後改善すべき点＞
25年度に本県で実施した調査によると、従業員規模の小さい事業所ほど、ワーク・ライフ・バランスに積極的でないこと明らかとなった。中小企業へのワーク・ライフ・バランスの正しい理解・効果の更なる普及啓発が必要であり、経済団体・職域団体等と連携した効果的な普及・啓発が必要である。

4 委員意見

男女1名ずつの担当者が企画や運営にあたり、セミナーの参加者を大幅に増加させたことを評価したい。今後更に参加者を増やすため、広報等を工夫するほか、広く県民も参加しやすいように、平日午後以外の、休日や夜間等の開催も検討して欲しい。経営者を対象としたセミナーを開催したり、テーマを絞った専門的なセミナーを増やしたり、関係団体と連携したりといったことも考えられる。労働者自身が声を出し、実行できるようなセミナー運営ができることを期待したい。
--

事業名	両立支援アドバイザーの企業派遣
担当課	雇用労働課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	320			決算額(千円)	64		
事業の概要・目的	仕事と家庭の両立ができる雇用環境を整備しようとする中小企業に対し、県が労務管理の専門家(社会保険労務士等)を両立支援アドバイザーとして企業に派遣し、中小企業等における両立支援の推進を図ることを目的としている。(例・一般事業主行動計画策定の指導助言、就業規則や育児・介護休業法の改正に対する助言指導、出産・育児後等の女性の再就業制度の整備に対する指導助言、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備に関する指導助言、ワーク・ライフ・バランスに関する講演 など)						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

アドバイザー派遣要請のあった企業に対し下記のとおり派遣した。
(両立支援に関する指導・助言：4社(延べ4回)派遣)

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか	○	性別を問わず、仕事と生活が両立できる雇用環境を整備しようとする企業を支援するため、アドバイザーを派遣するものである。
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	働き続けたい女性が仕事を続けられるよう、仕事とそれ以外の生活が両立できる職場環境の整備に関する指導・助言を行った。
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	育児介護休業制度等の整備や多様な働き方に関する指導・助言を行った。
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点>

- ・アドバイザー派遣の対象企業（「社員いきいき！元気な会社」宣言企業518社のうち、従業員数300人以下の事業所448社）に対し、利用促進のため、案内送付。
- ・両立支援アドバイザーへの協力依頼（アドバイザーからの紹介による派遣 2社）

<課題・今後改善すべき点>

- ・企業における両立支援の進展度は様々であるところ、課題発見や改善の契機としてもらうためにも、本事業の利用促進を進める必要がある。
- ・対象企業（派遣先）が、「社員いきいき！元気な会社」宣言企業（従業員300人以下）であることから、宣言企業の登録数増加も図ることとしたい。

4 委員意見

対象企業に対する呼び掛けや周知に努めたことは評価できる。
企業にとっての具体的なメリットがわかるよう工夫するなどして、今後一層の制度の周知を図って欲しい。
昨年度の派遣実績は4社ということだが、このままでは事業目的を考えても効果が小さいのではないかと
思われる。予算と目的を再検討し、この制度が何故利用されないのかを見極める必要がある。

事業名	“社員いきいき！元気な会社”宣言企業の募集・公表
担当課	雇用労働課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	350			決算額(千円)	54		
事業の概要・目的	労働者個人の価値観が多様化する中で、それぞれの企業においても、「多様な働き方」を選択できるよう、働き方を見直していくことなどの取組が求められている。 そこで、仕事と家庭が両立できる職場環境や仕事と仕事以外の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」として募集・公表し、県内企業の「仕事と生活の調和」が図れる社会づくりを目的とする。						
数値目標など							
指標名等	社員いきいき！元気な会社宣言会社数						
目標	610社	実績	535社				

2 事業の実施結果

社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」として広く紹介した。 ・25年度宣言企業21社公表 ・延べ535社公表

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	性別を問わず、仕事と家庭を両立できる職場環境作り等に取り組んでいる企業を認定している。
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	性別を問わず、仕事と家庭を両立できる職場環境作り等に取り組んでいる企業を認定している。
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<改善した点>

「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業」の募集・公表については、県内中小企業、市町村、ワーク・ライフ・バランスセミナーや労働大学校等でのリーフレットの配布を行い、宣言企業の拡大に努めてきたが、目標の登録数には至らなかった。

<課題・今後改善すべき点>

宣言企業を拡大させるため、単にリーフレットの配布だけでなく、両立支援に興味がある事業所向けのピンポイントの勧誘も含めた積極的な広報活動、事業者が興味を持ちやすい工夫した広報・普及啓発を行う。

4 委員意見

昨年度の数値目標、実績と比べて宣言企業数は増加しており、努力の成果が見られるが、まだ目標は達成できていない状況である。

いきいき宣言をした企業のメリットがより大きくなるように事業内容を工夫することを期待する。また、そうしたメリットが具体的に伝わるような募集方法等を検討して欲しい。

宣言をした企業で働く社員が、その後も「イキイキと」働くことができるのか、男女にとって働きやすい職場なのか等、取組が継続されているのか把握することも必要である。

事業名	企業向けセミナーにおける改正育児・介護休業法の周知徹底
担当課	雇用労働課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	①	施策番号	2
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	企業の経営者や人事労務担当者に対し、両立支援のための雇用管理の改善やワーク・ライフ・バランスの推進についての具体的な取組方法や企業の取組事例を紹介し、働きやすい職場づくりや両立支援制度を利用しやすい取組を促進する。						
数値目標など							
指標名等	－						
目標	－	実績	－				

2 事業の実施結果

ワーク・ライフ・バランスセミナーの中で、千葉労働局担当者より両立助成金の説明と併せて、改正育児・介護休業法について説明をおこなった。(3回 参加者数：228名)

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	ホームページ、メルマガ、各種媒体で情報提供を行った。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	参加者の男女別の集計を行った。
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	改正育児・介護休業法の情報提供は、男女ともに有益である。
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	専門家の意見、事例発表等を通じて、意識の解消に向けた啓発となった。
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	ワーク・ライフ・バランス推進のための意識啓発するセミナーとなった。
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<改善した点>

ワーク・ライフ・バランスセミナーにおいて、国の両立支援助成金の説明と併せて、改正育児・介護休業法の説明を行った。

<課題・今後改善すべき点>

セミナー等での普及・啓発において、改正育児・介護休業法に基づき、実際の職場で適切に運用するために、就業規則の適切な改訂等も啓発に努める必要がある。

4 委員意見

育児・介護休業法の内容を周知することは大変重要であり、昨年度の約2倍の参加者があったことを評価する。今後も現場の状況を把握し、より実態に沿ったセミナーを開催するとともに、周知に努力して欲しい。

企業にとって、コンプライアンスの面でも重要な問題であり、経済団体と共催するなど、関係団体との連携について検討する余地がある。今後は、特に小規模事業所への周知を一層図っていくことを期待する。

事業名	県職場における男性職員の育児参加の促進
担当課	総務課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県職場における男性職員の育児参加を促進するため、育児休業や育児のための休暇等の制度周知に努めるとともに、職場及び職員の意識改革を進めます。						
数値目標など							
指標名等	育児休業取得率(男性職員)			子供が生まれる前後の期間の連続休暇取得率			
目標	50.0%	実績	5.0%	目標	80.0%	実績	53.3%

2 事業の実施結果

- ・各所属長に対して、男性職員の育児参加の促進に関する通知を発出した。(H25.5)
- ・新規採用職員研修において、「仕事・子育て両立支援プラン」、育児のための休業・休暇等、制度を説明した。(H25.4 対象職員約370名)
- ・庁内職場学習講師派遣事業に登録し、1所属で講義を行った。(H25.7)
- ・男性職員の育休取得を阻害する要因、需要等について、全職員を対象としたアンケートを行い、約1800件の回答を得た。集計後、H26年度の取組みに活用する予定。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか	○	男性職員の育児休業・休暇取得促進のため、男性職員の育休に関する全職員対象のアンケートを実施し、男女がともに子育てを担う意識の定着を図った。
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	男性職員の育児休業・休暇取得促進のため、男性職員の育休に関する全職員対象のアンケートを実施し、男女がともに子育てを担う意識の定着を図った。
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	男性職員の休業・休暇取得促進により、主に子育て期のワークライフバランスの啓発に貢献した。
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

＜改善した点＞

次世代育成支援対策推進法に基づく千葉県特定事業主行動計画「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」がH26年度に最終年度を迎えるにあたり、男性職員の育休取得の妨げとなっている要因等を探るため、全職員を対象としたアンケートを行った。

＜課題・今後改善すべき点＞

アンケート結果をもとに、男性職員の育児休業や出産期の連続休暇の取得率向上だけでなく、職員が育児に参加しやすい職場環境となるよう、啓発を行う。

4 委員意見

育児休業制度などに関する説明会の開催、上司からの声かけの推奨、アンケート調査の結果を踏まえた検討の実施など、様々な努力をしていることは評価できる。

男性職員の育児休業の取得率は、市町村が1％に対し、県（知事部局職員）は5％とかなり高い。今後もこうした取組みを継続し、市町村をリードしていくことを期待する。

なお、昨年度実施したアンケートの回収率は、約20％と低かったため、次回実施する際は、回収率が高いよう工夫して欲しい。

本人の意志だけではなく、育児休業を取得しやすい職場環境づくりも重要なので、職場環境の改善に引き続き努力していただきたい。

事業名	県職場における男性職員の育児参加の促進(教育庁)
担当課	(教)教育総務課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県教育委員会における男性職員の育児参加を促進するため、制度の周知徹底と育児参加の意識向上により一層努める。						
数値目標など							
指標名等	育児休業取得率(男性職員)			子供が生まれる前後の期間の連続休暇取得率			
目標	—	実績	0.6%	目標	—	実績	62.0%

2 事業の実施結果

副課長会議、新規採用職員研修等各研修会の場を活用し、男性職員の育児休業制度について周知を図った。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか	○	
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点>

子どもが生まれる前後の連続休暇取得率が、24年度の47%から25年度は62%に増加した。

<課題・今後改善すべき点>

子が生まれる男性職員に対して、所属において、個別に制度の説明を行う。

4 委員意見

男性職員の育児参加の促進を図るには、休暇を取りやすい職場環境づくりが大切である。職場風土の改革の為には何が有効なのか、アンケート等により現場の声を吸い上げ、活かして欲しい。
連続休暇取得率が向上したのは、努力の成果であり評価できる。しかしながら男性の育児休業取得者はあまり増えていないことから、取得者の事例報告を研修会等で行うなどして、数値目標にとらわれず、1人でも多くの取得者が増えるような職場環境づくりや職員の意識付けを推進してもらいたい。

事業名	幼稚園における預かり保育の推進
担当課	学事課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	②	施策番号	1
当初予算額(千円)	247,400			決算額(千円)	239,949		
事業の概要・目的	幼稚園の教育時間の前後や休業期間中(土日祝日・長期休業)に、園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を実施する学校法人立等幼稚園に対し人件費を補助することにより、保護者の育児負担の軽減及び仕事と生活の調和の促進を図る。						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

通常日預かり保育に対する人件費の補助・・・289園へ計208,191千円
 長期休業日等預かり保育に対する補助・・・212園へ計31,758千円
 合計289園へ239,949千円を交付した。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<課題・今後改善すべき点>

早ければ平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」が施行されることに伴い、本施策についても今後見直しを行っていく必要がある。関係団体と連携し新制度への円滑な移行に取り組み、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上に努める。

4 委員意見

国の制度に基づき補助金を配布しており、県として独自の工夫をすることは困難があると思われる。来年度以降、事業の実施主体が市町村に変更される予定ということなので、事業実施に当たっての課題を整理し、今までの経験を活かして市町村を指導して欲しい。
 なお、この制度がより効果的に活用されるよう、今後、積極的に県民への周知を行っていくことも期待したい。

事業名	保育所施設整備の助成
担当課	児童家庭課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	②	施策番号	2
当初予算額(千円)	4,267,000			決算額(千円)	3,627,773		
事業の概要・目的	県内の保育所における入所待機児童の早期解消と新たな保育需要への対応及びより質の高い保育環境の整備のため、民間保育所の創設・増改築の促進を図る。						
数値目標など							
指標名等	子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合(子育てアンケート) 保育所の待機児童数が50人以上の市町村数						
目標	保育所整備により待機児童を減らす。	実績	5市町村(H25.4.1)				

2 事業の実施結果

68施設、3,088人の定員増を図り、子育て家庭の支援を行った。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
実施結果・効果	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
実施結果・効果	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
実施結果・効果	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	68施設、3,088人の定員増を図り、子育て家庭の支援を行った。
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点>

68施設、3,088人の定員増を図った。

<課題・今後改善すべき点>

保育所の待機児童は大きな社会問題となっており、今後は保育所施設整備の促進と合わせて、家庭的保育事業や小規模保育事業等も活用し、待機児童の解消を図る。

4 委員意見

当事業は予算も充実しており、評価できる。待機児童の解消に向け、今後とも県の努力に期待したい。
来年度から、国の新しい制度がスタートし、子育て支援は市町村が主体となって実施することになるとのことだが、地域格差を広げないためにも、県として、特に郡部における子育て支援の充実を図って欲しい。

事業名	保育士拡充への助成
担当課	児童家庭課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	②	施策番号	2
当初予算額(千円)	288,000			決算額(千円)	280,624		
事業の概要・目的	県内の保育所における入所待機児童の早期解消と新たな保育需要への対応及びより質の高い保育環境の整備のため、保育士の充実を図り、多様な保育ニーズに対応する。						
数値目標など							
指標名等	子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合(子育てアンケート) 保育所の待機児童数が50人以上の市町村数						
目標	保育所整備により待機児童を減らす	実績	5市町村(H25.4.1)				

2 事業の実施結果

国の基準を超えて保育士を配置した保育所に対し、人件費を助成し、多様な保育ニーズに対応するための体制づくりを推進した。
平成25年度は、延べ290施設に対し、人件費を補助した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	延べ290施設に対し、人件費を補助
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点>

延べ290施設に対し、人件費を補助

<課題・今後改善すべき点>

特になし

4 委員意見

当事業は千葉県の単独事業であり、保育環境や保育の質の向上のためにも、今後も継続を願う重要な評価できる事業である。
助成の対象が、定員60人以上の保育所となっているが、今後はより小規模な保育所も対象とできるよう更に拡充されることを期待したい。
待機児童問題解決とともに、保育士の働く環境の改善や処遇の向上に今後とも取り組んでいただきたい。

事業名	放課後児童クラブの助成
担当課	児童家庭課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	②	施策番号	2
当初予算額(千円)	1,394,000			決算額(千円)	1,373,901		
事業の概要・目的	小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。						
数値目標など							
指標名等	子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合 (子育てアンケート)						
目標	割合を増やす。	実績	75.9%				

2 事業の実施結果

市町村が実施又は助成する放課後児童クラブの運営費について助成を行った。（平成25年度：51市町村、648クラブ）

3 評価

（1）男女共同参画の視点からのチェック（該当する項目のみ記載）

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

（2）改善点等

<改善した点>

小学校就学後の児童が安心して放課後等の生活を送るための場所となる放課後児童クラブの需要は年々増加する傾向にある中、放課後児童クラブの整備に係る助成制度等が充実され、より利用しやすい制度となった。（助成対象：創設のみ→創設、増改築、大規模修繕等）

<課題・今後改善すべき点>

放課後児童の健全育成を図るためには、運営費の補助基準額の引き上げ等、助成額の更なる増加を図る必要がある。

4 委員意見

放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保するために、本事業は非常に重要であり、評価できる。ゆとりのある見守り体制を維持するためにも、今後も助成を継続していただきたい。
待機児童の多い政令市や中核市等に対しては、県からも施設整備を働きかけていって欲しい。働く女性にとっての一番の問題は、放課後児童クラブ等の施設の有無、入所の可否（全員入所可能）そして環境等の質の問題である。助成を通じて、質と定員の双方の充実が図られることを期待する。

事業名	子どもの医療費助成の充実
担当課	児童家庭課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	②	施策番号	3
当初予算額(千円)	6,610,000			決算額(千円)	5,711,623		
事業の概要・目的	子どもの保健施策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

給付実績
・延べ件数 7,277,384件
・延べ日数 10,778,123日

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点>
特になし

<課題・今後改善すべき点>
特になし

4 委員意見

医療費の経済的負担が減少することは、子どもの病気や怪我等の早期発見、早期治療を促し、子どもの心身の発達、成長につながる重要な事業である。制度の周知を徹底して、受給漏れの無いよう努力していただきたい。

子育て世代には大変重要な制度であるが、助成の対象などに地域差があるので、子育て環境の格差是正のため、何が出来るかも検討してもらいたい。

なお、今後、可能であれば義務教育終了まで通院も対象とすることを期待したい。

事業名	障害児・者やその家族に対する支援
担当課	障害福祉課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	②	施策番号	4
当初予算額(千円)	47,000			決算額(千円)	46,998		
事業の概要・目的	発達障害者支援センターにおいて、発達障害児(者)及びその家族の相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、普及・啓発や研修、関係機関等との調整を行う。						
数値目標など							
指標名等	相談者数						
目標	2,800	実績	1,201				

2 事業の実施結果

発達障害者支援センターにおいて、発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、支援を行った。
 上半期：(1) 相談支援 258人、(2) 発達支援 179人、(3) 就労支援 132人
 下半期：(1) 相談支援・発達支援 466人、(2) 相談支援・就労支援 166人
 ※データの取り方が年度途中で変わったために上記、集計方法となった。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	×	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<改善した点>
 特になし。

<課題・今後改善すべき点>
 特になし。

4 委員意見

相談の内容など男女で異なる部分もあると思われるため、男女別のデータをとるようにして欲しい。
 発達障害者支援センターの委託事業者の事情により、相談者数が前年より大きく減少してしまっているの
 で、利用者の不利益にならないよう、利用者の視点に立ち、事業者には改善を促してもらいたい。
 相談体制の一層の充実を図るため、他の関係機関等との連携を推進することも重要である。なお、事業の
 専門性などの理由から、同じ事業者が継続して受託しているということだが、今後は公募することも検討し
 てはどうか。

事業名	千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	2,027			決算額(千円)	1,395		
事業の概要・目的	本県における男女共同参画への取組状況や課題は地域によって異なることから、男女共同参画社会づくりを効果的に推進するためには、それぞれの地域特性を踏まえた取組が不可欠であるため、地域における県民や行政とのパイプ役となり、地域に根ざした活動を行う「男女共同参画地域推進員(以下、「推進員」という。)」を、各市町村から推薦を受けて知事が委嘱することにより、県民、市町村、県が一体となった男女共同参画の推進を目指す。						
数値目標など							
指標名等	千葉県男女共同参画地域推進員設置市町村数						
目標	全市町村	実績	43市町村 (H26.3.31)				

2 事業の実施結果

平成25年度末には、43市町村、71名の推進員を委嘱している。
 【活動内容】県内7地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施(14事業 参加者数 1,175名)

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点>

「啓発のための新聞づくりの作成」や「中学校への出前講座の実施」など、地域に根ざした取組、若い世代への意識啓発が行えた。

<課題・今後改善すべき点>

市町村からの推薦をもとに地域推進員を委嘱しているところであるが、H26.3.31現在、11市町村において地域推進員が未設置である。

また、中高年女性が多く、若年世代や男性が少ないため、地域推進員未設置市町村に対し、地域推進員の推薦を働きかけるとともに、全ての市町村に対し若年世代や男性についても積極的な推薦を依頼していくことが必要である。

事業名	ちばNPO月間(11/23~12/23)の実施 ※「ちば県民活動PR月間」と改称
担当課	県民生活・文化課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	2
当初予算額(千円)	2,763			決算額(千円)	967		
事業の概要・目的	より多くの県民にNPOやボランティアのことを知っていただき、さらにNPO・ボランティア活動への参加につなげていくため、「ちば県民活動PR月間(11/23～12/23)」を設けて、この期間内に市町村やNPOと連携・協力して多様な普及啓発活動を県内各地域で集中的に展開する。						
数値目標など							
指標名等	県民活動フェスティバルへの参加人数						
目標	10,000人	実績	10,000人				

2 事業の実施結果

- ①「ちば県民活動フェスティバル2013」の開催、参加者：10,000人
 ②「NPOの日(12月1日)」一斉PR活動として県内の市民活動団体と県が協力して、PR用リーフレットの配布
 ③ちば県民活動PR月間賛同行事として「ちば県民活動PR月間2013」の期間を含む3カ月に開催される市町村の普及啓発イベントに広報支援を行った。
 賛同市町村17市町村、参加者 約87,370人

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	協力を得た市民活動団体の構成員は男女双方とも含まれている
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	日曜日のイベント開催であり、双方とも参加しやすい日程である。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	×	オープンスペースでのイベント開催であり把握が困難
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	不特定多数の一般市民を対象としたイベントのためいずれでも参加が可能
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<課題・今後改善すべき点>

より多くの県民に県民活動について理解を深めていただくとともに、活動への参加につなげていく工夫が求められる。

事業名	ホームページ、ニュースレター(月刊誌)、メールマガジンを活用した広報啓発
担当課	県民生活・文化課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	2
当初予算額(千円)	337			決算額(千円)	160		
事業の概要・目的	県内のNPO・ボランティア団体の運営や活動を進めるうえで必要な情報を収集し、提供するとともに、県民が自主的な地域貢献活動に参加しやすくするため、NPOやボランティアに関する情報を「ちばNPO情報ネット」やニュースレター、メールマガジンにより発行・配信する。						
数値目標など							
指標名等	ニュースレター、メールマガジンの発行回数						
目標	月1回以上発行	実績	ニュースレター:12回 メールマガジン:17回				

2 事業の実施結果

幅広い情報提供により県民活動を促進するため、主に県民交流・文化課が実施する行事のほか、所轄庁からのNPO法人に対する広報、NPOやボランティアの活動の参考になる記事を取りまとめ、発行した。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	希望者への情報提供であることから、公平な参画が可能である。

(2) 改善点等

＜改善した点＞
平成25年度末をもってニュースレターの紙面配布を終了することとし、メルマガ等による情報発信へ段階的に切り替えることとした。

事業名	県民NPO講座・出前説明会の開催
担当課	県民生活・文化課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	2
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県民や県内の市町村、企業、団体などが主催する研修会等に対して県職員が赴き、NPOに関する基礎知識、活動状況、法制度などについて説明することにより、市民活動を普及・啓発することを目的とする。						
数値目標など							
指標名等	県民NPO講座・出前説明会の開催回数						
目標	25回	実績	30回				

2 事業の実施結果

申込件数30件全てが開催され、参加者合計；1948人
(内訳)
NPO法人設立関係 → 11件(3件が設立)
NPOの基礎知識など → 19件

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
実施結果・効果	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	—	要請に応じて実施する形態のため特に把握していない。
実施結果・効果	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	—	要請に応じて実施する形態のため特に把握していない。
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	性別を分けた取組みは行っていない。
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
実施結果・効果	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	性別を分けた取組みは行っていない。

(2) 改善点等

<課題・今後改善すべき点>

・法人設立関係や自治体職員等を対象とする研修などが多く、「市民活動を普及・啓発する」との目的からするとやや広がりを感じている。
・テキストにおいて、県民活動のうちボランティアに関する情報がまだ十分ではない。
などの課題があることから、今後広報を充実させ、さらに活用を図るとともに、ボランティアに関する情報の強化・充実を図るなどの工夫が必要である。

事業名	「民が民を支える地域資源循環システム」の普及促進
担当課	県民生活・文化課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	2
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県民、企業等が資金・物品・人材等の地域資源をNPOに提供する仕組みである「地域資源循環システム『ちばのWA!』」の活用を広く呼びかけ、当該システムを通したNPOの情報発信や県民・企業等の資源提供を促進する。						
数値目標など							
指標名等	システムを活用して地域資源(物品)が提供された実績						
目標	— 件	実績	— 件				

2 事業の実施結果

平成24年度に実施した県民活動促進事業により構築したウェブサイト等を活用するため、サイト等の使用を希望する団体に使用を許諾することで、民が民を支える仕組みの普及継続を図った。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	インターネットにより、24時間情報提供できている
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2) 改善点等

<改善した点>
特になし

<課題・今後改善すべき点>
特になし

事業名	地域づくり情報広場における情報提供
担当課	政策企画課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	2
当初予算額(千円)				決算額(千円)			
事業の概要・目的	地域活力の向上を目的に、各地域で活動している地域づくり活動団体の特色ある取組を中心に、インターネットを通して情報提供することで、団体相互の交流・連携を促進するとともに、地域活動へ興味がある県民へ向けての紹介の場とすることで、県民の地域活動を活性化させることを目指す。						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

地域づくり情報広場に、市町村からの推薦による各地で活躍している地域づくり活動団体を252組掲載した。また、本サイトへの平成25年度のアクセス件数は、72,974件となり、平成24年度に比べ約9,600件増加した。掲載団体については、別添のとおり。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	地域づくり活動団体の代表者の性別及び構成員の男女別人数について掲載している。
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	男女の地域づくり活動への参画促進に寄与するため、地域づくり活動団体の代表者の性別及び構成員の男女別人数について掲載している。

(2) 改善点等

<改善した点>

地域づくり活動への性別に偏りの無い参画を促進するため、地域づくり活動団体の代表者の性別と構成員の男女別人数について引き続き掲載している。

<課題・今後改善すべき点>

女性あるいは男性の活躍に偏りがある地域づくり活動分野においては、広報の方法等を検討していくことが必要と思われる。

事業名	団塊の世代や高齢者等の地域活動への参画支援
担当課	高齢者福祉課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	3
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	団塊の世代や高齢者等の地域活動への参画支援						
数値目標など							
指標名等	－						
目標	－	実績	－				

2 事業の実施結果

○高齢者が地域活動の担い手として活躍することへの支援を強化するため、千葉県生涯大学校設置管理条例、千葉県生涯大学校管理規則等の改正を行った。
 ○新たな内容による平成25年度入学生の募集を行った。
 ○平成25年度から各学園において、卒業生の地域活動の参加を支援するコーディネーター候補者の研修を行った。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	入学状況
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	学生募集、規則改正等県民へ周知を行った。
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	入学年齢を55歳に引き下げ、入学の門戸を広げた。また、コーディネーター候補者研修は男女双方の参加により実施した。

(2) 改善点等

<改善した点>

・男女共同参画の視点を加味し、入学年齢の引き下げやコーディネーター候補者研修を行った。

事業名	観光人材の育成支援
担当課	観光企画課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	4
当初予算額(千円)	2,276			決算額(千円)	1,947		
事業の概要・目的	来訪者のニーズに対応できる地域観光の担い手となる質の高い観光人材(観光リーダー)の育成を図るとともに、近年ニーズが高まりつつある着地型観光・体験型観光において、重要な役割を担っている観光ボランティアガイドのスキルアップを図る。						
数値目標など							
指標名等	千葉県総合計画(研修受講者数)						
目標	100人	実績	331人				

2 事業の実施結果

観光人材育成支援講座については、全体会1回、地域ごとの分科会(君津・我孫子・香取)を3回実施した。また、観光ボランティアガイド養成講座については、大学生を対象に全4回の入門講座を開講した。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2) 改善点等

<改善した点>

研修受講者について男女別受講者数の集計を行った。

事業名	商店街リーダーの育成支援
担当課	経営支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	4
当初予算額(千円)	1,700			決算額(千円)	1,419		
事業の概要・目的	次代を担う若手商業者の養成を目的として、商業経営・商店街運営等に関する講座の開催及び塾修了者による「商い倶楽部」の実施により、商業者間のネットワークづくりを推進する取組に対し、事業費を補助する。						
数値目標など							
指標名等	講座回数						
目標	10回講座を開催	実績	10回講座を開催				

2 事業の実施結果

若手商業者の育成を目的とした講座「商い未来塾」を10回開催した。女性3名、男性23名、計26名が参加し、女性3名、男性15名、計18名が修了(※)した。 また、塾修了者による「商い倶楽部」を実施し、商業者間のネットワークづくりを推進した。 ※全10回の講座のうち、5割(5回)以上の出席者を修了者としている。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか	○	
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2) 改善点等

<改善した点>

女性の参画による経済の活性化の視点を取り入れることも重要であることから、女性の講師による講座を増やした。(1回→2回)

<課題・今後改善すべき点>

多くの若手商業者に参加いただくことが経済活性化にとって重要であることから、若手商業者に対する本事業の周知の方法を検討する必要がある。

事業名	男女共同参画の視点に立った地域の防災対策の促進
担当課	防災政策課、消防課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	5
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	地域コミュニティにおける日常の防災対策及び被災時において、女性への配慮が必要であることを、『千葉県地域防災計画』、『災害時における避難所運営の手引き』(平成21年度作成)等において位置づけ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。						
	消防団員教育						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

女性消防団員教育（１２時間）【組織制度、訓練礼式、消防操法、防火指導、救急】

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	『災害時における避難所運営の手引き』の見直しの担当者に、女性・男性双方の職員を配置した。
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）	○	
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

特になし

事業名	災害対策コーディネーターの養成・活動支援
担当課	防災政策課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	5
当初予算額(千円)	1,000			決算額(千円)	893		
事業の概要・目的	災害時にボランティア組織のとりまとめや、行政機関等との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターを養成するとともに、災害対策コーディネーターが行う啓発活動を支援する。						
数値目標など							
指標名等	開催回数						
目標	1回	実績	4回(内市町村分3回)				

2 事業の実施結果

県事業として佐倉市内で1回、市町村事業として3回（市原市2回、茂原市1回）開催し、165人が新たに災害対策コーディネーターとして登録者され、うち女性登録者は35人であった。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか	○	仕事をしている方も参加しやすいよう、土日を含む3日間で開催している。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点>

災害対策コーディネーター登録者の地域バランスを考慮し、これまで開催実績のなかった印旛地域の佐倉市内で開催した。

<課題・今後改善すべき点>

平成25年度末における災害対策コーディネーターの登録者数は635名であり、このうち女性は約20%の126名という状況である。

地域防災力の向上を図る上で女性の果たす役割は重要なことから、引き続き女性の参加しやすさを考慮した災害対策コーディネーター養成講座の実施を検討し、今後もより多くの女性防災リーダーの確保に努めてまいりたい。

事業名	県が設置する審議会等への女性登用促進
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	政策決定過程において男女が共同して参画する機会が確保されていることは、男女共同参画社会の基盤を成すものであることを踏まえ、本県における審議会等女性登用率の目標40%の達成に向けて、委員選任の事前協議手続を周知徹底する等により庁内の取組を促進する。						
数値目標など							
指標名等	県の審議会等における女性委員割合						
目標	40%	実績	27.3% (H26.4.1現在)				

2 事業の実施結果

審議会等の委員改選時に事前協議(42件)を実施するとともに、女性人材リストの提供や関係団体における女性人材の発掘を促すこと等により、女性登用率の向上に努めた。

また、7月に「千葉県が設置する審議会等への女性登用促進要綱」の改正を行ったのに合わせ、担当課に対して、女性登用を促進するよう改めて要請した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	事前協議や女性人材リストの提供により、女性登用の促進に努めた。

(2)改善点等

<改善した点>

改選の3カ月前までに、担当課に女性の登用を促す通知を送付するなどの取組を開始した。

<課題・今後改善すべき点>

女性人材の少ない分野の審議会においても女性の登用が促進されるよう、更なる女性人材の発掘が必要である。

事業名	県の女性人材リストの充実
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	2
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	2,226		
事業の概要・目的	県の審議会等委員への女性登用指標を達成するうえで、必要な事項を定め、もって政策・方針決定過程への女性の参画の促進を図る。						
数値目標など							
指標名等	千葉県女性人材リスト掲載者数						
目標	330	実績	316名				

2 事業の実施結果

県内外の各分野で活躍している女性人材情報を収集した女性人材リストの充実を図り、県及び市町村における審議会等委員の女性登用促進や男女共同参画施策を推進した。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
実施結果・効果	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
実施結果・効果	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
実施結果・効果	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2) 改善点等

<改善した点>

女性人材リストの登載者全員に情報更新を依頼し、掲載している全てのデータが最新のものとなるよう修正した。

また、市町村が保有している人材情報を活用することについて協議を進めた。

<課題・今後改善すべき点>

特に、女性人材が少ない分野である土木、建設、防災分野等の人材情報を充実させることが必要である。

事業名	女性職員の役付登用の促進
担当課	総務課、関係各課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県行政の政策・方針決定過程へ多様な視点の導入や新たな発想の取入れ等の観点から、女性職員の役付職員への登用を促進する。						
数値目標など							
指標名等	県職場の役付職員に占める女性の割合 (知事部局 係長・主査級以上)						
目標	—	実績	24.7%				

2 事業の実施結果

平成26年4月の定期人事異動において、県職場の役付職員（係長・主査級以上）に占める女性の割合は24.7%となった（前年度比+1.4ポイント）。

また、女性幹部職員の職域拡大を進め、組織の中核となるポストにも積極的に登用した。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	役付職員については、適材適所を基本に男女の区別なく登用している。

(2) 改善点等

<改善した点>

これまでと同様に、女性職員について、幅広い職域において多様な職務経験を積むことによる能力開発や、研修を通じた養成を行い、積極的な登用を図っている。

<課題・今後改善すべき点>

引き続き、職員意向調査等により、職員の個人的な事情を把握したうえで、任用や人事配置を図り、女性職員がやりがいを持って働くことのできる職場環境づくりを推進する。

事業名	女性教職員の役付登用の促進
担当課	(教)教職員課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県の施策を積極的に展開するため、職員の意欲能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を図る。 また、研修による意識改革や人材開発に努めるとともに、積極的に女性を登用していく。 管理職候補となる主任層への女性職員の積極的な登用について校長会等を通じて伝えていく。						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

校長・副校長・教頭の女性登用数は、平成23年度345名、平成24年度357名、平成25年度361名と毎年増加してきている。平成25年度の割合は12.4%で前年比0.2ポイント増となり、全国平均15.0%に徐々に近づいてきている。

H25年度末に主幹教諭として17名の女性職員が配置され、今後の学校運営への関わりに大きな期待が寄せられる。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2)改善点等

<課題・今後改善すべき点>

人事異動方針に明記している積極的な女性職員の管理職への登用を周知していくとともに、管理職希望を拡大するため、管理職への登用につながるミドルリーダとして、主幹教諭を含めた主任層への女性の登用を推進し、積極的に校務運営に携わってもらうことで、管理職登用増加につながる取組を更に進めていく。

事業名	男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	30			決算額(千円)	27		
事業の概要・目的	仕事と家庭の両立支援や女性の登用・職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内の事業所を公募により募集し、表彰を行う。 また、受賞事業所については千葉県男女共同参画推進連携会議において取組の発表等を行い、県のホームページに掲載するなど広く周知を図る。						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

6月から8月まで募集を行い、複数の事業所から応募を得た。外部委員を含む選考委員による選考会を経て、3社を奨励賞として表彰した。千葉県男女共同参画推進連携会議産業部会において、受賞事業所の取組を発表する予定である。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
実施結果・効果	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか		
実施結果・効果	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
実施結果・効果	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2) 改善点等

<改善した点>

経済団体、関係団体等へのチラシ配布に加え、直接事業所に対して、電話・訪問により事業の案内をするなど積極的な周知を図った。

<課題・今後改善すべき点>

優れた取組をしている事業所からの応募が少ないことから、事業の積極的な周知方法について更なる検討が必要である。
また、応募しやすくするために、調査票等を見直していく必要がある。

事業名	ポジティブ・アクション推進セミナーの開催
担当課	雇用労働課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	施策69、61の予算に含まれる			決算額(千円)	施策69、61の予算に含まれる		
事業の概要・目的	職場における実質的な男女の均等な待遇改善のため、一般県民、企業の人事労務担当者等を対象にセミナーを開催し、啓発に努める。						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

労働大学講座：労働大学講座の1講座として、一般県民向けポジティブアクションセミナーを開催した。 （1回開催 参加者数85名 テーマ「ワーク・ライフ・バランス・ハイパフォーマンスを目指す職場改革」） 女性の活躍促進による経済活性化研究会：女性の活躍促進に先進的な団体による団体向けセミナーを開催した。 （1回開催 参加団体12団体40名 テーマ「ウーマンズプロジェクトについて」「ウーマンズの推進について」）
--

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか	○	団体、事業者に広報を行った。労働大学は1講座のみの受講も可とした。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	参加者の男女別の集計を行った。
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	専門家、先進事例の講義により、女性の活躍の場の拡大の啓発となった。
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	専門家、先進事例の講義により、ワーク・ライフ・バランス等の啓発となった。
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	専門家、先進事例の講義により、男女参画の促進の啓発となった。

(2) 改善点等

<改善した点>

他県の女性の活躍促進に先進的な団体から講師を招き、県内経済団体、職域団体が自ら女性の活躍促進の取組を進めるための先進事例の情報共有を図ることができた。

<課題・今後改善すべき点>

経済団体、職域団体等と連携をした効果的な広報を行うことにより、参加者の増加を目指す。

事業名	農山漁村女性団体ネットワークの活動支援
担当課	担い手支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	220			決算額(千円)	181		
事業の概要・目的	農業・畜産・林業・水産業の様々な分野の女性団体によるネットワーク組織が、各分野や団体間の相互理解を深め、活動の充実を図るための研修会を開催する。						
数値目標など							
指標名等	家族経営協定締結数 農林水産業における女性による起業経営体数 女性の農業士等認証数						
目標	1,700戸 525経営体 180人	実績	1,593戸 453経営体 96人				

2 事業の実施結果

農山漁村女性団体ネットワークのリーダー会議を4回開催し、会議の活動方針、県との共催による交流会の内容等を協議した。交流会には会員62名・関係機関38名が参加し、女性の社会参画の立場からみた農林水産施策をテーマとした講演や、活動事例紹介などで会員の意識醸成を図った。また、農業委員改選のある26市町村に、女性農業委員の登用要望書を提出した。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	×	活動支援は社会参画できる女性の育成を図っているため、対象団体の構成員の女性のみを対象としています。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2) 改善点等

＜改善した点＞ 農山漁村女性団体ネットワークの幹事会であるリーダー会議の中で、ネットワークの具体的な活動内容について検討を行い、連携できる点を確認した。研修会は農林水産施策の講演会のほか、課題となっていた会員の交流のための情報交換を行った。 ＜課題・今後改善すべき点＞ 研修会はアンケートの結果を反映させて、参加者の満足度の高い研修にするため、内容の検討を行う。女性登用の要望書については実施結果の確認を行い、効果的な推進方法を検討する。

事業名	地域ごとに設置した推進組織の活動支援
担当課	担い手支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	670			決算額(千円)	347		
事業の概要・目的	各地域の推進母体である地区推進会議は、県・市町村・関係団体により構成され、各農業事務所が事務局として運営している。 農業事務所は、情報の共有化や意識啓発を図るため、会議やセミナー等を開催する。						
数値目標など							
指標名等	家族経営協定締結数 農林水産業における女性による起業経営体数 女性の農業士等認証数						
目標	1,700戸 525経営体 180人	実績	1,593戸 453経営体 96人				

2 事業の実施結果

県内10農業事務所において地区推進会議を合計14回、セミナーを14回開催した。セミナーでは、農業委員や団体役員等、地域で活躍している女性が事例発表や講演を行い、延べ579名が参加した。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2) 改善点等

<改善した点>

市町村等の関係機関の担当者が男女共同参画についての実用的な知識・情報を共有できるように各地区で幹事会、地区推進会議を行った。また、農業者やいきいきアドバイザー等と連携した取り組みを行うためにセミナーの内容を検討し、先進地の事例紹介、視察研修を行った。

<課題・今後改善すべき点>

他地区や他県での研修会等の内容や講師の情報を蓄積し、各地区ごとのニーズに合わせた研修、セミナー等の開催ができるようにデータベース化する。

事業名	農山漁村いきいきアドバイザーの活動支援
担当課	担い手支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	76			決算額(千円)	76		
事業の概要・目的	平成19年度から認証を開始した「農山漁村いきいきアドバイザー」の活動を推進する。						
数値目標など							
指標名等	家族経営協定締結数 農林水産業における女性による起業経営体数 女性の農業士等認証数						
目標	1,700戸 525経営体 180人	実績	1,593戸 453経営体 96人				

2 事業の実施結果

地区推進会議の構成員として行う、関係機関等との連携活動を支援した。また、各地区で行われた男女共同参画関係の行事での講師、事例紹介等の活動の支援を行った。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	×	女性の登用割合が特に低い農業分野において役職登用を推進するため、アドバイザー認定者の92%が女性となっています。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2) 改善点等

<改善した点>

各地域で男女共同参画推進会議の構成員として位置づけられた結果、関係機関との連携、研修会の講師など積極的にアドバイザーとしての活動が行われた。

<課題・今後改善すべき点>

アドバイザーの資質向上と情報交換を図るため県域の研修会を開催する。またアドバイザーの高齢化に伴いアドバイザーが減少していることから、今後の認証、制度等について検討する。

事業名	女性農業委員等の登用促進
担当課	農林水産部 農地・農村振興課/団体指導課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	農業において、生産者や消費者等の立場のわかる女性の力が期待されているが、政策・方針決定過程への女性の参画は依然として低水準である。農業委員会や農業協同組合における女性委員や女性役員の登用拡大を目指し、関係団体等に女性登用を要請する。						
数値目標など							
指標名等	女性農業委員数・農業協同組合の女性役員数						
目標	増加を目指します	実績	女性農業委員49名 農協女性役員33名				

2 事業の実施結果

平成25年度において、29市町村長、29市町村議会議長に対し登用の要請を行った。
 ①女性農業委員数は目標80名に対し実績49名（61.3%）であり、前年度と同数であった。
 ②農協の女性役員数は目標42名に対し実績33名（78.6%）であり、前年度比で8名増加した。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか（防災・健康分野に係るもの）		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態（情報提供、時間帯、その他の配慮（育児・介護の便宜）等）となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	市町村長等に女性農業委員登用の要請を行った。
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	女性農業委員及び農協の女性役員が増加した。

(2) 改善点等

<課題・今後改善すべき点>

- ①農業委員の女性登用の必要性の理解を深めるため、市町村長、市町村議会議長等に登用要請を引き続き丁寧に、粘り強く行っていく。
 ②女性農業委員や農業協同組合の女性役員の候補者の増加等、人材確保を図るため、農業委員会や農業協同組合に対し、千葉県農業会議等とも連携して普及啓発を要請していく。

事業名	生涯を通じた健康づくりへの支援
担当課	健康福祉部 健康づくり支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅲ	基本的な課題	7	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	7,953			決算額(千円)	6,416		
事業の概要・目的	①生涯を通じた健康づくりの促進のため、生活習慣病の予備群・有病者を減少させるための人材育成 ②企業等との連携により学童期の子どもと子どもを取り巻く大人に対して、正しい生活習慣の実践と定着化を図る。 ③健康相談、健康教室を実施するほか、年齢や性別等一人ひとりの違いに応じた保健・医療が受けられるよう、保健医療従事者等研修会を実施し、生涯を通じた健康づくりを推進する。 ④県民一人ひとりが自発的に健康づくりに取り組むよう働きかけるとともに、社会全体が取り組みを支援していく機運を醸成するための普及啓発						
数値目標など							
指標名等	特定健康診査の受診率(市町村国保)						
目標	70%(34年度)	実績	35.7%(24年度)				

2 事業の実施結果

・生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を効果的に実施するため、当該事業に従事する医療保険者等の保健師、管理栄養士等の専門職を対象に研修会を11回計696人に実施した。

・子どもが野菜を多く摂取でき、忙しく働く親世代が短時間で調理できるレシピを応募してもらう「カンタン!!野菜たっぷり!!ヘルシー料理コンテスト」を企業等と連携して行い、家族ぐるみでの野菜摂取量の増加と正しい生活習慣の実践を働きかけた。(応募総数107件)

・女性のための健康相談(参加者:326人)や男性のこころと身体の健康相談(参加者:171人)の実施、及び性差を考慮した健康教室を22回(参加者:2,692人)実施したほか、保健医療従事者研修会を5回(参加者:224人)開催し、生涯を通じた健康づくりを推進した。

・健康づくりに関する県民の意識を高め、自発的な健康づくりを促すため「健康ちば推進県民大会」(参加者231人)を開催した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)	○	性差に配慮した内容にしている。
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	参加者や相談者等が利用しやすい開催日などに設定している。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	一部
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点>

・研修等については、引き続き性別を問わず参加できる内容とし、平成25年度においては若い世代(高校生、専門学校生)を中心に健康教育事業を積極的に実施した。

<課題・今後改善すべき点>

・特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施に向け、受診率を高め重症化予防することができるよう医療保険者を支援していく。

事業名	総合的な自殺対策の推進
担当課	健康福祉部 健康づくり支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅲ	基本的な課題	7	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	186,741		
事業の概要・目的	平成24年には、県内において1,242名の方が自殺により命を絶っていることを踏まえ、平成25年度は、市町村及び民間団体の協力を得て、相談事業や、人材養成事業などの自殺防止に関する各種事業に取り組んだ。 また自殺対策についての啓発を図るため、交通機関に自殺予防ポスターの掲示をしたほか、市町村等へマニュアルやパンフレットの配布を行ったほか、街頭で啓発品を配布した。 自殺対策のための相談や啓発事業を実施する市町村や団体に対して、県から補助金を交付した。						
数値目標など							
指標名等	自殺死亡率 (人口動態統計に基づく人口10万人当りの自殺者数)						
目標	減少を目指します	実績	H25年 男28.5 女11.3				

2 事業の実施結果

・利用しやすい相談窓口の開設 夜間や休日などに対面相談を受けることができる窓口を開設した。 ・自殺対策普及啓発事業委託 自殺防止の対応についての啓発を図るため、民間のアイデアを活用し、委託事業として交通広告、ポスターによる啓発事業を展開した。 ・自殺対策緊急強化基金補助金 市町村及び民間団体が行う啓発、相談事業に対する補助金を交付した。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)	○	計画の策定等に当たり、自殺者は男性が多いことを配付資料等により説明した。
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	相談窓口について、就業者が利用しやすいよう夜間及び休日に開設している。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	窓口利用者についての性別データ有
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<改善した点>

- ①自殺者は中高年の男性が多いことから、日曜日や夜間に相談を受けることができる「ちばこころのキャッチ」の広報やチラシの配布に努めた。
- ②26年3月に自殺対策パンフレットを刷新したが、各種の相談先として、「男性のための相談窓口」と「女性のための相談窓口」を併せて掲載した。
- ③街頭啓発キャンペーンを実施し、男女の別に関係なく啓発品を配布した。

<課題・今後改善すべき点>

内閣府の発表によれば、平成25年の県内自殺者は前年と比較して人数で27人、率にして2.2%の減少となった。しかしながら、依然として1,215人の方が、自らがかけがいのない命を絶っている。今後も、効果的な自殺対策を講じ、男女に関係なく自殺者を減少させてまいりたい。

事業名	総合的ながん対策の推進
担当課	健康福祉部 健康づくり支援課

1 事業の概要

基本目標		Ⅲ	基本的な課題	7	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)		196,875			決算額(千円)		190,720	
事業の概要・目的		がん対策に係る普及啓発を中心に県民、医療・福祉関係者、民間企業、行政が協力しながら、総合的・計画的にがん対策を推進します。						
数値目標など								
指標名等		がん検診の受診率						
目標	増加を目指します。	実績	女性大腸がんを除き、全体的に減少。 胃 女性32.2% 男性39.9% 肺 女性36.4% 男性42.8% 大腸 女性35.3% 男性36.0% 子宮 女性32.3% 乳 女性35.1%					

2 事業の実施結果

がん対策に係る普及啓発を中心に県民、医療・福祉関係者、民間企業、行政が協力しながら、総合的・計画的にがん対策を推進した。

- ・がん予防展2回(延10,107人来場) ・がん講演会2回(357人参加)
- ・がん検診推進員育成講習会13回(475名受講)
- ・乳がん啓発ピンクリボンキャンペーン2回等

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)	○	女性に多い乳がんの検診受診促進のためピンクリボンキャンペーンを実施。
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	予防展、講演会やキャンペーンを休日の日中に開催。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	参加者アンケートにより男女別データを収集している。
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<改善した点>

がん講演会では、男女ともに参加していただけるよう、がんの種類を特定せずに健康落語を取り入れた講演や、がんの精神的な痛みについて専門医師の講演を開催したことから、男女ともに多くの申し込みがあり、がんに関する知識を深めていただくことができた。

市町村担当者研修会において、がん検診事業に先進的に取り組んでいる自治体からの講演、事例紹介を通じて、受診率向上に向けた具体的な取組について理解を深めることができた。

<課題・今後改善すべき点>

がん講演会は60歳以上の女性の参加が多いが、がんの罹患率が増え始める40歳代以上へのがん予防、がん検診の普及啓発を図っていく必要があることから、今後は働く世代の男女の参加が増えるよう内容を検討していきたい。

**第3次千葉県男女共同参画
計画に記載されている
指標の平成25年度実績**

第3次千葉県男女共同参画計画に位置付けた指標一覧

目標Ⅰ 男女がともに人として尊ばれる社会づくり

番号	指標名	計画策定時の状況 (平成21年度)	現状 (平成25年度)	H27 (目標年度)
1	社会全体で男女平等と感じる人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 9.1% 男性 19.4%	平成26年 に調査	増加を目指します
2	女性の権利に関する法制度の認知度 ①男女共同参画社会基本法 ②男女雇用機会均等法 ③女子差別撤廃条約 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	① 43.8% ② 88.8% ③ 29.9%	平成26年 に調査	増加を目指します
3	学校教育の場で男女平等と感じる人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 58.6% 男性 66.5%	平成26年 に調査	増加を目指します
4	DVが人権侵害であると認識する人の割合	女性 72.7% 男性 70.2%	平成26年 に調査	増加を目指します
5	要保護児童対策地域協議会の設置市町村数	48市町村 (H22)	53市町村 (H26.4.1)	全市町村 (H26)
6	職場等のセクシュアル・ハラスメントを人権侵害と感じる者の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 75.3% 男性 71.0%	平成26年 に調査	増加を目指します

目標Ⅱ 男女がともに輝く環境づくり

番号	指標名	計画策定時の状況 (平成21年度)	現状 (平成25年度)	H27 (目標年度)
7	社員いきいき！元気な会社宣言会社数	356社	535社	800社
8	家族経営協定締結数	1,175戸	1,593戸	1,700戸
9	農林水産業における女性による起業経営体数	408経営体	453経営体	525経営体
10	女性の農業士等認証数	82人	96人	180人
11	離職者等を対象とした職業訓練受講者数	1,474人	3,616人	7,200人 (累計)
12	育児休業取得率(男性職員)	知事部局 3.4% 教育庁 1.7%	知事部局 5.0% 教育庁 0.6%	50%
13	子どもが生まれる前後の期間の連続休暇取得率(男性職員)	知事部局 — 教育庁 —	知事部局 53.3% 教育庁 62%	80%
14	子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合 (子育てアンケート)	68.6%	75.9%	80% (H26)
15	保育所の待機児童数が50人以上の市町村数	4市町村 (H21.4.1)	5市町村 (H25.4.1)	0市町村 (H27.4.1)
16	県の審議会等における女性委員割合	27.0% (H22.4.1)	27.3% (H26.4.1)	40%
17	県職場の役付職員に占める女性の割合 (知事部局 係長・主査級以上)	21.5% (H22)	24.7% (H26)	25%
18	農業協同組合の女性役員数	10人	33人	42人
19	女性農業委員数	21人	49人	80人

目標Ⅲ 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり

番号	指標名	計画策定時の状況 (平成21年度)	現状 (平成25年度)	H27 (目標年度)
20	自殺死亡率 (人口動態統計に基づく人口10万人当りの自殺者数)	女性12.2 男性31.6 (H21年)	女性11.3 男性28.5 (H25年)	女性10.1 男性25.1 (H28年)
21	がん検診の受診率 (生活習慣に関するアンケート調査)	胃がん 女性38.7% 男性45.5% 肺がん 女性43.4% 男性48.8% 大腸がん 女性33.8% 男性36.5% 子宮がん 女性34.1% 乳がん 女性37.2%	胃がん 女性32.2% 男性39.9% 肺がん 女性36.4% 男性42.8% 大腸がん 女性35.3% 男性36.0% 子宮がん 女性32.3% 乳がん 女性35.1%	50%以上 (H28年)
22	NICUの設置数	108床 (H22. 5)	123床	130床
23	障害者就業・生活支援センター設置数	11か所 (H22)	15	16か所
24	障害者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数	310人	237人	1,900人 (累計)
25	母子自立支援プログラムの ①実施市数 ②郡部の策定件数	①8市 ②9件	①4市 ②1件 (H25)	①20市 ②50件 (H26)
26	母子家庭等日常生活支援事業の実施市町村数	7市	6市	20市町村 (H26)
27	母子家庭の母等に対する職業訓練受講者数	33人	離職者等を対象とした職業訓練事業へ統合	220人 (累計)

○推進体制○

番号	指標名	計画策定時の状況 (平成21年度)	現状 (平成25年度)	H27 (目標年度)
28	千葉県男女共同参画地域推進員設置市町村数	37市町村 (H22.9.1)	43市町村 (H26.3.31)	全市町村
29	男女共同参画計画策定市町村数	34市町 (H22.4.1)	37市町村 (H26.4.1)	全市町村

第3次千葉県男女共同参画計画 関係事業

**平成25年度予算額及び決算額・
25年度と26年度の予算の比較**

第3次千葉県男女共同参画計画関係事業 平成25年度予算額・決算額

(単位:千円)

		平成25年度			
		2月補正予算額	内再掲(※)	決算額	内再掲(※)
I	男女がともに人として尊ばれる社会づくり	1,394,541	0	1,451,828	0
	1 男女共同参画への意識づくり	26,171	0	25,545	0
	①あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進	25,285		24,712	
	②男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供	886		833	
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	514,440	0	504,488	0
	①学校教育・社会教育等における男女共同参画の促進	514,410		504,460	
	②多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実	30		28	
	3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	853,930	0	921,795	0
	①性に基づくあらゆる暴力の根絶	263,195		244,355	
	②性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり	40,325		131,306	
	③メディアにおける女性や子どもの人権への配慮	550,410		546,134	
II	男女がともに輝く環境づくり	203,659,071	2,784	173,439,290	2,053
	4 労働の場における男女共同参画の促進	191,137,143	0	162,146,718	0
	①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	9,114		8,406	
	②農林水産業における男女共同参画の促進	3,775		2,875	
	③自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援	190,024,306		161,223,029	
	④再就職希望者に対する支援	1,099,948		912,408	
	⑤多様な働き方に対する支援	0		0	
	5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進	12,518,412	1,878	11,289,370	1,449
	①ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進	558	350	118	54
	②子育て・介護への支援	12,506,400		11,280,868	
	③働く男女の健康確保のための環境整備	2,280		1,540	
	④家庭生活における男女共同参画の促進	58		63	
	⑤地域活動における男女共同参画の促進	9,116	1,528	6,781	1,395
	6 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	3,516	906	3,202	604
	①政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	3,171	906	2,857	604
	②女性の能力の発揮への支援	345		345	
III	男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり	3,094,645	0	3,165,876	0
	7 生涯を通じた健康づくりの促進	1,663,739	0	1,506,881	0
	①生涯を通じた男女の健康支援の促進	482,927		445,058	
	②妊娠・出産等に関する健康支援	1,180,812		1,061,823	
	8 誰もが安心して暮らせる環境の整備	1,430,906	0	1,658,995	0
	①高齢者・障害者の自立した生活に対する支援	482,276		294,880	
	②ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応	933,650		1,350,517	
	③外国人が安心して暮らせる環境づくり	14,980		13,598	
	計	208,148,257	2,784	178,056,994	2,053
A	小計(再掲を除いた合計)	208,145,473		178,054,941	
IV	推進体制	6,015	3,596	5,288	3,125
	推進体制	6,015	3,596	5,288	3,125
	計				
B	小計(再掲を除いた合計)	2,419		2,163	
	総計(A+B)	208,147,892		178,057,104	

※再掲の欄の金額については、一度前の課題で出ているものについて記載してあります。

第3次千葉県男女共同参画計画関係事業 平成25年度、26年度当初予算額比較

(単位:千円)

		平成25年度		平成26年度	
		当初予算額	内再掲(※)	当初予算額	内再掲(※)
I 男女がともに人として尊ばれる社会づくり		1,522,632	0	1,608,706	0
1	男女共同参画への意識づくり	27,449	0	27,656	0
	①あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進	26,538		25,579	
	②男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供	911		2,077	
2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	515,346	0	590,959	0
	①学校教育・社会教育等における男女共同参画の促進	515,316		590,929	
	②多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実	30		30	
3	あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	979,837	0	990,091	0
	①性に基づくあらゆる暴力の根絶	257,929		283,490	
	②性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり	145,922		140,891	
	③メディアにおける女性や子どもの人権への配慮	575,986		565,710	
II 男女がともに輝く環境づくり		174,364,277	3,343	205,672,771	3,154
4	労働の場における男女共同参画の促進	161,495,852	0	191,305,876	0
	①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	8,624		9,008	
	②農林水産業における男女共同参画の促進	3,985		3,690	
	③自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援	160,024,306		190,024,306	
	④再就職希望者に対する支援	1,458,937		1,268,872	
	⑤多様な働き方に対する支援	0		0	
5	ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進	12,867,035	2,377	14,363,567	2,388
	①ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進	670	350	440	280
	②子育て・介護への支援	12,853,400		14,351,000	
	③働く男女の健康確保のための環境整備	2,697		2,179	
	④家庭生活における男女共同参画の促進	63		33	
	⑤地域活動における男女共同参画の促進	10,205	2,027	9,915	2,108
6	政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	1,390	966	3,328	766
	①政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	996	966	3,020	766
	②女性の能力の発揮への支援	394		308	
III 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり		4,398,813	0	4,459,874	0
7	生涯を通じた健康づくりの促進	1,692,261	0	1,936,592	0
	①生涯を通じた男女の健康支援の促進	284,237		330,731	
	②妊娠・出産等に関する健康支援	1,408,024		1,605,861	
8	誰もが安心して暮らせる環境の整備	2,706,552	0	2,523,282	0
	①高齢者・障害者の自立した生活に対する支援	516,247		574,202	
	②ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応	2,173,247		1,933,206	
	③外国人が安心して暮らせる環境づくり	17,058		15,874	
計		180,285,722	3,343	211,741,351	3,154
A 小計(再掲を除いた合計)		180,282,379		211,738,197	
IV 推進体制		7,430	4,594	7,442	4,695
	推進体制	7,430	4,594	7,442	4,695
計					
B 小計(再掲を除いた合計)		2,836		2,747	
総計(A+B)		180,285,215		211,740,944	

※再掲の欄の金額については、一度前の課題で出ているものについて記載してあります。

千葉県 男女共同参画センター 事業一覧

第3部

千葉県男女共同参画センター事業一覧

事業名		事業内容	H25年度 実施状況	H26年度 実施計画
(1)相談事業				
女性のための総合相談	一般相談	(電話) 火～日曜日 9:30～16:00 (面接) 電話相談のあと、希望に応じて受付	実施 相談件数 5,689件	実施
	専門相談(予約制)	(カウンセリング) 面接相談のあと、希望に応じて受付 (法律相談) 毎月第4木曜日 13:00～16:00 (こころの相談) 毎月第3火曜日 13:00～16:00	実施 相談件数 659件	実施
男性のための総合相談	一般相談	(電話) 火・水曜日 16:00～20:00	実施 相談件数 347件	実施
	専門相談(予約制)	(カウンセリング) 電話相談のあと、希望に応じて受付	実施 相談件数 115件	実施
DV被害者等自立支援サポート事業		DV被害者の心の回復を図り、自分らしい生活を取り戻すことができるよう、同じような体験をしたDV被害者や支援者との交流の場を提供するとともに、法律や就職講座など自立を支援する講座を実施する。	実施 講座 12回 グループワーク 6回	実施
(2)広報・啓発事業				
情報誌の発行		男女共同参画を推進するため、千葉県男女共同参画センターの事業や男女共同参画に関する情報等を掲載した情報誌「eパートナーちば」発行する。	15,000部×2回	15,000部×2回
男女共同参画センターフェスティバル&ネットワーク会議		県民に男女共同参画への理解を深めてもらうとともに、民間団体と県民の交流・学習の場を提供し、男女共同参画社会づくりに向けた機運を高めること目的に、講演会、ワークショップなどを実施する。	実施 1日間 午前：講演会 午後：ワークショップ ネットワーク会議 延べ参加者 549名	実施 1日間 午前：講演会 午後：ワークショップ ネットワーク会議
ホームページ等による広報・啓発		男女共同参画に関する情報、センター事業内容、講座情報及びイベント情報等をホームページに随時掲載し、県民に情報を提供する。	通年	通年
(3)学習・研修事業				
女性リーダー養成講座		地域活動又は政策・方針決定過程の場などにおいて、自らの能力を十分に発揮し、男女共同参画の視点をもって活躍する女性人材を養成することを目的に連続講座を実施する。	実施 5回 延べ受講者 79名	実施
各種講座		男女共同参画シンポジウム、大学との連携セミナー・地域団体との連携セミナーを実施する。	シンポジウム 220名 大学との連携セミナー 235名 地域団体との連携セミナー 60名	シンポジウム、大学との連携・専門講座、地域団体等との連携・専門講座として、年間3回実施

事業名		事業内容	H25年度 実施状況	H26年度 実施計画
(4)市町村支援事業				
男女共同参画地域推進員の活動支援	千葉	パパ・じいじいっしょにあそぼ！	実施 1回 参加者 36名	実施
		市原市有秋幼稚園の皆さんと男女共同参画を考える会	実施 1回 参加者 33名	
		男女共同参画研修会 (市原市男女共同参画推進フォーラム参加)	実施 1回 参加者 8名	
	葛南	“好き”を仕事にする ～あなたの“なりたい！”を応援するセミナー～	実施1回 参加者 132名	
		—ハンサムウーマン—新島八重の生き方	実施1回 参加者 38名	
		男女共同参画研修会 (市原市男女共同参画推進フォーラム参加)	実施 1回 参加者 3名	
	東葛飾	安心・安全な暮らしと万が一の事態に備えて	実施1回 参加者 30名	
		がんばりすぎない人生を送ってみませんか？	実施1回 参加者 45名	
	北総	今でしょ！地域で子育て応援隊	実施1回 参加者 195名	
		あなたの未来のために今伝えたいこと	実施1回 参加者 460名	
	海匝・山武	地域主体のまちづくり—発想と実践— ～あなたのまちで今すぐにできることばかり～	実施1回 参加者 195名	
		啓発のための新聞 「男女共同参画だより」の発行	発行1回	
	東上総	生徒とともに身近な男女共同参画を考える (勝浦市立興津中学校)	実施1回 参加者 96名	
		描けてますか人生設計	実施1回 参加者 107名	
	南房総	男女(みんな)で考える防災対策 ～女性の視点だから気づくこと～	実施1回 参加者105名	
		生徒とともに身近な男女共同参画を考える (君津市立周西南中学校)	実施1回 参加者 292名	
男女共同参画センター等連絡会議の開催		県内の男女共同参画関連施設及び設置市町村の担当者が一堂に会し、事業内容・情報の交換や共有、連携について検討する。	実施 1日間	実施
(5)交流・活動支援事業				
男女共同参画関係団体・グループ間の交流促進支援	民間団体等との連携・協働により地域の男女共同参画を推進するため、団体間の自主的な交流や幅広いネットワークづくりを推進する。		通年	通年
会議室の貸出	千葉県男女共同参画センターが管理する会議室(2部屋)を男女共同参画に関する会議、研修、交流等のために貸し出す。		通年	通年
(6)情報収集・提供事業				
情報の収集・提供	男女共同参画に関する図書・ビデオ、行政資料等を収集・整理し、情報コーナーにおいて貸出又は閲覧に供する。		蔵書 約6,000冊	実施

千葉県男女共同参画センター

アナタの“自分らしく生きたい”を応援します！

事業内容

- ➡ 講座・フェスティバルの開催
- ➡ 相談事業
- ➡ 情報誌の発行
- ➡ 情報コーナーの運営
- ➡ 会議室の貸出

開館時間

火～金曜日 9時～21時

土日・祝日 9時～17時

休館日 月曜日（祝日の場合は翌火曜日が休館）、年末年始

女性のための総合相談

04-7140-8605

火～日 9:30～16:00

男性のための総合相談

043-285-0231

火・水 16:00～20:00

- ➡ 祝日・年末年始は休み。月曜日が祝日の場合、翌日は休みとなります。
- ➡ 電話相談のあと、希望に応じて面接相談、専門相談が受けられます。（予約制）
- ➡ 料金無料・秘密厳守

所在地

〒263-0016

千葉市稲毛区天台 6-5-2

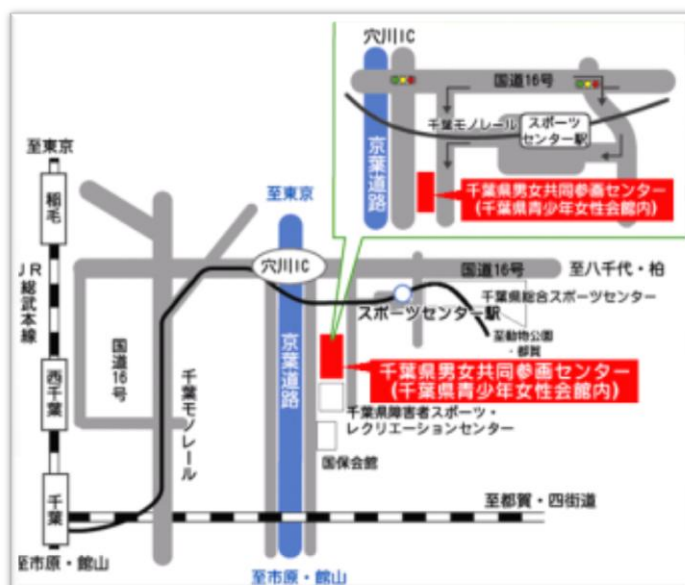
（千葉県青少年女性会館 2 階）

TEL 043-252-8036

FAX 043-252-8037

- ➡ 鉄道
千葉モノレール「スポーツセンター駅」
下車徒歩 4 分

- ➡ バス
JR 稲毛駅東口 1 番乗り場から京成バス
「草野車庫行」 「スポーツセンター駅」下車徒歩 4 分



千葉県マスコット
キャラクター チーパくん



男女共同参画社会をめざして



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

平成 2 6 年度 千葉県男女共同参画白書 平成 2 7 年 2 月

編集・発行 千葉県総合企画部男女共同参画課

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1

TEL 043-223-2372

FAX 043-222-0904

Eメール kyodo1@mz.pref.chiba.lg.jp

URL <http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/index.html>